

令和
5年度



The top section of the cover features two main illustrations. On the left, a 3D isometric view of a city with various buildings, green spaces, and a large orange circular arrow pointing clockwise around it. On the right, a group of five people in business attire are seated around a long white table, engaged in a meeting. A speech bubble is positioned above them.

企業支援施策 ガイドブック

Shimane Prefecture Business Support Measures Guidebook 2023



The bottom section of the cover features two people in business attire sitting on large, colorful cylindrical blocks. A woman in a black suit sits on a blue block, and a man in a dark suit sits on an orange block. They are connected by thin lines to other blocks: a teal block above the woman, a pink block above the man, and a red block below the man. A large red arrow points upwards from the bottom left corner.

島根県

企業支援施策ガイドブック 目次インデックス

| | 目 的 | ペ ー ジ | 経営一般 | | | | | |
|----|---------------------------|-------------|------------------|-----------------------|--------|---------------------------------|----------------------------|--|
| | | | 運 転 資 金 | 設 備 の 導 入 | 相 談 | 情 報 収 集 ・ 提 供 | 専 門 家 の 派 遣 | |
| A | 金融制度 | | | | | | | |
| 1 | 中小企業制度融資 | 1 | ● | ● | | | | |
| 2 | 中小企業育成振興資金 | 3 | ● | ● | | | | |
| 3 | まち・ひと・しごと創生資金 | 4 | | | | | | |
| 4 | 信用保証 | 5 | ● | ● | ● | | | |
| 5 | 日本政策金融公庫の融資制度 | 7 | ● | ● | | | | |
| 6 | 商工組合中央金庫の事業資金融資 | 10 | ● | ● | | | | |
| 7 | 中小企業高度化資金貸付事業 | 11 | | ● | | | | |
| 8 | 設備貸与事業 | 12 | | ● | | | | |
| 9 | 立地関係資金 | 13 | ● | ● | | | | |
| 10 | 林業・木材産業改善資金 | 14 | | ● | | | | |
| 11 | 木材産業等高度化推進資金 | 16 | ● | | | | | |
| 12 | 林業就業促進資金 | 17 | | | | | | |
| B | 相談窓口・情報提供 | | | | | | | |
| 1 | 島根県産業技術センター | 19 | | | | | | |
| 2 | 商工会議所・商工会 | 22 | | | ● | | | |
| 3 | 島根県中小企業団体中央会 | 22 | | | ● | | | |
| 4 | しまね産業振興財団（相談窓口・情報提供） | 23 | ● | ● | ● | ● | ● | |
| 5 | 石見産業支援センター「いわみぷらっと」 | 27 | ● | ● | ● | ● | ● | |
| 6 | しまねソフト研究開発センター（ITOC） | 28 | | | ● | ● | ● | |
| 7 | 島根県信用保証協会 | 29 | | | ● | | | |
| 8 | 経営安定特別相談室 | 30 | | | ● | | | |
| 9 | 島根県中小企業活性化協議会 | 30 | | | ● | | | |
| 10 | 事業承継推進コーディネーター・事業承継推進員 | 31 | | | ● | | ● | |
| 11 | 島根県事業承継・引継ぎ支援センター | 32 | | | ● | | ● | |
| 12 | しまね産業振興財団（販路開拓） | 33 | | | ● | ● | | |
| 13 | 食品衛生・食品表示相談窓口 | 34 | | | ● | | ● | |
| 14 | しまね海外ビジネスサポートセンター | 35 | | | ● | ● | ● | |
| 15 | しまね産業振興財団（国際取引支援） | 36 | | | ● | ● | | |
| 16 | ジェットロ | 37 | | | ● | ● | ● | |
| 17 | 島根・ビジネスサポート・オフィス（タイ バンコク） | 39 | | | ● | ● | | |

| | 目 的 | ペ ー ジ | 経営一般 | | | | | |
|----|--|-------------|------------------|-----------------------|--------|---------------------------------|----------------------------|---|
| | | | 運 転 資 金 | 設 備 の 導 入 | 相 談 | 情 報 収 集 ・ 提 供 | 専 門 家 の 派 遣 | |
| | 施 策 | | | | | | | |
| 18 | 食品輸出商談会の開催・海外現地コーディネーター（食品分野） | 40 | | | ● | ● | | |
| 19 | しまね知的財産総合支援センター | 41 | | | ● | ● | ● | |
| 20 | 労働相談窓口（国・県） | 42 | | | ● | | | |
| 21 | 労働条件相談ほっとライン（0120-811-610） | 44 | | | ● | | | |
| 22 | 島根県職業能力開発協会 | 45 | | | ● | ● | ● | |
| 23 | （独）高齢・障害・求職者雇用支援機構島根支部 高齢・障害者業務課 | 45 | | | ● | ● | | |
| 24 | （独）高齢・障害・求職者雇用支援機構島根支部 生産性向上人材育成支援センター | 46 | | | | | | |
| 25 | 外国人材雇用情報提供窓口 | 47 | | | ● | ● | | |
| 26 | 外国人労働者の雇用管理等に関する相談支援 | 48 | | | ● | | | |
| 27 | （公財）産業雇用安定センター | 48 | | | ● | | | |
| 28 | （独）高齢・障害・求職者雇用支援機構島根支部 島根障害者職業センター | 49 | | | | | | |
| 29 | 障害者就業・生活支援センター | 50 | | | ● | ● | | |
| 30 | 中高年齢者就職支援窓口 ミドル・シニア仕事センター | 51 | | | ● | ● | | |
| 31 | 女性就職相談窓口 レディース仕事センター | 51 | | | | | | |
| 32 | 働く人の「こころの耳 電話相談」（0120-565-455） | 52 | | | ● | | | |
| 33 | 治療と仕事の両立支援 | 53 | | | ● | | ● | |
| 34 | 島根働き方改革推進支援センター | 54 | | | ● | | ● | |
| 35 | 島根県立図書館のビジネス・就業支援 | 55 | | | | ● | | |
| C | 専門家派遣 | | | | | | | |
| 1 | 経営・技術強化支援事業（エキスパートバンク） | 57 | | | | | | ● |
| 2 | 事業継続力強化アドバイザー派遣事業 | 58 | | | | | | ● |
| 3 | 中小企業119（専門家派遣事業） | 59 | | | | | | ● |
| 4 | きょうかい専門家派遣事業「結（ゆい）」 | 60 | | | | | | ● |
| 5 | ものづくりアドバイザー派遣 | 61 | | | | | | ● |
| 6 | デジタル導入支援者による伴走支援（IT専門家派遣） | 62 | | | | | | ● |
| 7 | ECOアドバイザー派遣事業（しまねエコライフ推進会議事業者部会事業） | 63 | | | | | | ● |
| 8 | スモール・ビジネス育成支援事業 アドバイザー派遣 | 64 | | | ● | ● | ● | |
| 9 | 採用に関する専門家の派遣 | 65 | | | | | | ● |
| 10 | 一般事業主行動計画 策定支援アドバイザーの無料派遣 | 66 | | | | | | ● |
| D | イベント・展示会等 | | | | | | | |
| 1 | 戦略的取引先確保推進事業 | 67 | | | | | | |

| | 目 的 | ペ ー ジ | 経営一般 | | | | |
|----|--|-------------|------------------|-----------------------|--------|---------------------------------|----------------------------|
| | | | 運 転 資 金 | 設 備 の 導 入 | 相 談 | 情 報 収 集 ・ 提 供 | 専 門 家 の 派 遣 |
| | 施 策 | | | | | | |
| 2 | 食品展示商談会の開催・出展支援 | 68 | | | | | |
| 3 | アンテナショップの活用 | 69 | | | ● | ● | |
| 4 | 合同企業説明会 | 70 | | | | | |
| 5 | 開発ソフトウェア・サービス販路拡大支援事業 | 71 | | | | | |
| E | 商工関係補助金等 | | | | | | |
| 1 | 新たな日常に対応したもののづくり産業販路拡大支援事業 | 73 | | | | | |
| 2 | ものづくり産業生産プロセス変革等支援事業助成金 | 75 | | ● | | | |
| 3 | 飲食・商業・サービス業新事業展開支援事業 | 76 | | ● | | | |
| 4 | 飲食・商業・サービス業等エネルギーコスト削減対策緊急支援事業 | 77 | | ● | | | |
| 5 | 中小企業団体経営基盤緊急強化支援事業 | 78 | | ● | | | |
| 6 | しまね中核的食品製造企業育成事業 | 79 | | ● | | | ● |
| 7 | 地域産品販路拡大活動支援事業 | 80 | | | | | |
| 8 | 事業承継新事業活動等支援事業（補助金） | 81 | | | | | |
| 9 | 産業廃棄物3R技術開発事業費補助金 | 82 | | | | | |
| 10 | 産業廃棄物3R推進施設等整備費補助金 | 83 | | ● | | | |
| 11 | しまねグリーン製品認定・普及促進事業 | 84 | | | | | ● |
| 12 | しまねオープンイノベーション推進助成事業 | 85 | | | | | |
| 13 | IT活用サービス創出シード支援事業[リサーチ・インタビュー支援事業] | 86 | | | | | |
| 14 | IT活用サービス創出シード支援事業[プロトタイプ検証支援事業] | 87 | | | | | ● |
| 15 | IT活用サービス創出シード支援事業[サービス・製品開発支援事業] | 88 | | | | | ● |
| 16 | 試作・技術開発支援助成金 | 89 | | | | | |
| 17 | 特定通信費補助金 | 90 | | | | | |
| 18 | 浜田港国際定期コンテナ航路利用促進事業補助金 | 92 | | | | | |
| 19 | 浜田港トライアル輸出入支援事業補助金 | 93 | | | | | |
| 20 | しまね海外展開支援助成金 | 94 | | | | | |
| 21 | 島根県伝統工芸品展示会・見本市出展及び専門家招聘事業費補助金 | 95 | | | | | ● |
| 22 | 国際規格等取得促進助成事業 | 96 | | | | | |
| 23 | ふるさとのものづくり支援事業 | 97 | | | | | |
| 24 | 地域商業等支援事業 | 98 | | | | | |
| 25 | 地域課題解決型しまね起業支援事業 | 100 | | | | | |
| 26 | エコアクション21認証取得促進事業(しまねエコライフ推進会議事業者部会事業) | 101 | | | | | |

| 創業・ベンチャー・ 経営革新 | | | | | 技術 開発 | IT | 商業 | 雇用・人材 | | | | | 環境・エ ネルギー | | 企 業 再 生 | コ ミ ュ ニ ティ ス モ ー ル ビ ジ ネ ス 等 | 企 業 誘 致 工 場 建 設 | 観 光 | | | |
|-----------------------|------------------|------------------|---------------------------------|------------------|----------------------------|----------------------------|------------------|----------------------------|------------------|-----------------------|----------------------------|-----------------------|---|----------------------------|-----------------------|---|--------------------------------------|-------------|--|---|----|
| 創 業 事 業 化 | 事 業 継 承 | 経 営 革 新 | パ ー ト ナ ー 探 し | 海 外 展 開 | 受 注 販 路 拡 大 | 研 究 技 術 開 発 | 特 許 活 用 | 情 報 機 器 導 入 | I T 活 用 | 商 業 活 性 化 | 従 業 員 の 雇 用 | 再 就 職 支 援 | 社 員 教 育 ・ 人 材 育 成 | 雇 用 環 境 整 備 | 子 育 て 支 援 | 再 エ ネ ・ 省 エ ネ | 環 境 保 全 | I S O | | | |
| | | | | | ● | | | | | | | | | | | | | | | | 2 |
| | | | | | ● | | | | | | | | | | | | | | | | 3 |
| | | | | | | | | | | | ● | | | | | | | | | | 4 |
| | | | | | ● | | | | ● | | | | | | | | | | | | 5 |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | E |
| | | | | | ● | | | | | | | | | | | | | | | | 1 |
| | | | | | | | | ● | | | | | | | | | | | | | 2 |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | 3 |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | ● | | | | 4 |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | ● | | | | 5 |
| ● | | | | | ● | | | | | | | | | | | | | | | | 6 |
| | | | | | ● | | | | | | | | | | | | | | | | 7 |
| ● | ● | ● | | | | | | | | | | | | | | | | | | | 8 |
| | | | | | | ● | | | | | | | | | | | | ● | | | 9 |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | ● | | | 10 |
| | | | | | ● | | | | | | | | | | | | | ● | | | 11 |
| ● | | ● | | | ● | ● | | | | | | | | | | | | | | | 12 |
| ● | | | | | | | | | ● | | | | | | | | | | | | 13 |
| ● | | | | | ● | | ● | | ● | | | | | | | | | | | | 14 |
| ● | | | | | ● | | ● | | ● | | | | | | | | | | | | 15 |
| | | | | | | ● | | | ● | | | | | | | | | | | | 16 |
| | | | | | | | | | ● | | | | | | | | | | | | 17 |
| | | | | ● | | | | | | | | | | | | | | | | | 18 |
| | | | | ● | | | | | | | | | | | | | | | | | 19 |
| | | | | ● | ● | | | | | | ● | | | | | | | | | | 20 |
| | | | | ● | | | | | | | | | | | | | | | | | 21 |
| | | | | ● | | | | | | | | | | | | | | | | | 22 |
| | | | | ● | ● | | | | | | | | | | | | | | | | 23 |
| ● | ● | | | | | | | | | ● | | | | | | | | | | ● | 24 |
| ● | | | | | | | | | | ● | | | | | | | | | | ● | 25 |
| | | | | | | | | | | | | | | | | ● | | | | | 26 |

| | 目 的 | ペ ー ジ | 経営一般 | | | | | |
|----|--|-------------|------------------|-----------------------|--------|---------------------------------|----------------------------|--|
| | | | 運 転 資 金 | 設 備 の 導 入 | 相 談 | 情 報 収 集 ・ 提 供 | 専 門 家 の 派 遣 | |
| | 施 策 | | | | | | | |
| 27 | 中小企業等外国出願支援事業 | 102 | | | | | | |
| 28 | 島根県ヘルステックビジネス事業化支援事業 | 103 | | | | | | |
| 29 | データ活用型サービス創出支援事業 | 104 | | | | | | |
| 30 | ものづくり産業脱炭素化促進事業助成金 | 105 | | ● | | | | |
| 31 | ものづくり産業エネルギーコスト削減対策緊急支援補助金 | 106 | | ● | | | | |
| 32 | 中小企業デジタル導入加速化補助金 | 107 | | ● | | | | |
| 33 | デジタル導入実証支援助成金 | 108 | | ● | | | | |
| 34 | 商業・サービス業県外展開支援事業 | 109 | | | | | | |
| 35 | スモール・ビジネス育成支援事業補助金 | 110 | | ● | | | | |
| F | 労働関係助成金等 | | | | | | | |
| | 労働関係助成金等整理表 | 111 | | | | | | |
| 1 | 専門人材確保推進事業費補助金 | 113 | | | | | | |
| 2 | 島根県特例子会社等設立支援事業助成金 | 114 | | | | | | |
| 3 | 雇用調整助成金 | 115 | | | | | | |
| 4 | 産業雇用安定助成金（雇用維持支援コース/スキルアップ支援コース/事業再構築支援コース） | 116 | | | | | | |
| 5 | 人材確保等支援助成金（中小企業団体助成コース） | 120 | | | | | | |
| 6 | 特定求職者雇用開発助成金（特定就職困難者コース/生活保護受給者等雇用開発コース/就職氷河期世代安定雇用実現コース/発達障害者・難治性疾患患者雇用開発コース/成長分野等人材確保・育成コース） | 121 | | | | | | |
| 7 | IT人材移住促進補助金 | 127 | | | | | | |
| 8 | 障害者作業施設設置等助成金 | 128 | | | | | | |
| 9 | 障害者福祉施設設置等助成金 | 129 | | | | | | |
| 10 | 障害者介助等助成金 | 130 | | | | | | |
| 11 | 重度障害者等通勤対策助成金 | 133 | | | | | | |
| 12 | 職場適応援助者助成金 | 135 | | | | | | |
| 13 | トライアル雇用助成金（一般トライアルコース） | 136 | | | | | | |
| 14 | トライアル雇用助成金（障害者トライアルコース/障害者短時間トライアルコース） | 137 | | | | | | |
| 15 | トライアル雇用助成金（若年・女性建設労働者トライアルコース） | 139 | | | | | | |
| 16 | 65歳超雇用推進助成金 | 140 | | | | | | |
| 17 | 高齢労働者処遇改善促進助成金 | 142 | | | | | | |
| 18 | 地域雇用開発助成金（地域雇用開発コース） | 143 | | | | | | |

| | 目 的 | ペ ー ジ | 経営一般 | | | | |
|----|---|-------------|------------------|-----------------------|--------|---------------------------------|----------------------------|
| | | | 運 転 資 金 | 設 備 の 導 入 | 相 談 | 情 報 収 集 ・ 提 供 | 専 門 家 の 派 遣 |
| | 施 策 | | | | | | |
| 19 | 労働移動支援助成金 | 144 | | | | | |
| 20 | キャリアアップ助成金 | 146 | | | | | |
| 21 | 人材確保等支援助成金(雇用管理制度助成コース・介護福祉機器助成コース・人事評価改善等助成コース・建設キャリアアップシステム等普及促進コース・外国人労働者就労環境整備助成コース・テレワークコース) | 148 | | | | | |
| 22 | 業務改善助成金(通常コース) | 151 | | | | | |
| 23 | 人材開発支援助成金 | 153 | | | | | |
| 24 | 伝統工芸雇用就業資金貸付金 | 155 | | | | | |
| 25 | 両立支援等助成金 | 156 | | | | | |
| 26 | しまねまごころバンクドナー休暇制度導入促進助成金 | 159 | | | | | |
| 27 | 出産後職場復帰奨励金(中小・小規模事業者等出産後職場復帰促進事業) | 160 | | | | | |
| 28 | 子育てしやすい職場づくり奨励金(子育てしやすい職場づくり促進事業) | 162 | | | | | |
| 29 | 中途採用等支援助成金(中途採用拡大コース・UIJターンコース) | 163 | | | | | |
| 30 | 受動喫煙防止対策助成金 | 165 | | | | | |
| 31 | 働き方改革推進支援助成金 | 166 | | | | | |
| 32 | いきいき職場づくり支援補助金 | 169 | | ● | | | |
| 33 | 女性活躍のための働きやすい環境整備支援事業費補助金 | 171 | | | | | |
| 34 | 採用ブランディング支援補助金 | 173 | | | | | |
| G | その他補助金等 | | | | | | |
| 1 | ソフト産業家賃等補助金 | 175 | | | | | |
| 2 | 拠点工業団地立地促進補助金 | 176 | | | | | |
| 3 | 企業立地促進助成金 | 177 | | ● | | | |
| 4 | ソフト系IT産業【特例】・地域限定専門系事務職場【特例】補助金 | 180 | | | | | |
| 5 | 原子力発電施設等周辺地域企業立地支援給付金 | 182 | | | | | |
| 6 | 魅力ある観光地域づくり支援事業補助金 | 183 | | | | | |
| 7 | 外国人観光客誘致事業補助金 | 185 | | | | | |
| 8 | 特定有人国境離島地域創業・事業拡大支援事業 | 186 | ● | ● | | | |
| 9 | しまねものづくり人材育成促進事業 | 187 | | | | | |
| 10 | 再生可能エネルギー事業化支援事業 | 189 | | | | | |
| 11 | 再生可能エネルギーによる地域活性化支援事業 | 190 | | ● | | | |
| 12 | 再生可能エネルギー設備等導入支援事業 | 191 | | ● | | | |

| 創業・ベンチャー・ 経営革新 | | | | 技術 開発 | | IT | 商業 | 雇用・人材 | | | | 環境・エ ネルギー | | 企 業 再 生 | コ ミ ュ ニ テ ィ ス モ ー ル ビ ジ ネ ス 等 | 企 業 誘 致 工 場 建 設 | 観 光 | | | | | |
|-----------------------|------------------|------------------|---------------------------------|------------------|----------------------------|----------------------------|------------------|----------------------------|--------------|-----------------------|----------------------------|-----------------------|---|----------------------------|---|--------------------------------------|------------------|-----|--|---|----|----|
| 創 業 事 業 化 | 事 業 継 承 | 経 営 革 新 | パ ー ト ナ ー 探 し | 海 外 展 開 | 受 注 販 路 拡 大 | 研 究 技 術 開 発 | 特 許 活 用 | 情 報 機 器 導 入 | IT 活 用 | 商 業 活 性 化 | 従 業 員 の 雇 用 | 再 就 職 支 援 | 社 員 教 育 ・ 人 材 育 成 | 雇 用 環 境 整 備 | 子 育 て 支 援 | 再 エ ネ ・ 省 エ ネ | 環 境 保 全 | ISO | | | | |
| | | | | | | | | | | | ● | ● | ● | | | | | | | | 19 | |
| | | | | | | | | | | | ● | | ● | ● | | | | | | | | 20 |
| | | | | | | | | | | | | | | ● | | | | | | | | 21 |
| | | | | | | | | | | | | | | ● | | | | | | | | 22 |
| | | | | | | | | | | | | | ● | | | | | | | | | 23 |
| | | | | | | | | | | ● | | ● | | | | | | | | | | 24 |
| | | | | | | | | | | | | ● | ● | ● | | | | | | | | 25 |
| | | | | | | | | | | | | | ● | | | | | | | | | 26 |
| | | | | | | | | | | | | | ● | ● | | | | | | | | 27 |
| | | | | | | | | | | | | | ● | ● | | | | | | | | 28 |
| ● | | | | | | | | | | ● | | | | | | | | | | | | 29 |
| | | | | | | | | | | | | | | ● | | | | | | | | 30 |
| | | | | | | | | | | | | | | ● | | | | | | | | 31 |
| | | | | | | | | | | | | | ● | ● | | | | | | | | 32 |
| | | | | | | | | | | | | | ● | ● | ● | | | | | | | 33 |
| | | | | | | | | | | ● | | | | | | | | | | | | 34 |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | G |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | ● | 1 |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | ● | 2 |
| | | | | | | | | | | ● | | | | | | | | | | | ● | 3 |
| | | | | | | | | | | ● | ● | | | | | | | | | | ● | 4 |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | ● | 5 |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | ● | 6 |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | ● | 7 |
| ● | ● | | | | | | | | | ● | | | | | | | | | | ● | ● | 8 |
| | | | | | | | | | | | | ● | | | | | | | | | | 9 |
| ● | | | | | | | | | | | | | | | | ● | | | | | | 10 |
| | | | | | | | | | | | | | | | | ● | | | | | | 11 |
| | | | | | | | | | | | | | | | | ● | | | | | | 12 |

| | 目 的 | ペ ー ジ | 経営一般 | | | | | |
|----|--------------------------------------|-------------|------------------|-----------------------|--------|---------------------------------|----------------------------|---|
| | | | 運 転 資 金 | 設 備 の 導 入 | 相 談 | 情 報 収 集 ・ 提 供 | 専 門 家 の 派 遣 | |
| | 施 策 | | | | | | | |
| 13 | 再生可能エネルギー熱利用普及モデル事業 | 192 | ● | | | | | |
| 14 | 自然公園を活用した誘客促進補助金 | 193 | | | | | | |
| H | 研修・セミナー等 | | | | | | | |
| 1 | しまね技術スキルアップセミナー | 195 | | | | | | |
| 2 | 知的財産戦略セミナー | 196 | | | | | | |
| 3 | 顧客価値と技術から展開する新商品・事業開発手法 | 197 | | | | | | |
| 4 | 県立高等技術校の在職者向けセミナー | 198 | | | | | | |
| 5 | スリーステージ研修 | 199 | | | | | | |
| 6 | 中小企業デジタル人材育成支援事業 | 200 | | | | | | |
| 7 | IT人材育成事業 | 201 | | | | | | |
| 8 | スモール・ビジネス育成支援講座 | 202 | | | ● | ● | | |
| 9 | スモール・ビジネス育成支援事業 中間支援組織（地域商社）機能強化支援 | 203 | | | ● | ● | ● | |
| 10 | しまね働く女性きらめき応援塾2023 | 204 | | | | | | |
| I | その他支援事業 | | | | | | | |
| 1 | シェアードオフィス・インキュベーションルーム・レンタルオフィス | 205 | | | | | | |
| 2 | しまねビジネスセンター東京運営事業 | 206 | | | | ● | | |
| 3 | ものづくり企業におけるデジタル技術の活用を支援 | 207 | | | | | | |
| 4 | 成長型中小企業等研究開発支援事業（Go-Tech事業）（旧サポイン事業） | 208 | | | | | | |
| 5 | 経営革新支援事業 | 209 | | | | | | |
| 6 | ものづくり企業の連携した取組を支援 | 210 | | | | | | ● |
| 7 | 島根県新商品等による新事業分野開拓事業者認定制度 | 212 | | | | | | |
| 8 | 次世代産業推進技術イノベーション事業 | 213 | | | | | | |
| 9 | 島根グリーンビジネスフォーラム | 214 | | | ● | ● | | |
| 10 | 分析・試験 | 215 | | | ● | | | |
| 11 | 島根大学 | 216 | | | | | | |
| 12 | 松江工業高等専門学校 | 217 | | | | | | |
| 13 | 大学生等のIT技能習得促進事業 | 218 | | | | | | |
| 14 | 大学生等のインターンシップ等促進事業 | 219 | | | | | | |
| 15 | 若年未就業者就職促進事業 | 220 | | | | | | |
| 16 | 地域未来投資促進法に基づく支援 | 221 | ● | | | | | |
| 17 | 県営工業団地割賦分譲制度 | 222 | | | | | | |

| | 目 的 | ペ ー ジ | 経営一般 | | | | |
|----|---------------------------------|-------------|------------------|-----------------------|--------|---------------------------------|----------------------------|
| | | | 運 転 資 金 | 設 備 の 導 入 | 相 談 | 情 報 収 集 ・ 提 供 | 専 門 家 の 派 遣 |
| | 施 策 | | | | | | |
| 18 | 県営工業団地土地貸付（リース）制度 | 223 | | | | | |
| 19 | しまね食品バイヤーズカタログ・海外向けしまねバイヤーズカタログ | 224 | | | | ● | |
| 20 | J-GoodTech（ジェグテック） | 225 | | | | | |
| 21 | 県外県産品販路開拓事業 | 226 | | | | ● | |
| 22 | しまね子育て応援企業（こっころカンパニー）認定制度 | 227 | | | | | |
| 23 | しまねイクボスネットワーク加入登録制度 | 228 | | | | | |
| 24 | しまね縁結びサポート企業登録制度 | 229 | | | | | |
| 25 | しまね女性の活躍応援企業登録制度 | 230 | | | | | |
| 26 | UIターン希望者に対する無料職業紹介 | 231 | | | | | |
| 27 | しまね就職活動応援事業 | 232 | | | | | |
| 28 | ジョブカフェしまね（ふるさと島根定住財団） | 233 | | | | | |
| 29 | しまね産学官人材育成コンソーシアム | 234 | | | | | |
| 30 | 中山間地域・離島での資格取得促進事業（奨学金返還助成制度） | 235 | | | | | |
| 31 | 県立高等技術校 | 236 | | | | | |
| 32 | 勤労者共済会（中小企業勤労者福祉サービスセンター事業） | 237 | | | | | |
| 33 | 中小企業退職金共済制度 | 238 | | | | | |
| 34 | （独）労働者健康安全機構島根産業保健総合支援センター | 239 | | | | | |
| 35 | 農業分野への進出支援 | 241 | ● | ● | ● | ● | |
| 36 | 県税の課税免除・不均一課税 | 243 | | | | | |
| 37 | 再生可能エネルギー講師派遣支援事業 | 246 | | | | ● | |

| 創業・ベンチャー・ 経営革新 | | | | | 技術 開発 | | IT | 商業 | 雇用・人材 | | | | 環境・エ ネルギー | | | 企 業 再 生 | コ ミュ ニ ティ ス モ ー ル ビ ジ ネ ス 等 | 企 業 誘 致 工 場 建 設 | 観 光 | | |
|-----------------------|------------------|------------------|---------------------------------|------------------|----------------------------|----------------------------|------------------|----------------------------|------------------|-----------------------|----------------------------|-----------------------|---|----------------------------|-----------------------|---------------------------------|---|--------------------------------------|--------|----|----|
| 創 業 事 業 化 | 事 業 継 承 | 経 営 革 新 | パ ー ト ナ ー 探 し | 海 外 展 開 | 受 注 販 路 拡 大 | 研 究 技 術 開 発 | 特 許 活 用 | 情 報 機 器 導 入 | I T 活 用 | 商 業 活 性 化 | 従 業 員 の 雇 用 | 再 就 職 支 援 | 社 員 教 育 ・ 人 材 育 成 | 雇 用 環 境 整 備 | 子 育 て 支 援 | 再 エ ネ ・ 省 エ ネ | 環 境 保 全 | I S O | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | ● | 18 | |
| | | | | ● | ● | | | | | | | | | | | | | | | | 19 |
| | | | ● | ● | ● | | | | | | | | | | | | | | | | 20 |
| | | | | | ● | | | | | | | | | | | | | | | | 21 |
| | | | | | | | | | | | | | | ● | ● | | | | | | 22 |
| | | | | | | | | | | | | | | ● | ● | | | | | | 23 |
| | | | | | | | | | | | | | | ● | | | | | | | 24 |
| | | | | | | | | | | | | | | ● | | | | | | | 25 |
| | | | | | | | | | | | ● | ● | | | | | | | | | 26 |
| | | | | | | | | | | | ● | | | | | | | | | | 27 |
| | | | | | | | | | | | ● | | | | | | | | | | 28 |
| | | | | | | | | | | | ● | | | | | | | | | | 29 |
| | | | | | | | | | | | ● | ● | | | | | | | | | 30 |
| | | | | | | | | | | | | ● | ● | | | | | | | | 31 |
| | | | | | | | | | | | | | | ● | | | | | | | 32 |
| | | | | | | | | | | | | | | ● | | | | | | | 33 |
| | | | | | | | | | | | | | | ● | | | | | | | 34 |
| ● | | | | | | | | | | | ● | | ● | | | | | | | | 35 |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | ● | 36 |
| | | | | | | | | | | | | ● | | | ● | | | | | | 37 |

中小企業の円滑な資金繰りのために

中小企業制度融資

中小企業の施設・設備の近代化、経営の合理化等に必要な資金の融資を、金融機関の協力を得て行います。資金の利用の際には、専門家派遣事業などの活用を検討して下さい。

●申込先

商工会議所、商工会、島根県中小企業団体中央会、島根県商工会連合会、しまね産業振興財団

●取扱金融機関

普通銀行、商工中金、信用金庫、信用組合、JAしまね、JFしまね

※県内に店舗を有する金融機関。

(令和5年4月1日現在)

| 資金名 | 融資対象者 | 資金 使途 | 融 資 限度額 (千円) | 融資利率 (年%) | | 期 間 (うち据置 期間)(年) | 保証利率 (年%) | |
|----------------|----------------------|---|--|---------------|-----------|---|---|---|
| | | | | 責任 共有 | 責任 共有外 | | 責任 共有 | 責任 共有外 |
| 一般 ・ 小規模 | 一 般 資 金 | 施設・設備の改善を行う者 又は、運転資金若しくは借 換資金を必要とする者 | 設備 80,000 運転 50,000 借換 80,000 | 1.45 | 1.30 | 設備 12 (1.0) 運転 7 (0.5) 借換 10 (1.0) | 0.40~ 1.50 | 0.40~ 1.70 |
| | 小 規 模 企 業 特 別 資 金 | 保証協会保証付融資残高と 新規申込額との合計が2,000 万円以内となる小規模企業者 | 設備 運転 20,000 | / | 1.20 | 10 (1.0) | / | 0.20~ 1.20 |
| | 小 規 模 企 業 育 成 資 金 | 小規模企業者（融資限度額 は小規模企業特別資金との 合計による） | 設備 運転 20,000 | 1.35 | 1.20 | 10 (1.0) | 0.20~ 1.05 | 0.20~ 1.20 |
| 特 別 | 創 業 創業者支援資金 | 新たに事業を行う者（起業・ 開業及び創業後5年未満） ※は創業関連保証を適用す る場合 | 設備 50,000 運転 30,000 | 1.25 | 1.10 | 設備 12 (2.0) 運転 10 (2.0) | 0.20~ 1.30 | 0.20~ 1.50 (※0.20 ~0.71) |
| | 新事業・承 継 強 化 資 金 | ・特別の法律に基づき新た な事業等に取り組む者 ・計画等を策定し収益体質 の強化に取り組む者、事 業承継に取り組む者（運 転のみ実施も認める） | 設備 80,000 運転 50,000 | 1.35 | 1.20 | 設備 12 (1.0) 運転 10 (1.0) | 0.40~ 1.50 | 0.40~ 1.70 |
| | 改 善 ・ 借 換 | 経営改善長期 借換資金 | 商工会議所等の指導機関の 指導を受け、経営改善計画 を作成した者 | 運転 280,000 | 1.55 | 1.40 | 15 (1.0) | 0.40~ 1.50 |
| | 収益力改善伴走 支援型特別資金 | セーフティネット保証4号、 5号の認定を受けた者、又は 売上や利益率が5%以上減少 した者（一般枠）のうち、経 営行動計画を策定し、金融 機関による伴走支援を受けな がら経営改善に取り組む者 | 設備 運転 100,000 | 1.40 | 1.25 | 10 (5.0) | (1)0.20 (1)0.20 (2)0.20 (2)0.20 ~1.15 ~1.15 | (1)0.20 (1)0.20 (2)0.20 (2)0.20 ~1.15 ~1.15 |

| 資金名 | | 融資対象者 | 資金 使途 | 融 資 限度額 (千円) | 融 資 利 率 (年%) | | 期 間 (うち据置 期間)(年) | 保証料率 (年%) | | |
|-----|----------|---|---|------------------------------|-----------------|------------|------------------------|---------------|---------------|---------------|
| | | | | | 責 任 共有 | 責 任 共有外 | | 責 任 共有 | 責 任 共有外 | |
| 特 別 | 再 生 | 経営サポート会議等の支援により作成した経営改善・再生計画を実行する者 | 設備 運転 | 280,000 | 1.65 | 1.50 | 15 (5.0) | 0.20 | 0.20 | |
| | 再 生 | 再生の見込みがあり、商工会議所又は商工会連合会の商工調停士の推薦を受けている者 | 運転 | 50,000 | 2.25 | 2.10 | 10 (1.5) | 0.20~ 1.30 | 0.20~ 1.50 | |
| 緊 急 | 経済変動・災害 | 一 般 枠 | 取引先の倒産や事業活動の制限等により経営の安定に支障を来している者 | 運転 | 80,000 | 1.35 | 1.20 | 8 (1.0) | 0.40~ 1.50 | 0.40~ 1.70 |
| | | セーフティネット資金 | 新型コロナウイルス感染症の影響により、セーフティネット保証4号、5号の認定を受けた者 ※セーフティネット保証4号については、新型コロナウイルス感染症の影響によるものに限る。 | 設備 運転 | 80,000 | 1.25 | 1.10 | 12 (3.0) | 0.30 | 0.40 |
| | 災害復旧資金 | 災害により直接的又は間接的な被害を受けた者 | 設備 運転 | 設備 50,000 運転 30,000 | 1.35 | 1.20 | 12 (2.0) | 0.40~ 1.50 | 0.40~ 1.70 | |
| | 経済変動等資金 | その都度知事が定める | その都度知事が定める | | | | | | | |
| | 災害対策特別資金 | その都度知事が定める | その都度知事が定める | | | | | | | |

- (注) 1. 保証料率は、借受者の財務情報等をもとに、島根県信用保証協会が決定する。(利用する保証制度により、保証料率が本表と異なる場合がある。)
2. 収益力改善伴走支援型特別資金、経営改善サポート資金、セーフティネット資金(新型コロナウイルス感染症対応枠)の取扱期間は令和6年3月31日保証申込分まで。
3. 経営改善長期借換資金、新事業展開強化資金の取扱期間は令和6年3月31日保証承諾分まで。
4. 経営改善サポート資金の借入時の保証料率は国補助後、一律年0.2%となる。ただし、条件変更に伴い追加して生じる信用保証料については国の補助の対象外となり、責任共有年0.8%、責任共有外年1.0%となる(経営者保証免除対応を適用する場合は、それぞれ年0.2%上乗せ)。
5. 収益力改善伴走支援型特別資金の借入時の保証料率は国補助後、セーフティネット保証4号、5号の認定を受けた者は一律年0.2%、一般枠に該当する者は年0.2%~1.15。ただし、条件変更に伴い追加して生じる信用保証料については国の補助の対象外となり、セーフティネット保証4号、5号の認定を受けた者は一律年0.85%、一般枠に該当する者は年0.45%~2.2%となる(経営者保証免除対応を適用する場合は、それぞれ年0.2%上乗せ)。
6. セーフティネット資金(新型コロナウイルス感染症対応枠)の借入時の保証料率は県及び保証協会補助後、責任共有年0.3%、責任共有外年0.4%となる。ただし、条件変更に伴い追加して生じる信用保証料及び代位弁済日翌日以降の信用保証料については、県及び保証協会の補助の対象外となり、責任共有年0.4~0.6%、責任共有外年0.4~0.71%となる。

お問い合わせ

島根県商工労働部 中小企業課 金融係

TEL 0852-22-5882 FAX 0852-22-5781

中小企業の成長を支援します

中小企業育成振興資金

中小企業の事業所の新設、新たな市場等での事業展開や経営資産の承継を通じた成長を支援するため、必要な資金を金融機関の協力を得て融資します。

● 申込先

商工会議所、商工会、島根県中小企業団体中央会、島根県商工会連合会、しまね産業振興財団

● 取扱金融機関

普通銀行、商工中金、信用金庫、信用組合、JAしまね、JFしまね

● 融資利率（年％）

0.80％（責任共有の場合は0.95％）

（令和5年4月1日現在）

| 資金名 | 融資対象 | 資金 使途 | 融資限度 | 融資期間 (据置期間) | 信用保証 |
|--------------|---|----------------------|------------------------------|--|---|
| 事業所新 設等資金 | 県内で1年以上同一業種を営む中小企業者で、事業所の新設等を行う者 ・ 投下固定資本5,000万円以上（ソフト産業等3,000万円以上） ・ 新規雇用3人以上（操業後1年以内） | 土地 建物 設備 | 2億円 投下固定資 本の3分の 2以内 | 15年以内 (2年以内) | 金融機関の 決定による (信用保証の 場合0.45 ～2.20%) |
| 成長企業 応援資金 | 県内で1年以上同一業種を営む中小企業者で、成長を図ろうとするもの（新たな市場等での事業展開などであって、先進性又は革新性が高いと認められること等が必要） | 土地 建物 設備 運転 | 設備資金 2億円 運転資金 8千万円 | 設備資金 15年以内 運転資金 7年以内 (2年以内) | 同上 |
| 経営資産 承継資金 | 県内において事業を営む会社又は個人の事業用資産を取得する中小企業者（原則として、従業員1/2以上の再雇用が必要） | 土地 建物 設備 運転 | 設備資金 2億円 運転資金 8千万円 | 設備資金 15年以内 運転資金 10年以内 (2年以内) | 同上 |

お問い合わせ

島根県商工労働部 中小企業課 金融係

TEL 0852-22-5883

FAX 0852-22-5781

特別の目的に利用される資金ニーズに対応するために

まち・ひと・しごと創生資金

まち・ひと・しごと創生島根県総合戦略の基本目標である「産業振興と雇用創出」を推進するため、企業の事業活動に必要な資金を、金融機関の協力を得て融資します。

●申込先

商工会議所、商工会、島根県中小企業団体中央会、島根県商工会連合会、しまね産業振興財団

※環境対応の中小企業者以外の申込者は取扱金融機関

●取扱金融機関

普通銀行、商工中金、信用金庫、信用組合、JAしまね、JFしまね

※県内に店舗を有する金融機関

(令和5年4月1日現在)

| 資金名 | 概要（融資対象者等） | 資金 使途 | 融資限度額 (千円) | 融資利率(年%) | | 期 間 (うち据置期間 (年)) | 保証料率(年%) | |
|-----------------------|---|----------|------------------|----------|-------|--|--|--|
| | | | | 責任共有 | 責任共有外 | | 責任共有 | 責任共有外 |
| まち・ひと・しごと 創生資金 | 県の政策に連動し、以下の取り組みを行う者 | | | | | | | |
| 人材投資・働き方改革等 生産性向上枠 | 人材育成等を中心としてIT技術の導入などにより生産性向上に取り組む者、従業員の労働環境の整備等を行う者、しまね子育て応援企業の認定を受けた者等、働き方改革や人材投資による生産性向上の取り組みを行う者 | 設備 運転 | 80,000 50,000 | 1.25 | 1.10 | 設備12 (1.0) 運転7 (1.0) ※環境対応 枠及び地域 商業整備枠 の中山間地 域 商業 関 連、観光施 設等整備枠 については、 設備15 (1.0) | 金融機関の 決定による (信用保証 の場合0.40 ~1.50) | 金融機関の 決定による (信用保証 の場合0.40 ~1.70) |
| 観光施設等整備枠 | 地域の観光振興に資する事業（市町村長の推薦が必要）に取り組む者 | | | | | | | |
| 地域商業整備枠 | 地域の買物の場の整備に取り組む者 | | | | | | | |
| 海外展開枠 | 事業の海外展開を検討・実施する者（ただし県内事業所又は雇用の維持拡大を図るもの） | | | | | | | |
| 環境対応枠 | 環境保全のための施設・設備の設置、改善等を行う者 | | | | | | | |

お問い合わせ

島根県商工労働部 中小企業課 金融係

TEL 0852-22-5883

FAX 0852-22-5781

金融機関借入の債務の保証のために

信用保証

中小企業者の金融機関からの借入を円滑にするため、その債務を保証します。

●主な保証制度

(令和5年4月1日現在)

| 制度名 | 対象者、概要 | 貸付限度額 | 保証期間 | 保証料率 (年%) |
|---------------------------|---|---|----------------------------|------------------------------------|
| 普通保証 | 一般的な事業資金が必要な方 | 個人・法人 2億8,000万円 組合 4億8,000万円 | 20年以内 | 0.45~2.20 |
| 当座貸越根保証 | 反復継続的、安定的に資金を必要とされる方 | 2億8,000万円 | 2年以内 (更新可) | 0.39~1.62 |
| 事業者カードローン根保証 | カード等を用いて反復継続的に小口資金を必要とされる方 | 2,000万円 | 2年以内 (更新可) | 0.39~1.62 |
| ビジネスカードローン当座貸越根保証【ほっと300】 | カード等を用いて反復継続的に小口資金を必要とされる方 | 300万円 (創業1年未満の方及び白色申告を行う個人事業主は100万円) | 2年以内 (更新可) | 0.39~1.62 |
| 無担保・無保証人当座貸越根保証【プレミア】 | 無担保・無保証人にて反復継続的、安定的に資金を必要とされる方 | 2億円 | 2年以内 (更新可) | 0.39~0.85 |
| 無担保当座貸越根保証【リード5000】 | 無担保にて反復継続的、安定的に資金を必要とされる方 | 5,000万円 | 2年以内 (更新可) | 0.39~1.15 |
| アドバンス3000保証 | 一般的な事業資金が早急に必要な方 | 3,000万円 | 1年以内 | 0.45~1.35 |
| 小口零細企業保証【グロース】 | 小規模企業者であって、一般的な事業資金が早急に必要な方 | 2,000万円 | 10年以内 | 0.50~2.20 |
| 小口保証【かなえ】 | 一般的な事業資金が早急に必要な方、カード等を用いて反復継続的に小口資金を必要とされる方 | 手貸・証貸 1,000万円 ／当貸300万円 | 手貸・証貸7年以内／当貸2年以内 (更新可能) | 手貸・証貸 0.45~1.55 ／当貸0.39~1.55 |
| 市町村提携創業保証【創】 | 対象市町村に住所を有する法人又は個人であって、新たに事業を開始する具体的計画を有する方、事業を開始して5年未満の方 | 500万円 | 10年以内 | 0.91 (※1) |

| | | | | |
|------------------------------|---|---|--------------|--|
| 事業承継特別保証 | 事業承継を行う方 | 法人 2億8,000万円 組合 4億8,000万円 | 10年以内 | 0.20～1.90 |
| 伴走支援型 特別保証制度 | 新型コロナウイルス感染症等の影響を受けており、経営行動に係る計画を策定された方 | 1億円 | 10年以内 | SN4号・5号 0.85/ 一般0.45～ 2.20 (※2) |
| 事業再生計画 実施関連保証 | 経営サポート会議や中小企業活性化協議会等の支援により作成した再生計画等に従って事業再生に取り組む方 | 個人・法人 2億8,000万円 組合 4億8,000万円 | 15年以内 | 0.45～0.91 |
| 事業再生計画 実施関連保証 (感染症対応型) | | | | 0.80～1.00 (※3) |
| スタートアップ 創出促進保証 | 新たに事業を開始する具体的計画を有する法人、事業を開始して5年未満の法人 | 3,500万円 | 10年以内 | 0.70～1.11 |
| 特定社債保証 (私募債) | 一定の要件(適債基準)を備えた中小企業者が発行する社債(私募債)に対して行う保証 | 社債発行限度額 5億6,000万円 保証限度額 4億5,000万円 (保証割合80%) | 2年以上 7年以内 | 0.45～1.90 |
| 流動資産担 保融資保証 (ABL保証) | 売掛債権及び棚卸資産を担保とした借入について行う保証 | 2億5,000万円 保証限度額 2億円 (保証割合80%) | 1年以内 | 0.68 |

- ※1. 借入時の保証料は、対象市町村及び保証協会の負担により事業者負担ゼロとなります。
 ※2. SN4号・5号の場合の借入時の保証料率は、国補助後、一律0.20%となります。
 また、一般保証の場合の借入時の保証料率は、国補助後、0.20～1.15%となります。
 ※3. 借入時の保証料率は、国補助後、一律0.20%となります。

上記制度以外にも、島根県中小企業制度融資などもございますので、お気軽にお問い合わせください。

お問い合わせ

島根県信用保証協会

本店 TEL0852-22-2837 FAX0852-22-3075
 出雲支店 TEL0853-21-4998 FAX0853-21-4858
 浜田支店 TEL0855-22-0833 FAX0855-22-3309
 益田支店 TEL0856-22-4567 FAX0856-22-4568
 ホームページ <https://www.shimane-cgc.or.jp/>

日本政策金融公庫の融資制度

中小企業の円滑な資金繰りのために

国民生活事業融資制度

[公庫融資の特徴]

- ほとんどすべての業種の方にご利用いただけます。
- 新しく事業を始められる方のご相談も承っています。
- ご融資に際しての担保（不動産、有価証券など）については、お客様のご希望に応じてご相談させていただきます。
- 長期のご返済で、お利息は固定金利です。

(令和5年4月1日現在)

| 資金名 | 融資対象 | 資金用途 | 融資限度 (万円) | 融資期間 (据置期間) |
|------------------------|--|------|-------------------|---|
| 一般貸付 | 事業を営むほとんどの業種の方 | 運転設備 | 4,800 | 運転：7年以内 (1年以内) 設備：10年以内 (2年以内) |
| マル経融資 (無担保・無保証人) | 一定の要件をみたし、かつ商工会議所会頭、商工会会長等の推薦を受けた方 | 運転設備 | 2,000 | 運転：7年以内 (1年以内) 設備：10年以内 (2年以内) |
| 生活衛生貸付 | | | | |
| 一般貸付 | 生活衛生関係の事業を営む方 ※生活衛生関係の事業とは、旅館業、理・美容業、クリーニング業、飲食店営業、食肉・食鳥肉販売業などです。 | 設備 | 7,200 ～48,000 | 13年以内（1年以内） |
| 振興事業貸付 | 生活衛生関係の事業を営んでいる方で、振興計画の認定を受けた生活衛生同業組合の組合員の方 | 設備 | 15,000 ～72,000 | 20年以内（2年以内） |
| | | 運転 | 5,700 | 7年以内（2年以内） |
| 生活衛生改善貸付 (無担保・無保証人) | 生活衛生関係の事業を営んでいる方で、生活衛生同業組合理事長等の推薦を受けた方 | 運転設備 | 2,000 | 運転：7年以内 (1年以内) 設備：10年以内 (2年以内) |

※上記以外にも様々な融資制度がございます。下記の支店までお気軽にお問い合わせください。

お問い合わせ

日本政策金融公庫 松江支店（国民生活事業）
TEL 0570-075025（ナビダイヤル） FAX 0852-24-4616
日本政策金融公庫 浜田支店（国民生活事業）
TEL 0570-075878（ナビダイヤル） FAX 0855-22-7632
ホームページ <https://www.jfc.go.jp>

食品加工業者、流通業者向けの資金

農林水産事業融資制度

国産の農林水産物を加工、販売しておられる中小企業者(※)の皆様にご利用いただけます。

| 主たる業種 | 判断項目 (資本金・従業員) |
|---------|----------------|
| 小売業・飲食店 | 5千万円以下又は50人以下 |
| サービス業 | 5千万円以下又は100人以下 |
| 卸売業 | 1億円以下又は100人以下 |
| その他の業種 | 3億円以下又は300人以下 |

※中小企業者とは、左記の条件を満たす会社及び個人(従業員のみ)です。なお、協同組合等は、左記の規模を上回る場合でも中小企業者に該当します。

- 年利率は概ね毎月変動いたしますので、下記までご照会ください。ご融資期間に応じた金利設定となっておりますが、ご契約後は固定金利となります。
- 制度により、行政庁の認定等が必要となる場合があります。
- 事業内容に応じて最適の資金をご案内しますので、下記までご相談ください。

| 資金名 | 融資対象 | 融資限度 | 償還期間(据置期間) |
|------------|---|-----------|-------------------------|
| 特定農産加工資金 | 農畜産物の輸入自由化により影響を受ける農産加工業者の経営改善に必要な設備、特別の費用、権利の取得のための資金 | 事業費の80%以内 | 10年超 25年以内 (3年以内) |
| 中山間地域活性化資金 | 中山間地域で生産される農林畜水産物の加工、流通合理化に必要な設備、特別の費用、権利の取得のための資金 | 事業費の80%以内 | 10年超 15年以内 (3年以内) |
| 水産加工資金 | 下記の魚種を原材料とする水産加工品の製造に必要な設備、権利の取得等特別の費用のための資金 ○あきさけ、あじ、いわし、かつお、かれい、さば、さんま、すけとうだら、たい、ぶり、まぐろ、まだら、いか、かき、ほたてがし、海藻類、たこ | 事業費の80%以内 | 10年超 25年以内 (3年以内) |
| 食品流通改善資金 | 食品生産製造提携事業施設資金 食品製造業者等と農林漁業者等の提携に基づく農林水産物の生産、加工食品の製造流通に必要な設備、農地所有適格法人等への出資のための資金 | 事業費の80%以内 | 10年超 25年以内 (3年以内) |
| 食品流通改善資金 | 食品生産販売提携事業施設資金 食品販売業者等と農林漁業者等の提携に基づく一連の物流施設(用地も含む)の構築のために必要な設備資金 | 事業費の80%以内 | 10年超 25年以内 (3年以内) |

お問い合わせ

日本政策金融公庫 松江支店 農林水産事業 融資課
 TEL 0852-26-1133 FAX 0852-24-5334
 ホームページ <https://www.jfc.go.jp>

中小企業の円滑な資金繰りのために

中小企業事業融資制度

| 資金名 | 融資対象者 | 融資限度 (うち運転資金) | 償還期間 (据置期間) | 主な利率 |
|------------------|--|--|---|--|
| 新型コロナウイルス感染症特別貸付 | 新型コロナウイルス感染症の影響により、一時的な売上高の減少等業況が悪化している方 | 直接貸付 6 億円 | 20年(5年)以内 | 基準利率-0.9% (融資後3年間) 基準利率 (融資後4年目以降) |
| 新事業育成資金 | 新規性、成長性のある事業を始めておおむね7年以内の方など | 直接貸付 7 億 2 千万円 | 設備 20年(5年)以内 運転 7年(2年)以内 | 特別利率①②③ (上限2.5%) |
| 事業承継・集約・活性化支援資金 | 事業や企業を承継・集約化する方など | 直接貸付 7 億 2 千万円 | 設備 20年(2年)以内 運転原則 7年(2年)以内 | 特別利率①② (上限2.5%) 基準利率 (上限2.5%) |
| 海外展開・事業再編資金 | 海外展開や海外展開事業の再編を行う方 | 直接貸付 14 億 4 千万円 (9 億 6 千万円) 代理貸付 1 億 2 千万円 | 設備 20年(原則 2年)以内 運転原則 7年(原則 2年)以内 | 特別利率①② (上限2.5%) 基準利率 (上限2.5%) |
| 事業再生・企業再建支援資金 | <企業再建> 経営改善や経営再建などに取り組む方 | 直接貸付 7 億 2 千万円 | 設備 20年(2年)以内 運転 15年(2年)以内 (一定の要件を満たす場合 20年(2年)以内) | 基準利率 (上限2.5%) 特別利率② (上限2.5%) 特別利率③ (上限2.5%) |

(注) 融資利率について、信用リスク・融資期間などに応じて所定の利率が適用または上乗せされます。

- 上記の他、スタートアップ支援資金、女性、若者／シニア起業家支援資金、再挑戦支援資金、新事業活動促進資金、中小企業経営力強化資金、企業活力強化資金、IT活用促進資金、地域活性化・雇用促進資金、観光産業等生産性向上資金、働き方改革推進支援資金、環境・エネルギー対策資金、社会環境対応施設整備資金、経営環境変化対応資金、金融環境変化対応資金、取引企業倒産対応資金等もありますのでお気軽にご相談ください。

お問い合わせ

日本政策金融公庫 松江支店 中小企業事業

TEL 0852-21-0110 FAX 0852-21-6654

ホームページ <https://www.jfc.go.jp/>

中小企業の円滑な資金繰りのために

商工組合中央金庫の事業資金融資

| 融資の種類 | | 貸付対象 | 資金使途 | 貸付の限度 | 貸付期間 (据置期間) |
|-------|--------|--|-------------------------|---------------------|---|
| 組合貸 | 共同事業資金 | <p>商工中金の株式を保有している中小企業団体（下記参照）とその構成員。</p> <p>また、中小企業を主要な構成メンバーとする共同出資会社、中小企業団体とその構成員の海外現地法人、中小企業団体とその構成員の事業を承継されようとする方などのご相談にも応じています。</p> <p>なお、これから中小企業団体を設立される方、現時点で中小企業団体の構成員になっていない方のご相談にも応じています。</p> <p>※ご融資の時点で、中小企業団体の構成員等になっていただく必要があります。</p> | <p>設備資金</p> <p>運転資金</p> | <p>商工中金が必要と認める額</p> | <p>原則として</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設備資金 15年以内 据置期間 2年以内 ・運転資金 10年以内 据置期間 2年以内 |
| | 転貸資金 | | | | |
| 構成員貸 | | <p>◎商工中金株主団体 中小企業等協同組合 事業協同組合・事業協同小組合 火災共済協同組合 信用協同組合・協同組合連合会 企業組合 協業組合・商工組合・同連合会 商店街振興組合・同連合会 生活衛生同業組合・同連合会 生活衛生同業小組合 酒造組合・同連合会・同中央会 酒販組合・同連合会・同中央会 内航海運組合・同連合会 輸出組合 輸入組合 市街地再開発組合</p> | | | |

詳細については、下記の支店、営業所までお問い合わせ下さい。

お問い合わせ

株式会社 商工組合中央金庫 松江支店
TEL 0852-23-3131 FAX 0852-27-1199

株式会社 商工組合中央金庫 浜田営業所
TEL 0855-23-3033 FAX 0855-22-2215

ホームページ <https://www.shokochukin.co.jp>

中小企業の生産性の向上、経営基盤の強化のために

中小企業高度化資金貸付事業

中小企業が共同して経営基盤の強化を図るために組合等を設立して工場団地、卸団地、ショッピングセンターなどを建設する事業や第三セクターまたは商工会等が地域の中小企業を支援する事業に対して、資金の一部を長期低利で融資します。(融資にあたっては、事業計画の診断等が必要ですので、早めにご相談下さい)

●対象者 中小企業又は組合もしくは第三セクター、市町村など

●主な貸付対象事業（中小企業者が行う事業）

| 事業名 | 対象事業の内容 |
|----------|--|
| 集団化事業 | 工場団地、工場アパート、卸団地、パティオ商業集積等、中小企業者が集団化して工場団地、卸売団地等の団地や共同施設を設置する事業 |
| 集積区域整備事業 | 商業、製造業等が集積する区域において、中小企業者が店舗、工場等の施設を新設・改造したり、アーケード・駐車場等を設置する事業 |
| 施設集約化事業 | 共同店舗、共同工場の設置等、中小企業者が施設を集約化し、経営の合理化を図る事業 |
| 共同施設事業 | 共同物流施設、商店街のアーケード等、中小企業者が共同で利用する施設や共同で経営する施設を整備する事業 |
| 設備リース事業 | 組合が新鋭設備を一括購入し、組合員に買取予約付きで賃貸する事業 |

●貸付条件

| | |
|--------|--|
| 貸付対象施設 | 貸付対象事業を実施（リニューアルを実施する場合を含む）するのに必要な土地、建物、構築物、設備 |
| 貸付割合 | 原則として貸付対象施設の整備に要する額の80%以内 |
| 貸付期間 | 20年以内（うち据置期間は3年以内） |
| 貸付金利 | 0.6%/年 ※中小企業の振興に係る関係法律の認定等を受けて実施する事業等については無利子 |

お問い合わせ

島根県商工労働部 中小企業課 管理係

TEL 0852-22-6204 FAX 0852-22-5781

設備を長期かつ低利、無担保で割賦販売します

設備貸与事業

●対象者

県内に事業所を有する従業員300名（卸・サービス業は100名、小売業は50名）以下の中小企業者、または県内で創業を目指す個人又は法人の方で具体的な事業計画をお持ちの方。

●事業内容

中小企業者の経営基盤の強化・経営の革新及び公害の防止に必要な設備、創業者が事業を行うために必要な設備の導入を支援するため、設備を長期かつ低利で割賦販売します。

●対象設備

- ・経営基盤の強化を図るために新たに導入する設備
- ・経営の革新のために新たに導入する設備
- ・創業者が事業を行うために必要な設備
- ・公害防止設備

●利用金額

100万円～1億円（税込）

●金利

- <一般枠> 1.75%（固定）
- <特別枠> 1.60%（固定）

●返済期間

7年以内（内 元金措置1年以内） ※公害防止設備は12年以内

●契約保証金等

設備価格の5%（保証金は最終支払いから順次返済金に充当します）
連帯保証人は法人の場合は原則代表者のみ、個人の場合は原則不要です。

お問い合わせ

公益財団法人しまね産業振興財団 経営支援課 総合相談グループ
TEL 0852-60-5113
E-mail ty@joho-shimane.or.jp

事業所等の設置のため

立地関係資金

企業が県内に事業所等の設置を行い、特定の要件を満たした場合に必要な資金を、金融機関の協力を得て融資します。

●申込先

取扱金融機関（※事業所新設等資金〈中小企業育成振興資金〉を除く。）

●取扱金融機関

普通銀行、商工中金、信用金庫、信用組合、信連（※事業所新設等資金〈中小企業育成振興資金〉を除く。）、JAしまね、JFしまね

●融資利率（年%）

0.80%（責任共有の場合は0.95%）

（令和5年4月1日現在）

| 資金名 | 融資対象 | 資金使途 | 融資限度 | 融資期間 (据置期間) | 信用保証 |
|--------------|---|-------------------------|---------------------------|-----------------|---|
| 事業所新設等資金 | 中小企業育成振興資金のページ（P. 3）を参照 | | | | |
| 企業立地促進資金 | 県内に製造業に係る事業所等の設置を行う者で、島根県企業立地促進条例に基づく認定（※）を受けた法人 | 土地 建物 設備 | 20億円 投下固定資本の 2分の1以内 | 15年以内 (2年以内) | 金融機関の 決定による (信用保証の場合 0.45～ 2.20%) |
| ソフト産業等立地促進資金 | 県内にソフト産業等に係る事業所等の設置を行う者で、島根県企業立地促進条例に基づく認定（※）を受けた法人 | 設備(土地・建物・設備) | 2億円 投下固定資本 の80%以内 | 同上 | 同上 |
| | | 運転(建物等賃借料・機械設備リース料・人件費) | 6,000万円 | 7年以内 (1年以内) | 年0.40～ 1.70% |

※島根県企業立地促進条例に基づく認定については、企業立地促進助成金のページ（P.177）を御覧ください。

お問い合わせ

島根県商工労働部 中小企業課 金融係

TEL 0852-22-5883

FAX 0852-22-5781

やる気に無利子で応えます！

林業・木材産業改善資金

林業・木材産業に携わる皆さんが、経営の改善を図ることを目的として機械・施設等を導入する際に、無利子で借りられる資金制度です。

●貸付対象者

- 1 林業従事者
- 2 木材産業事業者（資本金・出資額が1,000万円以下の会社か、従業員数100人（木材製造業は300人）以下の会社若しくは個人であること）
- 3 1か2の組織する団体
- 4 3以外の林業を行う法人（会社の場合、資本金・出資額が1,000万円以下か、従業員数300人以下であること）

●貸付の対象となる事業

① 機材や設備の充実

- ・林産物の新たな生産方式の導入
生産性・品質の向上等に役立つ林業生産機械や木材加工機械を新たに導入する場合。
- また、機械や施設だけでなく、団地性を確保した森林施業など先駆的な生産方式も対象になります。

例：プロセッサの導入、木材乾燥施設の導入

② 新しい事業の開始

- ・新たな林業部門の経営の開始
素材生産事業やきのこ栽培などを開始するため、必要な機械や施設を導入する場合。

例：しいたけの栽培の開始

- ・新たな木材産業部門の経営の開始
集成材用ラミナの生産、合板製造、集成材製造、プレカット加工、木材市場などを開始するため必要な機械や施設を導入する場合。

例：プレカット加工施設の導入

③ 販売用機械や施設の導入

- ・林産物の新たな販売方式の導入
売上高の向上等に役立つ販売用機械や施設を導入する場合や、ITを活用した販売方式、また、機械や施設だけでなく、量的なまとまりを確保した林産物販売など先駆的な販売方式も対象になります。

例：グレーディングマシンの導入

④ 働く環境を整える

- ・林業労働に係る安全衛生施設の導入

例：防振装置付きチェーンソー、自動枝打機、無線機器、休憩施設などの導入

・ 林業労働に従事する者の福利厚生施設の導入

● 貸付条件

- 金利 無利子
- 償還期間 10^{*}年以内（対象となる事業内容により異なります。また、3年以内の措置期間を償還期間内で設けることができます。）
※条件により特例あり
- 償還方法 均等年賦支払
- 限度額

| | 林業 | 木材産業 |
|---------|---------|------|
| 個人 | 1,500万円 | 1億円 |
| 会社 | 3,000万円 | 1億円 |
| 会社以外の団体 | 5,000万円 | 1億円 |

注：年度計画の貸付枠の関係から制限される場合があります。

- 担保・保証人 融資額に応じた連帯保証人や担保が必要となります（100万円以上の貸付で担保必須）。

ご質問・ご相談は、最寄りの県内各農林水産振興センター・隠岐支庁農林水産局までお問い合わせください。

お問い合わせ

島根県東部農林水産振興センター（林業振興課）

〒690-0011 松江市東津田町1741-1

TEL 0852-32-5664

島根県西部農林水産振興センター（林業振興課）

〒697-0041 浜田市片庭町254

TEL 0855-29-5609

島根県隠岐支庁農林水産局（林業振興・普及第二課）

〒685-0015 隠岐郡隠岐の島町港町塩口24

TEL 08512-2-9647

木材の生産や流通の合理化のために

木材産業等高度化推進資金

木材産業等高度化推進資金（以下、「推進資金」と呼びます。）は、木材の生産及び流通を円滑にすることや効率的・安定的な林業経営の育成を図ることを目的に、造林・育林、素材生産、製材、木材卸売等の事業を行う組合、会社、個人の方々に低利な融資を行う制度資金です。

● 借入れに必要な手続き

- ① 推進資金を借り入れるためには、経営の合理化や事業規模の拡大などについての計画（合理化計画）、林業経営の規模の拡大や生産方式の合理化等の林業経営の改善についての計画（林業経営改善計画）又は、川上事業者、川中事業者及び川下事業者が、共同して木材の安定的な取引関係の確立を図る事業に関する計画（木安法事業計画）を作成し、知事の認定を受けていただく必要があります。
- ② 知事の認定を受けたら、お近くの指定金融機関（※）へ借入申込書、認定書の写し、決算書等の必要な書類を提出して下さい。
指定金融機関で審査をした後、合理化計画、林業経営改善計画又は、木安法事業計画を実施するのに必要な資金が貸し付けられます。
（※）農林中央金庫（岡山支店）、商工組合中央金庫（松江支店）、山陰合同銀行、島根中央信用金庫

☆ 詳細につきましては、最寄りの県内各農林水産振興センター・隠岐支庁農林水産局へお問い合わせください。

お問い合わせ

島根県東部農林水産振興センター（林業振興課）

〒690-0011 松江市東津田町1741-1

TEL 0852-32-5664

島根県西部農林水産振興センター（林業振興課）

〒697-0041 浜田市片庭町254

TEL 0855-29-5609

島根県隠岐支庁農林水産局（林業振興・普及第二課）

〒685-0015 隠岐郡隠岐の島町港町塩口24

TEL 08512-2-9647

無利子の資金制度で、新規林業就業者を支援します！

林業就業促進資金

就業前の資金

1. 概要

新たに林業に就業しようとする者、又は、新たに林業従事者を雇用しようとする事業主に、就業に必要な研修や就業準備に必要な資金について融資する、新規参入者の負担を軽減する措置として創設された無利子の資金制度です。なお、この資金を借り入れて県内で林業に継続して（5年以上）就業（認定事業主*に雇用）された方はその償還が免除される制度があります。

*認定事業主：「林業労働力確保の促進に関する法律」に基づき労働環境の改善などの計画の知事認定を受けた事業主

2. 貸付対象等【貸付基準】

| 資金の種類 | 内容 | 貸付対象者 | 資金の概要 | 償還期間 (据置期間) |
|----------|--|---------------------|--|-----------------|
| ① 就業研修資金 | 新たに林業に就業しようとする者が、その就業に必要な研修を受けるのに必要な資金 | 新たに林業に就業しようとする者(個人) | ①林業労働力確保支援センターが行う研修 月額 15万円以内/人 ②林家等の研修 月額 15万円以内/人 ③研修教育施設による研修 月額 5万円以内/人 | 20年以内 (4年以内) |
| | 認定事業主が新たに雇い入れる林業労働者に対して、研修に必要な経費を支給するのに必要な資金 | 認定事業主 | 新たに雇い入れる林業労働者1人につき ①林業労働力確保支援センターが行う研修 月額 12万円以内/人 ②林家等の研修 月額 12万円以内/人 ③研修教育施設による研修 月額 4万円以内/人 | 13年以内 (4年以内) |
| ② 就業準備資金 | 新たに林業に就業しようとする者がその就業に必要な事前の活動を行うのに必要な資金 | 新たに林業に就業しようとする者(個人) | 150万円以内/人 | 20年以内 (4年以内) |
| | 認定事業主が新たに雇い入れる林業労働者に対して、活動に必要な経費を支給するのに必要な資金 | 認定事業主 | 新たに雇い入れる林業労働者1人につき 120万円以内/人 | 13年以内 (4年以内) |

3. 償還免除（県単独の措置）

① 免除条件 県内で林業に継続して就業していること、認定事業主に雇用されていること。

免除方法 資金を借り入れた日から5年目以降の向こう5力年間は、単年度の償還額（全償還額÷償還年数）を単年度ごとに免除し、10年目に達した時点で残額を一括免除。なお、離職したときはその時点で残額を一括償還することになる。

- ② ①のほか令和2年度以降の貸付より以下の免除制度を適用
- 免除条件 県内で林業に継続して就業していること。
しまね林業士の資格を取得していること。
認定事業主に雇用されていること。
- 免除方法 資金を借り入れた日から5年目以降で、その時点の残額を一括免除。

お問い合わせ

島根県林業労働力確保支援センター
 公益社団法人 島根県林業公社
 〒690-0876 松江市黒田町432-1
 TEL 0852-32-0253 FAX 0852-21-4375
 E-mail shimane-roukakuc@forestry-shimane.or.jp

相談窓口・情報提供

技術開発－研究開発・技術開発

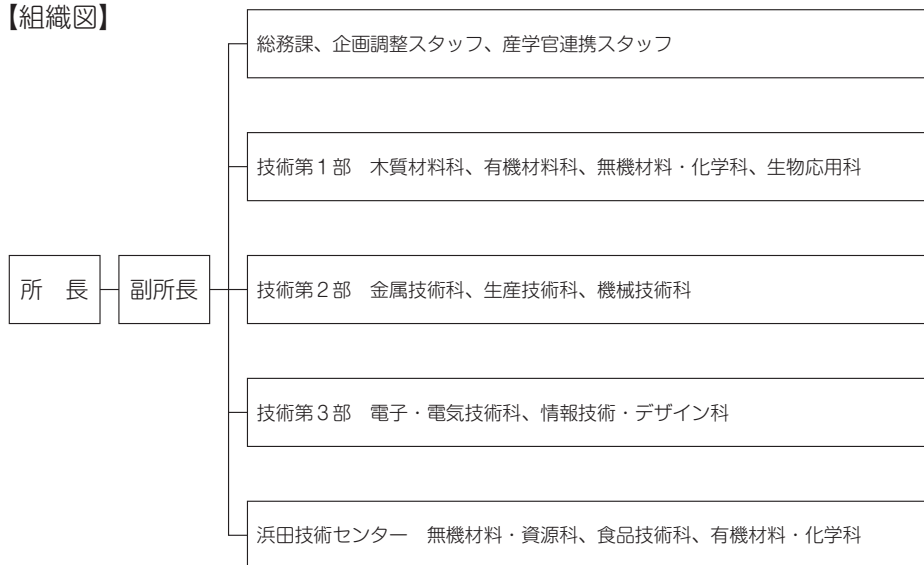
B－01

島根のものづくりを技術でサポート。挑戦する企業を応援します。

島根県産業技術センター

島根県産業技術センターは、県内企業の技術的な支援を行っています。県立の公的な機関ですので、お気軽にご相談ください。多くの企業の皆様のご利用をお待ちしています。

【組織図】



島根県産業技術センターでは、県内産業の発展に貢献するため以下の業務を行っています。

- 1) 次世代産業推進技術イノベーション事業 P.213を参照ください
- 2) 研究業務

企業の技術的課題の解決や新製品・新技術の開発を支援する研究を行っています。また、企業との共同研究や受託研究も行っています。

〈共同研究〉企業からの申請に基づき、企業とセンターが共同で行う研究です。研究にかかる経費は、共同で負担することになります。

〈受託研究〉企業からの委託に基づき、センターが行う研究です。このため、研究にかかる経費は全て委託者（企業）のご負担になります。なお、手続きを簡略化した簡易受託研究制度もございますので詳しくはご相談ください。

3) 技術相談業務

企業等から技術的な相談（無料）をお受けします。まずは、お気軽にご相談ください。お話しをおうかがいし、関連技術の情報収集や所有の機器を利用した簡易な調査等を行って、助言等いたします。

- 木質材料科：木質建材等に関する技術相談
 - 有機材料科：プラスチック、フィルム、ゴム等に関する技術相談
 - 無機材料・化学科：無機材料、化学分析、環境浄化技術等に関する技術相談
 - 生物応用科：食品に関する製造・品質管理技術、微生物を用いた発酵技術の技術相談
 - 金属技術科：機械金属関連における材料評価、分析、不具合調査等に関する技術相談
 - 生産技術科：機械金属関連における生産技術、加工技術、精密測定等に関する技術相談
 - 機械技術科：製造業における機械設計、シミュレーション等に関する技術相談
 - 電子・電気技術科：電気製品の電磁ノイズに関するEMC計測、組み込み技術、電子制御、センシング技術等に関する技術相談
 - 情報技術・デザイン科：IoT、AI、人間工学、デザイン等に関する技術相談
 - 無機材料・資源科：無機材料、鉱物、資源等に関する技術相談
 - 食品技術科：食品の品質評価や試験研究、及び農林水産物の加工利用に関する技術相談
 - 有機材料・化学科：プラスチック、フィルム、繊維等に関する技術相談
- なお、当センターで解決できない技術分野の場合は、他の機関をご紹介することも可能です。

4) 依頼試験

企業等の方からの依頼による製品及び工業材料の試験・分析・計測等を行い、成績書を発行します。試験項目、手数料については、ホームページをご参照ください。

5) 機器開放

企業等の研究開発に役立てていただくため、保有している各種試験・分析機器を有料で開放しています。詳しくは、ホームページをご参照ください。

島根県産業技術センターホームページ <https://www.shimane-iit.jp/>

お問い合わせ

島根県産業技術センター

〒690-0816 松江市北陵町1 (テクノアークしまね内)

TEL 0852-60-5140 FAX 0852-60-5144

E-mail sangisen@pref.shimane.lg.jp

[支所] 浜田技術センター

〒697-0006 浜田市下府町388-3

TEL 0855-28-1266 FAX 0855-28-1267

E-mail hamagi@pref.shimane.lg.jp

URL <https://www.shimane-iit.jp>

経営一般 等

B-02

県内各地の身近な経営アドバイザー

商工会議所・商工会

県内各地に配置された商工会議所・商工会の経営指導員が金融、経営、労働等のご相談に乗り、実態に即したきめ細かい経営指導を行うとともに、国・県で実施する様々な施策・制度が有効活用いただけるよう、身近な相談窓口としての役割を担います。

金融制度

相談窓口・情報提供

専門家派遣

イベント・展示会等

商工関係補助金等

労働関係助成金等

その他補助金等

研修・セミナー等

その他支援事業

お問い合わせ 巻末の一覧表をご覧ください。

経営一般、経営革新 等

B-03

事業協同組合等の設立と運営を支援します

島根県中小企業団体中央会

●事業内容

島根県中小企業団体中央会の指導員等が、「中小企業等協同組合法」に基づく組合の設立・運営・情報化・環境・金融等の相談を行います。

また、組合等の順調な発展・成長を促進するため、民間の専門家等を活用した助言、調査、研究開発等の支援や交流会等の事業を行います。

この他、島根県地球温暖化対策協議会事業者部会事業において、島根県内の中小企業者等の環境への取り組みについての支援・相談を行います。

お問い合わせ 島根県中小企業団体中央会

TEL 0852-21-4809

FAX 0852-26-5686

専門アドバイザーが各種相談に対応します

しまね産業振興財団（相談窓口・情報提供）

①各種相談窓口

●事業内容

起業・創業から研究開発・人材育成・市場開拓・金融・海外・ISO 取引等
県内企業の各種相談に迅速に対応できるよう、各種アドバイザー等を配置
しています。

配置する財団の専門スタッフ

| 職名 | 職務内容 |
|---------------------|---|
| 経営アドバイザー | ・ 県内企業の経営についてのアドバイス |
| 金融アドバイザー | ・ 県内企業の資金計画策定支援 ・ 県内企業と金融機関等との資金に関するコーディネート |
| 技術 コーディネーター | ・ 県内企業の技術相談への対応及びアドバイス ・ 産学官連携による研究開発コーディネート、企業間マッチング |
| 知財窓口支援担当者 | ・ 県内企業の特許等取得活用支援 ・ 知的財産活用の普及啓蒙 |
| 国際化支援 アドバイザー | ・ 県内企業の貿易相談対応 ・ 県内企業の国際化（国際取引、海外投資等）に関するアドバ イス、サポート |
| 情報産業 アドバイザー | ・ 県の情報産業支援施策への助言 ・ 県内情報産業、情報系企業への経営アドバイス |
| インキュベーション マネージャー | ・ 県内創業者及び創業志望者への総合支援 ・ テクノアークしまねインキュベーションルーム入居者のサ ポート |

②よろず支援拠点

●事業内容

「よろず支援拠点」は、国が全国に設置する経営相談所です。中小企業・小
規模事業者の経営上のあらゆるお悩みの相談に対応します。

1. 相談窓口の設置

松江、出雲、浜田に相談窓口を設け、中小企業・小規模事業者からの
売上拡大、販路開拓、資金調達、経営改善、創業、廃業、事業承継、
IT活用などの経営相談に、専門のコーディネーターが対応いたします。

2. 出張相談会の開催

市町村や支援機関と連携し、県内各地で出張相談会を開催いたしま
す。

3. セミナーの実施

経営課題の解決に役立つセミナーを開催いたします。

《具体的支援のイメージ》

- (1) 専門コーディネーターによる相談対応
 コーディネーターが課題を整理し、専門コーディネーターが専門的アドバイスを行います。
 島根県よろず支援拠点では、Web・IT、営業戦略、商品開発、労務管理、財務・会計、デザインなどに詳しい専門コーディネーターを多数配置しています。コーディネーターが中小企業・小規模事業者の皆様の課題を整理し、専門コーディネーターへ繋ぐことでスピーディーな課題解決を図っていきます。
- (2) 様々な支援機関の紹介と連携支援
 コーディネーターが課題を整理し、他支援機関と連携し、相談者の課題解決に向け支援を行います。
 国や自治体などでは様々な支援機関や施策メニューを設けています。しかし、中小企業・小規模事業者の皆様からはどう活用すればよいかわからないという声もあります。
 そこで、島根県よろず支援拠点では、コーディネーターが相談内容に応じて適切な支援機関を紹介し、これら機関と連携して支援を行います。

③プロフェッショナル人材戦略拠点

●事業内容

プロフェッショナル人材戦略拠点事業は、県内企業等がプロフェッショナル人材を採用・活用することで、企業の成長および地域経済全体の活性化に繋げ、「ひと」と「しごと」の好循環を生み出すことを目的としています。拠点では、プロフェッショナル人材戦略マネージャーおよびサブマネージャーが県内企業等からの相談に応じ、以下の支援を行います。

- ①経営者への「攻めの経営」に向けた提案
- ②プロフェッショナル人材ニーズの掘り起こし
- ③民間人材ビジネス事業者および無料職業紹介所等への取り繋ぎ
- ④外部の専門人材（副業・兼業人材）仲介事業者のご紹介
- ⑤採用後等のフォローアップ

④下請かけこみ寺事業／取引適正化・苦情紛争処理事業

●対象者

県内の企業等

●事業内容

「下請かけこみ寺」相談窓口を設け、消費税率引き上げに伴う企業間取引のトラブル相談、その他取引上のトラブル解決のため、職員・または弁護士による法律相談を行っています。

詳しくはこちらをご覧ください。<https://www.zenkyo.or.jp/kakekomi/>
(全国中小企業振興機関協会下請かけこみ寺HP)

⑤メールマガジン「アシスト」

●経営革新に役立つ催し物や研修、支援施策情報などの情報をお届けします。

- ・配信サービスは無料でご利用いただけます。
- ・配信内容は、(公財)しまね産業振興財団および関連する支援機関などからの次のような情報です。

○補助金募集や相談・助言等の施策情報

○各種セミナー・研修の開催案内

- ・配信登録、登録解除は配信登録ページからどなたでもご利用いただけます。

URL：<https://www.joho-shimane.or.jp/org/planning/174>

お問い合わせ

公益財団法人しまね産業振興財団 経営支援課

①各種相談窓口（総合相談グループ）

TEL 0852-60-5115

E-mail con@joho-shimane.or.jp

②よろず支援拠点

TEL 0852-60-5103

E-mail yorozu@joho-shimane.or.jp

公益財団法人しまね産業振興財団 創業・人材支援室

③プロフェッショナル人材戦略拠点

TEL 0852-60-5104

E-mail pf@joho-shimane.or.jp

公益財団法人しまね産業振興財団 販路支援課

④下請けかけこみ寺事業／取引適正化・苦情紛争処理事業

TEL 0852-60-5114

E-mail shinko@joho-shimane.or.jp

公益財団法人しまね産業振興財団 総務経理課

⑤メールマガジン「アシスト」

TEL 0852-60-5110

E-mail soumu@joho-shimane.or.jp

島根県商工労働部 産業振興課

TEL 0852-22-6221

E-mail sangyo-shinko@pref.shimane.lg.jp

石見地域の産業振興、地域づくりを支援します

石見産業支援センター「いわみぷらっと」

●事業内容

「いわみぷらっと」は、石見地域における産業振興及び地域づくり支援を総合的・横断的に展開するため、関係支援機関を1カ所に集結した総合支援窓口です。

入居支援機関のネットワーク化により、各機関で異なる支援対象・事業や得意分野のノウハウ等を持ち寄ることで、幅広くニーズに対応し、きめ細かくサポートします。

●入居機関

| | |
|------------------|--------------------------------------|
| しまね産業振興財団 石見事務所 | TEL 0855-24-9301 FAX 0855-22-0577 |
| 島根県商工会連合会 石見事務所 | TEL 0855-22-3590 FAX 0855-22-3534 |
| ふるさと島根定住財団 石見事務所 | TEL 0855-25-1600 FAX 0855-25-1630 |

●施設概要

シェアードオフィス（詳細についてはP.205を参照してください）、
ジョブカフェしまね浜田ランチ、交流サロンいわみ

お問い合わせ

公益財団法人しまね産業振興財団 石見事務所

TEL 0855-24-9301 FAX 0855-22-0577

E-mail iwmm@joho-shimane.or.jp

所在地 〒697-0034 浜田市相生町1391-8 シティバルク浜田2F

オープンイノベーションでIT分野の技術課題の解決を図る

しまねソフト研究開発センター (ITOC)

しまねソフト研究開発センターでは、AIやIoTなどのIT技術を活用した新しい商品・サービスの創出に向けた技術課題の解決を支援します。また、県内の様々な業種のデジタル化推進を図るため「しまねデジタルイノベーション推進事業」を実施し、企業の経営革新や業務改革につながる戦略的なデジタル導入に向けた支援を行います。

- 新規事業創出支援
 - ・ ITOCアドバイザーによるビジネスプランのブラッシュアップ支援
 - ・ IT技術を用いた新製品開発/販路拡大に向けた助成金
 - ・ IT企業と異業種との連携による新規事業創出支援 (X-Tech)
- 研究開発
 - ・ 県内企業とのAIやIoTに関する技術相談対応や共同研究の実施
 - ・ IoT小型デバイス向け開発言語「mruby/c」の研究開発及び技術移転
 - ・ VR、AR、スマートグラス、ドローンなどの新たな活用フィールドの研究
- ITエンジニア育成
 - ・ AI、IoT、クラウド技術などの技術講座の実施
 - ・ 新規事業創出に向けたアイデアソン、ハッカソンの実施
 - ・ DXで必要となるIT技術講座の実施
- しまねデジタルイノベーション推進事業
 - ・ 「デジタル化推進アドバイザー」による相談対応
 - ・ IT導入の専門家による「IT経営相談会」の開催(2回/月)
 - ・ 「しまねデジタルイノベーション推進専門家派遣事業」による県内企業への戦略的なデジタル導入支援

お問い合わせ

公益財団法人しまね産業振興財団 しまねソフト研究開発センター(ITOC)
 TEL : 0852-61-2225
 E-mail itoc@s-itoc.jp

がんばる中小企業を応援します！

島根県信用保証協会

島根県信用保証協会は、金融相談はもちろん、経営に関する様々な相談に応じています。ご要望があれば、当協会の担当者をご訪問し、お話を伺います。お気軽にご相談ください！

サポート①何でも相談ホットライン

当協会では、中小企業の方々の経営に関する相談に応じる「何でも相談ホットライン」を開設しています。金融支援だけでなく、経営に関する様々な相談にも応じています。ご相談は無料ですのでお気軽にご利用ください。

【例えばこんな時・・・】

- ・金融機関からの借入方法を含めて資金繰りについて相談したい。
- ・新規出店を計画しているが、書類の書き方を教えて欲しい。
- ・専門家の指導を受けたいので紹介して欲しい。

お問い合わせ

通話料無料のフリーダイヤル

0120-40-5471（電話・ファックス共通）

サポート②女性相談員チーム「チーム・エスポワール」

女性ならではの観点と感性を活かし、様々なアイデアやノウハウの提供、「女性経営者の交流の場」の開催を行っています。女性相談員は県内全ての営業所（本店、出雲支店、浜田支店、益田支店）に配置していますので、お気軽にご相談ください。



お問い合わせ

島根県信用保証協会

本店 松江市殿町105 TEL 0852-22-2837

出雲支店 出雲市大津新崎町2-24 TEL 0853-21-4998

浜田支店 浜田市殿町83-50 TEL 0855-22-0833

益田支店 益田市あけぼの本町10-6 TEL 0856-22-4567

ホームページ <https://www.shimane-cgc.or.jp/>

※本店は令和5年5月8日から仮移転を行います。

仮移転先：松江市灘町1-7 松江プラザビル2階から5階

私たちの支援事例をホームページにアップしています！

実際の経営者の方にご出演いただいた5分間のショートムービーをインターネットでご覧いただけます！

<https://hosyokyo.shimane-cgc.or.jp>

ホシヨキヨ 検索



経営支援動画
はコチラ！

経営一般、企業再生

B - 08

経営安定、経営再建の相談に

経営安定特別相談室

●事業内容

経営の悪化等による倒産を未然に防止するため、経営安定特別相談室において、商工調停士、弁護士、税理士等で構成する専門スタッフが倒産に直面する中小企業への事前指導によって、問題の円滑な解決を図ります。

お問い合わせ

松江商工会議所 経営安定特別相談室
TEL 0852-32-0506
出雲商工会議所 経営安定特別相談室
TEL 0853-25-3710
大田商工会議所 経営安定特別相談室
TEL 0854-82-0765
益田商工会議所 経営安定特別相談室
TEL 0856-22-0088
島根県商工会連合会 経営安定特別相談室
TEL (本所) 0852-21-0651
TEL (石見事務所) 0855-22-3590

経営一般、企業再生

B - 09

中小企業の再生への取り組みを支援します

島根県中小企業活性化協議会

●事業内容

厳しい経済情勢の中で、中小企業の再生に向けた取り組みについて、専任の専門家が相談・助言や経営改善計画策定等の支援を行います。
加えて、親族間における事業承継や「経営者保証に関するガイドライン」に基づく経営者等個人の保証債務整理の支援を行います。

お問い合わせ

島根県中小企業活性化協議会
松江市母衣町55-4 島根県商工会議所ビル6階
TEL 0852-23-0701

あなたの事業承継をお手伝いします

事業承継推進コーディネーター・事業承継推進員

●事業内容

事業承継推進コーディネーターをはじめ、県内8ヶ所に事業承継推進員を配置し、中小企業の円滑な事業承継の促進を図ります。事業の磨き上げや税務、法務など専門的な知識が必要な場合には、専門家を派遣します。

●支援内容

- ・事業承継や事業継続を図るためのアドバイス
- ・事業承継計画の策定支援、計画実行フォロー
- ・事業承継に関わる様々な課題に対して、専門家を派遣
- ・国や県の補助金等の支援の情報提供
- ・事業承継に係るマッチング支援

など

お問い合わせ

| 駐在先 | 担当商工会体地区 |
|----------|--|
| 松江商工会議所 | 松江商工会議所、安来商工会議所、東出雲町商工会、まつえ北商工会、まつえ南商工会、安来市商工会 |
| 浜田商工会議所 | 浜田商工会議所、益田商工会議所、江津商工会議所 |
| 出雲商工会議所 | 出雲商工会議所、平田商工会議所 |
| 大田商工会議所 | 大田商工会議所、江津商工会議所 |
| 斐川町商工会 | 出雲商工会、雲南市商工会、飯南町商工会、斐川町商工会、奥出雲町商工会 |
| 美郷町商工会 | 美郷町商工会、川本町商工会、桜江町商工会、銀の道商工会、邑南町商工会 |
| 津和野町商工会 | 津和野町商工会、吉賀町商工会、美濃商工会、石央商工会 |
| 隠岐の島町商工会 | 隠岐の島町商工会、隠岐國商工会、西ノ島町商工会 |

<商工会議所地区>

| | |
|---------|--------------|
| 松江商工会議所 | 0852-23-1616 |
| 浜田商工会議所 | 0855-22-3025 |
| 出雲商工会議所 | 0853-25-3710 |
| 平田商工会議所 | 0853-63-3211 |
| 益田商工会議所 | 0856-22-0088 |
| 大田商工会議所 | 0854-82-0765 |
| 安来商工会議所 | 0854-22-2380 |
| 江津商工会議所 | 0855-52-2268 |

<商工会地区>

| | |
|------------|--------------|
| 島根県商工会連合会 | 0852-21-0651 |
| 石見事務所 | 0855-22-3590 |
| 又は最寄りの商工会へ | |

幅広く事業承継をお手伝いします

島根県事業承継・引継ぎ支援センター

●当センター概要

島根県事業承継・引継ぎ支援センターでは、商工団体、金融機関、行政、税理士などの専門家等と連携して、中小企業の円滑な事業承継を支援します。また、会社を売りたい方と買いたい方のマッチングの支援も行っております。

地域経済において大きな役割を果たしている中小企業の活力の維持に資することを目的としています。

●事業内容

エリアコーディネーターを配置し、事業承継の相談に対応をします。相談結果を踏まえ、以下の親族内承継、第三者承継、経営者保証解除の支援を行います。

①親族内承継

親族内承継を円滑に行っていくための課題の整理、専門家による分析など事業承継への課題の見える化、事業承継計画の作成支援を行います。また、事業の磨き上げなど課題解決に向けての支援も併せて行います。

②第三者承継

事業譲渡希望者と事業譲受希望者のマッチング支援を行います。県内企業同士のマッチング、創業希望者とのマッチング、M&Aプラットフォーム（ノンネームデータベース）と連携した県外企業とのマッチングなど、第三者承継に向けてその可能性を一緒になって検討します。

また、すでに譲渡先又は譲受先企業が決まっている場合においても、第三者承継の完了に向けて支援を行います。

※守秘義務：秘密厳守で相談を致します。

お問い合わせ

島根県事業承継・引継ぎ支援センター

松江市母衣町55-4 島根県商工会議所ビル6階

TEL 0852-33-7501 FAX 0852-61-1171

販路拡大の支援をします

しまね産業振興財団（販路開拓）

①首都圏等販路開拓支援事業

●申請対象者

申請ができる者は、次のすべてを満たす者とします。

- 1) 島根県内に本社又は事業所を有する中小企業であること。
- 2) 自社製品を有していること（ただし、食品・工芸品は除く）。

●サービスの内容

- 1) 首都圏等販路開拓を目的とした事業に対して、営業代行会社と連携して、取引マッチング支援を行います。
- 2) 営業代行会社は、財団が提示するリストの中から、任意で選択可能です。
- 3) 営業代行会社は、サービス利用者と協議のうえ、マッチングを行います。

●事業期間

営業代行会社との初回ミーティングを起算とした4カ月程度

●留意事項・その他

- ・製品の性質などによっては、マッチング数目安を提供することが難しい場合がありますので、予めご了承ください。
- ・支援サービスは原則無料ですが、支援の内容に応じて経費が必要となる場合、別途ご負担いただくこととなります。
- ・取引成立に向けた具体的な商談（価格設定・取引条件等）は、サービス利用者が直接進めてください。

②伊藤忠商事との提携に基づく販路開拓等の支援サービス

●対象者

県内に本社又は事業所を有する企業

●事業内容

伊藤忠商事との提携に基づき、伊藤忠グループのネットワークを活用した販路開拓などの支援サービスを行います。

●その他

支援サービスは原則無料です。但し、支援内容に応じて経費が必要となる場合は、別途ご負担をいただきます。

お問い合わせ

公益財団法人しまね産業振興財団 販路支援課 取引支援グループ
TEL 0852-60-5114
E-mail shinko@joho-shimane.or.jp

相談、専門家の派遣

B - 13

食品衛生・食品表示に関してお気軽にご相談ください

食品衛生・食品表示相談窓口

1. 相談窓口

●事業内容

食品衛生、食品表示に関する相談に専門のアドバイザーが対応します

- ①食品衛生・品質管理、HACCP導入に関する相談
- ②食品表示、栄養成分表示に関する相談

●対象者

島根県内の食料品・飲料製造事業者

●費用

無料

2. 衛生管理アドバイザー派遣

●事業内容

食品衛生・品質管理の課題にアドバイザーを派遣して改善のお手伝いをします

- ①食品衛生・品質管理に関する現状把握、改善の提案
- ②HACCP導入に向けた準備、進め方のアドバイス

●対象者

島根県内の食料品・飲料製造事業者

●費用

無料

●備考

派遣回数は1社あたり2回程度までとします

※コーデックスHACCPの導入を目指す事業者に対してアドバイザーの派遣も可能です。(無料)

詳しくは下記にお問い合わせください。

お問い合わせ

(公財) 島根県環境保健公社 環境事業推進課

TEL 0852-24-0207

海外展開の取組をワンストップでサポートします

しまね海外ビジネスサポートセンター

海外展開を支援する機関を一カ所に集約し、貿易や海外への進出に関するご相談をワンストップで受け付ける窓口です。

各機関の持つ情報やノウハウを総合的に発揮し、効果的な支援につなげます。

●入居機関

日本貿易振興機構（ジェトロ）島根貿易情報センター

しまね産業振興財団 販路支援課 国際化支援グループ

島根県しまねブランド推進課 海外展開支援室

お問い合わせ

しまね海外ビジネスサポートセンター

所在地 〒690-0887 島根県松江市殿町8-3

（島根県市町村振興センター（タウンプラザしまね）5階）

ジェトロ島根貿易情報センター

TEL 0852-27-3121 FAX 0852-22-4196

E-mail mat@jetro.go.jp

しまね産業振興財団 販路支援課 国際化支援グループ

TEL 0852-22-6193 FAX 0852-22-6750

E-mail kaigai@joho-shimane.or.jp

島根県しまねブランド推進課 海外展開支援室 海外展開支援第一係

TEL 0852-22-5303 FAX 0852-22-6750

E-mail kaigai-tenkai@pref.shimane.lg.jp

島根県しまねブランド推進課 海外展開支援室 海外展開支援第二係

TEL 0852-22-5633 FAX 0852-22-6750

E-mail boeki@pref.shimane.lg.jp

海外取引・海外進出にチャレンジ

しまね産業振興財団（国際取引支援）

国際取引支援事業

- 海外取引の創出・促進を支援します。
 - ◇ 財団の国際化支援アドバイザーを中心に県内企業の貿易、投資、実務に関する個別の相談に応じます。
 - ◇ 海外取引を行っている企業や様々なネットワーク先を通じて、海外取引についての有望情報や取引のマッチングの機会などを提供します。
- 情報を提供します。
 - ◇ 県内外のセミナー・展示会情報などの海外取引に関する情報、官公庁などの公的支援制度の情報などをメールマガジン等を通じて提供します。
 - ◇ 国内外のネットワークを活用して、海外取引や海外販路開拓、海外投資に向けての情報提供、支援を行います。
 - ◇ 海外展開に役立つ知識やスキルを学ぶ勉強会を開催します。

お問い合わせ

公益財団法人しまね産業振興財団 販路支援課 国際化支援グループ
 TEL 0852-22-6193
 E-mail kaigai@joho-shimane.or.jp

世界50ヶ国以上に広がるネットワークをご利用ください

ジェトロ

日本貿易振興機構（ジェトロ）では、世界55ヶ国76事務所（2023年4月現在）のネットワークを活かし、海外とのビジネスに関わるさまざまな情報提供や海外販路開拓、海外投資及び拠点設立の支援を行っています。

【海外経済・貿易情報を入手したい】

海外ビジネスに必要な経済情報、法規制情報、市場情報等を提供しています。詳しくは、メールマガジンまたはジェトロウェブサイトをご覧ください。

＜メールマガジン「ジェトロ山陰ニュース」のご登録はこちらから＞

<https://www.jetro.go.jp/jetro/japan/shimane/mail.html>

＜ジェトロウェブサイト 国・地域別情報＞

政治・経済動向、祝祭日などの概況、GDP、消費者物価指数等の基礎的経済指標、輸出入の際の規制情報を、各国別に掲載しています。

<https://www.jetro.go.jp/world/>

【貿易・投資について相談したい、知識を得たい】

「輸出をしたいが、何から手をつけていいかわからない。」「海外に自社製品のニーズがあるか知りたい。」という方はぜひご相談ください。

＜新輸出大国コンソーシアム（無料）＞

海外展開にご関心のある中堅・中小企業の皆様に、日本企業の海外展開を支援する全国の機関が結集し、ワンストップの支援サービスを提供します。多様な経験を持つ専門家が、皆様の状況にあったアドバイスをいたします。

<https://www.jetro.go.jp/consortium/>

＜海外コーディネーター（農林水産・食品分野）による輸出支援相談サービス（無料）＞

輸出可能性、競合品、現地ビジネス習慣・トレンドについて、海外からコーディネーターが無料でレポートを作成、現地目線でお答えします。

<https://www.jetro.go.jp/services/coordinator/>

＜貿易実務オンライン講座（有料）＞

いつでもどこでも自分のペースで学習を進めることができます。ストーリー形式で進むので、わかりやすいと好評です。

<https://www.jetro.go.jp/elearning/>

【海外取引先を開拓したい】

海外展開をより拡大させるためにも、ジェトロをご活用いただけます。
 <オンラインカタログサイト“JAPAN STREET”>

企業・商品情報と商品画像等を登録するだけで、ジェトロがセレクトした1,700社以上の海外バイヤーに商品を紹介することができます。バイヤーとの商談日程調整や無料の通訳手配、商談同席などのサポートも提供しています。

https://www.jetro.go.jp/services/japan_street/

【高度外国人材の活用について相談したい】

ジェトロは、高度な知識・技能を有する外国人材の更なる呼び込み・国内での就職促進に向け、様々なサポートを行っています。

<高度外国人材活躍推進ポータルサイト“Open for Professionals”>

高度外国人材の採用に関心がある中堅・中小企業、日本での就労を希望する外国人留学生等の双方に向けて各種イベント、日本の生活・就労環境や入管制度、各種サポート等の情報を提供しています。

<https://www.jetro.go.jp/hrportal/>

【海外進出したい】

「海外進出を検討している。」「進出後、労務や税務、法務の問題が生じてしまった。」そのような方を、ジェトロ現地事務所がサポートします。

<海外における支援サービス>

投資に関する現地制度や諸手続きについて、ジェトロアドバイザーや他の協力機関が、サービスの提案や取次ぎまで一元的な支援を行います。

<https://www.jetro.go.jp/services/advisor/>

<https://www.jetro.go.jp/services/platform/>

※上記サービス以外にも様々な支援メニューがございます。お気軽に下記お問い合わせ先にご連絡下さい。

お問い合わせ

日本貿易振興機構（ジェトロ）島根貿易情報センター
 TEL 0852-27-3121 FAX 0852-22-4196
 E-mail mat@jetro.go.jp
 ホームページ <https://www.jetro.go.jp/shimane/>

海外展開

B - 17

アセアンでの事業展開に関してご相談いただけます

島根・ビジネスサポート・オフィス (タイバンコク)

アセアンでの事業展開に関する相談・アドバイスや現地での情報提供及び外国人観光誘客等に関する広報宣伝などに幅広く対応する「島根・ビジネスサポート・オフィス」をタイ王国バンコクに設置し、県内企業の海外展開支援や外国人観光客の誘致など、様々な市場を取り込む事業展開を支援します。

●対象者

島根県内に事業所を有する企業（製造業・非製造業を問いません）

●支援対象地域

タイを中心とするアセアン諸国

（インドネシア、カンボジア、シンガポール、タイ、フィリピン、ブルネイ、ベトナム、マレーシア、ミャンマー、ラオス（全10ヶ国））

●事業内容

(1) 企業相談対応等

- ①海外での事業展開に関する相談
- ②現地情報収集・提供
- ③取引先発掘・紹介
- ④商談設定・アテンド
- ⑤展示会・見本市・商談会出展支援
- ⑥相談者のニーズに応じた現地専門家紹介

(2) 「島根・ビジネスサポート・オフィス便り」の発行

アセアンの現地情報、ビジネス情報や展示会等に関する情報提供のため、月1回以上のレポートを発行、県ホームページやしまね産業振興財団のメルマガでお届けします。

※サポートオフィスへご相談の際は、下記問い合わせ先にご連絡ください。

※原則、無料で利用できますが、通訳等一部実費が必要になる場合があります。

お問い合わせ

公益財団法人しまね産業振興財団 販路支援課

国際化支援グループ

TEL 0852-22-6193 E-mail kaigai@joho-shimane.or.jp

島根県商工労働部 しまねブランド推進課 海外展開支援室

海外展開支援第一係

TEL 0852-22-5303 E-mail kaigai-tenkai@pref.shimane.lg.jp

＜県産品販路拡大（食品輸出）に関する業務＞

島根県商工労働部 しまねブランド推進課 海外展開支援室

海外展開支援第二係

TEL 0852-22-5633 E-mail boeki@pref.shimane.lg.jp

海外展開

B - 18

海外への販路拡大をお手伝いします

食品輸出商談会の開催・海外現地コーディネーター(食品分野)

1. 食品輸出商談会の開催

●対象者

県内の農林水産物生産者、食料品・飲料製造事業者等

●事業内容

県産品の海外への販路拡大を支援するため、国内外のバイヤーとの商談の機会を提供します。

海外でのしまねフェア開催やテストマーケティング等の事前商談会となることもあります。

●費用

無料

2. 海外現地コーディネーターによる支援(食品分野)

●対象者

県内の農林水産物生産者、食料品・飲料製造事業者等

●事業内容

米国、EU、東アジア、ASEANの食品市場に精通した現地の専門家が、市場調査、セールス活動、渡航時のアテンド等の支援を行います。

輸入規制等についてセミナーを開催し、現地の最新情報を提供します。

●費用

無料(ただし、コーディネーターと個別契約を結ぶ場合は別途負担)

金融制度

相談窓口・情報提供

専門家派遣

イベント・展示会等

商工関係補助金等

労働関係助成金等

その他補助金等

研修・セミナー等

その他支援事業

お問い合わせ

島根県しまねブランド推進課 海外展開支援室
海外展開支援第二係

TEL 0852-22-5633 FAX 0852-22-6750

E-mail boeki@pref.shimane.lg.jp

知的財産に関する総合的な相談、支援窓口です

しまね知的財産総合支援センター

1. 窓口相談・専門家派遣

●事業内容（INPIT島根県知財総合支援窓口）

知的財産権に関する悩みや課題をワンストップで解決できる支援を行います。課題等を受け付けその場で解決を図る窓口支援担当者、困難な課題等に対しては、知財専門家を活用して窓口支援担当者と共同で解決を図るお手伝いをします。また、しまね産業振興財団の各種支援制度への橋渡しもいたします。県内中小企業等の知的財産部門としてご活用下さい。

●主なサービス内容

- ①窓口相談 窓口支援担当者が相談に応じます。出願から登録までの手続き、特許情報プラットフォーム（J-PlatPat）の検索指導等、契約やライセンスなど知的財産に関するあらゆる課題を解決します。
- ②専門家派遣 知財に関する高度な課題等の解決のために、弁理士等の専門家が訪問支援します。
- ③窓口専門家 窓口には週1日の弁理士の常駐日（原則毎週金曜日）、月1回の弁護士の常駐日を設けるほか、定期的にしまね産業振興財団石見事務所、県内商工会議所等に臨時窓口を開設し、弁理士による相談会を開催します（日程等詳細はお問い合わせ下さい）。

2. 出願前先行技術調査

●対象者

県内の企業等

●事業内容

- ①簡易型先行技術調査 発明又は考案に関する特許文献の抽出、商用データベースを使用して案件に関する文献の要約を抽出し報告します。（有料）
- ②総合型先行技術調査 国内外の特許文献や論文等各種データを使用して、案件に関する特許文献等のスクリーニングを行い、関連度の高い特許文献抽出、抽出された文献と案件の対比判断を行い、調査結果を総合判断し報告します。（有料）

お問い合わせ

しまね知的財産総合支援センター

〔(公財)しまね産業振興財団（一社）島根県発明協会〕

TEL 0852-60-5145

労働問題に関する相談に

労働相談窓口（国・県）

○国（総合労働相談コーナー）

●対象者

労働者、事業主ほか

●事業内容

労働問題

- ・労働に関するあらゆる分野のご相談に対応します。
- ・個別労働紛争（個々の労働者と事業主との民事的なトラブル）については、労働局長による助言・指導または紛争調整委員会によるあっせんにより、紛争解決へ向けてのお手伝いをします。

お問い合わせ

島根労働局総合労働相談コーナー（厚生労働省島根労働局雇用環境・均等室内）

TEL 0852-20-7009

松江総合労働相談コーナー（松江労働基準監督署内）

TEL 0852-40-2939

出雲総合労働相談コーナー（出雲労働基準監督署内）

TEL 0853-21-1240

浜田総合労働相談コーナー（浜田労働基準監督署内）

TEL 0855-22-1840

益田総合労働相談コーナー（益田労働基準監督署内）

TEL 0856-22-2351

○県（雇用政策課、島根県労働委員会）

島根県庁雇用政策課「労働相談窓口」

県では、労働者や事業主の皆様を対象に、労働相談窓口を設置しています。働くことに関する諸問題について、労働相談員等が相談に応じます。相談は無料・秘密は厳守します。

【例】賃金・退職金の支払い、労働時間、ハラスメント等

| | |
|-----------|--|
| 電話・面談 | 0852-22-6557（専用ダイヤル） ・相談日 毎週月・水・金曜日（原則） ・相談時間 8:30～17:15（受付：16:45まで） |
| メールde労働相談 | 雇用政策課のホームページに専用の入力フォームを設けています。 島根県メールde労働相談で検索 （回答には数日要する場合があります。） |

**お問い合わせ**

島根県商工労働部雇用政策課 労働福祉係

TEL 0852-22-5297

ホームページ <https://www.pref.shimane.lg.jp/rodoseisaku/>

島根県労働委員会

労働委員会では、労働者と事業主の間のトラブル解決に向けた手助け（例：相談、あっせん）を行っています。職場でのトラブルにお困りの方はお気軽にご相談ください。

次のとおり専門家による労働相談を利用することもできます。

○専門家による労働相談

弁護士・労働組合の役員・経営者など、職場のトラブル解決のスペシャリストが、問題の解決に向けたアドバイスを行います。事前予約制となっていますので、相談希望日の1週間前までにお問い合わせください。

相談日：毎月第2・第4木曜日 午後3時～

※他の日程を希望される場合は、事務局までご相談ください。

場 所：島根県労働委員会（県庁南庁舎1階）

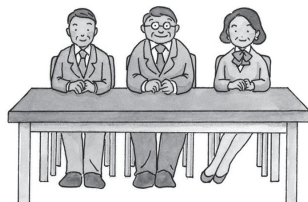
相談時間：30分から1時間程度



島根県労働委員会 HP

利用無料

秘密厳守



お問い合わせ

島根県労働委員会事務局
〒690-8501 松江市殿町8番地
（島根県庁南庁舎1階）

TEL 0852-22-5450

FAX 0852-25-6950

E-mail rodoi@pref.shimane.lg.jp

ホームページ <https://www.pref.shimane.lg.jp/rodoiinkai/>



島根県労働委員会
キャラクター
ラルコス

労働条件を始めとする、「働く」ことに関する無料電話相談窓口

労働条件相談ほっとライン (0120-811-610)

●事業内容

厚生労働省の委託事業として、労働者の方からのご相談にも、事業主の方からのご相談にも、相談員が公平・中立な立場で対応します。

労働時間管理や残業手当の支払いなど労働基準関係法令に関する問題については、相談者の疑問を解消できるように、法令、判例などの紹介を行い、一般的な解決の方向性をご説明します。

労働基準関係法令以外の問題については、例えば、パワーハラスメント、セクシュアルハラスメントや民事的な相談の場合には適切な相談窓口をご紹介します。

●相談時間

月～金曜日 17:00～22:00

土・日曜日・祝日 9:00～21:00

※12月29日～1月3日は除く

※法令整備点検の実施等により相談受付を一時停止することがあります。

●お受けできる相談例

労働者の方

- ・残業時間が長くてつらい
- ・残業をしても割増賃金が支払われない
- ・パート労働者に有給休暇はないと言われた など

事業主の方

- ・時間外・休日労働の上限規制って何のこと？
- ・有給休暇のルールについて知りたい
- ・残業代（割増賃金）の計算方法がわからない
- ・労働条件通知書って必要なの？ など

お問い合わせ

厚生労働省島根労働局労働基準部 監督課

TEL 0852-31-1156

雇用・人材

B - 22

技能者のスキルアップをお手伝いします

島根県職業能力開発協会

- 当協会では、働く人々のもっている技能や知識を一定の基準によって検定し、国が公証するための技能検定を実施しています。技能検定は技能者の習熟度を確かめるとともに成長を促す方法として有効になります。
※事業所に在職中の25歳未満の方、島根県内の学校に在籍中または島根県内に在住し、県外の学校に在籍中の35歳未満の方は、2級又は3級の実技試験の受検手数料が最大9,000円減額されます。(詳しくは下記にお問い合わせ下さい。)
- 島根県技能振興コーナーは、中小企業（製造業・建設業）の技能者育成を支援いたします。
ものづくりマイスターに認定されている製造業、建設業のスペシャリストを企業に派遣し、若年者への実技指導を行い、技能の継承と後継者の育成を図っています。
※1日3時間で最大20日間（人材開発支援助成金を受給申請する場合は最大40日間）講師料等と1人1日あたり2,000円（消費税別）までの材料費を負担します。

お問い合わせ

島根県職業能力開発協会 TEL 0852-23-1755 FAX 0852-22-3404
島根県技能振興コーナー TEL 0852-61-0051 FAX 0852-22-3404
ホームページ <http://www.noukai-shimane.or.jp/>

雇用・人材

B - 23

高齢者の戦力化のために

(独) 高齢・障害・求職者雇用支援機構島根支部 高齢・障害者業務課

「高齢者等の雇用の安定等に関する法律」で定められている70歳までの高齢者就業確保措置の導入や定着を図るために、社会保険労務士等の専門家が、高齢者の賃金・処遇・職場改善などに関する相談・援助等を行います。

その他、高齢者雇用及び障害者雇用に関する各種助成金を取り扱っています。

お問い合わせ

(独) 高齢・障害・求職者雇用支援機構島根支部 高齢・障害者業務課
TEL 0852-60-1677 FAX 0852-60-1678

中小企業等の生産性向上を支援します

(独) 高齢・障害・求職者雇用支援機構島根支部 生産性向上人材育成支援センター

生産性向上人材育成支援センターでは、次の3つの人材育成メニューで、中小企業等の生産性向上を支援します。

(1) 能力開発セミナー ～ものづくりを中心に～

中小企業等の在職者の方を対象に、仕事をする上で必要な専門知識及び技能・技術の向上を図るための訓練を実施します。

《分野》「機械・金属」、「電気」、「居住」などのものづくり分野

《内容》「設計・開発」、「加工・組立」、「工事・施工」、「設備保全」など

(2) 生産性向上支援訓練 ～マネジメント力から営業力まで～

中小企業等の幅広い職務階層の方を対象に、生産性の向上に効果的な訓練コースをご用意しています。

また、訓練コースは課題やニーズに応じて「オーダーメイド」でカスタマイズ可能です。

《内容》「生産管理」、「クラウド・IoT導入」、「組織マネジメント」、「マーケティング」、「データ活用」、「生涯キャリア形成」、「営業・販売」など

(3) 施設・設備の貸与、職業訓練指導員の派遣 ～モノとヒトでサポート～

「研修を行う場所がない」「研修の講師が見つからない」といったお悩みに答えます。

《内容》・ポリテクセンター島根の教室・実習場や工作機械・設備の貸出し
・ポリテクセンター島根の職業訓練指導員（テクノインストラクター）の派遣

お問い合わせ

独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構島根支部
生産性向上人材育成支援センター（ポリテクセンター島根内）
TEL 0852-31-2828 FAX 0852-31-2164
E-mail shimane-seisan@jeed.go.jp
ホームページ <https://www3.jeed.go.jp/shimane/poly/biz/seisansei.html>

外国人雇用に関する情報を提供しています

外国人材雇用情報提供窓口

県内企業の皆様が、外国人材の雇用を検討される場合のご相談及び外国人雇用に関する制度や情報提供（セミナー等）を行っています。

● 窓口開設日時

月～金（国民の祝日・休日・年末年始を除く） 9：00～17：00

● 事業内容

以下の事業を無料で実施しています。オンラインでの相談、出前講座を希望する場合、インターネットとZOOMが利用できる環境が必要です。

・ 電話相談

簡単な内容やとりあえず聞いてみる場合など、電話で気軽にご相談ください。

・ オンライン相談

外国人の雇用制度について詳しく知りたい、電話では説明しづらい場合など、オンラインの1対1で個別相談ができます。まずはお電話でご予約ください。

・ 出前講座（オンライン・対面型）

外国人の雇用制度等について、企業内勉強会、組合や協会の総会などで研修を実施したい場合にご活用ください。

お問い合わせ

島根県商工労働部 雇用政策課内

松江市殿町1

TEL 0852-22-6634（窓口専用ダイヤル）

FAX 0852-22-6150

E-mail tayo-shugyo@pref.shimane.lg.jp

雇用・人材

B-26

雇用管理に関するアドバイスを行います

外国人労働者の雇用管理等に関する相談支援

外国人労働者の雇用管理や職業生活上の課題などについて相談に応じるため、「外国人雇用管理アドバイザー」を配置しています。

相談の依頼があった場合には事務所にアドバイザーを派遣し、雇用管理の問題点等を把握・分析し、効果的な改善策を提案します。

お問い合わせ

各公共職業安定所（ハローワーク）
厚生労働省島根労働局職業安定部 職業対策課
TEL 0852-20-7022 FAX 0852-20-7025

雇用・人材

B-27

企業間の出向・移籍等の斡旋を行っています

(公財) 産業雇用安定センター

「失業なき労働移動」をめざして

- 離職を余儀なくされる在職者を対象に「人と企業を結ぶ出向・移籍のお手伝い」をしています。
- 情報の提供、相談、斡旋等の支援を無料で行っている公的機関です。
- 事業内容

全国ネットを通じて出向・移籍についての相談、人材情報（求人・求職）の収集及び提供を行っています。

再就職のためのキャリアカウンセリングや委託訓練を行っています。

お問い合わせ

公益財団法人 産業雇用安定センター 島根事務所
TEL 0852-27-1151 FAX 0852-27-1180
ホームページ <https://www.sangyokoyo.or.jp/>

障がい者の雇い入れ、雇用継続、職場復帰のために

(独) 高齢・障害・求職者雇用支援機構島根支部 島根障害者職業センター

●対象者

雇用保険適用事業主

●事業内容

島根障害者職業センターでは、障がい者雇用を考えている又は既に障がい者を雇用している事業主の方を対象に雇い入れ、雇用管理、休職者の職場復帰等についての支援を行います。

【障害者雇用に係る相談・提案】

障がい者雇用に向けての相談、情報提供、社員向け研修の実施、職務創出のための具体的提案等を行います。

【ジョブコーチによる支援】

精神障がい者、発達障がい者、知的障がい者等が円滑に職場に適應できるよう、ジョブコーチが事業所を訪問し、障がい者及び事業主に対して、障がい特性を踏まえた直接的・専門的な支援を行います。

【職場復帰支援（リワーク支援）】

うつ病などのメンタル不調により休職中の従業員が円滑に職場復帰を進めていくための支援を行います。

①職場復帰のコーディネート

休職従業員・事業主・主治医との相談等を通じて、職場復帰に向けた活動の進め方や目標について、3者の合意形成を図ります。

②リワーク支援

「リワーク支援計画」に基づき、休職従業員に対して、センター内での作業や講習を通じて、生活リズムの立て直し、集中力・持続力の向上、体調の自己管理、ストレス対処等の適応力向上の支援を行います。

また、事業主に対して、職場の受入体制の整備（復職計画の策定、上司、同僚等の啓発等）についての支援を行います。なお、必要に応じて、復職予定の職場での作業体験（リハビリ出勤）による復職前のウォーミングアップを行い、職場復帰につなげていきます。

※当センターの利用は無料です。

※国の機関、地方公共団体及びそれらの機関にお勤めの方は対象になりません。

お問い合わせ

独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構島根支部 島根障害者職業センター
TEL 0852-21-0900 FAX 0852-21-1909
E-mail shimane-ctr@jeed.go.jp
ホームページ <https://www.jeed.go.jp/location/chiiki/shimane/>

障がいのある方・障がいのある方を雇用する事業主に対して指導・助言を行います

障害者就業・生活支援センター

障がいのある方に対して、就業面と生活面の一体的な相談・支援を関係機関と連携して行います。

また、障がいのある方だけでなく、障がい者雇用を行う事業主に対しても障がい特性を踏まえた雇用管理等の相談にのり、障がいのある方が長く職場に定着できるよう支援を行います。

●主な事業内容

○就業面

- ・障がいのある方の就業及びこれに伴う日常生活に関する指導及び助言その他の援助
- ・障がいのある方に対する職業準備訓練及び職場実習を行うことについてのあっせん
- ・事業主に対する障がいのある方の就職後の雇用管理に係る助言

○生活面

- ・障がいのある方の家庭等や職場を訪問することにより生活上の相談に応ずるなど就業及びこれに伴う日常生活又は社会生活に必要な支援を行う

雇用・人材

B - 30

経験と技術力豊富な人材を紹介します

中高年齢者就職支援窓口 ミドル・シニア仕事センター

●事業内容

中高年齢者の就職促進、県内企業等の人材確保を支援するため、就職等に関する総合相談、無料職業紹介、セミナー開催、就職後のフォローアップ等を行います。

各事業所様からの求人を随時受け付けております。

●窓口

ミドル・シニア仕事センター松江（松江市御手船場町557-7 労働会館3F）

ミドル・シニア仕事センター浜田（浜田市港町227番地1 ゆめタウン浜田2F）

お問い合わせ

ミドル・シニア仕事センター松江 TEL 0852-61-6111

ミドル・シニア仕事センター浜田 TEL 0855-25-5111

雇用・人材

B - 31

女性の就労やキャリアアップを支援します

女性就職相談窓口 レディース仕事センター

●事業内容

島根県内での就労を希望する女性を対象とし、総合相談、無料職業紹介、セミナー・就労のためのパソコン講習・職場見学・出張相談会等の開催、就職後のフォローアップ等を行います。本人の希望、適性、スキル等に応じた就労支援のほか、子育てや介護などの支援情報の提供など、ワンストップで行うことにより女性の就職やキャリアアップを支援します。

また、各事業所様からの求人を随時受け付けております。

●窓口

レディース仕事センター松江（松江市御手船場町557-7 労働会館3F）

レディース仕事センター浜田（浜田市港町227番地1 ゆめタウン浜田2F）

お問い合わせ

レディース仕事センター松江 TEL 0852-61-6117

レディース仕事センター浜田 TEL 0855-25-5207

働く人のメンタルヘルス不調や過重労働による健康障害に関する電話相談窓口

働く人の「こころの耳 電話相談」(0120-565-455)

●事業内容

労働者やご家族、企業の方々からの相談を無料でお受けします。

なお、相談者に対しては、相談内容を踏まえ、制度の説明や適切な機関への相談などの助言を行います。

受付日時にご注意ください。

月・火 17時～22時、土・日 10時～16時（祝日、年末年始を除く）

●お受けできる相談事例

①メンタルヘルス不調のこと

- ・こころの悩みについて
- ・人間関係の悩み・仕事の悩みについて

②過重労働による健康障害のこと

- ・長時間労働による健康への影響について
- ・事業場における健康管理の状況について

③ストレスチェック制度のこと

- ・ストレスチェックを受ける方法について
- ・ストレスチェックの結果の内容について
- ・ストレスチェックの結果に基づいて医師の面接指導を受けることについて
- ・ストレスチェック結果等の個人情報の管理方法やプライバシー保護の配慮方法について
- ・ストレスチェックをめぐる不利益取り扱いについて

●その他

SNSやメールでのご相談も可能です。

詳しくは、働く人のメンタルヘルス・ポータルサイト「こころの耳」をご確認ください。

URL： <https://kokoro.mhlw.go.jp>

お問い合わせ

厚生労働省島根労働局労働基準部 健康安全課

TEL 0852-31-1157

病気にかかられた労働者を雇用する事業主や病気にかかられた労働者の方へ

治療と仕事の両立支援

日本の労働人口の約3人に1人が何らかの疾病を抱えながら働いています。しかし、病気を理由に辞めざるを得ない方や、仕事のために治療を断念する人がいます。

「治療と仕事の両立支援」は、病気を抱える労働者が、適切な治療を受けながら安心して生き生きと働き続けられる社会を目指す取組です。

県、医療機関、労使団体、労働局等からなる「島根県地域両立支援推進チーム」では、一丸となって病気の治療と仕事の両立に悩む患者さんを支援する取組を促進しています。

●島根産業保健総合支援センターで行う支援内容（TEL：0852-59-5801）

相談対応：事業者、人事労務担当者や、がん等の患者（労働者）からの相談に応じます。

個別訪問支援：事業場を訪問し、制度導入、管理者向け教育等を行います。

個別調整支援：労働者の健康管理の助言、両立支援プラン作成助言等の調整支援を行います。

治療をしながら働く人を応援するポータルサイト「治療と仕事の両立支援ナビ」も参照ください。

URL：<https://chiryoutoshigoto.mhlw.go.jp/>

お問い合わせ

厚生労働省島根労働局労働基準部 健康安全課

TEL 0852-31-1157

島根産業保健総合支援センター

TEL 0852-59-5801

中小企業の働き方改革の取組を支援するために

島根働き方改革推進支援センター

働き方改革の推進に向けて、時間外労働の削減に向けた生産性向上の支援、正規雇用労働者と非正規雇用労働者との不合理な待遇差の解消を目指す同一労働同一賃金の実現、生産性向上による賃金引上げ、人手不足の解消に向けた人材の確保・定着を目的とした雇用管理改善等に向けた取組を支援するため、労務管理等の専門家が窓口相談や個別訪問、電話・メールによる相談等を実施します。また、事業主を対象とした専門家によるセミナー・出張相談会を実施します。

●対象者

中小企業・小規模事業者

●事業内容

島根働き方改革推進支援センターが無料で次の業務を行います。

ア 電話・メール・来所による個別相談

イ 企業訪問による相談支援

ウ 商工会議所等と連携した出張相談

エ 商工会議所等と共同開催による事業主向けセミナー

●相談例

○36協定について詳しく知りたい

○非正規労働者の待遇をよくしたい

○賃金引上げに活用できる国の支援制度を知りたい

○人手不足に対応するため、どのようにしたらよいか教えてほしい

○助成金を利用したいが、利用できる助成金が分からない

お問い合わせ

島根働き方改革推進支援センター

TEL 0120-514-925

起業や企業活動に必要な資料、情報を提供しています

島根県立図書館のビジネス・就業支援

- 対象者
全県民

I ビジネス・就業支援コーナー

- 事業内容

【資料】 インターネットだけでは探せない情報がふんだんにあります。

- ・ 専門書：『東商信用録』など企業情報、各種業界年鑑、統計データ、実務に役立つ書式集やハンドブック
- ・ 新聞・雑誌：『TSR情報』、『建設興業タイムス』、県内商工会の情報誌など
- ・ データベース：『日経テレコン21』『市場情報評価ナビMieNa』など

【調査】 「～を裏付けるデータがないか？」「～の分野でスキルアップしたい」…さまざまな調査やお困りごとの解決を司書がサポートします。全国の図書館や関係機関と連携・協力しながら、よりよい情報提供につとめます。

【配布物】 中小企業庁の広報冊子やパンフレット、県内の研修会、公募情報、求人情報などのチラシを提供しています。

- 相談事例

- 自社のウェブサイトのデザインの参考になる資料はないか？
- 新規出店予定地の、地域住民の構成比や購買力は？
- 自社製品を効果的にアピールするキャッチコピーを考えたい！
- 業界の最新動向が客観的に示されている統計や文献を入手したい！

II よろず支援拠点サテライトデスク

個人事業者や中小企業のための無料経営相談所「島根県よろず支援拠点」の相談会を、毎月1回、図書館会場で開催しています。

お問い合わせ

島根県立図書館 ビジネス・就業支援コーナー

TEL 0852-22-5739 FAX 0852-27-3458

E-mail tosyokan@pref.shimane.lg.jp

ホームページ <https://www.library.pref.shimane.lg.jp/>

金融制度

相談窓口・情報提供

専門家派遣

イベント・展示会等

商工関係補助金等

労働関係助成金等

その他補助金等

研修・セミナー等

その他支援事業

技術技能の習得、課題解決に

経営・技術強化支援事業(エキスパートバンク)

●対象者

小規模事業者、創業予定者

●事業内容

技術や技能の専門家を貴社に派遣し、具体的、実践的に指導・助言を行います。登録している専門家の業種は次のとおりです。

- ◎製造業／家具、木工、機械、和洋菓子、縫製加工、洋服仕立、洋裁
- ◎卸小売業／店舗管理、照明、販売技術(営業、包装技術／接客／POP広告)
- ◎サービス業／理容・美容(着付・ヘア)、和・洋・中華料理、クリーニング
- ◎デザイン業／衣装デザイン、パッケージデザイン、グラフィックデザイン(印刷物総合)
- ◎その他／IT関連、経営コンサルタント、特許等

お問い合わせ

島根県商工会連合会 エキスパートバンク事務局
TEL 0852-21-0651

お近くの各商工会議所、各商工会(巻末の一覧表参照)

事業承継等による事業の継続を支援する民間のアドバイザーを派遣します

事業継続力強化アドバイザー派遣事業

●事業内容

経営力の強化や事業承継等について、経営等に関する専門的なアドバイスを必要としている事業者にアドバイザーを派遣します。

1. 事業対象：中小企業者、組合、任意グループ
2. 実施機関：県内各商工会議所、各商工会及び島根県商工会連合会
3. 費用負担：原則全額県負担

※但し、事業費総額には上限がありますので、お近くの商工団体へご相談ください。

●派遣対象要件

経営計画を策定している、又は、策定を予定しており、その計画に基づき自律的に事業活動を行おうとする意欲のある中小企業等で、一定の要件を満たす方。

※具体的な対象要件については、お近くの商工団体にお問い合わせください。

●派遣内容

1. アドバイザーの選定

派遣にあたり希望のアドバイザーについては、お申込みの際にご相談ください。

2. 派遣回数

1社3回まで（事業承継に取り組むものについては原則5回を上限）。
1回あたり4時間程度。

3. その他

アドバイザー派遣にあたっては、商工団体の経営指導員等による事前・事後の指導も行います。

●募集期間

通年

※申込が予算額を超えた場合には、派遣できない場合があります。

ITクラウドを活用し経営改革支援、情報提供、マッチング支援等を提供します

中小企業119（専門家派遣事業）

●事業内容

中小企業庁が運営する中小企業・小規模事業者支援ポータルサイト「中小企業119」により、登録専門家（中小企業庁認定）の派遣を行っています。

「中小企業119」では専門家派遣の可能な支援機関を検索でき、当支援機関にて無料の経営相談を受けていただくことで、自らの課題に応じた専門家を選択し、派遣を依頼することができます。

※ 「中小企業119」ホームページアドレス <https://chusho119.go.jp>

お問い合わせ

中小企業119専門家派遣可能支援機関：お近くの商工会議所・商工会、島根県中小企業団体中央会、公益財団法人しまね産業振興財団、島根県商工会連合会など（巻末の一覧表参照）

目標の実現や課題解決に向けたお手伝いをします。

きょうかい専門家派遣事業「結(ゆい)」

きょうかい専門家派遣事業「結(ゆい)」のご案内

事業運営上抱える種々の経営課題(経営、技術、人材、情報、会計等)に対して専門的な知識を有する専門家を派遣し、経営計画策定支援や経営課題解決に向けたお手伝いをさせていただきます事業です。

【事業の内容】

- ①当協会のご利用がある中小企業者が対象となります。また、県内に事業所もしくは住所を有し、保証対象業種を営んでいる中小企業者の方、これから新たに事業を始められる方で、当協会のご利用が見込まれる方もご利用いただけます。
 - ②専門家がお客様の事業所まで直接出向き、協会職員も一緒になって経営課題解決に向けた活動に取り組みます。
 - ③専門家への相談料・診断料は無料です。
- ※派遣回数等の詳細についてはお問い合わせください。

【例えばこんな時・・・】

- 人気が出るメニューを一緒に考えてほしい
- 効果的なHPを作りたい
- 従業員の接遇を強化したい
- 経営改善計画をつくりたい

【こんな専門家がいます！】

- 公認会計士
- 中小企業診断士
- 装飾展示技能士
- 接客指導者
- ITコーディネーター 他

お問い合わせ

島根県信用保証協会

本店 松江市殿町105 TEL0852-22-2837

出雲支店 出雲市大津新崎町2-24 TEL0853-21-4998

浜田支店 浜田市殿町83-50 TEL0855-22-0833

益田支店 益田市あけぼの本町10-6 TEL0856-22-4567

ホームページ <https://www.shimane-cgc.or.jp/>

※本店は令和5年5月8日から仮移転を行います。

仮移転先：松江市灘町1-7 松江プラザビル2階から5階

製造業の抱える個別課題解決をサポートします

ものづくりアドバイザー派遣

●対象者

島根県内に本社・支社・工場等の事業拠点を有するものづくり企業

●事業内容

ものづくり産業企業がQCD向上等競争力を強化する取り組み（下記のような派遣事業テーマ）を実施する場合に、専門的な資格を有する方（中小企業診断士、技術士、ITコーディネーター、情報処理技術者等）や大学関係者、専門性の高い業務実績を相当程度有する方を専門家として派遣します。

●派遣事業テーマ

- (1) 生産技術革新（生産管理・生産現場改善、生産性向上、IT導入）
- (2) 技術力強化（新技術開発・技術改良）
- (3) 販路開拓（新分野進出含む）
- (4) 海外展開
- (5) 創業・再チャレンジ
- (6) 事業承継
- (7) 脱炭素化（脱炭素化に向けた取組や新しいビジネスモデル構築等）

※いずれも専門家の支援が必要な内容に限ります。

●派遣回数

(1) 個別企業への派遣

- ・ 1社当たり年間24時間、6回以内（標準所要回数4時間／回）

※要件を満たした場合、最大12回（標準所要回数4時間／回）まで派遣

(2) 企業グループ（P.210参照）への派遣

- ・ 各個別企業枠とは別に合計6回まで（1回あたり8時間以内）

お問い合わせ

（県東部、隠岐エリアの事業者様）

公益財団法人しまね産業振興財団 経営支援課 総合相談グループ

TEL 0852-60-5115

E-mail con@joho-shimane.or.jp

（県西部エリア（大田以西）の事業者様）

公益財団法人しまね産業振興財団 石見事務所

TEL 0855-24-9301

E-mail iwm@joho-shimane.or.jp

IT活用

C - 06

デジタル技術を活用し、自社の課題解決などに取り組む方へ

デジタル導入支援者による伴走支援(IT専門家派遣)

●対象者

デジタル技術の活用に高い意欲を持つ島根県内の中小企業者・小規模事業者
 ※専門家の派遣にあたっては、審査により派遣の可否を決定します。

●事業内容

島根県内の企業がデジタル技術を活用して自社の課題解決を図ろうとする際に、IT専門家を派遣してデジタル活用・導入について適切なアドバイスを行います。

(1) 派遣期間

令和5年4月～令和6年3月まで

(2) 申込期間

令和5年4月～令和6年1月末日まで

※予算額に達した時点で終了となります

(3) 派遣費用

無料

(4) 派遣回数

原則 最大3回まで（2時間/回×3回 年間6時間を上限とする）

(5) 支援領域

顧客管理（CRM）、営業支援（SFA）、勤怠管理、経費精算、グループウェア導入、WEB会議システム導入、クラウドサービス活用、モバイル端末活用 など

お問い合わせ

島根県中小企業団体中央会 連携支援課

TEL 0852-21-4809 FAX 0852-26-5686

環境・エネルギー

環境・エネルギーの専門家を派遣します

ECOアドバイザー派遣事業 (しまねエコライフ推進会議事業者部会事業)

- 対象者
しまねストップ温暖化宣言事業者（島根県内に事業所を置く、組合・中小企業者等）
- 事業内容
コスト削減を目的とした省エネ活動の推進（設備改善・運用改善）、環境配慮型経営等に関する相談、助言について、専門的知識を有する「ECOアドバイザー」を事業所に派遣します。
アドバイザーの適切な助言等により、事業所における環境への取り組みを推進します。
- 派遣回数
原則として1テーマ年間3回までとします。
- ECOアドバイザーの選定
当会の登録専門家を派遣します。

お問い合わせ

島根県中小企業団体中央会

TEL 0852-21-4809

FAX 0852-26-5686

スモール・ビジネス

C-08

商品開発などに取り組まれる際の課題解決のお手伝いをします

スモール・ビジネス育成支援事業 アドバイザー派遣

●事業内容

1. 中山間地域の資源を活用して商品・サービス開発に取り組もうとする小規模事業者等が抱える、商品コンセプトや販路開拓などについての様々な課題に対して、県で相談を受け付けます。
2. 専門的な知見を有するコーディネーターが、相談内容に応じて、適切な支援方法を提案します。
3. 専門家の派遣を支援方法としたときは、事業分野や課題に応じた助言・指導やオンライン講座等を行います。

※支援方法によっては、補助金や講座への誘導や、他の事業を紹介する場合があります。

●対象事業者

県内の中山間地域に主たる事業所がある小規模法人・団体又は住所がある個人

●全体コーディネーター及び専門家の派遣回数

1事業者1～4回程度 ※別途、オンライン講座：1～4回程度

●費用

無料

- 「スモール・ビジネス」は、中山間地域の豊かな自然や特徴ある資源を活用し、小規模であっても、継続的に収入を得る取り組みです。詳細は、中山間地域・離島振興課のHPをご参照ください。

※感染症拡大等の影響により、内容や実施について、変更となる可能性がありますので、最新の情報は中山間地域・離島振興課HPをご確認ください。

お問い合わせ

島根県地域振興部 中山間地域・離島振興課 スモール・ビジネス推進係
TEL 0852-22-6449 FAX 0852-22-5761

雇用・人材

採用に関する課題を分析・助言します

採用に関する専門家の派遣

●事業概要

新規学卒者などの若者の採用活動で困っている企業を対象として、各企業の採用に関する課題を洗い出し、改善を促すための専門家を派遣します。実際の改善は、いきいき職場づくり支援事業、採用ブランディング支援事業など他の制度を活用して実施します。

●専門家の業務（分析の視点と助言）

(1) 将来性（会社の将来性は？ 自らのキャリアの将来性は？）

- しっかりとした企業アピールをすることについて助言
 - ・採用ブランディング支援
 - ・キャリアパスを示す

(2) 給与等の待遇の改善

- 生産性の向上などに取り組むことについて助言

(3) 誰もがいきいきと働き続けられる職場づくり

- 職場の雰囲気向上などの取組と企業アピールをすることについて助言
 - ・多様な人材の活躍を目的とした支援パッケージ
 - ・採用ブランディング支援

●県内8ヶ所に採用力強化支援員を配置し、事業の内容や、派遣を希望する企業へのヒアリングなどを行います。

採用力強化支援員

| 駐在先 | 担当商工団体地区 |
|----------|--|
| 松江商工会議所 | 松江商工会議所、安来商工会議所、東出雲町商工会、まつえ北商工会、まつえ南商工会、安来市商工会 |
| 浜田商工会議所 | 浜田商工会議所、益田商工会議所、江津商工会議所 |
| 出雲商工会議所 | 出雲商工会議所、平田商工会議所 |
| 大田商工会議所 | 大田商工会議所、江津商工会議所 |
| 斐川町商工会 | 出雲商工会、雲南市商工会、飯南町商工会、斐川町商工会、奥出雲町商工会 |
| 川本町商工会 | 美郷町商工会、川本町商工会、桜江町商工会、銀の道商工会、邑南町商工会 |
| 津和野町商工会 | 津和野町商工会、吉賀町商工会、美濃商工会、石央商工会 |
| 隠岐の島町商工会 | 隠岐の島町商工会、隠岐國商工会、西ノ島町商工会 |

<商工会議所地区>

| | |
|---------|--------------|
| 松江商工会議所 | 0852-23-1616 |
| 浜田商工会議所 | 0855-22-3025 |
| 出雲商工会議所 | 0853-25-3710 |
| 平田商工会議所 | 0853-63-3211 |
| 益田商工会議所 | 0856-22-0088 |
| 大田商工会議所 | 0854-82-0765 |
| 安来商工会議所 | 0854-22-2380 |
| 江津商工会議所 | 0855-52-2268 |

<商工会地区>

| | |
|------------|--------------|
| 島根県商工会連合会 | 0852-21-0651 |
| 石見事務所 | 0855-22-3590 |
| 又は最寄りの商工会へ | |

お問い合わせ

株式会社マイナビ山陰支社

TEL 0852-60-1730

島根県商工労働部 雇用政策課 若年者就職促進室

TEL 0852-22-5365

ホームページ <https://www.pref.shimane.lg.jp/rodoseisaku/>

一般事業主行動計画の策定を支援します

一般事業主行動計画 策定支援アドバイザーの無料派遣

女性活躍、仕事と子育ての両立を推進するため、一般事業主行動計画を策定しましょう。

●対象者

- ・女性活躍推進法、次世代法、一体型いずれの行動計画も未策定で、従業員100人以下の県内企業
女性活躍推進法…女性の職業生活における活躍の推進に関する法律 の略
次世代法…次世代育成支援対策推進法 の略

●事業内容

- ・女性活躍推進法及び次世代法に基づく一般事業主行動計画策定に向けた、アドバイザーによる支援（課題分析、数値目標・取組目標の設定等に対する助言など）
- ・本事業により新規に一般事業主行動計画を策定した企業への翌年度のフォローアップ
※こころカンパニー認定等のための就業規則の作成は、支援内容に含まれません。

●一般事業主行動計画策定のメリット

島根県では、一般事業主行動計画の策定を条件付けた、登録・認定制度や補助金制度があります。

- ・しまね女性の活躍応援企業（本書P.230）
- ・しまね子育て応援企業（こころカンパニー）（本書P.227）
- ・女性活躍のための働きやすい環境整備支援事業費補助金（本書P.171）

お問い合わせ

島根県商工会議所連合会（松江商工会議所） TEL 0852-32-0506
各商工会 および 島根県商工会連合会 TEL 0852-61-6161
島根県中小企業団体中央会 TEL 0852-21-4809
島根県政策企画局 女性活躍推進課
TEL 0852-22-5463 FAX 0852-22-6155
E-mail josei-katsuyaku@pref.shimane.lg.jp

自社製品・技術の販路（取引先）拡大に

戦略的取引先確保推進事業

●対象者

自社で開発した製品・技術を保有する企業及び県内製造業（主に機械・電気・樹脂）

●事業内容

戦略的取引先の確保推進策として県内製品・技術の販路拡大のため、首都圏等で開催される専門展示会と「特定企業に対しての商談の場」としての商談会への出展活動を支援する。

令和5年度計画

○財団ブースによる展示会出展

- ・「名古屋機械要素技術展」（名古屋）4/12～4/14
- ・「機械要素技術展」（東京）6/21～6/23
- ・「関西機械要素技術展」（大阪）10/4～10/6

○各種専門展示会出展に対する助成

助成率：1/2以内、上限：300千円

企業グループ（P.210参照）による出展

助成率：1/2以内、上限：900千円

対象経費：小間料、装飾費、運送費、旅費

○商談会開催

- ・「中国五県合同商談会」（岡山）11月

※その他の商談会開催については、詳細が決まり次第しまね産業振興財団HP等にて広報いたします。

（関連する別事業：「新たな日常に対応したものづくり産業販路拡大支援事業」）
（詳述 P.73参照）

○ウェブを活用した販路開拓支援助成金

ウェブ等を活用した非対面による営業活動の強化を行う取組を支援します。

○営業代行等を活用したものづくり産業販路拡大支援助成金

営業代行を請け負う業者を活用しての営業・販売の取組を支援します。

○商社等を活用したものづくり産業販路拡大支援事業助成金

商社等による複数の県内ものづくり企業の販路開拓の取組を支援します。

お問い合わせ

公益財団法人しまね産業振興財団 販路支援課 取引支援グループ
TEL 0852-60-5114
E-mail shinko@joho-shimane.or.jp

受注・販路拡大

D-02

〔加工食品外貨獲得支援事業〕 県外等での販路開拓を支援します

食品展示商談会の開催・出展支援

1. 県内展示商談会の開催

- 対象者
県内の食料品・飲料製造事業者等、農林漁業者
- 事業内容
小売業、卸売業等のバイヤーとの商談機会を設けます。
- 費用負担
出展回数に応じた負担金を徴収します。
- 出展予定事業者数
約90事業者予定
- 開催時期
令和6年3月予定

2. 県外展示商談会への出展支援

- 対象者
県内の食料品・飲料製造事業者等、農林漁業者
- 事業内容
県外で開催される展示商談会に「島根ブース」を設置して商談機会を設けます。
- 費用負担
出展回数に応じた負担金を徴収します。
- 出展を予定している展示・商談会
 - (1) 東海スーパーマーケットビジネスフェア（愛知、7月）
 - (2) ジャパン・インターナショナル・シーフードショー（東京、8月）
 - (3) アグリフードEXPO（東京、オンライン5～9月、対面8月）
 - (4) フードストアソリューションズフェア（大阪、9月）
 - (5) スーパーマーケット・トレードショー（千葉、2月）

お問い合わせ

島根県しまねブランド推進課

食品産業支援第一係 TEL 0852-22-5284、22-5272

食品産業支援第二係 TEL 0852-22-5122、22-6398

FAX 0852-22-6859

販路拡大・改良支援

商品モニタリングの場として活用してください

アンテナショップの活用

●対象者

県内外での販路拡大を目指す県内の食品等製造事業者及び工芸品製造事業者
市町村、学校、商工団体等各種団体

●事業内容

1. 島根県物産観光館の活用

数多くの県産品を展示販売しています。県内での消費動向把握等の場として活用ください。

また、新商品等のPR及びテスト販売の場としても活用してください。

①所在地及び連絡先

松江市殿町191番地

TEL 0852-22-5758 / FAX 0852-25-6785

②施設概要

「島根県物産観光館」のホームページをご覧ください。

<https://www.shimane-bussan.or.jp/>

③出品申請

随時受け付けています。

詳しくはホームページをご覧ください。

2. 日比谷しまね館の活用

県産品の展示販売だけでなく、観光情報の提供、移住定住相談などを行う島根の総合情報発信拠点です。

対面販売やイベント開催もできます。

首都圏での消費動向把握等の場として活用ください。

また、島根の総合的な情報発信拠点として、商品の背景にある地域文化や歴史などの紹介の場としても活用してください。

①所在地及び連絡先

東京都千代田区有楽町1-2-2 日比谷シャンテB1F

TEL 03-6457-9404 / FAX 03-6457-9405

②施設概要

「日比谷しまね館」のホームページをご覧ください。

<https://www.shimanekan.jp/>

③出品申請

商品提案会（年4回程度開催）にて受け付けています。

開催予定等についてはホームページをご覧ください。

お問い合わせ

島根県しまねブランド推進課 物産振興推進スタッフ

TEL 0852-22-5646 FAX 0852-22-6859

新規大学等卒業者やU I ターン希望者の人材確保に

合同企業説明会

島根県、各地域の雇用推進団体及びジョブカフェしまねなどが連携して合同企業説明会を開催します。

この説明会では、大学・短期大学・高等専門学校・専修学校等の学生の方や卒業して未就職の方などを対象に、県内企業に関する情報の提供や、企業説明の機会を設けることにより、県内企業の人材確保の取組を支援します。

●県内イベント等

| 開催日 | イベント名 | 開催地 | 概要 |
|--------------------|---------------------------|-------------|--|
| 令和5年 6月・8月 | 合同企業説明会 | 松江 | 対象 令和6年3月大学等卒業予定者（既卒3年以内の学生含む） 概ね35才未満の方 方式 対面 |
| 令和5年10月 ～令和6年9月 | しまねの企業ガイド 「ジョブチャンネル」 | WEB | ジョブカフェしまねサイトで県内企業を紹介する動画を配信 |
| 令和5年11月・ 令和6年2月 | しまね業界研究会 | オンライン 県内 | 対象 令和7年3月大学等卒業予定者 方式 オンライン 対面（県内：学校別） |
| 令和5年12月 | しまねジャンボ企業博 (学生と企業の交流会) | 松江 | 対象 全学年 方式 対面 |
| 令和6年3月 | しまね企業ガイダンス (合同企業説明会) | 松江 | 対象 令和7年3月大学等卒業予定者 方式 対面 |

●その他イベント

その他各種イベント等を開催予定です。ジョブカフェしまねサイト登録企業様にイベント参加の案内メールを送りますので是非企業登録(無料)ください。
(<https://www.gogo-jobcafe-shimane.jp/crm/company/CompanyApplyTop>)

お問い合わせ

〈令和5年6月・8月の合同企業説明会〉

厚生労働省島根労働局職業安定部 職業安定課

TEL 0852-20-7018 FAX 0852-20-7025

〈しまね業界研究会に関すること〉

島根県商工労働部 雇用政策課

TEL 0852-22-5300 FAX 0852-22-6150

E-mail jakunen-shien@pref.shimane.lg.jp

〈上記以外のイベントに関すること〉

(公財) ふるさと島根定住財団 (ジョブカフェしまね)

TEL 0852-28-0694 FAX 0852-28-0692

E-mail newjobcafe@teiju.or.jp

販路拡大・IT

自社のソフトウェア・サービス等の販路拡大を支援します

開発ソフトウェア・サービス販路拡大支援事業

●事業内容

県内IT企業が開発した独自ブランドのソフトウェアやサービス等を中期的な計画に基づいて販路拡大・新規顧客開拓を行う際の県外展示会・セミナー出展等の経費の一部を助成します。

●対象事業

- ・県外で開催される展示会、セミナー等への出展
- ・県外で自社が開催するセミナー、商談会等
- ・インターネット上での仮想展示スペース利用等

●助成内容

- 1) 助成率：対象経費の1 / 2
- 2) 助成期間：交付決定日から1年以内
- 3) 助成限度額：150万円
- 4) 対象経費：小間料、会場借上料、装飾費、設営費、旅費、アシスタント費、インターネット上での広告経費、コンサルティング経費、市場調査費等

お問い合わせ

公益財団法人しまね産業振興財団 しまねソフト研究開発センター (ITOC)
TEL 0852-61-2225
E-mail itoc@s-itoc.jp

金融制度

相談窓口・
情報提供

専門家派遣

イベント・
展示会等

商工関係補助金等

労働関係助成金等

その他補助金等

研修・セミナー等

その他支援事業

商工関係補助金等

受注・販路拡大

E-01

ウィズコロナにおける営業力強化にご活用ください！

新たな日常に対応したものづくり産業販路拡大支援事業

県内ものづくり企業の受注を確保していくため、ウェブ等を活用した非対面での営業活動や、専門的な知識、スキルを有する営業代行業者の活用、県内企業の販路拡大につながる商社の取組を支援します。

①ウェブを活用した販路拡大支援助成金（P.67に再掲）

●事業内容

県内ものづくり企業がウェブ等を活用し、非対面での営業活動の強化のために行う、ウェブ展示会出展、自社のウェブコンテンツの作成等の取組を支援します。

●対象者

県内に事業所を有する中小企業のうち、原則として機械金属、樹脂、電気および電子部品等の製造を行っている者

●対象経費

ウェブ展示会等出展費用、ウェブコンテンツ作成費用、BtoBマッチングサイト利用料、SEO対策、リスティング広告、営業支援ツール導入に係る経費など

●助成率

対象経費の2分の1以内（上限額 1,000千円）

②営業代行等を活用したものづくり産業販路拡大支援助成金

●事業内容

県内ものづくり企業が営業代行を請け負う業者を活用して自社の製品、部品等を営業、販売する取組を支援します。

●対象者

県内に事業所を有する中小企業のうち、原則として機械金属、樹脂、電気および電子部品等の製造を行っている者

●対象経費

営業代行業者等のサービス利用に要する経費

●助成率

対象経費の2分の1以内（上限額 1,000千円）

③商社等を活用したものづくり産業販路拡大支援事業助成金

●事業内容

商社等が複数の県内ものづくり企業の優れた製品、部品等を県内外の展示

会、商談会でPRし、販路拡大を行う取組を支援します。

●対象者

県内に事業所を有する製造業者が製造する機械金属、樹脂、電気及び電子製品部品等の卸販売や営業代行を行う商社等

●対象経費

商社等が行う県内ものづくり企業の販路拡大に向けた取組に要する経費

●助成率

対象経費の2分の1以内（上限額 3,000千円）

お問い合わせ

公益財団法人しまね産業振興財団 販路支援課 取引支援グループ
TEL 0852-60-5114
E-mail shinko@joho-shimane.or.jp

設備導入、情報機器導入

生産現場の自動化、省力化に向けた取組や新事業創出を図る取組を支援します！

ものづくり産業生産プロセス変革等支援事業助成金

●事業内容

新型コロナウイルス感染症の長期化に加えて、原油価格・物価高騰の影響を受けている製造業者の生産プロセスの変革やサプライチェーン再構築への対応等による収益確保のために必要な設備投資等を支援します。

●対象事業

新型コロナウイルス感染症の長期化や原油価格・物価高騰等の影響に対応し、以下のいずれかの型に該当する取組

(1) 生産プロセス変革型：

生産プロセスにおける省人化・自動化・多能工化を進めることにより、効率性、安定性、継続性を備えた変化に柔軟に対応できる生産体制を構築する取組

(2) サプライチェーン再構築型：

サプライチェーンの流動化に対応した新たな受注獲得の取組、ウィズコロナ・アフターコロナに対応した新たな事業創出の取組

※上記2つの型それぞれで要件がございます。

●助成内容

助 成 率 中小企業者1 / 2以内、小規模事業者2 / 3以内

助成限度額 下限500千円、上限10,000千円

対 象 経 費 設備導入・改修費、システム開発費等

お問い合わせ

公益財団法人しまね産業振興財団 経営支援課 総合相談グループ
TEL 0852-60-5115
E-mail con@joho-shimane.or.jp

設備の導入

E - 03

収益の確保を図るための設備投資を支援します

飲食・商業・サービス業新事業展開支援事業

飲食・商業・サービス業を営む県内中小企業者等が、原油価格・物価高騰の影響に対して、収益の確保を図るための新たな取組に必要な経費の一部を補助します。

●対象者

- (1) 島根県内に主たる事業所又は工場を有し、飲食・商業・サービス業を主たる事業として営む事業者
- (2) 原油価格、原材料等物価高騰の影響を受けていること

●対象要件

- (1) 自社にとって新たな取組（新商品開発、新技術開発等）のための設備投資
- (2) 3年以内に、当該投資による年間の売上が投資額以上となる計画

●補助内容

| 補助対象経費 | 補助率 | 補助限度額 |
|------------------------|---------------|------------------------------|
| 設備導入費、設備に関連する備品費、施設改修費 | 1/2 (2/3※) | [上限額] 2,000千円 [下限額] 400千円 |

※新型コロナウイルス感染症関連融資を利用している場合は2/3

申請時点の都道府県制度融資又は政府系金融機関の新型コロナウイルス感染症に係る融資の借入残高による。

お問い合わせ

島根県商工会連合会

TEL 0852-61-6161

ホームページ <https://www.shoko-shimane.or.jp/>

設備の導入

エネルギーコスト削減のための設備投資を支援します

飲食・商業・サービス業等 エネルギーコスト削減対策緊急支援事業

飲食・商業・サービス業等を営む県内中小企業者等が、エネルギー価格高騰の影響を受けエネルギーコスト削減のために取り組む設備投資に係る経費の一部を補助します。

●対象者

- (1) 島根県内に主たる事業所又は工場を有し、飲食・商業・サービス業等を主たる事業として営む事業者
- (2) エネルギー価格高騰の影響を受けていること。

●対象要件

エネルギーコスト（光熱費）を削減するための、省エネルギー・省電力に資する設備等の更新、機器等の導入であること。

●補助内容

| 補助対象経費 | 補助率 | 補助限度額 |
|---------------------------|-------------------|------------------------------|
| 省エネルギー・省電力に資する設備更新費、機器導入費 | 1 / 2 (2 / 3※) | [上限額] 2,000千円 [下限額] 200千円 |

※新型コロナウイルス感染症関連融資を利用している場合は2 / 3

申請時点の都道府県制度融資又は政府系金融機関の新型コロナウイルス感染症に係る融資の借入残高による。

お問い合わせ

島根県商工労働部 中小企業課 商業・サービス業支援係
TEL 0852-22-6055 FAX 0852-22-5781
E-mail shosa@pref.shimane.lg.jp

設備の導入等

E - 05

コスト削減や生産性向上に向けた取組を支援します

中小企業団体経営基盤緊急強化支援事業

原油価格・原材料価格高騰の影響を受けている中小企業団体が、コスト削減や生産性向上を目的に実施する取組に必要な経費の一部を補助します。

●対象者

事業協同組合、事業協同小組合、企業組合、協業組合、商工組合、商店街振興組合、生活衛生同業組合、社団法人（ただし、社団法人構成員の2分の1以上が中小企業者である者に限る）

●対象要件

- ・原油価格・原材料価格高騰対策として、コスト削減や生産性向上に資する事業であること。
- ・団体の定款に定めのある事業であること。
- ・個社ではなく団体で行うことによるスケールメリットがある事業であること。

●補助内容

| 事業区分 | 補助対象経費 | 補助率及び補助限度額 |
|-------|--|---|
| ハード事業 | 原油価格・原材料価格高騰対策として、コスト削減や生産性向上に資する設備導入費、設備更新費、ソフトウェア導入費、その他必要と認められる経費 | [補助率] 1 / 2 (2 / 3※) [補助上限額] 20,000千円 |
| ソフト事業 | 原油価格・原材料価格高騰対策として、コスト削減や生産性向上に資する専門家指導費、調査費、その他必要と認められる経費 | [補助率] 1 / 2 (2 / 3※) [補助上限額] 4,000千円 |

※団体構成員の2 / 3以上が小規模事業者である場合は2 / 3

お問い合わせ

島根県中小企業団体中央会

TEL 0852-21-4809 FAX 0852-26-5686

ホームページ <https://www.crosstalk.or.jp/index.html>

[強くしなやかな食品産業づくり事業] 地域経済を牽引する中核的な事業者の育成に向けて支援します

しまね中核的食品製造企業育成事業

●事業内容

県産原材料の調達を増大し、販路拡大を推進する事業者の商品開発、経営効率化等の取組を支援

●対象者

島根県内の食料品・飲料製造事業者

●支援内容

自ら販路拡大、県産原材料調達額の拡大等のための計画を策定し、多様な市場ニーズに応える迅速かつ確かな商品開発等を行うことのできる事業者の育成に向けて、次の取組を支援

- ・原材料等の県内取引の拡大、商品開発・改良、技術導入、販路開拓・拡大等
- ・製造体制の効率化、衛生管理向上等のための施設や機器の整備・改修 等

補助額上限 下記※1の調達増加見込額と同額（最大年度の額 ただし1,000万円以下）・下限100万円、1/2以内

- ※1 補助事業実施から5年度以内のいずれかの年度の県産原材料の調達が概ね300万円/年以上増加する見込みであることが必要です。
- ※2 取組内容に応じて関係機関が連携して補助事業の実施や販路拡大等の取組を支援します。
- ※3 商工会議所・商工会等を通じて申請してください。

お問い合わせ

島根県しまねブランド推進課 食品産業支援第一係
TEL 0852-22-5272 FAX 0852-22-6859

受注販路拡大

E - 07

〔強くしなやかな食品産業づくり事業〕事業者連携による販路開拓・拡大を支援します

地域産品販路拡大活動支援事業

●事業内容

県内の複数の食品等製造事業者又は伝統的工芸品製造事業者の商品をとりまとめて県外への販路開拓・拡大を行う地域商社等の取組を支援することで、単独では営業活動が難しい県内事業者の販路開拓・拡大を推進。

●対象者

- ・島根県産品を製造、販売、又は斡旋する者
- ・島根県内に主たる事業者を有すること

●支援内容

次の取組のために必要な経費

共同商品開発、県外展示会出展、商談会・産地視察、県外でのフェア開催 等
補助上限100万円、1 / 2以内

お問い合わせ

島根県しまねブランド推進課 食品産業支援第一係

TEL 0852-22-5272

FAX 0852-22-6859

事業承継を契機とした新たな取組等を支援します

事業承継新事業活動等支援事業(補助金)

中小企業の円滑な事業承継を促進するため、事業承継を契機とした後継者等による新しい取組や、第三者承継により経営資源を引継いだ後に必要となる設備投資に係る経費の一部を補助します。

補助事業の内容

| ①島根県事業承継新事業活動等支援補助金（後継者支援型） | | | | | | |
|---------------------------------|---|--|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|
| 概要 | 対象経費 | 対象者 | 補助率 | | 補助上限（千円） | |
| | | | 法認定等*1 起業者*2 | 法認定等*1 起業者*2 | 法認定等*1 起業者*2 | 法認定等*1 起業者*2 |
| 事業承継を契機とした後継者等による新しい取組を支援 | 原材料費、産業財産権取得費、市場調査費、備品機械設備等購入費、施設改修費、撤去費、IT導入費、研修経費、外注費、広報費、展示会等経費等 | ・後継予定者（65歳未満）が決まっており、5年以内に実施する事業承継計画を有する事業者 ・事業承継実施後2年以内の事業者（代表者が承継時点で65歳未満） | 1/2 | 2/3 | 1,000 | 2,000 |
| ②島根県第三者承継・統合型支援補助金 | | | | | | |
| 概要 | 対象経費 | 対象者 | 補助率 | 補助上限（千円） | | |
| | | | | 従業員数が5名未満 | 従業員数が5名未満 | |
| 第三者承継により経営資源を引継いだ後に必要となる設備投資を支援 | 備品機械設備等購入費、施設改修費、撤去費 | 株式譲渡等により以下要件を満たす経営資源を引継いだ県内中小企業者 ①県内に本店又は主たる事業所を有すること ②前期又は前々期の売上高が2億円以下であること ③従業員を5名以上雇用していること（中山間地域の場合は、従業員を3名以上雇用していること） ④商工会若しくは商工会議所が地域に必要と認める事業であること ⑤島根県事業承継・引継ぎ支援センターに登録し、従前から継続的支援を受けていること ※その他要件あり | 1/2 | 10,000 | 6,000 | |

*1 「法認定等」とは、経営力強化法に基づく経営革新計画の承認、経営力向上計画の認定、先端設備等導入計画の認定をいう。

*2 「起業者」とは、起業創業に関するセミナー等を修了するなど、特定の要件を満たした起業者が後継者である場合をいう。

申請・相談窓口は以下のとおりです。

【島根県事業承継新事業活動等支援補助金】

最寄りの商工会・商工会議所、島根県中小企業団体中央会、しまね産業振興財団

【島根県第三者承継・統合型支援補助金】

島根県事業承継・引継ぎ支援センター

島根県 商工労働部 中小企業課 経営力強化支援室

お問い合わせ

島根県商工労働部 中小企業課 経営力強化支援室

TEL 0852-22-5285 FAX 0852-22-5781

島根県西部県民センター商工観光部 商工振興課

TEL 0855-29-5649 FAX 0855-22-5306

島根県事業承継・引継ぎ支援センター

TEL 0852-33-7501 FAX 0852-61-1171

ホームページ <https://www.pref.shimane.lg.jp/keieishien/>

技術開発

E - 09

産業廃棄物の発生抑制、減量化、再生利用を目的とする研究開発支援

産業廃棄物3R技術開発事業費補助金

●対象者

県内に事業所を置く事業者、法人格を有する団体

●事業内容

産業廃棄物の発生の抑制又は再生利用等による産業廃棄物の減量化を促進させ、産業廃棄物の循環的な利用による産業活性化を図る。

〈FS枠〉事業化に向けた研究開発のための市場調査、簡易な可能性試験

〈研究開発枠〉減量化・再生利用に向けた技術の研究開発、産業廃棄物を原材料とした製品の研究開発

●対象経費

〈FS枠〉市場調査費（委託費、謝金・旅費）、技術指導受入費、研究会経費 その他の経費で試験研究を目的とするもの

〈研究開発枠〉原材料費、機械装置及び工具器具費、外注加工費、技術指導受入費、委託費 その他の経費で研究開発を目的とするもの

●補助率

事業費の2/3以内

●補助金額

〈FS枠〉2,000千円以下の額

〈研究開発枠〉1,000千円以上5,000千円以下の額

お問い合わせ

〈出雲地域・隠岐地域〉

島根県商工労働部 産業振興課 総務企画係

TEL 0852-22-6221

E-mail sangyo-shinko@pref.shimane.lg.jp

〈石見地域〉

島根県西部県民センター商工観光部 商工振興課

TEL 0855-29-5649

設備の導入

産業廃棄物の発生抑制、減量化、再生利用に係る施設・設備の整備に取り組む方へ

産業廃棄物3R推進施設等整備費補助金

●対象者

県内に事業所を有する事業者

●事業内容

産業廃棄物の発生抑制、再生利用等による産業廃棄物の減量その他産業廃棄物の適正な処理の促進に係る施設・設備の整備に要する経費の一部を補助

●補助対象施設

- (1) 県内排出の産業廃棄物（汚泥、廃プラスチック類、ガラスくず等、鉋さい、ばいじん）の発生抑制、減量化又はリサイクルを目的とする施設・設備
- (2) がれき類・木くずの破碎施設（ただし、出張破碎等の処理のみの事業を行う場合を除く）

●補助対象経費

機械装置費及び設置工事費

●補助率

事業費の1 / 3以内（知事が別に定める取組（※）については1 / 2以内）

●限度額

20,000 千円（複数の機能を有する施設は30,000 千円）

※知事が別に定める取組：鉋さいの再資源化を行う施設・設備の整備事業のうち、島根県が実施した調査研究事業の成果を踏まえて行う取組、又は当該取組と同等以上の効果が見込めるもの

お問い合わせ

島根県環境生活部 廃棄物対策課 調整スタッフ
TEL 0852-22-6167
E-mail haikibutu@pref.shimane.lg.jp

受注・販路拡大

循環資源を活用したリサイクル製品の販売促進及び販路拡大に取り組む方へ

しまねグリーン製品認定・普及促進事業

● 認定制度の概要

資源の循環利用の促進とリサイクル産業の育成を図るため、島根発の優れたリサイクル製品を「しまねグリーン製品+（プラス）」に認定し、展示商談会出展への支援や業界誌への広告宣伝など販路拡大を支援

● 認定を受けると

(1) 認定証・認定マーク・認定支援補助金

- ・ 知事から認定証を交付
- ・ しまねグリーン製品認定マークのシール作成、包装紙への印刷など
- ・ 認定事業者が認定を受けるために要した試験分析経費の一部を補助



(2) カタログ・新聞広告等

認定製品や事業者をカタログ掲載・新聞広告等で紹介

(3) 販路拡大支援

県内外の製品展示会への出展支援や課題解決のためのアドバイザー派遣のほか、公共調達や民間需要で利活用が進むよう販路拡大を支援

| 区分 | 民間需要の促進 |
|------|---|
| メニュー | 販売促進支援補助 |
| 概要 | しまねグリーン製品の販売促進に要する経費を補助 |
| 対象経費 | ①広告宣伝費（印刷物作成費、広告掲載費、サンプル製作費、デジタル動画等作成費） ②商談会出展費（出展料、ブース設営及び管理運営費、出張旅費、運搬費） ③出展時の販売促進費（販売奨励金）※ |
| 補助率 | 1 / 2 以内 |
| 上限額 | 100万円 |

※通常製品に比べ価格が高いことなどの要件があります。

お問い合わせ

島根県環境生活部 環境政策課 エコライフ推進係
TEL 0852-22-6237
E-mail kankyo@pref.shimane.lg.jp

受注販路拡大・研究技術開発

新技術・商品開発等に向けたオープンイノベーションの推進を支援します。

しまねオープンイノベーション推進助成事業

県内企業の研究開発力強化・売上増加・利益率向上を促進するため、オープンイノベーション（国内の大学等や企業連携）による新分野への進出や新技術・商品開発など、県内企業等の新たな挑戦を支援します。

●事業内容

| | チャレンジ枠 | 事業化枠 | 高度研究開発枠 |
|--------|--|---|---|
| 対象事業 | 新たな挑戦による競争力の強化を目的として、市場調査、試作開発又は可能性検証試験を踏まえた新分野への進出や新技術・商品開発等を行う事業 | 売上増加・利益率向上等を目的として、事業化の確度を高めるため国内の大学・高等専門学校・企業・外部専門家等と連携して、事業化に向けた研究開発を行う事業 | 次世代技術開発を目的として、国内の大学・高等専門学校・企業等と連携して、事業化に向けた研究開発を行う事業 |
| 対象者 | <ul style="list-style-type: none"> 県内に事業所を有し、製造業を営む、又は営むことを予定している者。ただし、飲食用品及び工芸品を製造するものを除く。 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条に定義する中小企業者。ただし、県内の大学及び高等専門学校と連携する場合は、この限りではない。 助成事業の成果をもって、新分野への進出や新技術・商品開発等の事業化を計画し、当該製品等の生産を県内で予定している者。 | <ul style="list-style-type: none"> 県内に事業所を有し、製造業を営む、又は営むことを予定している者。 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条に定義する中小企業者。ただし、県内の大学及び高等専門学校と連携する場合は、この限りでない。 助成事業の成果をもって、新分野への進出や新技術・商品開発等の事業化を計画し、当該製品等の生産を県内で予定している者。 | 以下の全てを満たすこと。 <ul style="list-style-type: none"> 県内に事業所を有し、製造業を営む、又は営むことを予定している者。 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条に定義する中小企業者。ただし、県内の大学及び高等専門学校と連携する場合は、この限りではない。 助成事業の成果をもって新たな製品等の事業化を計画し、当該製品等の生産を県内で予定している者。 |
| 助成期間 | 交付決定日から1年以内 | 交付決定日から2年以内 | 交付決定日から2年以内 |
| 助成率 | 1/2 | 1/2 | 1/2 |
| 助成限度額 | 100万円以内 | 500万円以内/年 | 1,000万円以内/年 |
| 助成対象経費 | 市場調査にかかる経費（委託費、展示会等事業費、専門家謝金・旅費等）、試作開発にかかる経費（原材料、工具器具費等）、その他経費 | 産学連携研究費、専門家経費、旅費、人件費、運搬費、原材料費、機械装置費、構築物費、工具器具費、研究開発等委託費、外注費、技術導入費、市場調査費等 | 産学連携研究費、専門家経費、旅費、人件費、運搬費、原材料費、機械装置費、構築物費、工具器具費、研究開発等委託費、外注費、技術導入費、市場調査費等 |
| その他 | | <p>①産学連携研究費（大学等との共同研究契約に要する経費）は以下のとおりです。</p> <ul style="list-style-type: none"> 県内の大学等の場合 助成率 10/10 当該区分の助成限度額 250万円/年 県外の大学等の場合 助成率 1/2 <p>②外部専門家については、専門的かつ実践的な知識、技術、技能等を有するとともに、実務経験などの一定の条件があります。</p> | <p>①産学連携研究費（大学等との共同研究契約に要する経費）は以下のとおりです。</p> <ul style="list-style-type: none"> 助成率 県内大学等との連携 10/10 県外大学等との連携 2/3 当該区分の助成限度額 500万円/年 <p>②「次世代技術開発」とは中小企業の特定制ものづくり基盤技術の高度化に関する指針と同水準と認められる研究開発をいいます。</p> |

お問い合わせ

公益財団法人しまね産業振興財団 新事業支援課 技術支援グループ
 TEL 0852-60-5112
 E-mail sat@joho-shimane.or.jp

事業アイデアの具体化をお手伝い

IT活用サービス創出シード支援事業 [リサーチ・インタビュー支援事業]

●事業内容

新たなサービス・製品の創出を検討する事業者に対し、アイデアの具体化や顧客の確認など初期段階での取り組みを支援します。

●対象者

- ・ 県内IT事業者
- ・ 県内のサービス事業者（非IT事業者）。但し、システム開発を県内のIT事業者に委託する場合に限る
- ・ 県内のIT事業者とサービス事業者で組織されるコンソーシアム等

●対象事業

アイデアの具体化や顧客の確認などを目的として実施するリサーチや関係者へのインタビューなどの取り組み

●助成内容

- (1) 助成率 対象経費の1/2
- (2) 助成期間 3か月以内
- (3) 助成限度額 50万円
- (4) 対象経費 人件費、旅費、その他必要と認められる経費

●その他

募集は随時に行います。活用を希望される場合はお問い合わせ先にご連絡いただくか、しまねソフト研究開発センターの公式サイト（<https://www.s-itoc.jp/>）をご確認ください。

お問い合わせ

公益財団法人しまね産業振興財団 しまねソフト研究開発センター(ITOC)
 TEL 0852-61-2225
 E-mail itoc@s-itoc.jp

県内IT産業の新たなビジネスモデルの創出を目指して“検証支援”

IT活用サービス創出シード支援事業【プロトタイプ検証支援事業】

●事業内容

新たなサービス・製品の創出を検討する事業者に対し、当該サービスの市場投入に向けた検証の取り組み（顧客インタビューや市場調査など）を支援します。

●対象者

- ・県内IT事業者
- ・県内のサービス事業者（非IT事業者）。但し、システム開発を県内のIT事業者に委託する場合に限る。
- ・県内のIT事業者とサービス事業者で組織されるコンソーシアム等

●対象事業

新たなサービス・製品の現地検証として行う顧客インタビューや市場調査
上記に必要となる最低限の機能を有したサービス・製品の開発

●助成内容

- (1) 助成率 対象経費の1/2
- (2) 助成期間 3か月以内
- (3) 助成限度額 100万円
- (4) 対象経費 人件費、旅費、開発及び現地検証に必要な機器の購入経費等

●その他

募集は期間を定めての公募になります。活用を希望される場合はお問い合わせ先にご連絡いただくか、しまねソフト研究開発センターの公式サイト (<https://www.s-itoc.jp/>) をご確認ください。

お問い合わせ

公益財団法人しまね産業振興財団 しまねソフト研究開発センター(ITOC)
TEL 0852-61-2225
E-mail itoc@s-itoc.jp

県内IT産業の新たなビジネスモデルの創出を目指して“開発支援”

IT活用サービス創出シード支援事業【サービス・製品開発支援事業】

●事業内容

新たなサービス・製品の市場投入を目指す事業者に対して、当該サービス等の本格的な開発や市場投入に向けた取り組みを支援します。

●対象者

- ・県内IT事業者
- ・県内のサービス事業者（非IT事業者）。但し、システム開発を県内のIT事業者に委託する場合に限る。
- ・県内のIT事業者とサービス事業者で組織されるコンソーシアム等

●対象事業

有償購入する初期顧客が見込めた段階において行う当該サービス等の本格的な開発や市場投入に向けた取り組み

●助成内容

- (1) 助成率 対象経費の1/2
- (2) 助成期間 6か月以内
- (3) 助成限度額 300万円
- (4) 対象経費 人件費、旅費、開発及び検証に必要な機器の購入経費等

●その他

募集は期間を定めての公募になります。活用を希望される場合はお問い合わせ先にご連絡いただくか、しまねソフト研究開発センターの公式サイト（<https://www.s-itoc.jp/>）をご確認ください。

お問い合わせ

公益財団法人しまね産業振興財団 しまねソフト研究開発センター(ITOC)
 TEL 0852-61-2225
 E-mail itoc@s-itoc.jp

新たな市場参入を目指す試作・技術開発に

試作・技術開発支援助成金

●事業内容

県内産業の新たなマーケットの創造や顧客開拓に繋がる、IT関連技術を用いて独創性や新規性に富む試作・技術開発を行う経費の一部を助成します。

●対象者

- ・ 県内のIT事業者
- ・ 県内のサービス事業者（非IT事業者）。但し、システム開発等を県内のIT事業者に委託する場合に限る
- ・ 県内のIT事業者とサービス事業者で組織されるコンソーシアム等

●対象事業

- (1) XR (VR/AR/MR) 技術等を用いた先進的なコンテンツの開発・制作を行い、顧客候補へ完成品に近い試作を実体験させ顧客ニーズを確かめることで、市場参入の可能性を探る事業。
- (2) AI・IoT技術等を用いた製品の試作・技術開発を行い、当該製品の技術的実現性と効果・効用を検証することで、市場参入の可能性を探る事業。

●助成内容

- (1) 助成率：対象経費の1/2
- (2) 助成期間：交付決定日から3か月以内
- (3) 助成限度額：50万円
- (4) 対象経費：人件費、外部委託費 他

お問い合わせ

公益財団法人しまね産業振興財団 しまねソフト研究開発センター(ITOC)
TEL 0852-61-2225
E-mail itoc@s-itoc.jp

高速通信専用回線利用料やコールセンター通信費を補助します

特定通信費補助金

[高速通信専用回線利用費補助金]

- 対象者
 - ・製造業（県営工業団地内に限る）
 - ・研究開発型企业及び研究開発支援型企业（ソフト産業・人材育成機関・試験研究機関など）で県の立地計画認定を受けた企業
- 事業内容

県内の対象者が、高速通信回線を利用して、研究開発や新たな事業展開に取り組む場合にその回線利用料の一部を補助します。
- 対象回線

1 Mbps以上の回線の利用料（県内間での利用の場合は、回線の限定あり）
- 補助内容

補助率：利用料の1／2を補助

補助限度額：（上限）：5,000万円／年（県内間の場合は、1,000万円／年）
（下限）：50万円／年

補助期間：最大で5年間

石見臨空ファクトリーパークに限り、既にこの補助を受けている企業であっても、新たな土地の分譲を伴って増設を行う場合、その増設部分を対象に、別途5年間の補助を受けることができます。

[雇用確保促進特定通信費補助金]

- 対象者

次の全てを満たす者。①コールセンター業を営む者で、新規常用従業員数が20人以上ある場合。②島根県企業立地促進条例に基づく認定を受けていること。③操業を開始した日から2年以内に事業利用計画の承認を受けた者。
- 事業内容

コールセンター業に直接必要となる通信費及び電子情報処理組織の使用料の一部を補助します。
- 補助対象

電気通信事業者へ支払う通信費（電話料金、インターネット利用料など）及び電子情報処理組織（補助事業者の使用に係る電子計算機と当該コールセンターを利用する者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続したもの）の使用料
- 補助内容

補助率：利用料の1／2を補助

補助限度額：(上限)：5,000万円／年(電話、その他の通信費3,000万円／年、
電子情報処理組織使用料3,000万円／年)

(下限)：50万円／年

補助期間：最大で5年間

●その他

「高速通信専用回線利用費補助金」「雇用確保促進特別通信費補助金」のどちらか一つしか補助は受けられません。

お問い合わせ

島根県商工労働部 企業立地課 立地推進第一係
TEL 0852-22-5295 FAX 0852-22-6080
E-mail kigyo-richi@pref.shimane.lg.jp

物流コスト削減のために

浜田港国際定期コンテナ航路利用促進事業補助金

● 事業内容

浜田港発着の国際定期コンテナ航路（釜山航路）を利用した企業・団体等に対し、経費の一部を補助します。

| 区分 | 対象者 | 要件 | 単価 | 上限額 |
|--------------------|---|-------------------------|--|-------|
| (1) 航路新規利用支援 | 浜田港を初めて利用し輸出入を行った者 又は 浜田港トライアル輸出入支援事業補助金を利用した者 | 対象貨物の初回入港日から1年間 | 韓国 1万円/TEU 中国 2万円/TEU 東南アジア等（中距離地域） 3万円/TEU 欧米・豪州等（長距離地域） 5万円/TEU | 100万円 |
| | 【石見地域外の者】 （高速料金としての支援） | | 加算 1万円/TEU | 50万円 |
| (2) 輸出入促進支援ステージ1 | 50TEU以上の輸出入を行った者 | 年度内の利用合計を対象 | 1万円/TEU | 50万円 |
| (2) 輸出入促進支援ステージ2 | 100TEU以上の輸出入を行った者 | | 1万円/TEU | 200万円 |
| (2) 輸出入促進支援ステージ3 | 以下の全てを満たす者 ①300TEU以上の利用計画 ②事前協議を行い、覚書を締結した者 ③300TEU以上の輸出入を行った者 | | 1万円/TEU (300TEUまで) | 475万円 |
| | | | 2,500円/TEU (300TEU超) | |
| (2) 輸出入促進支援ステージ4 | 以下の全てを満たす者 ①1,000TEU以上の利用計画 ②事前協議を行い、覚書を締結した者 ③400TEU以上の輸出入を行った者 | | 1万円/TEU (400TEUまで) | 800万円 |
| | | 2,500円/TEU (400TEU超) | | |
| (3) リーファーコンテナ輸出入支援 | リーファーコンテナ貨物での輸出入を行った者 | | 2万円/TEU | 200万円 |

※TEU=20フィートコンテナに換算したコンテナ個数の単位

※(1)と(3)との併給は可

● その他

補助金制度・金額等につきましては、変更となる場合がありますので、利用前に必ずお問い合わせください。

補助金は予算の範囲内で交付となりますので、補助金額が上限額を下回る場合があります。予め、ご了承ください。

お問い合わせ

浜田港振興会（島根県浜田市熱田町2135-2 浜田ポートセンター内）
TEL 0855-24-7733 FAX 0855-27-4411
ホームページ <https://www.hamada-minato.jp/>

浜田港コンテナ貨物の創出に向けた取り組みを支援します

浜田港トライアル輸出入支援事業補助金

●事業内容

継続的な浜田港利用を目的とした「試験的（トライアル）輸出入」について、その経費の一部を補助します。

●対象者

日本国内に事業者を有し、新たな国・地域、貨物等を対象として浜田港発着の国際コンテナ貨物を利用する者

●対象事業

- ①過去に浜田港から輸出入を行っていないが、試験的な輸出入を行う事業（新規荷主）
- ②過去に浜田港から輸出入を行っているが、新たな国・地域、貨物の試験的な輸出入を行う事業（既存荷主）

●対象経費

国内輸送に要する経費、海上輸送に要する費用、荷役業務に要する経費、輸出入の手続きに要する経費等

●助成率

1 / 2 以内

●限度額

200万円以内

●その他

募集は期間を定めての公募になりますので、活用を希望される場合はお問い合わせください。

お問い合わせ

浜田港振興会（島根県浜田市熱田町2135-2 浜田ポートセンター内）
TEL 0855-24-7733 FAX 0855-27-4411
ホームページ <https://www.hamada-minato.jp/>

海外販路開拓や海外進出に向けた取組を助成します

しまね海外展開支援助成金

●対象者

島根県内に主たる事務所又は事業所を有する、又は助成事業で対象とする自社製品等の生産拠点を県内に有する中小企業者

●助成内容

1. 島根県実施海外向け展示会等参加事業
島根県、JETRO島根又は当財団が実施する海外向け展示会等（県が指示するものに限る）に参加する事業
 - ・補助率 1 / 2 以内
 - ・限度額 100万円 / 年度
2. 海外販路開拓事業
商談会、展示会等への参加、販売促進活動、輸出向け商品の開発等、海外の事業者と商取引を行うことを目的として行う事業
 - ・補助率 1 / 2 以内
 - ・限度額 100万円
3. 現地市場調査等支援事業
将来的な海外進出に向けて、現地市場調査や構想策定を行う事業
 - ・補助率 1 / 2 以内
 - ・限度額 100万円（複数企業の連携による海外進出の場合は200万円）
4. 海外進出計画策定事業
海外子会社の設立に係る計画の策定等を行う事業
 - ・補助率 1 / 2 以内
 - ・限度額 300万円
5. グローバル人材確保育成事業
海外展開のための人材を外部から確保するため、有料職業紹介事業者に人材の紹介を依頼する事業又はそれらの人材の育成支援を行う事業
 - ・補助率 1 / 2 以内
 - ・限度額 100万円
6. 海外拠点ローカル人材育成事業
海外拠点において中核的な役割を担うローカル人材の育成指導を行う事業
 - ・補助率 1 / 2 以内
 - ・限度額 100万円

●募集

期間を定めて募集します。詳細は下記までお問い合わせください。

お問い合わせ

公益財団法人しまね産業振興財団 販路支援課 国際化支援グループ
TEL 0852-22-6193
E-mail kaigai@joho-shimane.or.jp

支援・振興

伝統工芸品産業の販路開拓・振興を図るために

**島根県伝統工芸品展示会・
見本市出展及び専門家招聘事業費補助金**

●対象者

- ・ 伝統工芸品を製造する事業協同組合等の構成員
- ・ 島根県ふるさと伝統工芸品を製造する者
- ・ 島根県ふるさと伝統工芸品に準ずる工芸品を製造する者

●事業内容

島根県の伝統工芸品製造事業者の展示会出展及び専門家招聘の支援を行うことで、伝統工芸品の振興と販売促進活動を支援します。

●補助内容

1. 展示会・見本市出展支援事業

(補助対象経費) 旅費、送料・運搬料、施設使用料、広告費 等

(補助率) 1/2以内

(補助上限額) 1回あたり100千円

(上限回数) 3回/事業者

2. 販路開拓専門家招聘支援事業

(補助対象経費) 専門家謝金、専門家旅費

(補助率) 1/2以内

(補助限度額) 1回あたり100千円

(上限回数) 2回/事業者

お問い合わせ

島根県しまねブランド推進課 物産企画係

TEL 0852-22-5128 FAX 0852-22-6859

ISO 等認証取得時の費用を助成します

国際規格等取得促進助成事業

県内企業の販路拡大と経営基盤強化を支援するために、ISOシリーズやFSSC22000、SBTなどの国際規格等認証取得に必要な経費の一部を助成します。

●対象者

次の要件をすべて満たしている方

- ①県内に事務所または事業所を有する中小企業者（みなし大企業を除く）
- ②経営革新計画または同等以上の計画にもとづく取り組みを行う者
- ③製造業または情報サービスを営む者
（製造業または情報サービス業の分野での取得を目指す者）
- ④助成金交付決定後1年以内に認証の取得が見込まれる者
- ⑤税金を完納している者

●対象経費

- ・ 専門家（経営コンサルタント等）経費
- ・ 審査登録に要する経費（＝審査登録機関へ支払う経費）
※交付決定前に支払済の経費については対象外となります

●助成限度額

対象経費の1 / 2 以内で1件あたり100万円以内

※HACCP認証規格の取得については、1件当たり30万円以内

※経営革新計画の承認を受けた企業グループ（P.210参照）の構成企業が規格を取得する場合は上限200万円とする。

●募集期間

随時

お問い合わせ

公益財団法人しまね産業振興財団 経営支援課 総合相談グループ
TEL 0852-60-5115
E-mail con@joho-shimane.or.jp

研究開発・技術開発

地域資源を活用した新商品開発等を支援します

ふるさとものづくり支援事業

- 対象者
企業等に対して市町村が地域特産品となる新商品開発等に必要な経費の補助を行う場合に、市町村に対して補助金を交付します。
- 対象経費
企業等の新商品の研究開発・事業化・市場調査・販路開拓等に要する経費
- 補助率
補助対象と認められる経費の2/3以内
(ただし、補助対象事業が過疎地域・みなし過疎地域(旧過疎地域に限る。)離島地域、特別豪雪地帯において行われる場合には9/10以内)
- 補助限度額

| 区 分 | | 補助限度額 |
|--|------|----------|
| 将来的に事業化・量産化が可能な特徴ある新商品開発を行うことで地域産業の発展が図られる事業(経費の規模に応じて補助金を交付) | Aタイプ | 10,000千円 |
| | Bタイプ | 5,000千円 |
| | Cタイプ | 1,000千円 |
| これまでに新商品開発に取り組み、試作品が完成したものの商品化に至っていないものについて、商品化に向けた事業化・市場調査・販路開拓等を実施する事業 | Dタイプ | 2,000千円 |

※一般財団法人地域総合整備財団(ふるさと財団)の補助金となりますので、詳しくは下記ホームページをご覧ください。
<https://www.furusato-zaidan.or.jp/monodukuri/>

お問い合わせ

島根県商工労働部 産業振興課 ものづくり推進係
 TEL 0852-22-6740 FAX 0852-22-5638

商業活性化

地域商業活性化とまちづくりの推進のために

地域商業等支援事業

●目的

商圏人口の減少、郊外型大型店舗等への顧客の流出が進む中、新規出店に意欲的な事業者への開業前後におけるサポートを強化することにより、新たな開業の促進と経営安定化を支援し、もって地域商業機能の維持及び地域商業等の振興を図る。



●事業内容

| 事業区分 | 補助内容 | 県補助率 | 県補助限度額 |
|------------|--|---|------------------------|
| 小売店等開業支援事業 | ■補助対象者 開店計画を有し、①又は②の区域において、次の業種にかかる事業を実施する者 ①中心市街地の活性化に関する法律における認定基本計画に位置づけられた区域 ②市町村が重点的に商業を振興する区域 【業種】 小売業、宿泊業、飲食サービス業、生活関連サービス業、娯楽業、サービス業のうち自動車整備業 ◆補助対象経費 開店に係る初期投資費用 (改修費、備品購入費、備品リース料、家賃、広告宣伝費) | ソフト 1/4 ハード 1/4 | 1,000千円 (市町村負担額を上限) |
| | ■補助対象者 以下の条件を満たす者(業種は一般枠と同じ) ①開店計画を持つ者で、産業競争力強化法における特定創業支援等事業のスクール等を受講する予定の者又は既に受講した者 ②既に店舗を営んでいる者で、産業競争力強化法における特定創業支援等事業のスクール等を受講する予定の者 ◆補助対象経費 開店に係る初期投資費用及びスクール等の受講に係る費用 (改修費、備品購入費、備品リース料、家賃、広告宣伝費、旅費、受講料) | ソフト 1/4 ハード 1/4 | 1,200千円 (市町村負担額を上限) |
| 買い物不便対策事業 | ■補助対象者 以下のうち、「住民の買い物不便対策に資する」[既存店舗の理解を得ている]と市町村が認めた事業者 A 飲食料品等小売業の開店予定者(事業承継を含む) B 中小企業の基準を超える飲食料品等小売業の開店予定者(開店のみ) C 事業を継続して営んでいる飲食料品等の小売業者 ◆補助対象経費 対象者A 改修費、建築費、建物取得費、備品購入費、備品リース料、家賃、広告宣伝費 対象者B 改修費、建築費、建物取得費、備品購入費、備品リース料 対象者C 改修費、備品購入費、備品リース料 | ソフト 1/4 ハード 1/4 中山間地域 ソフト 1/3 ハード 1/3 | 5,000千円 (市町村負担額を上限) |

[商工関係補助金等]

| | | | |
|--------------------|--|--|---|
| <p>移動販売・宅配支援事業</p> | <p>■補助対象者 飲食料品等の移動販売事業又は宅配事業を行う計画を有する又は既に行っている小売業者、組合等 ◆補助対象経費 ①移動販売又は宅配事業に必要な車両及び設備の取得費（200千円以上のものに限る）、広告宣伝費 ②移動販売又は宅配事業の運営に要する燃料費、車検費用、修理費、備品購入費 ただし、年間経費が200千円を超えることを要件とする。 ③軽減税率及び在庫管理、売り上げ分析に対応が可能なPOSシステム等レジ関連機器（パソコン・タブレット等）の購入またはリースにかかる経費</p> | <p>【対象経費①】 補助率：1/4 （中山間地域1/3） 補助限度額：1,000千円 （市町村負担額を上限） 【対象経費②】 定額1年目50千円 2年目40千円 3年目30千円 （市町村負担額を上限） 【対象経費③】 補助率：1/4 （中山間地域1/3） 補助限度額：100千円 （市町村負担額を上限）</p> | |
| <p>商業環境整備事業</p> | <p>■補助対象者 商業環境の改善に資する施設整備計画を持つ組合、商工団体等 ◆補助対象経費 施設設備の設置・取得・整備に要する経費</p> | <p>ハード 1/4</p> | <p>5,000千円 （市町村負担額を上限）</p> |
| <p>地域整備流通事業</p> | <p>■補助対象者 飲食料品等の仕入共同化のための拠点整備計画を有する者（卸売業者、小売業者、運輸業者、組合、商工団体、規約を有する任意組織等） ◆補助対象経費 地域流通拠点の整備に要する経費</p> | <p>ハード 1/4</p> | <p>1,500千円 （市町村負担額を上限）</p> |

●その他

本事業は、市町村を通じた補助金となりますので市町村ごとに事業実施の有無、補助対象となる事業の範囲、補助率、補助限度額等は異なります。詳しくは各市町村商工担当課へご相談ください。

お問い合わせ

各市町村商業担当部局
 島根県商工労働部 中小企業課 商業・サービス業支援係
 TEL 0852-22-6055 FAX 0852-22-5781
 E-mail shosa@pref.shimane.lg.jp
 島根県西部県民センター 商工観光部 商工振興課
 TEL 0855-29-5649 FAX 0855-22-5306
 E-mail hamadasyoro@pref.shimane.lg.jp

地域課題の解決を目指して起業される方へ

地域課題解決型しまね起業支援事業

● 事業内容

県外からの移住者又は県内在住者が、地域課題の解決を目的として新たに起業、事業承継又は第二創業する場合に、その起業に必要な経費の一部を補助します。

● 対象者

県外からの移住者（補助事業完了日までに県内に居住する者）又は県内在住者で、事業の公募開始日以降から補助事業完了日までに、個人事業の開業届けを行う者又は法人等の設立登記を行う代表者。

県外からの移住者（補助事業完了日までに県内に居住する者）又は県内在住者で、事業の公募開始日以降から補助事業完了日までに、Society 5.0関連業種等の付加価値の高い産業分野での事業を事業承継、又は第二創業により実施する者若しくは法人等の代表者

● 対象事業

下記のサービスの分野において、地域課題の解決を図るために新たに起業する事業。

- ・ 中山間地域及び離島の生活機能の確保に資するサービス
- ・ まちづくりや地域の活性化に資するサービス
- ・ 教育や子育て環境の充実に資するサービス
- ・ 高齢者等の暮らしや福祉向上に資するサービス

※その他、事業の継続性や必要性が認められることが補助の要件となります。

※デジタル技術の活用が条件です

● 補助の対象となる経費

人件費(補助事業に直接従事する従業員へ支払う給与・賃金)、店舗等借入費、リース・レンタル費、機械装置等費、店舗等改修費、旅費、広報費、展示会等出展費、外注・委託費

● 補助率

補助の対象となる経費の1 / 2以内

● 補助の限度額

1事業あたり200万円

お問い合わせ

島根県商工会連合会

TEL 0852-21-0651

ホームページ <https://www.shoko-shimane.or.jp/>

地球温暖化対策の取り組みを推進

エコアクション21認証取得促進事業 (しまねエコライフ推進会議事業者部会事業)

- 対象者
しまねストップ温暖化宣言事業者（組合、中小企業者等に限る）
原則、島根県内に本社事業所を置く中小企業者
- 事業内容
エコアクション21を新たに認証取得した事業者に対し経費の一部を助成します。
- 対象経費
専門家経費、審査登録経費
- 補助率
対象経費の2分の1以内（上限：30万円）
- 対象数
2事業所・団体等

エコアクション21とは

「エコアクション21認証・登録制度」は、環境省が策定したガイドラインに基づく国内規格の環境マネジメントシステムです。中小企業にも取り組みやすく、目標設定から評価・見直しまでの環境活動について認証・登録する制度で、環境負荷を減らすと同時に経営上の効果も期待できます。

◆産業廃棄物処理業者においては、優良産廃処理業者認定制度の基準のうちの1つ「環境配慮の取組」として、エコアクション21等の認証を取得することが要件となっています。

◆審査費用、認証登録費用の負担が低く、文書作成量も少ないので認証取得に要する労力・コストとも軽減することができます。

◆環境経営レポートの作成が必須となっており、社会的責任を果たす企業としてのイメージが高まります。

エコアクション21の認証登録は、事業場においてシステムを構築し、運用期間（3か月以上）の結果をとりまとめ、登録審査を申し込みます。審査後に地域・中央判定委員会を経て適合と判断されると中央事務局（一般財団法人持続性推進機構内）と契約締結し、認証登録となります。

お問い合わせ

エコアクション21 地域事務局しまね（島根県中小企業団体中央会内）
TEL 0852-21-4809 FAX 0852-26-5686

特許等の外国出願を支援します

中小企業等外国出願支援事業

戦略的に外国出願を行おうとする中小企業等に対して、外国特許庁に出願するために必要な翻訳費、出願手数料、現地代理人費用、国内代理人費用などの経費の一部を助成します。

●事業内容

| | |
|----------|--|
| 支援の対象・要件 | <p>①県内に本社・事業所・工場等を有する中小企業者又は中小企業者で構成されるグループ（構成員のうち中小企業者が2/3以上を占める者）が対象です（みなし大企業を除きます）。 地域団体商標の外国出願については、商工会議所、商工会、NPO法人等が対象です。</p> <p>②以下すべてを満たす必要があります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・応募時に既に日本国特許庁に対して特許、実用新案、意匠又は商標出願済みであり、採択後に同内容の出願を優先権を主張して外国へ年度内に出願を行う予定の案件であること。（商標については優先権がない案件も可）。 ・PCT国際出願の国内段階への移行手続き、ハーグ出願（意匠）、マドプロ出願（商標）を含みます。詳細はお問い合わせください。 ・シエトロ（日本貿易振興機構）が行う外国出願補助金と当財団への同一案件の併願（重複）申請はできません。 ・先行技術調査等の結果からみて、外国での権利取得の可能性が明らかに否定されないこと。 ・外国で権利が成立した場合等において「当該権利を活用した事業展開を計画している」又は「商標出願に関し、外国における冒認出願対策の意思を有している」こと。 ・冒認出願とは、悪意の第三者による先取り出願のこと。 ・外国出願に必要な資金能力及び資金計画を有していること。 |
| 募集期間 | <p>公募開始日から12月末まで（随時公募）</p> <p>※予算の上限に達し次第、公募を締め切ります。</p> |
| 助成対象期間 | 令和6年2月29日までに、外国特許庁へ出願とすべての支払いを完了した上で実績報告書を提出する見込みであることが必要です。 |
| 助成率 | 1/2以内 |
| 助成限度額 | <p>1企業あたり：300万円以内</p> <p>1案件あたり：特許150万円以内 実用新案・意匠・商標 それぞれ60万円以内 冒認対策商標30万円以内</p> <p>※冒認対策商標とは、冒認出願の対策を目的とした商標出願</p> |
| 助成対象経費 | <p>①外国特許庁へ出願手数料</p> <ul style="list-style-type: none"> ●特許・実用新案……各国への直接出願費用、PCT国際出願の国内移行費用 ●商標……各国への直接出願費用、マドプロ出願費用 ●意匠……各国への直接出願費用、ハーグ出願費用 <p>※日本国特許庁に支払う費用、国内外消費税等については助成対象外になります。</p> <p>②①に要する国内代理人・現地代理人費用</p> <p>③①に要する翻訳費用</p> <p>④その他財団が特に必要と認める費用</p> |
| その他 | <ul style="list-style-type: none"> ・審査委員会を経て助成企業を決定します。 ・採択された場合は、企業名、所在地、出願種別、交付決定金額等、外部公表いたします。 ・賞上げを実施する企業に対して、審査上の加点措置を実施します。 |

お問い合わせ

しまね知的財産総合支援センター

〔公益財団法人しまね産業振興財団、一般社団法人島根県発明協会〕

TEL 0852-60-5112

E-mail sat@joho-shimane.or.jp

医療・福祉、健康増進の市場で事業拡大を目指すヘルステックビジネスを支援します

島根県ヘルステックビジネス事業化支援事業

ICT（情報通信技術）等の先端技術を活用して医療・ヘルスケアに関する新しい価値を生み出すサービス事業（ヘルステックビジネス）の県外への市場開拓・事業化・可能性検証を支援します。

●事業概要

島根県ヘルステックビジネス事業化補助金

ヘルスケアビジネスの事業化に向けた取組を支援します。

①対象者：中小企業者、事業協同組合、企業組合、一般社団法人、一般財団法人、その他知事が認める団体であって、島根県内に事業所を有するもの

②対象事業：■事業化支援枠：ヘルステックビジネスのビジネスプランを事業化するための実証を行う事業

■可能性検証枠：事業化の前段階の市場調査、医学的検証等を行う事業

③補助率：補助対象経費の1/2

④限度額：■事業化支援枠 5,000千円

■可能性検証枠 2,000千円

詳細については、当課ホームページをご覧ください。

お問い合わせ

島根県商工労働部 産業振興課 イノベーション推進係

TEL 0852-22-6395

E-mail healthcarebiz@pref.shimane.lg.jp

ホームページ <http://www.pref.shimane.lg.jp/industry/syoko/sangyo/>

高い収益性を実現するサービス創出を支援

データ活用型サービス創出支援事業

●事業内容

県内IT企業がAI等を利用し、データ活用型で新たなサービス開発を創出する取り組みを支援します。

●対象者

島根県内に本社、支社及び開発を行う事業所を有するIT企業
県内のIT事業者とサービス事業者で組織されるコンソーシアム等

●対象事業

データ活用型で新たなサービスを創出するための要素技術の研究開発、システム開発、現地実証、販路開拓などの取り組み

●支援内容

1) 助成金支援

- (1) 助成率 対象経費の1/2
- (2) 助成期間 最大2年
- (3) 助成限度額 単年度500万円
- (4) 対象経費 人件費、旅費、産学連携研究費、外注費、開発及び検証に必要な機器の購入経費、市場調査費、展示会出展経費等

2) 技術指導等

助成金の採択事業について

- (1) しまねソフト研究開発センター研究員による技術面の支援
- (2) 同センター職員による事業化推進への支援

お問い合わせ

公益財団法人しまね産業振興財団 しまねソフト研究開発センター(ITOC)
TEL 0852-61-2225
E-mail itoc@s-itoc.jp

設備導入

～ものづくり産業のCO₂削減に向けた取組を支援します～

ものづくり産業脱炭素化促進事業助成金

●事業内容

カーボンニュートラルを見据え、県内中小製造業によるCO₂削減に資する設備投資やグリーン成長分野への進出・事業拡大に資する設備導入などを支援します。

| | | | |
|--------|---|--|--------------------------------------|
| 対象企業 | 県内に主たる事業所を有する中小企業のうち、製造業を営む企業 ※ただし、みなし大企業は除く | | |
| 申請区分 | A型 (成長分野進出) | B型 (生産プロセス改善) | C型 (設備配置変更) |
| 主な申請要件 | グリーン成長分野からの受注増額のための設備投資であること | 取引先の確保・継続等のため、事業場単位での炭素生産性を年率平均1%以上増加させること ※炭素生産性＝付加価値額／CO ₂ 排出量 | |
| 対象事業 | EV部品加工設備等、グリーン成長分野からの受注に資する設備投資 | <ol style="list-style-type: none"> 生産プロセス関連設備 <ol style="list-style-type: none"> 燃料転換に伴う設備 工場内等のエネルギー使用量等を可視化する設備 冷廃熱・温廃熱等を利用する設備 炭素生産性向上に資する生産設備 再生可能エネルギーの自家消費設備 その他 LED照明、空調設備等の生産プロセスに関連しない設備については、1の助成対象経費と同額までの経費を対象とする。 | 工場内のレイアウト変更及び製造工程見直しなど炭素生産性向上に資する取組み |
| 対象経費 | 設備導入費、改修費、システム導入費、技術導入費等 | | 配置変更費 |
| 助成率 | 助成対象経費の1/2以内（千円未満切り捨て） | | |
| 限度額 | 10,000千円 | 10,000千円 ただし、対象事業2の上限額は5,000千円 | 1,000千円 |
| | 各申請区分を併用する場合の上限額は10,000千円（A型とB型は併用不可） | | |
| 助成期間 | 交付決定の日から1年以内 | | |

詳しくはしまね産業振興財団HPをご覧ください。

お問い合わせ

公益財団法人しまね産業振興財団 新事業支援課
TEL 0852-60-5112
E-mail sat@joho-shimane.or.jp

設備導入

E - 31

～エネルギーコスト削減につながる設備導入等を支援します～

ものづくり産業エネルギーコスト削減対策緊急支援補助金

- 目的
エネルギー価格高騰の影響を受けている県内中小製造業が取り組む、エネルギーコスト削減に繋がる設備導入などを支援します。
- 対象企業
 - ・ 県内に主たる事業所を有する中小企業者のうち、製造業者（みなし大企業を除く）
 - ・ エネルギーコスト高騰の影響を受けていること など
- 主な事業要件
 - ・ 対象設備等を導入し、現状よりもエネルギーコスト削減に繋がる取組であること（エネルギーコスト削減に繋がることを合理的に示すこと）
 - ※ 新增設の場合は、炭素生産性の向上に繋がることを合理的に示すこと

$$\text{炭素生産性} = \text{付加価値額} / \text{CO}_2 \text{排出量}$$

$$\text{付加価値額} = \text{営業利益} + \text{人件費} + \text{減価償却額}$$
 - ・ 事業の継続に必要であること など
- 補助率、補助対象経費等

| 補助対象設備等 | 補助率及び補助限度額 | 補助対象経費 |
|-------------------------|---|--------------------------------------|
| ユーティリティ設備 | 補助対象経費の1 / 2以内 (小規模事業者は2 / 3以内) 補助上限額500万円 補助下限額40万円 | 補助対象設備等の導入に要する経費（導入する設備等の稼働等に不可欠な経費） |
| 生産設備 | | |
| E M S (エネルギーマネジメントシステム) | | |
| 断熱塗装（遮熱塗装） | | |

- 補助期間
交付決定日から令和6年2月29日

詳しくは島根県HPをご覧ください。

お問い合わせ

島根県商工労働部 産業振興課
次世代産業育成スタッフ
TEL 0852-22-6348
E-mail mono-ene@pref.shimane.lg.jp

デジタル技術を活用し、生産性の向上や売上拡大などに取り組む方へ

中小企業デジタル導入加速化補助金

●対象者

県内に主たる事業所を有する中小企業者等

農業、林業、漁業のいずれかを営む者、みなし大企業を除く

●事業内容

中小企業のみなさまが、生産性の向上や売上拡大などに向けて、デジタル技術を導入する経費の一部を補助します。

補助金の活用にあたっては、デジタル技術の導入に関する提案書及び複数社の見積書等の提出が必要です。

| 対象経費 | 補助率 | 上限・下限 |
|--|-------|---------------|
| ハード事業 (1)システム構築費 システム等の開発に要する委託費、購入費、導入支援費、専門 家委託費 (2)機器等整備費 機器等の購入費、設置費、導入支援費 (3)システム運用関連費 クラウドサービス利用費、導入支援費、修繕費、専門家委託費 (4)その他の経費 中央会が実施に必要と認める経費 | 1 / 3 | 150万円 15万円 |
| ソフト事業 (5)デジタル導入後活用経費 例) 従業員向け利活用セミナー開催費、操作研修会開催経費 謝金、旅費、委託費、会場使用料、教材費、研修参加費、 印刷製本費 その他、中央会が実施に必要と認める経費 | 1 / 2 | |

●事業実施期間

最長で令和6年1月31日まで

お問い合わせ

島根県中小企業団体中央会 連携支援課

TEL 0852-21-4809 FAX 0852-26-5686

デジタル技術を活用し、新たなサービス開発や生産性向上などに取り組む方へ

デジタル導入実証支援助成金

●対象者

県内に主たる事業所を有する中小企業者

交付対象事業が製造業に該当する者、農業、林業、漁業のいずれかを営む者、みなし大企業等を除く

※製造業に取り組む者は、P.207に掲載しているものづくり企業におけるデジタル技術活用支援を利用できます。

●事業内容

中小企業のみなさまが、デジタル技術を活用して新たなサービスの開発や生産性の向上を図りビジネスプランを実証する取組を支援します。

| 対象経費 | 補助率 | 上限・下限 |
|--|-------|---------------|
| ハード事業 (1)システム構築費 (2)機器等整備費 (3)システム運用関連費 (4)専門家委託費（技術コンサルティング業務等） (5)その他代表理事長が特に必要と認める経費 | 1 / 3 | 400万円 40万円 |
| ソフト事業 (1)デジタル導入後活用経費 (2)その他代表理事長が特に必要と認める経費 | 1 / 2 | |

●事業実施期間

交付決定の日から1年以内

お問い合わせ

公益財団法人しまね産業振興財団 経営支援課
 TEL 0852-60-5115
 E-mail con@joho-shimane.or.jp

商業・サービス業の県外展開を支援します

商業・サービス業県外展開支援事業

●事業内容

商業・サービス業の事業者が、県内事業所の雇用の維持・拡大や付加価値の向上を図るため、県外の大消費地など新たな市場の開拓を目指す挑戦的な取組を支援します。

●対象者（次の要件をすべて満たしている方）

- ①県内に本社・本店を有する事業者で、卸・小売業及びサービス業
- ②県内で少なくとも1年以上支援対象業種を営んでいること
- ③県内で5人以上の雇用があること

●対象要件

- ①県内事業所の雇用の維持・拡大や付加価値の向上を図ることを前提とした、県外での事業展開であること
- ②単なる既存事業の市場対象エリア拡大ではなく、県外の大消費地など適地を対象として、新たな市場の開拓を図るものであること
（既に県外で事業展開をしている事業者については、原則未進出のエリアであれば対象とする）

●対象事業

- ①事前調査事業（※対象者は新たに県外での事業展開を行う中小企業）
県外展開にあたり、事業計画策定や市場調査など事前調査等に係る取組を支援
・補助率 1 / 2 以内
・限度額 50万円
- ②システム構築事業
県外展開に際して、必要となる各種システムの構築など、県内本社機能等の強化に係る取組を支援
・補助率 1 / 2 以内（※ただし、大企業は1 / 4 以内）
・限度額 300万円
- ③市場開拓モデル事業
県外の新たな市場の獲得を図る、新規性のあるモデル的な取組を支援
・補助率 1 / 2 以内（※ただし、大企業は1 / 4 以内）
・限度額 300万円

※②③事業の併用は可とするが、1事業者あたり上限額を500万円とする

お問い合わせ

島根県商工労働部 中小企業課 商業・サービス業支援係
TEL 0852-22-6055 FAX 0852-22-5781
E-mail shosa@pref.shimane.lg.jp

商品・サービス開発や商品力向上の取組等を支援します

スモール・ビジネス育成支援事業補助金

中山間地域の資源を活用した商品・サービス開発の取組等に必要な経費を支援します。

●対象事業

- ・商品の原材料となる農林水産物の栽培、育成
- ・地域の産品を活用した商品の加工、製造、販売
- ・地域の自然環境等を活用したサービスの提供 等

※起業又は、5年以内に雇用の創出が見込まれる取組を優先します。

●補助対象経費

- ・商品企画・開発、販路開拓、流通の仕組みづくり等に必要な経費（消耗品費、委託費等）
- ・設備等の購入、施設の改修・修繕に必要な経費（工事費・備品費・リース料）

※通常の事業実施にかかる経費（ランニングコスト）は対象外

●補助対象事業費 500千円～5,000千円

●補助率 1/2

●補助対象者 県内の中山間地域に主たる事業所がある法人・団体又は住所がある個人

①市町村への補助（間接補助）

上記の事業を支援する市町村に交付（※市町村の継ぎ足し補助可能）

②事業者への補助（直接補助）

上記の事業を実施する事業者に交付

※事業の採択に当たっては、審査会を実施

●「スモール・ビジネス」は、中山間地域の豊かな自然や特徴ある資源を活用し、小規模であっても、継続的に収入を得る取り組みです。詳細は、中山間地域・離島振興課のHPをご参照ください。

※感染症拡大等の影響により、内容や実施について、変更となる可能性がありますので、最新の情報は中山間地域・離島振興課HPをご確認ください。

お問い合わせ

島根県地域振興部 中山間地域・離島振興課 スモール・ビジネス推進係
TEL 0852-22-6449 FAX 0852-22-5761

労働関係助成金等

労働関係助成金等整理表

| 対象者 | 項目 | 雇用支援 | | 再就職支援 |
|-----------------------|-------------|--|--|---------------|
| | | 一般 | 特定分野 | 一般 |
| 一般 | | 1. 専門人材確保推進事業費補助金 3. 雇用調整助成金 4. 産業雇用安定助成金 21. 人材確保等支援助成金 (人事評価改善等助成コース) 29. 中途採用等支援助成金 (中途採用拡大コース・UIJ ターンコース) 32. いきいき職場づくり支援補助金 | 5. 人材確保等支援助成金 (中小企業団体助成コース) 7. IT人材移住促進補助金 | |
| 建設事業主等 | | | | |
| 解雇、倒産等で失業を余儀なくされた労働者等 | 19. | 労働移動支援助成金 | | 19. 労働移動支援助成金 |
| 母子家庭の母等 | 6. 13. | 特定求職者雇用開発助成金 (特定就職困難者コース) トライアル雇用助成金 (一般トライアルコース) | | |
| 障がい者 | 2. 6. 14. | 島根県特例子会社等設立支援事業助成金 特定求職者雇用開発助成金 (特定就職困難者コース 発達障害者・難治性疾患患者 雇用開発コース) トライアル雇用助成金 (障害者トライアルコース) | | |
| 若年者等 | 13. 15. 34. | トライアル雇用助成金 (一般トライアルコース) トライアル雇用助成金 (若年・女性建設労働者 トライアルコース) 採用ブランディング支援補助金 | | |
| 中高年齢者等 | 6. 13. 16. | 特定求職者雇用開発助成金 (特定就職困難者コース・就 職氷河期世代安定雇用実現 コース) トライアル雇用助成金 (一般トライアルコース) 65歳超雇用推進助成金 | | |
| 過疎地域 | 18. | 地域雇用開発助成金 (地域雇用開発コース) | | |
| その他 | 6. 20. | 特定求職者雇用開発助成金(生 活保護受給者等雇用開発コ ース・成長分野等人材確保・育成 コース) キャリアアップ助成金 | | |

※事業の番号は掲載順である。

| 再就職支援 特定分野 | 能力開発 | 環境整備 |
|----------------|-------------------|---|
| 7. IT人材移住促進補助金 | 24. 人材開発支援助成金 | 21. 人材確保等支援助成金 (雇用管理制度助成コース・介護福祉機器助成コース・人事評価改善等助成コース・建設キャリアアップシステム等普及促進コース・外国人労働者就労環境整備助成コース・テレワークコース) 22. 業務改善助成金(通常コース) 25. 両立支援等助成金 27. 出産後職場復帰奨励金 (中小・小規模事業者等出産後職場復帰促進事業) 28. 子育てしやすい職場づくり奨励金 (子育てしやすい職場づくり促進事業) 30. 受動喫煙防止対策助成金 31. 働き方改革推進支援助成金 32. いきいき職場づくり支援補助金 33. 女性活躍のための働きやすい環境整備支援事業費補助金 |
| | 19. 労働移動支援助成金 | |
| | | |
| | | |
| | | 8. 障害者作業施設設置等助成金 9. 障害者福祉施設設置等助成金 10. 障害者介助等助成金 11. 重度障害者等通勤対策助成金 12. 職場適応援助者助成金 |
| | | |
| | | 16. 65歳超雇用推進助成金 17. 高年齢労働者処遇改善促進助成金 |
| | | |
| | 24. 伝統工芸雇用就業資金貸付金 | 26. しまねまごころバンクドナー休暇制度導入促進助成金 |

雇用・人材

専門的・技術的人材を確保するために

専門人材確保推進事業費補助金

●事業内容

プロフェッショナル人材戦略拠点の人材マッチングを通じ、県内の中小企業等で必要とされる専門人材^{*}をUIターンで雇用する場合、あるいは副業・兼業の形態で確保する場合の対象経費を支援します。

※専門人材とは、雇用・活用される企業等で必要とされる分野において、当分野での実務経験を概ね3年以上有し、事業創出力強化等に寄与すると認められる者。

- ◆補助対象事業者の役員の3親等以内の親族を除きます。
- ◆専門人材を雇用する場合は、年間換算給与額（割増賃金の基礎となる賃金の部分）又は役員報酬額が原則300万円以上。
- ◆職務経歴・経験・県内企業等において担う役割などから、補助対象となるか否かを判断します。

●補助対象事業者

島根県内に事業所を有する中小企業事業主

●補助内容

島根県プロフェッショナル人材戦略拠点の支援を通じてマッチングした以下の対象経費。

| 対象経費 | | 補助額等 |
|----------------------|---|---|
| 専門人材を雇用する場合 | 補助対象事業者が、県外の専門人材を雇用するために有料職業紹介事業者に支払った人材紹介手数料（成功報酬部分） | ①補助率1/2、上限130万円 ②補助率2/3、上限170万円 ※DX人材を雇用・スタートアップ企業の場合 |
| 専門人材を副業・兼業の形態で活用する場合 | 補助対象事業者が、副業・兼業の形態で専門人材を活用するために有料職業紹介事業者に支払った人材紹介手数料 | ①最大3ヶ月分、上限12万円 ②最大6ヶ月分、上限24万円 ※DX人材の活用・スタートアップ企業の場合 |
| | 補助対象事業者が、副業・兼業の形態で専門人材を活用するために支払った、当該人材の県内就業地までの移動に要する経費（交通費・宿泊費） | ①補助率1/2、上限20万円 ②補助率1/2、上限40万円 ※DX人材の活用・スタートアップ企業の場合 |

※補助金の交付決定日以降、令和6年2月29日までに支出したものに限る。

●申請締切

募集は随時行いますが、本年度は令和6年2月15日までに申請をしてください。

お問い合わせ

公益財団法人しまね産業振興財団

島根県プロフェッショナル人材戦略拠点

TEL 0852-60-5104

E-mail pf@joho-shimane.or.jp

URL <https://www.joho-shimane.or.jp/purpose/human/236>

障がい者雇用の拡大のために

島根県特例子会社等設立支援事業助成金

●対象者

県内で特例子会社^{※1}の認定を受けた者又は重度障害者多数雇用事業所^{※2}の設置を完了し操業を開始した者

※1 特例子会社

事業主が障がい者の雇用に特別の配慮をして設立した子会社で、一定の要件を満たし、国の認定を受けたものをいいます。特例子会社に雇用されている労働者を親会社に雇用されているものとみなして、障がい者実雇用率を算定することができます。

※2 重度障害者多数雇用事業所

現に雇用している重度障がい者等（重度身体障がい者、知的障がい者又は精神障がい者）の数が10人以上であり、かつ、当該重度障がい者等である労働者の数の現に雇用している労働者の数のうちに占める割合が20%以上である事業所をいいます。

●対象経費

設立プラン策定に要する経費、先進企業の視察に要する経費、株式会社設立に要する経費、障がい者である従業員の採用に係る経費など

●助成率

2 / 3 以内

●助成限度額

300万円

お問い合わせ

島根県商工労働部 雇用政策課 多様な就業支援係

TEL 0852-22-6562 FAX 0852-22-6150

E-mail tayo-shugyo@pref.shimane.lg.jp

雇用の維持を図るために

雇用調整助成金

●対象事業主（一般事業主の場合）

- 1 労使間の協定に基づいて休業等（休業又は教育訓練）又は出向を行った雇用保険適用事業所の事業主で、売上高又は生産量等の最近3か月間の月平均値が前年同期に比べ10%以上減少していること。
- 2 雇用保険被保険者等の雇用量を示す指標の最近3か月間の月平均値が前年同期に比べ5%を超えかつ6名以上（中小企業は10%を超えかつ4名以上）増加していないこと。
- 3 過去に雇用調整助成金の支給を受けたことがある場合、直前の対象期間の満了の日の翌日から起算して1年を超えていること。

●事業内容

景気の変動、産業構造の変化などの経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされ、休業等（休業若しくは教育訓練）又は出向により雇用調整を行う事業主に対して、休業手当、賃金又は出向労働者に係る賃金負担額の一部を助成するもので、失業の予防を目的としています。

●助成内容

1 休業等（休業・教育訓練）の場合

休業手当又は賃金に相当する額として厚生労働大臣の定める方法により算定した額の1/2（中小企業は2/3）。ただし、1人1日当たり雇用保険基本手当日額の最高額が限度となります。

教育訓練を実施した場合は、訓練経費として1人1日当たり、1,200円を加算。

2 出向の場合

出向元事業主の負担額の1/2（中小企業は2/3）。ただし、1人1日当たり雇用保険基本手当日額の最高額に330/365を乗じて得た額が限度となります。

●その他

休業等又は出向を開始する日の2週間前をめぐりに、実施計画届を提出してください。

お問い合わせ

各公共職業安定所（ハローワーク）

厚生労働省島根労働局職業安定部 助成金相談センター

TEL 0852-20-7029 FAX 0852-27-8525

産業雇用安定助成金

(雇用維持支援コース/スキルアップ支援コース/事業再構築支援コース)

1 雇用維持支援コース（在籍型出向により労働者の雇用を維持する事業主の皆様へ）

●事業内容

新型コロナウイルス感染症の影響で事業活動の一時的な縮小を余儀なくされた事業主が、在籍型出向により労働者の雇用を維持する場合に、出向元・出向先の双方の事業主に対して助成する制度です。

●助成対象となる「出向」

雇用調整を目的とする出向（新型コロナウイルス感染症の影響で事業活動の一時的な縮小を余儀なくされた事業主が、雇用の維持を図ることを目的に行う出向）が対象です。また、出向した労働者は、出向期間終了後は、元の事業所に戻って働くことが前提です。

●対象事業主

- 1 新型コロナウイルス感染症の影響により事業活動の一時的な縮小を余儀なくされたため、労働者の雇用維持を目的として出向により労働者（雇用保険被保険者）を送り出す事業主（出向元事業主）
- 2 当該労働者を受け入れる事業主（出向先事業主）

●助成内容

- 1 出向運営経費 【対象】出向元事業主と出向先事業主
出向元事業主および出向先事業主が負担する賃金、教育訓練および労務管理に関する調整経費など、出向中に要する経費の一部を助成。

| 助成率 | 中小企業 | 中小企業以外 |
|-----------------------|-----------------|--------|
| 出向元が労働者の解雇などを行っていない場合 | 9/10 | 3/4 |
| 出向元が労働者の解雇などを行っている場合 | 4/5 | 2/3 |
| 企業グループ内出向の場合 | 2/3 | 1/2 |
| 上限額（出向元・出向先の合計） | 12,000円/1人1日あたり | |

- 2 出向初期経費 【対象】出向元事業主と出向先事業主
就業規則や出向契約書の整備費用、出向元事業主が出向に際してあらかじめ行う教育訓練、出向先事業主が出向者を受け入れるための機器や備品の整備などの出向の成立に要する措置を行った場合に助成。

| | 助成額 | 加算額 |
|---------|-----------------|----------------|
| 出向元・出向先 | 各10万円/1人当たり（定額） | 各5万円/1人当たり（定額） |

※独立性が認められない事業主間で実施される出向の場合、出向初期経費助成は支給されません。

※出向元事業主が雇用過剰業種の企業や生産性指標要件が一定程度悪化した企業である場合、出向先事業主が労働者を異業種から受け入れる場合について、助成額の加算を行います。

3 出向復帰後訓練助成 【対象】 出向元事業主

出向から復帰した労働者に対して、出向で新たに得たスキル・経験をブラッシュアップさせる訓練（off-JT）※ を行った際に、訓練に要する経費と訓練期間中の賃金の一部を助成。

※出向から復帰後3か月以内の訓練開始や、訓練期間は6か月以内などの要件があります

| | 経費助成 | 賃金助成 |
|------|------------|-----------------------|
| 助成内容 | 実費（上限30万円） | 1人1時間あたり900円（上限600時間） |

2 スキルアップ支援コース（出向により労働者のスキルアップと賃金アップに取り組む事業主の皆様へ）

●事業内容

労働者のスキルアップを目的として、自社にはない実践の場における経験から新たなスキルを習得することが期待できる在籍型出向を行うとともに、出向から復帰した際の賃金を出向前と比較して上昇させた場合に、労働者を送り出す出向元事業主に対して助成する制度です。

●助成対象となる「出向」

次の①～⑥をいずれも満たす必要があります。

①出向先事業所で従事する業務が、次のaからd（労働者派遣事業における適用除外業務）のいずれにも該当しないこと。

a. 港湾運送業務 b. 建設業務 c. 警備業務 d. 病院等における医療関係の業務

②労働者のスキルアップを目的とすること。

③資本的、経済的、組織的関連性等からみて、独立性が認められる事業主間で実施されること。

④出向元事業主が出向労働者の出向中の賃金の全部または一部を負担していること。

⑤出向労働者に出向前に支払っていた賃金以上の賃金を支払うものであること。

⑥出向した労働者は、出向期間終了後、元の事業所に戻って働くことが前提であること。

●対象事業主（出向元事業主）

次の①～⑤をいずれも満たす必要があります。

①労働者のスキルアップにより、企業の事業活動を促進し雇用機会の増大等

雇用の安定を図ることを目的として出向を実施する事業主。

- ②出向復帰後の労働者に対して支払う出向復帰後6か月間の各月の賃金を、出向前の賃金と比較して、いずれも5%以上上昇させる事業主。
- ③職業能力開発推進法第12条に規定する職業能力開発推進者を選任している事業主。
- ④対象労働者を、出向終了日の翌日から起算して6か月が経過する日を超えて継続して雇用し、かつ、当該日までの間に出向、派遣、請負等により出向元事業所以外の事業所に就労させない事業主。
- ⑤対象労働者の出向開始日の前日から起算して6か月前の日から支給申請書の提出日までの間に、当該事業所において雇用する雇用保険被保険者を事業主都合によって解雇等していない事業主。

●助成内容 【対象】出向元事業主

| | 中小企業 | 中小企業以外 |
|-----|---|--------|
| 助成率 | 2/3 | 1/2 |
| 助成額 | 以下のいずれか低い額に助成率をかけた額（最長1年まで） イ 出向労働者の出向中の賃金のうち出向元が負担する額 ロ 出向労働者の出向前の賃金の1/2の額 | |
| 上限額 | 8,355円* / 1人1日当たり (1事業所1年度あたり1,000万円まで) (1人あたり1回まで) | |

*雇用保険の基本手当日額の最高額（令和4年8月1日時点）。毎年8月に改正されるためご注意ください。

3 事業再構築支援コース（事業再構築のために新たな人材の雇入れをお考えの事業主の皆様へ）

●事業内容

新型コロナウイルス感染症の影響等で事業活動の一時的な縮小を余儀なくされた事業主が、新たな事業への進出等の事業再構築を行うために、当該事業再構築に必要な新たな人材の円滑な受入れを支援する制度です。

●対象事業主（主な要件）

- ①令和5年4月1日以降に中小企業庁の実施する「事業再構築補助金」※1の応募書類を提出し、交付決定を受けていること

※1 第10回公募要領の「物価高騰対策・回復再生応援枠」および「最低賃金枠」に限ります。また、事業計画に記載する「実施体制」の中に人材確保に関する事項を記載した場合に限ります。

- ②下記の労働者の雇入れにあたって、次のa～cの全ての条件を満たすこと
 - a. 雇用保険の一般被保険者または高年齢被保険者として雇い入れること

- b. 期間の定めのない労働契約を締結する労働者（パートタイム労働者は除く）として雇い入れること
- c. 「事業再構築補助金」の補助事業実施期間の初日から当該期間の末日まで^{*2}に雇い入れること

※2 事業再構築補助金について事前着手の承認を受けている場合は当該補助金に係る応募書類の提出日の翌日以降の雇入れが対象となります。また、事業再構築補助金の計画変更により人材確保に関する事項を記載し承認を受けた場合は当該承認日の翌日以降の雇入れが対象となります。補助事業実施期間や、事前着手の承認についての詳細は事業再構築補助金ウェブサイトをご確認ください。

- ③ 下記の労働者の雇入れ日前6か月から本助成金の支給申請までの期間に、雇用する労働者を解雇等していないこと

●対象労働者

「事業再構築補助金」の交付決定を受けた事業に関する業務に就く者で、次の①と②に該当する者

- ① 次のaかbのいずれかに該当する者

- a. 専門的な知識や技術が必要となる企画・立案、指導（教育訓練等）の業務に従事する者
- b. 部下を指揮および監督する業務に従事する者で、係長相当職以上の者

- ② 1年間に350万円以上の賃金^{*3}が支払われる者

※3 時間外手当および休日手当を除いた、毎月決まって支払われる基本給および諸手当に限ります。また、助成金の支給については、支払われた賃金が175万円以上の支給対象期に限ります。

●助成内容

| | 中小企業 | 中小企業以外 |
|--------|--|-----------------------|
| 助成額 | 280万円/人 ^{*4} (140万円×2期 ^{*5}) | 200万円/人 (100万円×2期) |
| 助成対象期間 | 1年 | |

※4 一事業主あたり5人までの支給に限ります。

※5 雇い入れから6か月を支給対象期の第1期、次の6か月を第2期として、6か月ごとに2回に分けて支給します。

お問い合わせ

各公共職業安定所（ハローワーク）

厚生労働省島根労働局職業安定部 職業安定課

TEL 0852-20-7016 FAX 0852-20-7025

中小企業者を構成員とする事業協同組合等の皆さまへ

人材確保等支援助成金（中小企業団体助成コース）

中小企業者を構成員とする事業協同組合等が、傘下の事業者の人材確保や従業員の職場定着を支援するために一定の事業（中小企業労働環境向上事業）を行った場合、それに要した費用の3分の2を助成します。

なお、助成金制度の活用にあたっては、中小企業労働力確保法に基づく「改善計画」を作成し、知事の認定を受ける必要があります。

●事業実施期間

原則1年間

●助成対象費用

認定組合等の規模に応じて、1年あたりの限度額があります。

- 1 大規模認定組合等（構成中小企業者数が500以上）
1,000万円
- 2 中規模認定組合等（構成中小企業者数が100以上500未満）
800万円
- 3 小規模認定組合等（構成中小企業者数が100未満）
600万円

お問い合わせ

〔助成金の申請窓口〕

厚生労働省島根労働局職業安定部 職業対策課

TEL 0852-20-7022 FAX 0852-20-7025

〔改善計画の申請窓口〕

島根県商工労働部 雇用政策課 労働福祉グループ

TEL 0852-22-5297

E-mail koyo-seisaku@pref.shimane.lg.jp

雇用・人材

高齢者や障がい者などの就職が特に困難な者の雇用機会の増大を図るために

特定求職者雇用開発助成金

特定就職困難者コース/生活保護受給者等雇用開発コース/
就職氷河期世代安定雇用実現コース/
発達障害者・難治性疾患患者雇用開発コース/
成長分野等人材確保・育成コース

1 特定就職困難者コース

●事業内容

特定就職困難者の雇用機会の増大を図るため、こうした方を公共職業安定所等の紹介により、継続して雇用すること（対象労働者の年齢が65歳以上に達するまで継続して雇用し、かつ、当該雇用期間が継続して2年以上であることをいう。）が確実であると認められる事業主に対して助成します。

●対象事業主

特定就職困難者を公共職業安定所等の対象労働者として明示した紹介により、一般被保険者又は高齢被保険者として雇い入れ、継続して雇用する雇用保険適用事業所の事業主

※有期雇用契約において、勤務成績等により更新の有無を判断する場合等は、継続して雇用することが確実であると認められず、支給対象となりません。

●助成内容

| 対象労働者 | | 助成対象期間 | 支給額 |
|----------|-----------------------------------|---------------|------------------|
| 短時間労働者以外 | 高齢者（60歳以上）、母子家庭の母等 など | 1年 （1年） | 60万円 （50万円） |
| | （重度障がい者等を除く）身体・知的障がい者 | 2年 （1年） | 120万円 （50万円） |
| | 重度障がい者等（重度障がい者、45歳以上の障がい者、精神障がい者） | 3年 （1年6か月） | 240万円 （100万円） |
| 短時間労働者 | 高齢者（60歳以上）、母子家庭の母等 など | 1年 （1年） | 40万円 （30万円） |
| | 身体・知的・精神障がい者 | 2年 （1年） | 80万円 （30万円） |

（ ）は中小企業事業主以外に対する助成対象期間及び支給額です。

「短時間労働者」とは、一週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満である者をいいます。

●その他

特定就職困難者とは、

60歳以上の者、障がい者、母子家庭の母等の就職が特に困難な者をいいます。

高齢者（60歳以上）以外の対象労働者は、採用日時点の満年齢が65歳未満の方のみ対象となります。

※助成金の受給にあたっては、このほか各種要件があります。

2 発達障害者・難治性疾患患者雇用開発コース

●事業内容

発達障がい者及び難治性疾患患者の雇用を促進し職業生活上の課題を把握するため、公共職業安定所等の紹介により継続して雇用すること（対象労働者の年齢が65歳以上に達するまで継続して雇用し、かつ、当該雇用期間が継続して2年以上であることをいう。）が確実であると認められ、対象労働者の雇用管理に関する事項を把握し、報告する事業者に対して助成します。

※有期雇用契約において、勤務成績等により更新の有無を判断する場合等は、継続して雇用することが確実であると認められず、支給対象となりません。

●対象事業主

発達障がい者又は難治性疾患患者を公共職業安定所等の対象労働者として明示した紹介により、一般被保険者として雇い入れ、継続して雇用することが確実であると認められる雇用保険適用事業所の事業主

●助成内容

| 対象労働者 | 企業規模 | 助成対象期間 | 支給額 |
|------------|--------|--------|-------|
| 短時間労働者以外の者 | 中小企業以外 | 1年間 | 50万円 |
| | 中小企業 | 2年間 | 120万円 |
| 短時間労働者 | 中小企業以外 | 1年間 | 30万円 |
| | 中小企業 | 2年間 | 80万円 |

●その他

雇用状況の報告とは、

発達障がい者については、社会性やコミュニケーション能力に困難を抱える場合が多く、これらは仕事をする上で重要な能力であることから就職及び職場定着に至らない者が少なくない状況にあります。

また、難治性疾患患者は、疾患が慢性化しており十分に働くことができる場合もあるにもかかわらず、就労に当たっては様々な制限・困難に直面している状況にあります。このため、対象労働者の雇用の状況などその雇用

管理に関する事項について報告することを求めています。
※助成金の受給にあたっては、このほか各種要件があります。

3 就職氷河期世代安定雇用実現コース

●事業内容

いわゆる就職氷河期に就職の機会を逃したことなどにより十分なキャリア形成がなされず正規雇用労働者としての就業が困難な求職者を支援するため、公共職業安定所等の紹介により、正規雇用労働者として雇い入れ継続して雇用する事業主に対して助成します。

●対象事業主

いわゆる就職氷河期世代の求職者を、その属性を把握した上で、公共職業安定所等の職業紹介により正規雇用労働者として雇い入れた雇用保険適用事業所の事業主

●助成内容

| 企業規模 | 助成対象期間 | 支給額 |
|------|--------|------|
| 大企業 | 1年 | 50万円 |
| 中小企業 | 1年 | 60万円 |

●対象となる労働者

- ①1968年（昭和43年）4月2日から1988年（昭和63年）4月1日の間に生まれた者
- ②雇入れの日の前日から起算して過去5年間に正規雇用労働者として雇用された期間を通算した期間が1年以下であり、雇入れの日の前日から起算して過去1年間に正規雇用労働者として雇用されたことがない者
- ③紹介の時点で失業しているまたは非正規雇用労働者である者でかつ、公共職業安定所等において個別支援等の就労に向けた支援を受けている者
- ④正規雇用労働者として雇用されることを希望している者
※一週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満である短時間労働者は除きます。（短時間正社員の場合は、通常の所定労働時間と同じであることは必要ありません）また、正規雇用労働者について就業規則等に定められていることが必要です。

※助成金の受給にあたっては、このほか各種要件があります。

4 生活保護受給者等雇用開発コース

●事業内容

生活保護受給者や生活困窮者の就職の促進を図るため、こうした方を公共職業安定所等の紹介により、継続して雇い入れ（対象労働者の年齢が65歳以

上に達するまで継続して雇用し、かつ、当該雇用期間が継続して2年以上であることをいう。)、あわせて雇用管理に関する事項を把握し報告する事業主に対して助成します。

※有期雇用契約において、勤務成績等により更新の有無を判断する場合は、継続して雇用することが確実であると認められず、支給対象となりません。

●対象事業主

地方公共団体から公共職業安定所に対し就労支援の要請があった生活保護受給者や生活困窮者を、その属性を把握した上で公共職業安定所等の紹介により、一般被保険者として雇い入れ、継続して雇用する雇用保険適用事業所の事業主。

●助成内容

| 対象労働者の一週間の所定労働時間 | 助成対象期間 | 支給額 |
|----------------------|--------|------------|
| 30時間以上（短時間労働者以外） | 1年 | 60万円（50万円） |
| 20時間以上30時間未満（短時間労働者） | 1年 | 40万円（30万円） |

（ ）内は中小企業事業主以外に対する支給額です。

●対象となる労働者

雇入れ日において、3か月を超えて①～③のいずれかの支援を受けている生活保護受給者または生活困窮者

①地方公共団体からの支援要請に基づくハローワークにおける支援

②地方公共団体における被保護者就労支援事業による支援

③地方公共団体における生活困窮者自立相談支援事業による就労支援

※雇入れ日現在の満年齢が65歳未満の方に限ります。

※助成金受給にあたっては、このほか各種要件があります。

5 成長分野等人材確保・育成コース

●事業内容

高齢者、障害者、就職氷河期世代など就職が特に困難な方の雇用機会の増大と、デジタル・グリーン分野及びこれに関連する成長分野への労働移動の円滑化を図るため、賃金引上げを伴う一定の技能を必要とする職業・業務への労働移動等の実績を図るため、こうした方を公共職業安定所等の紹介により継続して雇用する労働者として雇い入れ、人材育成や職場定着・処遇改善に取り組み場合に、基本4コース（1～4のコース）より高額の助成金を支給します。

●対象事業主

高齢者や障害者等の就職困難者を、ハローワーク等の紹介により雇い入れ

て、成長分野の業務に従事させ、人材育成や職場定着に取り組む事業主
【成長分野の業務】

①～④のすべてに該当する場合

- ①対象労働者別に対応する他の基本コース（1～4のコース）の支給要件をすべて満たすこと
- ②対象労働者を、次のいずれかの成長分野の業務に従事させること
 - ・デジタル化関係業務
（「情報処理・通信技術者」または「その他の技術の職業」のデータサイエンティストに限る）
 - ・グリーン、カーボンニュートラル化関係業務
（「研究・技術の職業」に該当する業務（脱炭素・低炭素化などに関するものに限る）
- ③対象労働者に対して、雇用管理改善または職業能力開発に関する取り組みを行うこと
- ④②と③についての報告書を提出すること

【人材育成を行う業務】

未経験の就職困難者を、人材開発支援助成金による人材育成を行い関連した業務で雇い入れ、賃金引上げを行った場合

- ①次のいずれかの人材開発支援助成金を活用した訓練を行うこと
 - a 1コースの実訓練時間数等が50時間以上※の訓練
※eラーニング・通信制による訓練の場合は、標準学習時間が50時間以上または標準学習期間が3ヶ月以上
 - b a以外（50時間未満）の次の訓練
 - ・人材育成支援コース（有期実習型訓練）
 - ・人への投資促進コース（高度デジタル人材等訓練）
 - ・事業展開等リスクリング支援コース
 - ・特定訓練コース（労働生産性向上訓練、熟練技能育成・承継訓練）
 - ・特別育成訓練コース（中長期的キャリア形成訓練、有期実習型訓練）
- ②毎月決まって支払われる賃金を雇い入れ日から3年以内に、雇い入れの日（試用期間がある場合は本採用時）の賃金と比べて5%以上引上げられていること
- ③②についての計画書および報告書を提出すること
- ④対象労働者別に対応する他の基本コース（1～4のコース）の支給要件をすべて満たすこと

●対象となる労働者

特定求職者雇用開発助成金基本4コースのいずれかの支給要件をすべて満たし、就労の経験がない職業に就くことを希望する者（ハローワークでは、求人票の職業分類番号に該当する職種の経験がない場合を未経験職種を扱います）

● 助成内容

短時間労働者以外

| 対象労働者 | 支給額 | 助成対象期間 |
|--|------------|-----------|
| 高年齢者（60歳以上） 母子家庭の母等 就職氷河期世代不安定雇用者 生活保護受給者等 など | 90（75）万円 | 1年 |
| 身体・知的障害者 発達障害者、難治性疾患患者 | 180（75）万円 | 2年（1年） |
| 重度障害者等（重度障害者、45歳以上の障害者、精神障害者） | 360（150）万円 | 3年（1年6か月） |

短時間労働者

| 対象労働者 | 支給額 | 助成対象期間 |
|---------------------------------------|-----------|--------|
| 高年齢者（60歳以上） 母子家庭の母等 生活保護受給者等 など | 60（45）万円 | 1年 |
| 障害者 発達障害者、難治性疾患患者 | 120（45）万円 | 2年（1年） |

- ・（ ）内は、中小企業以外の企業に対する支給額・助成対象期間です。
- ・短時間労働者とは、一週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者です。

お問い合わせ

各公共職業安定所（ハローワーク）
厚生労働省島根労働局職業安定部 助成金相談センター
TEL 0852-20-7029 FAX 0852-27-8525

即戦力となるIT人材の確保

IT人材移住促進補助金

●事業内容

県外に居住していたIT人材の採用（求人内容が県内勤務に限る。）時に入社支度金等を支給した企業に対して、予算の範囲内で補助金を交付します。

●対象経費

- ・引越業者に支払った費用（梱包、郵送、開梱等）
- ・引越荷物の宅配に係る費用
- ・本人及び家族の移動旅費
- ・転居先の敷金・礼金
- ・一律の支度金

●交付対象者

島根県内に事業所（本社、支社又は開発拠点）を構え、情報サービス業又はインターネット付随サービス業を営む企業

●補助率

対象経費の1 / 2以内（補助上限額：単身100千円、世帯200千円）

●申請期間

令和5年4月1日～令和6年3月31日まで

※令和4年4月1日以降に内定し従事後3ヶ月以上1年以内の者に入社支援金等を支給した場合に申請が可能。

※申込期間内で随時受付可能です。但し予算の上限に達した時点で終了いたします。

お問い合わせ

島根県商工労働部 産業振興課 産業デジタル推進室
TEL 0852-22-5620 FAX 0852-22-5638

障がい者の雇い入れに

障害者作業施設設置等助成金

● 内容

労働者である障がい者の障がい特性による就労上の課題を克服・軽減するための作業施設、トイレ、スロープ等の附属施設もしくは作業設備（以下「作業施設等」）の設置または整備を行う場合に、その費用の一部を助成します。工事や購入で行う設置または整備を第1種助成、賃借で行う設置または整備を第2種助成としています。

● 助成金額等

| 種類 | 限度額 | 支給期間 |
|---|--|------|
| ①第1種作業施設設置等助成金 ○作業施設等の設置（賃借を除く）または整備 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 障害者1人につき450万円（作業設備のみは1人につき150万円（中途障害者の場合は450万円）） ・ 短時間労働者（重度身体障害者、重度知的障害者または精神障害者を除く）である場合は1人につき上記の半額 ・ 1事業所あたり一会計年度につき合計4,500万円 | — |
| ②第2種作業施設設置等助成金 ○作業施設等の賃借による措置 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 障害者1人につき月13万円（作業設備のみは1人につき月5万円（中途障害者の場合は13万円）） ・ 短時間労働者（重度身体障害者、重度知的障害者または精神障害者を除く）である場合は1人につき上記の半額 | 3年間 |

・ 助成率 2 / 3

※助成金を受給するためには、助成金ごとに定められた要件を満たす必要があります。

お問い合わせ

(独) 高齢・障害・求職者雇用支援機構島根支部 高齢・障害者業務課
TEL 0852-60-1677 FAX 0852-60-1678

障がい者の雇い入れに

障害者福祉施設設置等助成金

●内容

労働者である障がい者の福祉の増進を図るため、障がい特性による課題に配慮した休憩室等の福祉施設の設置または整備を行う場合に、その費用の一部を助成します。

●助成金額等

○助成率 1 / 3

○限度額

- ・ 障害者1人につき225万円
- ・ 短時間労働者（重度身体障害者、重度知的障害者または精神障害者を除く）である場合の限度額は1人につき上記の半額
- ・ 1事業所または事業主の団体1団体あたり一会計年度につき合計2,250万円

※助成金を受給するためには、助成金ごとに定められた要件を満たす必要があります。

お問い合わせ

(独) 高齢・障害・求職者雇用支援機構島根支部 高齢・障害者業務課
TEL 0852-60-1677 FAX 0852-60-1678

障がい者の雇い入れに

障害者介助等助成金

● 内容

労働者である障がい者の障がい特性に応じた雇用管理を適切に行うために必要となる業務に係る介助等の措置を行う場合に、その費用の一部を助成します。

● 助成金額等

| 種類 | 助成率 | 限度額 | 支給期間 |
|--|-------|--|---------------------|
| ①職場介助者の配置または委嘱助成金 ○事務的な業務に従事する視覚障害者、四肢機能障害者の業務遂行のために必要な職場介助者の配置または委嘱 | 3 / 4 | (事務的な業務に従事する視覚障害者、四肢機能障害者) ・配置1人 月15万円 ・委嘱1人 1回1万円 年150万円まで | 10年間 |
| ○事務的業務以外の業務に従事する視覚障害者の業務遂行のために必要な職場介助者の委嘱 | | (事務的な業務以外の業務に従事する視覚障害者) ・委嘱1人 1回1万円 年24万円まで | |
| ②職場介助者の配置または委嘱の継続措置に係る助成金 ○事務的な業務に従事する視覚障害者、四肢機能障害者の業務遂行のために必要な職場介助者の配置または委嘱の継続 | 2 / 3 | (事務的な業務に従事する視覚障害者、四肢機能障害者) ・配置1人 月13万円 ・委嘱1人 1回9千円 年135万円まで | 5年間 (①の支給期間の終了後) |
| ○事務的業務以外の業務に従事する視覚障害者の業務遂行のために必要な職場介助者の委嘱の継続 | | (事務的な業務以外の業務に従事する視覚障害者) ・委嘱1人 1回9千円 年22万円まで | |
| ③手話通訳・要約筆記等担当者の委嘱助成金 ○聴覚障害者の雇用管理に必要な手話通訳・要約筆記等担当者の委嘱 | 3 / 4 | ・委嘱1人 1回6千円 ・年28万8千円まで (障害者9人までの場合) | 10年間 |

[労働関係助成金等]

| 種類 | 対象となる措置 | 限度額等 | 支給回数 |
|--|---|---|----------------------------------|
| <p>④障害者相談窓口担当者の配置助成金</p> <p>○障害者の合理的配慮に係る相談等に応じる者の増配置または委嘱</p> | <p>新たに障害者相談窓口担当者を「増配置」する</p> <p>障害者相談窓口担当者に研修を受講させる</p> <p>相談窓口業務等を専門機関に委託する</p> | <p>【専従の場合】 1人につき月額8万円 ・給与月額$\frac{3}{10}$の額が8万円を下回る場合は、その額。 ・1人につき最大6か月かつ2人まで。</p> <p>【兼任の場合】 1人につき月額1万円 ・給与月額の$\frac{10}{100}$の額が1万円を下回る場合は、その額。 ・1人につき最大6か月（中小企業は最大12か月）かつ5人まで。</p> <p>・専門機関等に支払った研修受講費の$\frac{2}{3}$の額（円未満切り捨て）（最大20万円） ・研修を受講した障害者相談窓口担当者1人につき時間額700円（上限月10時間かつ10人まで） ただし、増配置に伴い助成を受ける障害者相談窓口担当者は人数から除く。</p> <p>委託経費として支払った額の$\frac{2}{3}$（上限月額10万円かつ最大6か月）</p> | <p>1回 （事業所単位）</p> |
| <p>⑤職場復帰支援助成金</p> <p>○職場復帰のために必要な職場適応の実施</p> | <p>中途障害等により1か月以上の休職を余儀なくされた者が職場復帰するための職場適応措置</p> <p>①時間的配慮 ②職務開発等 ③②に伴う講習</p> | <p>①②：月額4万5千円 （中小企業：6万円）</p> <p>③：半年2～9万円 （中小企業：3～12万円）</p> | <p>1年間</p> |

| 種類 | 対象となる措置 | 限度額等 | 支給回数 |
|--|---|---|----------------------------|
| ⑥職場支援員の配置または委嘱助成金 ○業務遂行に必要な援助や指導を行う職場支援員の配置または委嘱 | 対象障害者を雇い入れ、勤務時間の延長、配置転換、業務内容変更、職場復帰または企業在籍型職場適応援助者による支援の終了の日から6か月以内に職場支援員を配置(雇用、委嘱) | 配置：短時間労働者以外の者 月額3万円 (中小企業：4万円) 短時間労働者 月額1万5千円 (中小企業：2万円) 委嘱：1回1万円 (月額4万円が上限) | 2年間 (精神障害者は3年間) (注1) |
| ⑦重度訪問介護サービス利用者等職場介助助成金 ○障害者が行う業務の介助を重度訪問介護等サービス事業者に委託 | 職場での介助(業務に必要な介助) ・パソコンの操作代行、文字盤や口文字等の読み取りなど | 月額 13万3千円 (中小企業：15万円) ・対象者1人あたり ・委託費の4/5を助成 (中小企業：9/10) | 年度ごとに委託した年度の末日まで |

(注1) 企業在籍型職場適応援助者による支援終了を配置理由とするものは6か月

(注2) ⑦の助成金は、事前に市町村への事業実施の確認および相談が必要です。

※助成金を受給するためには、助成金ごとに定められた要件を満たす必要があります。

お問い合わせ

(独) 高齢・障害・求職者雇用支援機構島根支部 高齢・障害者業務課
 TEL 0852-60-1677 FAX 0852-60-1678

障がい者の雇い入れに

重度障害者等通勤対策助成金

●内容

労働者である障がい者の障がい特性による通勤等の課題を軽減または解消するための措置を行う場合に、その費用の一部を助成します。

●助成金額等

| 種類 | 限度額 | 支給期間 |
|---|--|------|
| ①住宅の賃借助成金 ○対象障害者用の住宅の賃借 | ・世帯用 月10万円 ・単身者用 月6万円 | 10年間 |
| ②指導員の配置助成金 ○対象障害者用住宅への指導員の配置 (事業主の団体を含む) | ・配置1人 月15万円 | |
| ③住宅手当の支払助成金 | ・障害者1人 月6万円 | |
| ④通勤用バスの購入助成金 ○対象障害者のための通勤用バスの購入 (事業主の団体を含む) | ・バス 1台700万円 | — |
| ⑤通勤用バス運転従事者の委嘱助成金 ○対象障害者のための通勤用バスの運転 に従事する者の委嘱(事業主の団体 を含む) | ・委嘱1人 1回6千円 | 10年間 |
| ⑥通勤援助者の委嘱助成金 ○対象障害者の通勤を容易にするため に指導、援助等を行う通勤援助者の 委嘱 | ・委嘱1人 1回2千円 ・交通費 1認定3万円 | 1月間 |
| ⑦駐車場の賃借助成金 ○自ら運転する自動車により通勤する ことが必要な対象障害者に使用させ るための駐車場の賃借 | ・障害者1人 月5万円 | 10年間 |
| ⑧通勤用自動車の購入助成金 ○自ら運転する自動車により通勤する ことが必要な対象障害者に使用させ るための通勤用自動車の購入 | ・購入 1台150万円 (1級または2級の両上肢障害 者の場合は1台250万円) | — |

・助成率 3 / 4

| 種類 | 対象となる措置 | 限度額等 | 支給期間 |
|--|--------------------------|---|-------------------|
| ⑨重度訪問介護サービス利用者等通勤援助助成金 ○障害者の通勤の援助を重度訪問介護等サービス事業者に委託 | 通勤援助 ・公共交通機関の利用に必要な援助 | 月額 7万4千円 (中小企業：8万4千円) ・対象者1人あたり ・委託費の4/5を助成 (中小企業：9/10) | 年度ごとに委託した日から3か月まで |

(注) ⑨の助成金は、事前に市町村への事業実施の確認および相談が必要です。

※助成金を受給するためには、助成金ごとに定められた要件を満たす必要があります。

お問い合わせ

(独) 高齢・障害・求職者雇用支援機構島根支部 高齢・障害者業務課
 TEL 0852-60-1677 FAX 0852-60-1678

障がい者の雇い入れに

職場適応援助者助成金

●内容

職場適応に課題を抱える障がい者に対して、職場適応援助者による支援を行う場合に、その費用の一部を助成します。

●助成金額等

| 種類 | 対象となる措置 | 限度額等 | 支給期間 |
|--|---|---|--|
| ①訪問型職場適応援助者助成金 ○訪問型職場適応援助者による支援 | 地域障害者職業センターが作成または承認した支援計画に基づく訪問型職場適応援助者による支援 | <ul style="list-style-type: none"> ・精神障害者以外 1日：4時間以上1万6千円、 4時間未満8千円 ・精神障害者 1日：3時間以上1万6千円、 3時間未満8千円 ・養成研修受講料の1/2 | <ul style="list-style-type: none"> ・精神障害者以外 1年8か月 ・精神障害者 2年8か月 |
| ②企業在籍型職場適応援助者助成金 ○企業在籍型職場適応援助者による支援 | 地域障害者職業センターが作成または承認した支援計画に基づく企業在籍型職場適応援助者による最初の支援 | <ul style="list-style-type: none"> ・精神障害者以外 短時間労働者以外の者 月6万円（中小企業：8万円） 短時間労働者 月3万円（中小企業：4万円） ・精神障害者 短時間労働者以外の者 月9万円（中小企業：12万円） 短時間労働者 月5万円（中小企業：6万円） ・養成研修受講料の1/2 | 6か月 |

※助成金を受給するためには、助成金ごとに定められた要件を満たす必要があります。

お問い合わせ

(独) 高齢・障害・求職者雇用支援機構島根支部 高齢・障害者業務課
TEL 0852-60-1677 FAX 0852-60-1678

トライアル雇用は求人者と求職者の相互理解を促進します

トライアル雇用助成金（一般トライアルコース）

職業経験、技能、知識の不足等から安定的な就職が困難な求職者（下記①～⑤）について、これらの者を一定期間試用雇用（原則3か月）することにより、その適性や業務遂行可能性を見極め、求職者及び求人者の相互理解を促進することを通じて、これらの者の早期就職の実現や雇用機会の創出を図ることを目的としています。

●対象事業主

事前にトライアル雇用求人を公共職業安定所等に提出し、次のいずれかの要件を満たし、かつ、紹介日にトライアル雇用を希望している者を、公共職業安定所等の紹介により試行的に雇用する雇用保険の適用事業主。

- ①紹介日前2年以内に、2回以上離職または転職を繰り返している者
- ②紹介日前において離職している期間が1年を超えている者
- ③妊娠、出産または育児を理由として離職した者であって、紹介日前において安定した職業に就いていない期間（離職前の期間は含めない。）が1年を超えている者
- ④紹介日において、生年月日が1968（昭和43）年4月2日以降の者かつ安定した職業に就いていない者であって、公共職業安定所等においてマンツーマンによる担当者制等の個別支援等を受けている者
- ⑤就職支援を行うにあたって、特別の配慮を要する者（母子家庭の母等、父子家庭の父、生活保護受給者等）

●助成額

対象労働者1人につき月額最大40,000円（最長3か月）

ただし、対象労働者が母子家庭の母等又は父子家庭の父の場合は、1人につき月額最大50,000円（最長3か月）

お問い合わせ

各公共職業安定所（ハローワーク）
 厚生労働省島根労働局職業安定部 職業対策課
 TEL 0852-20-7022 FAX 0852-20-7025

一定期間試用雇用することにより、求人者と求職者の相互理解を促進します

トライアル雇用助成金 (障害者トライアルコース/障害者短時間トライアルコース)

障がい者雇用に対する不安のある事業主が、職業経験、技能、知識等から就職が困難な障がい者を一定期間試用雇用することにより、事業主及び労働者の相互理解を促進すること及び障がい者の早期就職の実現や雇用機会の創出を図ることを目的としています。

(障害者トライアルコース)

●対象事業主

事前に障害者トライアル雇用求人を入働ワーク等に提出し、入働ワーク等の紹介によって、対象労働者を原則3か月（精神障がい者の場合は原則6か月以上12か月以内）の有期雇用で雇い入れた事業主であること。

●対象労働者

次のいずれかの要件を満たし、障害者トライアル雇用を希望した方が対象となります。

- ①紹介日時点で、就労経験のない職業に就くことを希望している方
 - ②紹介日の前日から過去2年以内に、2回以上離職や転職を繰り返している方
 - ③紹介日の前日時点で離職している期間が6か月を超えている方
- ※重度身体障がい者、重度知的障がい者、精神障がい者の方は上記①～③の要件を満たさなくても対象となります。

(障害者短時間トライアルコース)

●対象事業主

事前に障害者短時間トライアル雇用求人を入働ワーク等に提出し、入働ワーク等の紹介によって、対象労働者を3か月以上12か月以内の有期雇用で雇い入れた事業主であること。

●対象労働者

次のいずれかの要件を満たし、障害者短時間トライアル雇用を希望した方が対象となります。

- ①精神障がい者または発達障がい者の方
- ②雇い入れ当初の1週間の所定労働時間は、10時間以上20時間未満とし、トライアル雇用期間中に週の所定労働時間20時間以上の勤務を目指す方

| 種 類 | 区 分 | トライアル雇用期間等 | 支 給 額 ※就労日数により減額あり |
|--------------------|-------------------|--|--|
| 障害者 トライアルコース | 精神障がい者以外 | 原則3か月 (週20時間以上) (テレワークで勤務する場合、 最大6か月) | 月額4万円 (最大3か月) |
| | 精神障がい者 | 原則6か月以上 12か月以内 (週20時間以上) | 1～3か月目： 月額8万円 4～6か月： 月額4万円 (最大6か月) |
| 障害者短時間 トライアルコース | 精神障がい者・ 発達障がい者 | 原則3か月以上 12か月以内 (雇い入れ当初は、週10時間以 上20時間未満) | 月額4万円 (最大12か月) |

お問い合わせ

各公共職業安定所（ハローワーク）
厚生労働省島根労働局職業安定部 職業対策課
TEL 0852-20-7021 FAX 0852-20-7025

トライアル雇用は求人者と求職者の相互理解を促進します

トライアル雇用助成金 (若年・女性建設労働者トライアルコース)

中小建設事業主が若年者（35歳未満）又は女性を建設技能労働者等として一定期間試用雇用しトライアル雇用助成金（一般トライアルコース、障害者トライアルコース）の支給決定を受けた場合に助成。

●助成額

対象労働者1人につき月額最大4万円（最長3か月間）

お問い合わせ

各公共職業安定所（ハローワーク）

厚生労働省島根労働局職業安定部 職業対策課

TEL 0852-20-7022 FAX 0852-20-7025

高年齢者の雇用推進を図るために

65歳超雇用推進助成金**(1) 65歳超継続雇用促進コース**

● 内容

就業規則等により、次のいずれかの制度を実施した事業主に助成します。

- ① 65歳以上への定年の引上げ
- ② 定年の定め廃止
- ③ 希望者全員を対象とする66歳以上の継続雇用制度の導入
- ④ 他社による継続雇用制度の導入

● 助成金額等

- ① 65歳以上への定年の引上げ
- ② 定年の定め廃止
- ③ 希望者全員を対象とする66歳以上の継続雇用制度の導入

| 措置内容 対象被保険者数 | 65歳への 定年引上げ | 66～69歳への 定年の引上げ | | 70歳以上 への定年の 引上げ (注1) | 定年の定め の廃止 (注2) | 66～69歳 への継続雇 用の引上げ | 70歳以上 への継続雇 用の引上げ (注3) |
|-----------------|----------------|--------------------|-------|-------------------------------|----------------------|--------------------------|---------------------------------|
| | | 5歳未満 | 5歳以上 | | | | |
| 1～3人 | 15万円 | 20万円 | 30万円 | 30万円 | 40万円 | 15万円 | 30万円 |
| 4～6人 | 20万円 | 25万円 | 50万円 | 50万円 | 80万円 | 25万円 | 50万円 |
| 7～9人 | 25万円 | 30万円 | 85万円 | 85万円 | 120万円 | 40万円 | 80万円 |
| 10人以上 | 30万円 | 35万円 | 105万円 | 105万円 | 160万円 | 60万円 | 100万円 |

(注1) 旧定年年齢が70歳未満のものに限ります。

(注2) 旧定年年齢が70歳未満のものに限ります。

(注3) 旧定年年齢及び継続雇用年齢が70歳未満のものに限ります。

④ 他社による継続雇用制度の導入

| 措置内容 | 66～69歳への 継続雇用の引上げ | 70歳以上への 継続雇用の引上げ (注4) |
|-------|----------------------|--------------------------|
| 支給額上限 | 10万円 | 15万円 |

(注4) 旧定年年齢及び継続雇用年齢並びに他の事業主による継続雇用年齢が70歳未満のものに限ります。

※令和3年3月31日までに支給申請を行い70歳未満の取組みにより本コースを受給した事業主が、改正高齢法の施行に伴い、70歳以上の措置を導入した場合は、上記助成額から既受給額を差し引いた額を助成します。

※複数の取組みを実施した場合であっても支給額はいずれか高い額のみとなります。

(2) 高年齢者評価制度等雇用管理改善コース

● 内容

認定された雇用管理整備計画に基づき高年齢者雇用管理整備措置を実施した事業主に助成します。

| 高齢者雇用管理整備措置の種類 | 支給対象経費 |
|-------------------------|---|
| イ 高齢者に係る賃金・人事処遇制度の導入・改善 | ○高齢者の雇用管理制度の導入等（労働協約又は就業規則の作成・変更）に必要な専門家等に対する委託費、コンサルタントとの相談に要した経費 ○上記の経費の他、左欄の措置の実施に伴い必要となる機器、システム及びソフトウェア等の導入に要した経費（計画実施期間内の6か月分を上限とする賃借料またはリース料を含む） |
| ロ 労働時間制度の導入・改善 | |
| ハ 在宅勤務制度の導入・改善 | |
| ニ 研修制度の導入・改善 | |
| ホ 専門職制度の導入・改善 | |
| ヘ 健康管理制度の導入 | |
| ト その他の雇用管理制度の導入・改善 | |

●助成金額等

高齢者雇用管理整備措置の実施に必要な専門家への委託費等及び当該措置の実施に伴い必要となる機器、システム及びソフトウェア等の導入に要した経費を支給対象経費（※）とし、支給対象経費に60%（中小企業事業主以外は45%）を乗じた額を支給します。

※その経費が50万円を超える場合は50万円。

なお、企業単位で1回に限り、経費の額にかかわらず、当該措置の実施に50万円の費用を要したものとみなします。

(3) 高齢者無期雇用転換コース

●内容

認定された無期雇用転換計画に基づき、50歳以上かつ定年年齢未満の有期契約労働者を無期雇用労働者に転換させた事業主に対して、その人数に応じた助成します。

●助成金額等

対象労働者1人につき48万円(中小企業事業主以外は38万円)を支給します。また、対象労働者は1支給年度（4月～翌年3月まで）1適用事業所あたり10人までとなります。

※助成金を受給するためには、助成金ごとに定められた要件を満たす必要があります。

お問い合わせ

(独) 高齢・障害・求職者雇用支援機構島根支部 高齢・障害者業務課
TEL 0852-60-1677 FAX 0852-60-1678

高年齢労働者の処遇改善に取り組むために

高年齢労働者処遇改善促進助成金

60歳から64歳までの高年齢労働者の処遇の改善に向けて、就業規則等の定めるところにより、高年齢労働者に適用される賃金に関する規定または賃金テーブルの増額改定に取り組む事業主が対象となります。

●対象事業主

①以下のAとBを算出・比較し、75%以上であること。

| | |
|---|---|
| A | すべての算定対象労働者の60歳到達時点での1時間当たりの毎月決まって支払われる賃金 |
| B | 賃金規定等を増額改定した後のすべての算定対象労働者の、1時間当たりの毎月決まって支払われる賃金 |

②賃金規定等の改定後の高年齢雇用継続基本給付金の総額が、賃金規定等の改定前よりも減少していること。

③支給申請日において増額改定後の賃金規定等を継続して運用していること。

●支給申請回数

支給対象期の第1期から第4期まで（6か月ごと）、最大4回（2年間）

●支給額

以下のAからBを引いた額に、 $2/3$ （中小企業以外は $1/2$ ）*を乗じた額
 ※令和5年度の助成率

| | |
|---|--|
| A | 賃金規定等の改定前の高年齢雇用継続基本給付金の総額 |
| B | 賃金規定等の改定後に、各支給対象期を支給対象期間として算定対象労働者が受給した高年齢雇用継続基本給付金の総額 |

●計画書の提出

賃金規定等改定予定日の前日までに提出

●支給申請

各支給対象期末月分に係る管轄安定所が指定した高年齢雇用継続基本給付金の支給申請月の翌月の初日から起算して2か月以内に、支給申請書を提出

お問い合わせ

各公共職業安定所（ハローワーク）

厚生労働省島根労働局職業安定部 職業対策課

TEL 0852-20-7022 FAX 0852-20-7025

地域での雇用拡大に

地域雇用開発助成金(地域雇用開発コース)

若年層・壮年層の流出が著しい地域（過疎等雇用改善地域）又は特定有人国境離島等地域において、雇用保険の適用事業所を設置・整備し、それに伴いその地域に居住する求職者を一定の条件で雇入れた場合、設置・整備に要した費用と増加した人数に応じて、一定の金額を助成します。

なお、助成金制度の活用にあたっては、あらかじめ所定の計画書を作成し、労働局長の認定を受けることが必要です。

●主な支給要件（計画期間は最長18か月）

- 1 地域の雇用拡大のために必要な事業所の設置・整備（引渡し・納品・契約期間開始・支払いが計画期間内）の合計額が300万円以上であること。
- 2 計画期間の間に対象労働者を3人（創業の場合は2人）以上雇い入れること。

●助成額等

- 1 支給期間
1年ごとに最大3年間（3回）支給
- 2 1回あたりの支給額
基本額 50万円～800万円
（生産性要件を満たした場合は60万円～960万円）
（創業の要件を満たす場合は1回目の支給において100万円～1,600万円）

また、中小企業事業主の場合は1回目の支給において支給額の2分の1相当額を上乗せします。

●地域

- 1 県内の過疎等雇用改善地域（指定期間は令和6年3月31日まで）
海士町、西ノ島町、知夫村、隠岐の島町
- 2 県内の特定有人国境離島等地域（町村名）
島後（隠岐の島町）、中ノ島（海士町）、西ノ島（西ノ島町）、知夫里島（知夫村）
- 3 県内の地域活性化雇用創造プロジェクト参加事業主（令和7年3月31日まで）

地域活性化雇用創造プロジェクト参加事業主については、上記基本額に加え、1回目の支給時に1人につき50万円（1事業所あたり20人を上限）の上乗せ助成があります。

お問い合わせ

各公共職業安定所（ハローワーク）
厚生労働省島根労働局職業安定部 助成金相談センター
TEL 0852-20-7029 FAX 0852-27-8525

「失業なき労働移動の」円滑化のために

労働移動支援助成金

1 再就職支援コース

●事業内容

事業規模の縮小等に伴い離職を余儀なくされる労働者に対して、その再就職を実現するための支援を民間の職業紹介事業者への委託等により行う事業主に対して、対象労働者が離職日の翌日から6か月（45歳以上は9か月）以内に再就職を実現した場合に助成します。

●助成内容

| | | |
|---------------------------|---|--|
| 1. 再就職支援 (1人あたり上限60万円) | 通常 | 中小企業：委託費用の1/2（45歳以上2/3） 中小企業以外：委託費用の1/4（45歳以上1/3） |
| | 特例（※）に該当する場合 | 中小企業：委託費用の2/3（45歳以上4/5） 中小企業以外：委託費用の1/3（45歳以上2/5） |
| | （※）職業紹介事業者との間の委託契約が一定基準に合致し、かつ、対象者が実際に良質な雇用に再就職した場合 | |
| 訓練加算 | 委託費用の2/3 (上限30万円) | |
| グループワーク | 3回以上実施で1万円を加算 | |
| 2. 休暇付与支援 | 中小企業：8千円/日、中小企業以外：5千円/日 (上限180日分) | |
| 3. 職業訓練実施支援 | 訓練実施費用の2/3 (上限30万円) | |

●その他

対象労働者について、「再就職援助計画」又は「求職活動支援書」の対象となっていることが必要です。

2 早期雇入れ支援コース

[早期雇入れ支援]

●事業内容

再就職援助計画等の対象者を離職後3か月以内に期間の定めのない労働者として雇入れ、継続して雇用することが確実である事業主に対して助成します。

●支給額

| (1) 通常助成 | (2) 優遇助成 (※) |
|---|--------------|
| 30万円 | 40万円 |
| 【賃金上昇加算】 雇入れ前の賃金から雇入れ後6ヶ月間の各月の賃金を5%以上上昇させた場合は上記+20万円 | |

[人材育成支援]

●事業内容

早期雇入れ支援の対象者に対して、職業訓練（Off-JTのみ、又はOff-JT及びOJT）を行った事業主に対して助成します。

●助成内容

| | | 通常助成 | 優遇助成 (※) | 優遇助成 かつ賃金上昇 加算あり |
|-----------------------|--------------------|--------|----------|------------------------|
| OJT賃金助成 (340時間を限度) | | 800円/時 | 900円/時 | 1,000円/時 |
| Off-JT | 賃金助成 (600時間を限度) | 900円/時 | 1,000円/時 | 1,100円/時 |
| | 経費助成 | 上限30万円 | 上限40万円 | 上限50万円 |

※ 成長性の基準に合致する事業主が、事業再編等を行う事業所からの離職者を雇い入れた場合に支給

お問い合わせ

各公共職業安定所（ハローワーク）
厚生労働省島根労働局職業安定部 助成金相談センター
TEL 0852-20-7029 FAX 0852-27-8525

有期雇用労働者、短時間労働者、派遣労働者など非正規雇用労働者の企業内でのキャリアアップに取り組む事業主の皆さまへ

キャリアアップ助成金

「キャリアアップ助成金」は、有期雇用労働者、短時間労働者、派遣労働者など、非正規雇用労働者の企業内でのキャリアアップを促進するため、正社員化、処遇改善の取組を実施した事業主に対して助成する制度です。

処遇改善前にキャリアアップ計画書の提出が必要になるなど、助成金受給に当たっては一定の条件があります。

各コースの助成内容

| 助成内容 | | 助成額 | | |
|------------|--|--|-----------|---------------------------|
| | | 中小企業の場合 | 大企業の場合 | |
| 正社員化コース | 有期雇用労働者等を正規雇用労働者等に転換又は直接雇用した場合 (1人当たり) | ①有期→正規 | 57万円 | 42万7,500円 |
| | | ②無期→正規 | 28万5,000円 | 21万3,750円 |
| | | ※正規には「多様な正社員（勤務地・職務限定正社員、短時間正社員）」を含みます。 ※派遣労働者を派遣先で正規雇用で直接雇用する場合、 ①②：1人当たり28万5,000円（大企業も同額）加算 ※母子家庭の母等又は父子家庭の父の場合、 ①：1人当たり95,000円（大企業も同額）加算 ②：47,500円（大企業も同額）加算 ※人材開発支援助成金の特定の訓練終了後に正規雇用労働者へ転換等した場合、 ①：1人当たり95,000円（大企業も同額）、②：47,500円（大企業も同額） うち、自発的職業能力開発訓練又は定額制の訓練終了後に正社員化した場合 ①：11万円（大企業も同額）、②：47,500円（大企業も同額） ※勤務地限定・職務限定・短時間正社員制度を新たに規定した場合、 ①②：1事業所当たり95,000円（大企業の場合、71,250円）加算 | | |
| | | | | |
| 障害者正社員化コース | 障害のある有期雇用労働者等を正規雇用労働者等に転換した場合 (1人当たり) | ①重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者の場合 | | |
| | | 有期→正規 | 60万円×2期 | 45万円×2期 |
| | | 有期→無期 | 30万円×2期 | 22.5万円×2期 |
| | | 無期→正規 | 30万円×2期 | 22.5万円×2期 |
| | | ②重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者以外の場合 | | |
| | | 有期→正規 | 45万円×2期 | 33.5万円×2期 ※2期の支給額は34万円 |
| 有期→無期 | 22.5万円×2期 | 16.5万円×2期 | | |
| 無期→正規 | 22.5万円×2期 | 16.5万円×2期 | | |
| | | ※正規には「多様な正社員（勤務地・職務限定正社員、短時間正社員）」を含みます。 ※助成額が対象労働者に対する各期の賃金の額を超える場合には、当該賃金の総額を上限額として支給します。 | | |
| 賃金規定等改定コース | 全て又は一部の有期雇用労働者等の基本給の賃金規定等を、3%以上増額改定し、昇給させた場合 (対象労働者1人当たり) | 3%以上5%未満 | 50,000円 | 33,000円 |
| | | 5%以上 | 65,000円 | 43,000円 |
| | | 職務評価の手法の活用により賃金規定等を増額改定した場合 (1事業者1回のみ) | 20万円 | 15万円 |

[労働関係助成金等]

| 助成内容 | 助成額 | 中小企業の場合 | 大企業の場合 | |
|-----------------------------|--|--|--|----------------------|
| | | 賞金規定等 共通化 コース | 有期雇用労働者等と正社員との共通の賞金規定等を新たに規定・適用した場合 (1事業所当たり) | 60万円 |
| 賞与・退職 金制度導入 コース | 就業規則又は労働協約の定めるところにより、全ての有期雇用労働者等に関して、賞与・退職金制度を新たに設け、支給又は積立を実施した場合 (1事業所当たり) | 賞与又は退職金制度を導入 | 40万円 | 30万円 |
| | 賞与及び退職金制度を同時に導入 | 56万8,000円 | 42万6,000円 | |
| 短時間 労働者 労働時間 延長コース | 有期雇用労働者等の週所定労働時間を3時間以上延長し、社会保険を適用した場合 (1人当たり) | 3時間以上延長 | 22万5,000円<28万4,000円> | 16万9,000円<21万3,000円> |
| | | 労働者の手取り収入が減少しないように週所定労働時間を1時間以上3時間未満延長した場合でも助成 ※基本給を一定額以上昇給している必要があります。 | | |
| | | 1時間以上2時間未満 (10%以上増額) | 58,000円 | 43,000円 |
| 2時間以上3時間未満 (6%以上増額) | 117,000円 | 88,000円 | | |

◆すべてのコースにおいて、助成人数や助成額に上限があります。

お問い合わせ

各公共職業安定所（ハローワーク）
厚生労働省島根労働局職業安定部 助成金相談センター
TEL 0852-20-7029 FAX 0852-27-8525

魅力ある職場づくりに取り組む事業主の皆さまへ

人材確保等支援助成金

**雇用管理制度助成コース・介護福祉機器助成コース・
人事評価改善等助成コース・建設キャリアアップシステム等普及促進コース・
外国人労働者就労環境整備助成コース・テレワークコース**

生産性の向上、賃金アップ、従業員の離職率の低下など、魅力ある職場の創出を目的に、労働者の雇用環境の整備に取り組む事業主等に対して助成します。

なお、助成金制度の活用にあたっては、あらかじめ所定の計画書を作成し、労働局長の認定を受けることが必要です。

また、1 雇用管理制度助成コース、3 人事評価改善等助成コースについては、令和4年4月1日以降整備計画の受付を停止しています。受付の再開時期は現時点において未定です。

- 1 雇用管理制度助成コース【制度導入助成はございません】
 目標達成助成：57万円
 雇用管理制度の（諸手当等制度、研修制度、健康づくり制度、メンター制度、短時間正社員制度）の導入・運用によって、離職率が目標値以上低下した場合。
- 2 介護福祉機器助成コース【介護事業主が対象】
 目標達成助成
 助成対象となる介護福祉機器の導入費用の20%（上限150万円）
 （賃金要件を満たした場合は35%（上限150万円））
- 3 人事評価改善等助成コース
 目標達成助成：80万円
 生産性向上に資する人事評価制度及び定期昇給等のみによらない賃金制度を整備し、賃金アップを実施し、1年経過後に人事評価制度等の適切な運用を経て、生産性の向上、労働者の賃金の2%のアップ、離職率の低下に関する目標のすべてを達成した場合。
- 4 建設キャリアアップシステム等普及促進コース
 建設労働者の処遇改善やキャリアパスの明確化を図り、若年者等の建設業への入職・定着促進による担い手の確保、魅力ある労働環境づくりに向けた基盤整備及び職業能力開発の促進に資するよう、建設キャリアアップシ

STEM等の普及促進に取り組む建設事業主団体が実施する次の事業に対して助成します。

①CCUS等登録促進事業

中小構成員等（※）に対し、建設キャリアアップシステムの事業者登録料、技能者登録料、レベル判定手数料または見える化評価手数料の全部または一部を補助する事業

②CCUS等登録手続支援事業

中小構成員等（※）を対象に建設キャリアアップシステムの事業者登録、技能者登録または見える化評価の支援手続を支援する事業

③就業履歴蓄積促進事業

中小構成員等（※）における建設キャリアアップシステム就業履歴蓄積に係るカードリーダーなどの各種機器やアプリなどのソフトウェア等の導入を促進する事業

（※）建設事業主団体の構成員である中小建設事業主等のほか、当該構成員と直接の関係がある中小建設事業主等

[助成額]

中小建設事業主団体 支援対象経費の2 / 3

中小建設事業主団体以外の建設事業主団体 支援対象経費の1 / 2

※団体規模等に応じて上限額があります

5 外国人労働者就労環境整備助成コース

外国人労働者を雇用する事業主であって、外国人特有の事情に配慮した就労環境の整備のために、雇用労務責任者の選任を行い、就業規則等の社内規程の多言語化に取り組んだ上で、①苦情・相談体制の整備、②一時帰国を希望した場合に休暇が取得できる制度の導入、③社内マニュアル等の社内文書の多言語化のいずれかの措置を計画期間内（3か月以上1年以内）に導入・実施した事業主に助成する。

[助成額]

支給対象経費の1 / 2（上限57万円）（賃金要件を満たした場合は2 / 3（上限72万円））

※計画期間終了から1年経過するまでの期間の外国人労働者（雇用保険一般被保険者）の離職率を1割以下にすること。（ただし、外国人労働者が2人以上10人以下の事業所は、対象期間内の離職者が1人以下であること）

※計画前1年間と比較し、計画期間終了から1年経過するまでの期間の

日本人労働者（雇用保険一般被保険者）の離職率が上昇していないこと。

6 テレワークコース

良質なテレワークを制度として導入し・実施することにより、労働者の人材確保や雇用管理改善等の観点から効果をあげた中小企業事業主に助成

(1) 機器等導入助成

支給対象経費の30%

（上限：1企業あたり100万円、又は1人あたり20万円のいずれか低い金額）

※テレワーク制度に係る制度を新たに整備し、テレワークを実施可能とする取り組みを行った場合

(2) 目標達成助成

支給対象経費の20%

（賃金要件を満たす場合は35%）

（上限：1企業あたり100万円、又は1人あたり20万円のいずれか低い金額）

※所定のテレワーク実績基準及び離職率目標を満たした場合

お問い合わせ

（テレワークコース以外）

各公共職業安定所（ハローワーク）

厚生労働省島根労働局職業安定部 職業対策課

TEL 0852-20-7022 FAX 0852-20-7025

（テレワークコース）

厚生労働省島根労働局雇用環境・均等室

TEL 0852-20-7007 FAX 0852-31-1505

最低賃金引き上げの影響が大きい中小企業事業主を支援するために

業務改善助成金（通常コース）

●対象者

事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額が30円以内の中小企業・小規模事業者

●事業及び助成内容

中小企業・小規模事業者の生産性向上を支援し、事業場内で最も低い賃金（事業場内最低賃金）の引上げを図るための制度です。

生産性向上のための設備投資（機械設備、POSシステム等の導入）などを行い、事業場内最低賃金を一定額以上引き上げた場合、その設備投資などにかかった費用の一部を助成します。

●支給要件

1 賃金引上計画を策定すること

・事業場内最低賃金を一定額以上引き上げる（就業規則等に規定）

2 引上げ後の賃金額を支払うこと

3 生産性向上に資する機器・設備などの導入や、人材育成・教育訓練等を実施することにより業務改善を行い、その費用を支払うこと

（(1)単なる経費削減のための経費、(2)職場環境を改善するための経費、(3)通常の事業活動に伴う経費は除きます。）

4 解雇、賃金引下げ等の不交付事由がないこと など

●助成額

事業場内最低賃金をコースごとに定める額以上引き上げた場合、生産性向上のための設備投資等に要した費用に助成率を乗じて算出した額（上限額あり、千円未満端数切り捨て）を助成します。

助成額は、次のページのとおりです。

<助成上限額>

| コース区分 | 事業場内最低賃金の引上げ額 | 引き上げる労働者数 | 助成上限額 | |
|--------|---------------|-----------|----------|----------------|
| | | | 右記以外の事業者 | 事業場規模30人未満の事業者 |
| 30円コース | 30円以上 | 1人 | 30万円 | 60万円 |
| | | 2～3人 | 50万円 | 90万円 |
| | | 4～6人 | 70万円 | 100万円 |
| | | 7人以上 | 100万円 | 120万円 |
| | | ※10人以上 | 120万円 | 130万円 |
| 45円コース | 45円以上 | 1人 | 45万円 | 80万円 |
| | | 2～3人 | 70万円 | 110万円 |
| | | 4～6人 | 100万円 | 140万円 |
| | | 7人以上 | 150万円 | 160万円 |
| | | ※10人以上 | 180万円 | 180万円 |
| 60円コース | 60円以上 | 1人 | 60万円 | 110万円 |
| | | 2～3人 | 90万円 | 160万円 |
| | | 4～6人 | 150万円 | 190万円 |
| | | 7人以上 | 230万円 | 230万円 |
| | | ※10人以上 | 300万円 | 300万円 |
| 90円コース | 90円以上 | 1人 | 90万円 | 170万円 |
| | | 2～3人 | 150万円 | 240万円 |
| | | 4～6人 | 270万円 | 290万円 |
| | | 7人以上 | 450万円 | 450万円 |
| | | ※10人以上 | 600万円 | 600万円 |

<助成率>

| | |
|------------------|-------------------|
| 870円未満 | 9 / 10 |
| 870円以上 920円未満 | 4 / 5 (9 / 10) |
| 920円以上 | 3 / 4 (4 / 5) |

・() 内は生産性要件を満たした事業場の場合

(※) 10人以上の上限区分は、以下①、②又は③のいずれかに該当する事業場が対象になります。

①賃金要件：事業場最低賃金920円未満の事業場

②生産量要件：売上高や生産量などの事業活動を示す指標の直近3カ月間の月平均値が前年、前々年または3年前の同じ月に比べて15%以上減少している事業者

③物価高騰等要件：原材料費の高騰など社会的・経済的環境の変化等の外的要因により、申請前3か月間のうち任意の1か月の利益率が前年同月に比べて3%ポイント以上低下している事業者

●その他

業務改善計画（設備投資など実施計画）と賃金引上計画（事業場内最低賃金の引上げ計画）を策定し、事前に島根労働局の審査・交付決定を受けることが必要です。

お問い合わせ

厚生労働省島根労働局雇用環境・均等室

TEL 0852-20-7007

業務改善助成金コールセンター

TEL 0120-366-440（受付時間 平日8:30～17:15）

雇用・人材

企業の人材育成と労働者のキャリア形成のために

人材開発支援助成金

職業訓練を実施する事業主等に対して訓練経費や訓練期間中の賃金の一部を助成する等により、企業内の人材育成を支援。

| 支給対象となる訓練 | 対象 | 助成内容 | 助成率・助成額 注：() 内は中小企業以外 | |
|--------------------------------------|---------------|--|---|--|
| | | | | 賃金要件等を満たす場合※1 |
| ① ※7 人材育成支援コース (人材育成支援訓練) | 事業主 事業主団体等 | 10時間以上のOFF-JT | [OFF-JT] ・経費助成 ・正規雇用労働者 45(30)% ・非正規雇用労働者 60% ・正社員化した場合 70% ・賃金助成 760(380)円/時・人 <1年度1事業所当たり助成額は最大1,000万円 ※2> | [OFF-JT] ・経費助成 ・正規雇用労働者 60(45)% ・非正規雇用労働者 75% ・正社員化した場合 100% ・賃金助成 960(480)円/時・人 |
| | 事業主 | 認定実習併用職業訓練 | [OFF-JT] ・経費助成 45(30)% ・賃金助成 760(380)円/時・人 [OJT実施(定額)助成] 20(11)万円/1人1訓練 <1年度1事業所当たり助成額は最大1,000万円 ※2> | [OFF-JT] ・経費助成 60(45)% ・賃金助成 960(480)円/時・人 [OJT実施(定額)助成] 25(14)万円/1人1訓練 |
| ② ※7 人材育成支援コース (有期実習型訓練) | 事業主 | 有期実習型訓練 | [OFF-JT] ・経費助成 ・非正規雇用労働者 60% ・正社員化した場合 70% ・賃金助成 760(380)円/時・人 10(9)万円/1人1訓練 <1年度1事業所当たり助成額は最大1,000万円 ※2> | [OFF-JT] ・経費助成 ・非正規雇用労働者 75% ・正社員化した場合 100% ・賃金助成 960(480)円/時・人 13(12)万円/1人1訓練 |
| ③ 教育訓練休暇等 付与コース (教育訓練休暇制度) | 事業主 | 有給教育訓練休暇制度を導入し、労働者が当該休暇を取得して訓練を受けた場合に助成 | 定額助成30万円 | 定額助成36万円 |
| ④ ※7 人への投資促進 コース※5 | 事業主 | 高度デジタル人材訓練 (ITスキル標準(ITSS)レベル3,4以上となる訓練を助成) | ・経費助成 75(60)% ・賃金助成 960(480)円/時・人 | ※高度デジタル人材訓練と成長分野等人材訓練については、賃金要件等による割増しはありません |
| | | 成長分野等人材訓練 (海外含む大学院での訓練を助成) | ・経費助成 75% ・賃金助成 960円(国内大学院)/時・人 <1年度1事業所当たり助成額は最大1,000万円> | |
| | | 情報技術分野認定実習併用職業訓練 (IT分野未経験者に対するOFF-JT+OJTの組み合わせ型訓練を助成) | ・経費助成 60(45)% ・賃金助成 760(380)円 ・OJT実施助成(定額) 20(11)万円/1人1訓練 | ・経費助成 75(60)% ・賃金助成 960(480)円 ・OJT実施助成(定額) 25(14)万円/1人1訓練 |
| | | ①長期教育訓練休暇等制度 (長期の教育訓練休暇制度を導入し、一定期間以上の休暇取得実績が生じた場合に助成) | ・経費助成(定額) 20万円 ・賃金助成(有給の場合に限る) 6,000円/日・人 (最大150日分) | ・経費助成(定額) 24万円 ・賃金助成(有給の場合に限る) 7,200円/日・人 (最大150日分) |
| | | ②教育訓練短時間勤務等制度 (所定労働時間の短縮及び所定外労働免除制度を導入し、一定以上の適用があった場合に助成) | ・経費助成(定額) 20万円 | ・経費助成(定額) 24万円 |
| | | 自発的職業能力開発訓練 (労働者の自発的な訓練の費用を事業主が負担した場合に助成) | ・経費助成 45% <1年度1事業所当たり助成額は最大300万円>※6 | ・経費助成 60% |
| 定額制訓練 (サブスクリプション型の研修サービスによる訓練を助成) | ・経費助成 60(45)% | ・経費助成 75(60)% | | |

| | | | | | |
|---------|---------------------------------|--|--|--|---|
| ⑤ ※7 | 事業展開等リスティング支援コース | 事業主 | 事業展開等に伴い新たな分野で必要となる知識や技能を習得させるための訓練 | 経費助成 75 (60) % ・賃金助成 960 (480) 円/時・人 | 事業展開等リスティング支援コースは、賃金要件等による割増しはありません。 |
| | 建設労働者認定訓練コース (旧建設労働者確保育成助成金) | ・中小建設事業主 ・中小建設事業主団体 (経費助成のみ) | 認定職業訓練または指導員訓練のうち建設関連の訓練について助成 | 経費助成 (訓練を実施した場合): 広域団体認定訓練助成金の支給又は認定訓練助成事業費補助金の交付を受けて都道府県が行う助成により助成対象経費とされた額の1/6 賃金助成 (雇用する建設労働者に訓練を受講させた場合): 3,800円/日・人 | 賃金向上助成・資格等手当助成 (1,000円/日・人) ※4 |
| ⑥ | 建設労働者技能実習コース (旧建設労働者確保育成助成金) | ・中小建設事業主 ・中小建設事業主団体 (経費助成のみ) ・建設事業主、建設事業主団体 (女性建設労働者のみ、経費助成のみ) | ・安衛法に基づく実技教育及び技能講習や特別教育等 ・能開法に規定する技能検定試験のための事前講習 ・建設業法施行規則に規定する登録基幹技能者講習などについて助成 | 経費助成 20人以下中小建設事業主: 75% 21人以上中小建設事業主: 70% 35歳未満: 70% 35歳以上: 45% 建設事業主 (女性労働者): 60% 賃金助成 20人以下8,550円/日・人 (9,405円) 21人以上7,600円/日・人 (8,360円) ()内は、受講者が建設キャリアアップシステム技能者情報登録者である場合 | 賃金向上助成・資格等手当助成※4 経費助成 対象経費の15% (一律) 賃金助成 20人以下の中小建設事業主 2,000円/日・人 21人以上の中小建設事業主 1,750円/日・人 |
| | 障害者職業能力開発コース | ・事業主又は事業主団体 | ・障がい者職業能力開発訓練施設等の設置等 ・障がい者職業能力開発訓練運営費 (人件費、教材) に対する助成 | (施設等) 3/4 (上限額: 5,000万円、更新の場合は1,000万円) (運営費) 1人当たりの運営費に4/5を乗じた額 (上限額: 17万円) × 訓練時間の8割以上を受講した者の人数 (※3) | — |

- ※1 人材育成支援コース、教育訓練休暇等付与コース、人への投資促進コースについては、事後的に賃金要件または資格等手当要件のいずれかを満たした場合に別途申請し、割増し分を追加で受給することができます。
- ※2 1年度に人材育成訓練、認定実習併用職業訓練、有期実習型訓練を受給する場合、合計で最大1,000万円となります。
- ※3 重度身体障がい者、重度知的障がい者、精神障がい者以外を対象とする訓練の場合は3/4 (上限16万円)。また、重度障がい者等が就職した場合、就職者1人当たり10万円を追加支給。
- ※4 賃金向上助成・資格等手当助成は、算定対象とする建設労働者の全てに対して、賃金要件・資格等手当要件を満たす賃金または資格等手当の3ヶ月目の支払日の翌日から起算して5ヶ月以内に、支給申請する必要があります。
- ※5 人への投資促進コースにおいて、1年度1事業所当たり助成額は最大2,500万円 (成長分野等人材訓練除く)
- ※6 自発的職業能力開発訓練は、人への投資促進コース全体で2,500万円に達していない場合であっても300万円が限度となります。
- ※7 ①、②、④、⑤の訓練については、eラーニング、通信制による訓練も助成対象となりましたが、eラーニング、通信制による訓練は経費助成のみとなります。

お問い合わせ

【注意】 助成コースに応じてお問い合わせ先が異なります

- ①、③、④、⑤ 厚生労働省島根労働局職業安定部 訓練課
TEL 0852-20-7028 FAX 0852-20-7025
- ② 厚生労働省島根労働局職業安定部 助成金相談センター
TEL 0852-20-7029 FAX 0852-27-8525
- ⑥ 各公共職業安定所 (ハローワーク)
厚生労働省島根労働局職業安定部 職業対策課
TEL 0852-20-7021・7022 FAX 0852-20-7025

伝統の技術・技法を受け継ぐ後継者の確保、育成のために

伝統工芸雇用就業資金貸付金

●対象者

知事が指定する島根県ふるさと伝統工芸品製造者

●事業内容

伝統工芸品製造の後継者の確保・育成を促進し、県内の伝統工芸品を承継していくため、島根県ふるさと伝統工芸品製造の後継者を雇用した製造者に対し、研修教育費の貸付を行います。

●貸付内容

後継者育成計画の認定を条件に、(一社) 島根県物産協会を通して、研修教育費(1人当たり月5万円)を無利子で貸付します。
一定期間の継続雇用により、償還免除の制度があります。

お問い合わせ

(一社) 島根県物産協会

TEL 0852-22-5758

FAX 0852-25-6785

島根県しまねブランド推進課 物産企画係

TEL 0852-22-5128

FAX 0852-22-6859

仕事と子育てや介護を両立できる環境の整備や、女性の活躍を促進するために

両立支援等助成金

〈 〉内は、生産性の向上が認められる場合の額です。

① 出生時両立支援コース

● 対象者

雇用保険適用中小企業事業主

● 事業内容

男性労働者が育児休業を取得しやすい雇用環境整備や業務体制整備を行い、子の出生後8週間以内に開始する育児休業を取得した男性労働者が生じた事業主に助成します。

| | | 支給額 |
|---|---------------------|---|
| ① | 第1種 | 20万円 |
| | 代替要員加算 | 20万円 (代替要員を3人以上確保した場合には45万円) |
| | 育児休業等に関する 情報公表加算 | 2万円 |
| ② | 第2種 | 1 事業年度以内に30%以上上昇した場合：60万円 2 事業年度以内に30%以上上昇した（または連続70%以上） 場合：40万円 3 事業年度以内に30%以上上昇した（または連続70%以上） 場合：20万円 |

※ 1事業主につき1回限りの支給となります。

※ 第1種の対象となった同一の育児休業取得者の同一の育児休業について、育児休業等支援コース（育休取得時等）との併給はできません。

② 介護離職防止支援コース

● 対象者

雇用保険適用中小企業事業主

● 事業内容

仕事と介護の両立支援のための職場環境整備を行い、「介護支援プラン」の作成により、介護休業の円滑な取得及び職場復帰又は仕事と介護の両立支援制度の利用の支援を行い、利用者が生じた事業主に一定額を助成します。また、新型コロナウイルス感染症対応として、介護のための有給休暇（労基法の年次有給休暇を除く）の利用者が生じた場合の特例があります。

●助成内容（助成額）

| | | 支給額 |
|---|----------|------------------------------|
| 介護休業 | 休業取得時 | 30万円 |
| | 職場復帰時 | 30万円 |
| | 業務代替支援加算 | 新規雇用：20万円 手当支給等：5万円 |
| 介護両立支援制度 | | 30万円 |
| 個別周知・環境整備加算 ※介護休業（休業取得時）又は介護両立支援制度に加算） | | 15万円 |
| 新型コロナウイルス感染症対応特例 | | 5日以上10日未満 20万円 10日以上 35万円 |

※ 1事業主1年度5人までの支給となります。

③育児休業等支援コース

●対象者

雇用保険適用事業主（Ⅰ～Ⅲは中小企業事業主のみ対象）

Ⅰ 育休取得時・職場復帰時

●事業内容

「育休復帰支援プラン」の作成により育児休業の円滑な取得及び職場復帰の支援を行い、育児休業取得者を原職等に復帰させた場合、中小企業事業主に一定額を助成します。

●助成内容（助成額）

| | |
|-------|------|
| 育休取得時 | 30万円 |
| 職場復帰時 | 30万円 |

1企業当たり2人まで（無期契約労働者、有期契約労働者各1人）の支給となります。

Ⅱ 業務代替支援

●事業内容

育児休業取得者の代替要員を確保し、休業取得者を原職等に復職させた場合、中小企業事業主に一定額を助成します。

●助成内容

| | | 支給額 |
|-------------------------------------|--|------|
| A 新規採用 | | 50万円 |
| B 手当支給等 | | 10万円 |
| 有期雇用労働者加算 ※育児休業取得者が有期雇用労働者の場合に加算 | | 10万円 |

1企業当たり1年度に10人までの支給となります。

- 支給対象期間
5年間

Ⅲ 職場復帰後支援

- 事業内容
法を上回る子の看護休暇制度（有給休暇、時間単位での付与）、保育サービス費用補助制度を新たに導入し、1か月以上の育児休業から職場復帰後6か月以内に制度を利用させた場合、中小企業事業主に一定額を助成します。
- 助成内容（助成額）

| | | |
|-------|------------|----------------------|
| | 制度導入時※1 | 30万円 |
| 制度利用時 | 子の看護休暇制度※2 | 取得した休暇時間1時間当たり1,000円 |
| | 保育サービス※3 | 補助した費用の2/3の額 |

- ※1 休暇制度等の導入または保育サービス費用補助制度のどちらか1回限りの支給となります。
- ※2 最初の申請から3年以内に5人まで、1年度に200時間までの支給となります。
- ※3 最初の申請から3年以内に5人まで、1年度に20万円までの支給となります。

- 【育児休業等に関する情報公表加算】 ※Ⅰ～Ⅲのいずれかに1回のみ2万円加算
- 自社の育児休業の取得状況を「両立支援のひろば」サイト上で公表した場合に加算します。

Ⅳ 新型コロナウイルス感染症対応特例

- 事業内容
小学校等の臨時休業等により子どもの世話をする労働者が利用できる有給休暇制度及び両立支援制度を整備し、有給休暇の利用者が生じた事業主に支給します。
- 助成内容

| | |
|--------------|------|
| | 支給額 |
| 支給対象労働者1人当たり | 10万円 |

※令和5年度内に1事業主当たり10人まで支給。（上限100万円）

お問い合わせ

厚生労働省島根労働局雇用環境・均等室
TEL 0852-20-7007

雇用・人材

事業所のドナー休暇制度導入を支援します

しまねまごころバンクドナー休暇制度導入促進助成金

●事業内容

ドナーが骨髄等の提供を行いやすい環境を整備することを目的として、ドナーが従事する事業所に対して、骨髄等の提供に要するドナーの休暇期間について、人件費相当を助成します。

●対象事業所及び支給要件

ドナーが従事する県内事業所で、以下のいずれも満たすもの

- ①従業員の骨髄等の提供に際して要する入通院に対して有給による休暇（通常の有給休暇を除く）を付与した場合
- ②就業規則等において、①の休暇が「ドナー休暇」などの名称で位置付けられている場合又は新たに位置付けた場合

●助成金

対象有給休暇付与日数×7,000円 上限：49,000円

1回の休みが1日（8時間）に満たない場合は、1日未満の付与した休暇の総時間数を8で除して得た数（1未満の端数があるときは、小数点第2位以下は切り捨て）とする。

支給要件・支給手続き等の詳細については、下記にお問い合わせください。

お問い合わせ

(公財)ヘルスサイエンスセンター島根 しまねまごころバンク
〒693-0021 島根県出雲市塩冶町223-7
TEL 0853-22-2556 FAX 0853-25-8823
ホームページ <https://www.hsc-shimane.jp/transplant/786>

出産後も働きつけられる職場環境づくりを支援するために

出産後職場復帰奨励金 (中小・小規模事業者等出産後職場復帰促進事業)

従業員が出産・育児のために仕事をやめることなく、出産後復職しやすい職場環境づくりを推進し、中小・小規模事業者等の県内事業所での継続雇用の拡大を図ります。

●事業内容

中小企業事業主等に対して、従業員が出産後育児休業を取得し、職場復帰後3か月以上の勤務をした場合、奨励金を支給します。

●対象事業者

島根県内に本社（または主たる事業所）がある中小・小規模事業者等（社会福祉法人、医療法人、NPO法人、個人事業主なども対象）

●支給要件（共通要件）

- ・従業員数50人未満の県内の事業所（本支店、営業所等）
- ・就業規則等で育児休業の取得が明文化されていること
- ・従業員の育児休業取得や出産後の職場復帰、子育てに関する支援に今後も取り組むこと
- ・申請日時点で、対象労働者が離職していないこと

<令和2年4月1日以降に産前休業の取得を開始した場合>

(1) 支給要件

- ・育児休業を3か月以上（分割取得を含む）取得し、職場復帰した従業員を3か月以上雇用していること

(2) 支給申請期間

対象となる従業員が要件を満たした日の翌日から起算して6か月以内

(3) 支給額

- | | |
|----------------|-----------------------|
| ①従業員数30人未満の事業所 | 20万円／人（新規支給事業所の1人目のみ） |
| | 10万円／人（上記以外） |

- | | |
|-------------------|--------|
| ②従業員数30～50人未満の事業所 | 10万円／人 |
|-------------------|--------|

<令和2年3月31日までに産前休業の取得を開始した場合>

(1) 支給要件

- ・産前産後休業又は育児休業を取得し、職場復帰した従業員を3か月以上雇用していること

(2) 支給申請期間

対象となる従業員が要件を満たした日の翌日から起算して1年以内

(3) 支給額

出産後復職した従業員の休業期間が

- | | |
|-------------------|--------|
| ①育児休業17か月以上 | 40万円／人 |
| ②育児休業3か月以上17か月未満 | 20万円／人 |
| ③育児休業3か月未満または産休のみ | 10万円／人 |

お問い合わせ

松江商工会議所 TEL 0852-25-2556
島根県商工会連合会（本所） TEL 0852-21-0651
（石見事務所） TEL 0855-22-3590
島根県政策企画局 女性活躍推進課
TEL 0852-22-5245 FAX 0852-22-6155
E-mail josei-katsuyaku@pref.shimane.lg.jp

子育てしやすい柔軟な働き方ができる職場環境づくりを支援するために

子育てしやすい職場づくり奨励金 (子育てしやすい職場づくり促進事業)

子育てしやすい柔軟な働き方ができるよう、時間単位の年次有給休暇制度や育児短時間勤務制度等の導入、制度を利用しやすい風土づくりを促進します。

●事業内容

子育てしやすい柔軟な働き方ができる職場環境づくりに取り組む中小・小規模事業者等に奨励金を支給します。

●対象事業者

島根県内に本社（または主たる事業所）がある中小・小規模事業者等（社会福祉法人、医療法人、NPO法人、個人事業主なども対象）

●支給要件

・従業員数50人未満の県内の事業所（本支店、営業所等）

次のいずれかの制度を令和2年4月1日以降に導入し、一定の利用実績があること。

| 導入制度 | 対象（性別は問わない） | 実績 |
|-----------------|------------------------|-------|
| ア 時間単位の年次有給休暇制度 | 18歳到達年度の末日までの子どもがいる従業員 | 8時間/人 |
| イ 育児短時間勤務制度 | 3歳以上、小学6年生以下の子どもがいる従業員 | 20日/人 |

※「育児短時間勤務制度」を講ずることが困難な場合、あるいは従業員の利用が困難な場合は「フレックスタイム制度」または「始業終業時刻の繰上げ繰下げ制度」に替えることができます。

●支給申請期間

対象となる従業員が要件を満たした日の翌日から起算して6か月以内

●支給額

10万円/1制度 上限額：20万円

※1事業所につき支給要件のア、イそれぞれ1回限り

お問い合わせ

松江商工会議所 TEL 0852-25-2556
 島根県商工会連合会（本所） TEL 0852-21-0651
 （石見事務所） TEL 0855-22-3590
 島根県政策企画局 女性活躍推進課
 TEL 0852-22-5245 FAX 0852-22-6155
 E-mail josei-katsuyaku@pref.shimane.lg.jp

中途採用の拡大や移住者の採用に向けて

中途採用等支援助成金 (中途採用拡大コース・UIJターンコース)

中途採用者の雇用管理制度を整備するなどして中途採用を積極的に行うこと、東京圏からの移住者を雇い入れることにより、転職・再就職者の雇用機会の拡大及び人材移動の促進を図ることを目的としています。

なお、助成金制度の活用にあたっては、あらかじめ所定の計画書を提出し、労働局長の認定を受ける必要があります。

1 中途採用拡大コース

これまで労働者の採用を新規学校卒業者中心に行ってきた事業主が、中途採用者の雇用管理制度を整備した上で、中途採用者の採用拡大（①中途採用率の拡大、または、②45歳以上の中途採用率の拡大）を図った場合に助成します。

【助成内容】

| | 助成対象の概要 | 助成額 |
|----------------|---|-------|
| 中途採用率の拡大 | 中途採用率を20ポイント以上上昇させた事業主に対する助成 | 50万円 |
| 45歳以上の中途採用率の拡大 | 以下のすべてを満たす事業主に対する助成 ・中途採用率を20ポイント以上上昇させた ・うち45歳以上の労働者で10ポイント（45歳以上中途採用率拡大目標値）以上上昇させた ・当該45歳以上の労働者全員の賃金を前職と比べて5%以上上昇させた | 100万円 |

2 UIJターンコース

国や地方公共団体が実施する移住支援事業等により移住した者を雇い入れた事業主に対して、その採用に要した経費を助成します。

計画期間（6か月から12か月以内）内に、1人以上の対象移住者を新たに継続して雇用する労働者として雇い入れること。内閣府地方創生推進室が実施するプロフェッショナル人材事業又は先導的人材マッチング事業を利用して専門人材を雇い入れた事業所又は、地方公共団体が開設するマッチングサイトに求人（移住支援金の対象として掲載されたもの）を掲載された求人に応募した者を雇い入れた事業者であること。

【助成額】

事業主が対象労働者の雇入れのために計画期間内に募集・採用パンフレット、自社ホームページの作成経費、就職説明会等の実施経費の3分の1（中小企業事業主2分の1）を乗じた額（上限100万円）

お問い合わせ

各公共職業安定所（ハローワーク）
厚生労働省島根労働局職業安定部 職業対策課
TEL 0852-20-7022 FAX 0852-20-7025

職場での受動喫煙防止対策に取り組む中小企業事業主の皆さまへ

受動喫煙防止対策助成金

●事業内容

一定の基準を満たす喫煙専用室等の設置などにかかる工費、設備費、備品費、機械装置費などの2/3、ただし、喫煙専用室の設置等の措置を講じる事業場の主たる業種が日本標準産業分類における飲食店以外の中小企業事業主の場合は1/2（上限100万円）を助成します。

●対象となる事業主

- (1) 労働者災害補償保険の適用事業主
- (2) 以下の表のいずれかに該当する中小企業（既存特定飲食提供施設を営む者に限る。）事業主
※労働者数が資本金のどちらか一方の条件を満たせば、中小企業事業主となります。

| 業 種 | | 常時雇用する労働者数* | 資本金* |
|--------|--------------------------------------|-------------|-----------|
| 小 売 業 | 小売業、飲食店、配達飲食サービス業 | 50人以下 | 5,000万円以下 |
| サービ 業 | 物品賃貸業、宿泊業、娯楽業、医療・福祉、複合サービス（例：協同組合）など | 100人以下 | 5,000万円以下 |
| 卸 売 業 | 卸売業 | 100人以下 | 1億円以下 |
| その他の業種 | 農業、林業、漁業、建設業、製造業、運輸業、金融業、保険業など | 300人以下 | 3億円以下 |

●助成対象

- (1) 一定の要件を満たす喫煙専用室（健康増進法に規定するものをいいます。）の設置・改修（健康増進法に規定する既存特定飲食提供施設で料理店、飲食店等を営む事業者に限ります。）
- (2) 一定の要件を満たす指定たばこ専用喫煙室（健康増進法に規定するものをいいます。）の設置・改修（健康増進法に規定する既存特定飲食提供施設で料理店、飲食店等を営む事業者に限ります。）

●その他

- ・本助成金は、工事の実施前に申請が必要です。
- ・必要以上の性能を有する機械設備、高価な材料を用いた事業は、減額の対象となります。
- ・詳しくは厚生労働省のホームページをご覧ください。

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000049868.html>

お問い合わせ

厚生労働省島根労働局労働基準部 健康安全課

TEL 0852-31-1157

労働時間等の設定改善により、仕事と生活の調和に取り組む
中小企業事業主・団体の皆様へ

働き方改革推進支援助成金

①適用猶予業種等対応コース

●助成概要

令和6年4月より上限規制の猶予事業・業務が適応になることから、36協定の見直し、週休2日制の導入、インターバル制度の導入等を取り組み、外部専門家によるコンサルティング、労務管理用機器の導入等を実施し、改善の成果を上げた事業主に対して、その経費の一部を助成

●対象事業主

中小企業事業主

●対象業種

建設業、運送業、病院等

●助成率

費用の3/4

※事業規模30人以下かつ労働能率の増進に資する設備・機器等の経費が30万円を超える場合は4/5

●下限額～上限額

建設業 25万円～350万円（賃金を引き上げた場合、賃金加算あり）

運送業 50万円～400万円（ // ）

病院等 50万円～450万円（ // ）

●支給対象となる取り組み（☆）

就業規則等の作成・変更、労務管理担当者や労働者に対する研修、外部専門家によるコンサルティング、人材確保に向けた取り組み、労務管理用機器等の導入・更新、労働能率の増進に資する設備の導入・更新など

②労働時間短縮・年休促進支援コース

●助成概要

労働時間の縮減や年次有給休暇の取得促進に向けた環境整備のための取り組みとして、外部専門家によるコンサルティング、労務管理用機器等の導入等を実施し、改善の成果を上げた事業主に対して、その経費の一部を助成

●対象事業主

中小企業事業主

●助成率

費用の3/4

※事業規模30人以下かつ労働能率の増進に資する設備・機器等の経費が30万円を超える場合は4／5

●下限額～上限額

25万円～250万円

(賃金引上げを実施した場合、賃金加算あり)

※成果目標の達成状況により上限額が異なります

●支給対象となる取り組み

☆と共通

③勤務間インターバル導入コース

●助成概要

勤務間インターバル制度を導入、定着促進するための取り組みとして、外部専門家によるコンサルティング、労務管理用機器等の導入等を実施し、改善の成果を上げた事業主に対して、その経費の一部を助成

●対象事業主

中小企業事業主

●助成率

費用の3／4

※事業規模30人以下かつ労働能率の増進に資する設備・機器等の経費が30万円を超える場合は4／5

●上限額

インターバル時間数等に応じて

<新規導入の場合>

①9時間以上11時間未満 80万円

②11時間以上 100万円

<適用範囲の拡大・時間延長のみの場合>

①9時間以上11時間未満 40万円

②11時間以上 50万円

(賃金引上げを実施した場合、賃金加算あり)

●支給対象となる取り組み

☆と共通

④労働時間適正管理推進コース

●助成概要

労務・労働時間の適正管理推進のため、外部専門家によるコンサルティング、

労務管理用機器等の導入等を実施し、改善の成果を上げた事業主に対して、その経費の一部を助成

- 対象事業主
中小企業事業主
- 助成率
費用の3 / 4
※事業規模30人以下かつ労働能率の増進に資する設備・機器等の経費が30万円を超える場合は4 / 5
- 上限額
100万円（賃金引上げを実施した場合、賃金加算あり）
- 支給対象となる取り組み
☆と共通

⑤団体推進コース

- 助成概要
中小企業の事業主団体において、傘下企業の労働時間短縮や賃金引上げに向けた生産性向上に資する取り組みに対して、その経費を助成
- 対象
中小企業の事業主団体など（一定の要件有）
- 助成率
定額
- 上限額
500万円（都道府県又はブロック単位で構成する傘下企業数10社以上の事業主団体の場合は1,000万円）
- 支給対象となる取り組み
市場調査の事業、新ビジネスモデルの開発・実験の事業、材料費・水光熱費・在庫などの費用の低減実験（労働費用を除く）の事業、展示会の開催・出展の事業、好事例収集・普及啓発の事業、構成事業主が共同で利用する労働能率の増進に資する設備・機器の導入・更新の事業 など

※各コースにはここに記載されている以外に詳細な要件が定められています。詳細は厚生労働省HPをご覧ください。

お問い合わせ

厚生労働省島根労働局雇用環境・均等室
TEL 0852-20-7007

働き方改革と魅力ある職場づくりに向けた取組の実践を支援します

いきいき職場づくり支援補助金

1. 事業趣旨

県内企業における「働き方改革」を推進し、従業員がいきいきと働き続けられる魅力ある職場づくりを推進するための支援を行います。

職場環境の改善のため、自社の課題に応じて2タイプの補助金から必要な支援内容を選択することができます。

2. 事業の概要

(1) 支援内容

①人づくり支援補助金（人材育成に要する経費の助成）

勤務時間内に人材育成計画（キャリアマップ）に基づいて計画的に実施する研修や外部人材によるOJTの実施に要する経費の一部を助成します。

●対象

「しまねいきいき職場宣言（次ページ参照）」を実施する県内の中小企業等で、過去3年度間又は申請年度に新規採用実績があること、もしくは申請後1年以内に新規採用の見込みがあること

●対象経費

講師謝金・旅費、会場使用料、教材費、研修参加費、外部OJT人材の派遣料

●補助率

1 / 2、【補助上限額】80万円（①と②の一般枠との合計）

②就労環境改善支援補助金（環境整備経費の助成）

多様な人材が活躍できる職場環境を整備するため、労働能率の向上や業務負担の軽減、職場のコミュニケーション促進等に資する事業を実施する際に要する経費の一部を助成します。

●対象

（一般枠）①と同じ

（賃金アップ支援枠）「しまねいきいき職場宣言（次ページ参照）」を実施する県内の中小企業等で、事業所内最低賃金が1,000円以下であり、その最低賃金を33円以上引上げること ※「業務改善助成金（厚生労働省）」の助成対象外であることが前提

●対象経費

（ソフト事業）外部コンサルティング料、調査委託費用、消耗品費、印刷製本費

(ハード事業) 労働能率の向上や業務負担の軽減に資する設備・機器、ソフトウェア等の導入・更新費

●補助率

(一般枠) ソフト事業1/2、ハード事業1/3

【補助上限額】80万円(①との合計)

(賃金アップ支援枠) ソフト事業2/3、ハード事業1/2

【補助上限額】120万円

(2) 「しまねいきいき職場宣言」について

●内容

企業は各社それぞれの立場から、誰もがいきいきと働き続けられる魅力ある職場づくりに向けた取組の宣言を行い、県は広報媒体等を活用して取組のPRを行います。

詳細は雇用政策課ホームページをご覧ください。

<https://www.pref.shimane.lg.jp/rodoseisaku/>

●対象

県内に本店、支店、営業所等が所在し、県内において事業活動を行い、常時労働者を雇用する企業等であり、労働関係法令を遵守していること。

●申請・登録先

島根県商工労働部雇用政策課 多様な就業支援係
tayo-shugyo@pref.shimane.lg.jp

お問い合わせ

【いきいき職場づくり支援補助金について】

一般社団法人島根県経営者協会 TEL 0852-61-8355

【しまねいきいき職場宣言について】

島根県商工労働部 雇用政策課 多様な就業支援係

TEL 0852-22-6562

女性活躍

女性が活躍でき、仕事と生活を両立できる職場環境づくりを支援します

女性活躍のための働きやすい環境整備支援事業費補助金

●事業内容

県内企業等における女性活躍や仕事と生活の両立に向けた取組を促進するため、女性の就業環境の整備や従業員のワーク・ライフ・バランスの推進につながる優良な取組を支援します。

●補助対象事業者

次のいずれにも該当するもの

- ・「しまね女性の活躍応援企業」かつ「しまね子育て応援企業（こころカンパニー）」で、島根県内に本社のある従業員100人以下の企業等
- ・雇用保険適用事業主であること
- ・一般事業主行動計画に複数の取組内容が記載されていること

※「(3)ステップアップコース」を申請する場合、上記に加え、以下のいずれかの制度を就業規則に規定している必要があります。

- ・時間単位の年次有給休暇制度
- ・育児短時間勤務制度等
- ・不妊治療のための休暇制度

●補助対象事業

一般事業主行動計画(※)に記載された数値目標に係る取組を実施するために必要な事業

※女性の職業生活における活躍の推進に関する法律、次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画または両法律に基づく一体型の一般事業主行動計画

(補助事業の例)

| | 女性活躍推進のための取組 | 仕事と生活の両立のための取組 |
|--------------------------|--|---|
| (1)施設・設備整備コース (ハード事業) | <ul style="list-style-type: none"> ・女性用休憩室の整備 ・女性用トイレの整備 ・身体的負担軽減のための設備整備 | <ul style="list-style-type: none"> ・キッズスペースの整備 ・テレワーク環境の整備 ・授乳室・搾乳室の整備 ・省力化・効率化を図る設備の導入 |
| (2)人材育成コース (ソフト事業) | <ul style="list-style-type: none"> ・女性のスキルアップのためのセミナー開催 ・女性管理職登用のためのコンサルティング | <ul style="list-style-type: none"> ・男性の育児休業取得促進のためのセミナー開催 ・時間外削減のためのコンサルティング・管理職研修の実施 |
| | | (3) ステップアップコース |

●補助対象経費

| 補助金コース | 補助対象経費額 |
|---------------|-------------------|
| (1)施設・設備整備コース | 合わせて300千円～2,000千円 |
| (2)人材育成コース | |
| (3)ステップアップコース | 300千円～2,000千円 |

●補助率

- ①小規模企業等事業主又は主たる事業所を中山間地域・離島に有する中小企業等事業主 2 / 3 以内
 ②①以外の事業主 1 / 2 以内

●補助金額

- ①補助率 2 / 3 の場合 200千円～1,333千円
 ②補助率 1 / 2 の場合 150千円～1,000千円

●事業実施期間

交付決定の日から3月31日まで

◇しまね女性の活躍応援企業及びこころカンパニーについては本書P.230、P.227参照

お問い合わせ

島根県政策企画局 女性活躍推進課

TEL 0852-22-5463 FAX 0852-22-6155

E-mail josei-katsuyaku@pref.shimane.lg.jp

採用力の向上を支援します

採用ブランディング支援補助金

●事業概要

女子学生へのアピールを意識した「採用ブランディング」に取り組む県内中小企業等を対象に、その経費の一部を補助し、採用力の向上を支援します。

〔採用ブランディングとは〕

求職者やその家族などが感じる「企業の価値」や「その企業で働くイメージ」を向上させるため、企業理念やビジョン、理想の社員像、職場の雰囲気などを戦略的に情報発信する、企業の採用活動

●対象企業

働きやすい職場づくりや人材育成に取り組んでいるにもかかわらず、その取組や情報発信に課題があり、計画的な新卒採用ができていない中小企業等

●補助対象要件（詳細は県HPをご覧ください）

- ・働きやすい職場づくりや人材育成に取り組んでいる企業
- ・初任給、福利厚生などが県内の平均以上の水準にある企業

●対象経費

コンサルタント経費、HP改修や採用パンフレット作業等の広報費 など

●補助率

1 / 2（補助上限額1,500千円／社）

お問い合わせ

島根県商工労働部 雇用政策課 若年者就職促進室

TEL 0852-22-5365

ホームページ <https://www.pref.shimane.lg.jp/rodoseisaku/>

金融制度

相談窓口・情報提供

専門家派遣

イベント・展示会等

商工関係補助金等

労働関係助成金等

その他補助金等

研修・セミナー等

その他支援事業

その他補助金等

企業立地

G-01

企業進出・事業拡大をされるソフト系企業の方へ

ソフト産業家賃等補助金

| | | |
|------|----------------------------------|--|
| 対象者 | 家賃等を支払って新規に立地される認定企業で、次の要件を満たすもの | |
| 補助要件 | 対象業種 | ①ソフトウェア業 ②情報処理・提供サービス業 ③インターネット附随サービス業 ④インターネット広告業 ⑤コールセンター業 ⑥データセンター業 ⑦シェアードサービス業 ⑧非破壊検査業 ⑨機械設計業 ⑩その他産業支援サービス業のうち知事が特に認める業種 |
| | 増加雇用従業員 | 常用10人以上（中山間地域等に立地する場合は5人以上） |
| 補助内容 | 補助額 | 家賃の1/2以内（但し、5,000円/月・3.3㎡以内） |
| | 補助限度額 | 2,000万円/年 （但し、コールセンター業で大規模な雇用が見込まれる場合は、雇用人数に応じて、補助限度額を引き上げます。） |
| 補助期間 | 5年間 | |

お問い合わせ

島根県商工労働部 企業立地課 立地推進第一係
TEL 0852-22-5295 FAX 0852-22-6080
E-mail kigyo-richi@pref.shimane.lg.jp

企業立地

G-02

拠点工業団地へ進出される方へ

拠点工業団地立地促進補助金

| 区分 | 団地名 | 石見臨空 ファクトリーパーク | ソフトビジネスパーク 島根 | 江津地域拠点工業団地 |
|------|------------------------------|-----------------------------------|---|-----------------------------------|
| 対象者 | 各拠点工業団地に立地される企業等で、次の要件を満たすもの | | | |
| 補助要件 | 対象業種 | 製造業、ソフト産業、自然科学研究所、不動産賃貸業、知事が認める業種 | 研究開発型企業、ソフト産業、試験研究機関、人材育成機関、不動産賃貸業、知事が認める業種 | 製造業、ソフト産業、自然科学研究所、不動産賃貸業、知事が認める業種 |
| | 用地取得面積 | 1,000㎡以上 | | |
| | 操業開始時期 | 土地売買契約締結後3年以内 | | |
| | 新規雇用従業員 | 土地売買契約届等の受理日から新規雇用従業員が5人以上 | | |
| 補助内容 | 用地取得代金の50% (県20%+市30%) | 用地取得代金の30% (県15%+市15%) | 用地取得代金の40% (県20%+市20%) | |

お問い合わせ

島根県商工労働部 企業立地課 立地推進第一係
 TEL 0852-22-5295 FAX 0852-22-6080
 E-mail kigyo-richi@pref.shimane.lg.jp

企業立地

企業進出・事業拡大（県内の既存企業の方も対象）される方へ

企業立地促進助成金

〔企業立地促進助成金（島根県企業立地促進条例により立地計画の認定を受けた企業が対象です。）〕

●対象者・事業内容

新たな本県への進出や事業拡大での設備増設（県内既存企業の方も含みます）等をされる企業で、一定の要件を満たす場合、「島根県企業立地促進条例」第4条の規定に基づき、その立地計画を認定します。操業開始後、3年以内に要件を満たした場合、企業立地促進助成金を交付します。

なお、具体的な要件等は次のとおりです。

（製造業）

| 対象企業 要件等 | | 製造業 | | | |
|--------------------------|----------|-----------------------|-----------|-------|----------------------|
| | | 新設 | | 増設 | |
| | | 大企業 | 中小企業（※1） | 大企業 | 中小企業（※1） 地元企業（※2） |
| 認定要件 | 増加固定資本額 | 3億円以上 | 5,000万円以上 | 3億円以上 | 5,000万円以上 |
| 要件 | 増加雇用従業員数 | 10人以上 | 5人以上 | 10人以上 | 5人以上 3人以上 |
| 投資助成 | 基本助成割合 | 15% | | 5% | |
| | 加算割合（※3） | 最大15% | | 最大10% | |
| | 合計 | 最大30% | | 最大15% | |
| 雇用助成 （新卒者・Uターン就職者に限る） | | 常用雇用×100万円（130万円（※4）） | | | |

（※1）資本金3億円以下又は常用従業員数300人以下の企業（みなし大企業を除きます）。

（※2）地元企業とは、登記上、県内に本拠を置く企業です。（進出企業の現地法人を除きます）

（※3）加算割合適用の要件は以下表のとおりです。

（※4）中山間地域等に中小企業が立地する場合に限ります。

| 区分・要件 | | 加算割合 | 判断項目 |
|----------|---------------|---------------------|-------------------------------|
| 新設 | 次世代産業分野 | 各要件につき5% （最大15%） | 理工系人材の雇用を創出すると認められる技術開発等を行う企業 |
| | 労働生産性 | | 労働生産性が特に高いと認められる企業 |
| | 高度技術者雇用 | | 特に高度な技術職の雇用の場を創出すると認められる企業 |
| | 港湾利用 | | 浜田港または境港の利用が多いと認められる企業 |
| | 県内波及効果 | | 県内産業への波及効果が高いと認められる企業 |
| 中山間地域等立地 | 中山間地域等に立地する企業 | | |
| 増設 | 次世代産業分野 | 各要件につき5% （最大10%） | 理工系人材の雇用を創出すると認められる技術開発等を行う企業 |
| | 労働生産性 | | 特に労働生産性の向上が認められる企業 |
| | 高度技術者雇用 | | 特に高度な技術職の雇用の場を創出すると認められる企業 |
| | 中山間地域等立地 | | 中山間地域等に立地する企業 |

●雇用助成の対象者

増加雇用従業員のうち、新規学卒者及び県外からのUターン就職者で、県内に住所を有する方が対象です。なお、新設の場合に限り県外拠点からの異動によるUターン者を対象とします。

●加算要件・基準等

詳細については、お問い合わせ下さい。

(ソフト産業・ソフト系IT産業)

| 業種 | | ソフト産業 | | | | | |
|--------------------------|----------|---|--|-----------------------|--------|--|----|
| | | 特例 | | | | | |
| | | 中山間地域等 | | IT産業 | | 専門系事務職場/ 中山間地域等 | |
| | | 1 ソフトウェア業 2 情報処理・提供サービス業 3 インターネット広告業 4 インターネット附随サービス業 5 コールセンター業(※1) 6 シェアードサービス業 | 7 データセンター業 8 非破壊検査業 9 機械設計業 10 その他産業支援サービス業 (知事が特に認める業種) | ソフトウェア業 | | 1 インターネット附随サービス業 2 インターネット広告業 3 シェアードサービス業 | |
| 要件等 | | 新設 | 増設 | 新設 | 新設 | 増設 | 新設 |
| 認定要件 | 増加固定資本額 | — (投資助成に係る助成金を支給するためには、1,000万円以上の増加固定資本が必要になります) | | | — | — | — |
| | 増加雇用従業員数 | 常用10人以上 | 常用5人以上 | 常用3人以上 | 常用5人以上 | 常用3人以上 | |
| 助成割合 | 基本割合 | 15% | 5% | 15% | — | | |
| | 加算割合(※2) | 最大15% | 最大10% | 最大15% | — | | |
| | 合計 | 最大30% | 最大15% | 最大30% | — | | |
| 雇用助成 (新卒者・Uターン就職者に限る) | | 常用雇用×100万円 | 常用雇用×130万円 | 常用雇用×100万円(130万円(※3)) | | | |

(※1) コールセンター業は、中山間地域等に立地する場合のみ雇用助成の対象で(隠岐郡を除く地域は増加雇用従業員数19人以下の場合に限る)、隠岐郡に立地する場合は助成額の上限が3,000万円になります。

(※2) 加算割合適用の要件は以下表のとおりです。

(※3) 中山間地域等に中小企業が立地する場合には限ります。

| 要件 | 加算割合 | 摘要 |
|----------|------------------------|--------------------------------------|
| 次世代産業分野 | | 理工系人材の雇用を創出すると認められる技術開発等を行う企業 |
| 技術資格 | 各要件につき5% (新設 最大15%) | 従業員に占める情報処理技術に関する資格者の割合が特に高いと認められる企業 |
| 高度技術者雇用 | (増設 最大10%) | 特に高度な技術職の雇用の場を創出すると認められる企業 |
| 中山間地域等立地 | | 中山間地域等に立地する企業 |

●雇用助成の対象者

増加雇用従業員のうち、新規学卒者及び県外からのUターン就職者で、県内に住所を有する方が対象です。なお、新設の場合に限り県外拠点からの異動によるUターン者を対象とします。

●加算要件・基準等

詳細については、お問い合わせ下さい。

[その他補助金等]

製造業及びソフト産業における新設と増設の区分

| | |
|----|--|
| 新設 | ①県内に事業所を有しない企業が、新たに県内に事業所を設置する場合（償却資産のみ取得し、土地及び建物を賃借する場合を含む） |
| 増設 | ②県内企業が、建物を新築し、又は増設することにより生産施設の面積を増加させる場合 |
| | ③県内企業が、償却資産のみを増設する場合 |

○県外から新たに県内の中山間地域等に立地する製造業に対するその他の支援
〔航空運賃補助金〕

萩・石見空港をご利用される場合、航空運賃を助成します。

| 項目 | 補助内容 | |
|----------------|---------|------|
| | 大企業 | 中小企業 |
| 支給要件（増加雇用従業員数） | 10人以上 | 5人以上 |
| 補助率 | 1 / 2 | |
| 期間 | 5年 | |
| 補助限度額 | 200万円／年 | |

〔人材確保・育成支援補助金〕

島根県進出時の人材確保や人材育成に係る経費を助成します。

| 項目 | 補助内容 |
|-------|----------------------------|
| 補助率 | 1 / 2 |
| 期間 | 3年 |
| 補助限度額 | 人材確保 年300万円 人材育成 年300万円 |

お問い合わせ

島根県商工労働部 企業立地課 立地推進第一係
TEL 0852-22-5295 FAX 0852-22-6080
E-mail kigyo-richi@pref.shimane.lg.jp

企業立地

G - 04

新規に県内へ進出又は県内で事業拡大されるソフト系企業の方へ

ソフト系IT産業【特例】・ 地域限定専門系事務職場【特例】補助金

■ 県内既存ソフト系IT産業の増設に対する助成

| | | |
|---------------|---|---|
| 助成対象 | 県内既存企業が、新しい技術やビジネスモデルにより事業を拡大する場合で、知事が特に認めたもの | |
| 業種 | ソフトウェア業 | |
| 認定要件 | 増加雇用5人以上（常用従業員に限る） | |
| 促進助成金 企業立地 | 項目 | 内容 |
| | 助成金 | 増加常用従業員(新規学卒者・Uターン就職者に限る)1人当たり100万円(※130万円) |

■ 県外からの新規立地に対する助成

| | | |
|---------------|---|---|
| 助成対象 | 県外で事業活動する企業が県内に新規立地する場合で、知事が特に認めたもの | |
| 業種 | 1. ソフトウェア業 2. インターネット付随サービス業 3. インターネット広告業 4. シェアードサービス業 | |
| 認定要件 | 増加雇用3人以上（常用従業員に限る） 2～4は県外から中山間地域等へ新規立地した場合に限る | |
| 促進助成金 企業立地 | 項目 | 内容 |
| | 助成金 | 増加常用従業員（新規学卒者・Uターン就職者・県外拠点からの異動によるUターン者に限る）1人当たり100万円(※130万円) |
| 家賃補助 | 項目 | 内容 |
| | 補助要件 | 補助期間 |
| | 補助内容 | 補助額 |
| 航空運賃補助 | 項目 | 内容 |
| | 補助要件 | 補助期間 |
| | | 補助対象 |
| | 補助内容 | 補助額 |
| 補助限度額 | | |

※中山間地域等に中小企業が立地する場合

[その他補助金等]

| 人材確保・育成支援 補助 | 項目 | | 内容 | | |
|-----------------|------|---------|---------------------------|--|--|
| | 補助要件 | 補助期間 | 新規に県内へ立地した企業に対して3年間補助 | | |
| | | 補助対象 | 島根県で勤務する人材の確保・育成に要する経費（※） | | |
| | 補助内容 | 補助額 | 対象経費の1/2 | 人材確保、人材育成（1人あたり30万円、採用日から1年間の経費に限る）につきそれぞれ | |
| 補助限度額 | | 300万円/年 | | | |

※中山間地域に立地する事業所において、操業開始時に、県外から転入する3名以上の常用従業員が勤務する場合に限り、下記の定住支援経費を加算する（住民票の移動を伴うものに限る）。

- (ア) 転居経費、免許取得経費等（一時金として1名あたり50万円を加算）
- (イ) 社員寮、社宅の借上げ費（対象経費の1/2）

お問い合わせ

島根県商工労働部 企業立地課 立地推進第一係
 TEL 0852-22-5295 FAX 0852-22-6080
 E-mail kigyo-richi@pref.shimane.lg.jp

松江市（旧東出雲町を除く）への進出企業の方へ

原子力発電施設等周辺地域企業立地支援給付金

| | | | |
|------|--|---|-----------------|
| 対象者 | 事業所を新設又は増設される企業（製造業並びに県又は松江市が企業立地の促進等を目的とした条例・規則等で定めるソフト産業等の業種及び金銭的な支援を受けているもの）で、次の要件を満たすもの | | |
| 補助要件 | 立地場所 | 松江市（旧：東出雲町を除く） | |
| | 電気料金 | 支払を終えていること 4月～9月までに支払われる電気料金 | 10月頃募集 4月頃募集 |
| | 企業立地 | [新設] 電力会社との受給契約に基づき電気の供給が開始されていること [増設] 電力会社との変更契約等に基づき契約電力が増加していること | |
| | 増加雇用者数 | 雇用保険の一般被保険者（常勤）が3人以上増加すること | |
| 補助期間 | 初回申請より8年間（但し、半年毎に手続きが必要） | | |
| 補助内容 | <p>(1) 補助内容 企業の支払った電気料金に基づき、給付金を交付</p> <p>(2) 特例加算 (1)とは別に、次の要件をすべて満たす場合には交付額の加算があります。</p> <p>①業種が製造業又は自治体で支援制度を整備している業種であること。 ②新たな投資額が500万円（増設は250万円）以上であること。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 10px auto;"> <p>加算額＝新規雇用人数×30万円(半年)</p> </div> | | |

お問い合わせ

島根県商工労働部 企業立地課 立地推進第一係
 TEL 0852-22-5295 FAX 0852-22-6080
 E-mail kigyو-richi@pref.shimane.lg.jp
 松江市役所（第4別館2階）産業経済部 定住企業立地推進課
 TEL 0852-55-5216 FAX 0852-55-5553

旅行商品の開発やツアーバス・観光タクシーの運行事業に取り組む方へ

魅力ある観光地域づくり支援事業補助金

●事業内容

魅力ある観光地域づくりを促進し、県内外から観光客を誘致することで県内観光産業の振興を図るため、地域や民間事業者が主体となって行う事業に対して経費の一部を補助します。

●対象事業

①観光コンテンツ造成支援事業

| 対象事業 | 事業者 | 対象経費 | 補助率 | 限度額 |
|---|---|---|-------|--|
| 地域や民間主体による新たな観光コンテンツの造成で、次のすべての要件を満たすもの ①「歴史・文化」「伝統・芸能」「自然」のいずれかをテーマとするもの ②地域ならではの資源を活かした新規性のある取組 ③県外からの観光誘客や周遊に繋がるもの ④補助期間終了後も継続的な実施をするもの ⑤地元市町村と情報共有又は連携して実施するもの | ①観光地域づくり法人(DMO) ②観光協会 ③法人 ④法人格を持たない民間団体 ※県内に本社又は営業所のある事業者、その他知事が認める者であること | 事業の実施にあたり必要な以下の経費にかかる取支の差額 【支出】 ①委託料 ②謝金・費用弁償 ③材料費及び消耗品費（参加者特典やサイン整備など直接事業執行に係るもの） ④食糧費（その目的が造成する観光コンテンツの素材としての試食等に係るもの） ⑤通信運搬費 ⑥使用料及び借り上げ料（機材保険料を含む） ⑦印刷製本費 ⑧広告料 ⑨その他事業実施に必要と認められる経費 【収入】 ①モニターツアー等の参加費 ②その他事業実施に伴い発生した利益 | 1 / 2 | 上限： 1,000千円 下限： 300千円 ※但し、知事が必要と認める場合は上限2,000千円とする |

(※) 観光コンテンツの造成…本県の魅力ある地域資源を活用し、県内地域に観光客の集客が見込まれる体験プログラムや旅行商品等を企画し、実施すること。

②広域周遊バス等運行支援事業

| 対象事業 | 事業者 | 対象経費 | 補助率 | 限度額 |
|---|---|--|-----|---|
| <p>観光客に島根の魅力を伝えることができるような演出をし、観光客の周遊を促進するツアーバス(有料バス)や、観光タクシー等の運行事業で、次のすべての要件を満たすもの。</p> <p>①主な運行ルートが複数の市町村を周遊するもの(隠岐地区は除く)</p> <p>②イベント等の際の臨時的な事業ではないこと</p> | <p>①県内の市町村 ②観光地域づくり法人(DMO) ③観光協会 ④法人 ⑤法人格を持たない民間団体</p> <p>※県内に本社又は営業所のある事業者、その他知事が認める者であること</p> | <p>事業の実施にあたり必要な以下の経費にかかる収支の差額</p> <p>〔支出〕</p> <p>①委託料 ②謝金・費用弁償 ③材料費及び消耗品費(参加者特典やサイン整備など直接事業執行に係るもの) ④通信運搬費 ⑤使用料及び借り上げ料(機材保険料を含む) ⑥印刷製本費 ⑦広告料 ⑧旅行事業者への販売手数料 ⑨その他事業実施に必要と認められる経費</p> <p>〔収入〕</p> <p>①利用者からの乗車賃 ②広告収入 ③預金利息 ④その他事業実施に伴い発生した利益</p> | 1/2 | <p>上限：2,000千円</p> <p>※原則、最初の交付決定日から連続して3年を上限とする</p> |

○詳細についてはお問い合わせください。

お問い合わせ

島根県商工労働部 観光振興課 ご縁誘客係
 TEL 0852-22-6781 FAX 0852-22-5580
 E-mail kankou@pref.shimane.lg.jp

外国人観光客受入れ環境整備をお考えの方へ

外国人観光客誘致事業補助金

●事業内容

外国人観光客が安心して快適に移動、滞在、観光することができる環境の整備を図り、島根県への外国人観光客誘致を促進する。

●対象者

民間事業者、民間団体 等

●対象事業

外国人観光客誘致に係る事業のうち、計画性、継続性のある事業

●対象経費

①情報発信ツールの整備（HP作成、パンフレット作成費等）

②施設整備（外国語案内表示制作費等）

③オンデマンド交通運行に要する経費

④その他、外国人観光客受入れ体制整備のために必要な経費（研修会開催経費等）

⑤海外へのプロモーション（海外セールスに係る費用等）

⑥外国人向けコンテンツ開発・販売に要する経費（ガイドツールの翻訳料等）

●補助率等

①～④ 対象経費の1 / 2以内（上限：50万円）

⑤⑥ 対象経費の1 / 2以内（上限：20万円）

※同一事業者による申請は、①～⑥を合計して年度内に50万円を上限とする。

お問い合わせ

島根県商工労働部 観光振興課 国際観光推進室

TEL 0852-22-5579 FAX 0852-22-5580

E-mail kankou@pref.shimane.lg.jp

離島での雇用拡大を支援します

特定有人国境離島地域創業・事業拡大支援事業

- 目的
隠岐地域（特定有人国境離島地域）における創業・事業環境の不利性に鑑み、雇用機会の拡充に寄与する創業・事業拡大を行おうとする民間事業者等を支援する。
- 対象者
 - ① 隠岐地域に事業所を有する事業者又は事業所を設置しようとする事業者
 - ② 隠岐地域の商品、サービス等の販売を目的として事業を実施する者
- 対象経費
設備投資資金（機械・備品等の設備費、建物の改修費等）
運転資金（広告宣伝費、事業所の賃料、引越経費、新たに雇用した従業員の
人件費等）
- 事業費上限額（事業者負担分を含む。）
創業支援：600万円
事業拡大：1,600万円（設備投資を伴わない場合1,200万円）
- 補助率
対象経費の3/4
- その他
本事業は、国（内閣府）の特定有人国境離島地域社会維持推進交付金を活用し、隠岐4町村が事業実施主体となって補助事業を実施するものです。それぞれの町村によって、公募の内容やスケジュールが異なりますので、詳しくは各町村へご相談ください。

お問い合わせ

| | |
|-------------|------------------|
| 海士町 交流促進課 | TEL 08514-2-0017 |
| 西ノ島町 観光定住課 | TEL 08514-6-1257 |
| 知夫村 地域振興課 | TEL 08514-8-2211 |
| 隠岐の島町 地域振興課 | TEL 08512-2-8570 |

ものづくり企業の人材育成を支援します

しまねものづくり人材育成促進事業

1. 事業目的

ものづくり産業の経営をとりまく環境が厳しさを増す中、今後の製造業の成長には人材育成が不可欠であり、人手や資金などの経営資源に限られる、県内ものづくり企業の人材育成の取組を支援

2. 事業概要

(1) 中小企業中核技術者育成事業

①中堅、若手技術者を対象に先進技術などを学ぶ集合研修を実施

・実施機関 (公財) しまね産業振興財団

②ものづくり企業人材育成支援補助金

熟練技能者などを、若手社員の指導者として1日3時間以上でかつ年間15時間以上受け入れた場合、経費の一部を助成

・補助率 2/3 (上限額 10千円/時間、かつ上限600千円/年/社)

③ものづくり技術人材バンク運営事業

退職や再雇用期間が満了した熟練技能者などの情報を集約し、指導者を必要とする企業へ情報を提供

・実施機関 島根県職業能力開発協会

(2) ものづくり人材長期派遣研修支援事業

社員を大学、職業訓練機関、企業等へ派遣して行う3ヶ月以上(上限2年)の長期研修を支援

・対象企業 県内に事業所を有する製造業を営む中小企業

・補助率 1/2 (上限額 2,000千円/年/社)

(3) ものづくり新人育成研修事業

若手技術者の育成のため、製造の現場において必要となる実践的な基礎知識を先進企業視察なども交えて学ぶ、年6回シリーズのセミナーを開催

・実施機関 (公財) しまね産業振興財団

(4) しまねものづくり人材育成支援Naviの運営

製造業向けの研修情報などをワンストップで発信するポータルサイトを運営

お問い合わせ

島根県雇用政策課 産業人材育成係
TEL 0852-22-5299
しまねものづくり技術人材バンク
TEL 0852-26-9331

島根県職業能力開発協会 人材バンク

検索



登録技能者一覧

環境・エネルギー

再生可能エネルギーの導入に向けた取組を支援します

再生可能エネルギー事業化支援事業

1. 概要

島根県内における再生可能エネルギーの導入を促進するとともに、再生可能エネルギーの導入を通じた地域活性化の取組を推進するため、市町村及び事業者が行う事業可能性調査への助成をします。

2. 補助対象

県内市町村、法人及びその他の団体

3. 補助率

1 / 2 (上限500万円、事業実施者負担分の1 / 2)
国の補助事業との併給も可。

4. 内容

事業化支援事業

次の再生可能エネルギーをエネルギー源とする事業化の計画（事業開始までの明確な工程表）がある事業

| | |
|-------|--------------------|
| 発電事業 | 太陽光、風力、水力、地熱、バイオマス |
| 熱利用事業 | 太陽熱、地熱・地中熱、バイオマス熱 |
| その他 | コージェネレーション、水素 |

お問い合わせ

島根県環境生活部 環境政策課 再生可能エネルギー推進係
TEL 0852-22-6514 FAX 0852-25-3830

地域の雇用創出等に貢献する発電事業者等を支援します

再生可能エネルギーによる地域活性化支援事業

1. 概要

自治会等が売電収入を地域活動に活用する場合や、発電事業者が新規の雇用や売電収益の一部を地域の文化活動等に寄付することなどを要件とした設備導入への助成をします。

2. 補助対象

- (1) 地域活性化枠：自治会、NPO法人等
- (2) 地域貢献枠：県内に有人の事業所を有する企業

3. 補助額

- (1) 地域活性化枠：150万円以内
- (2) 地域貢献枠：500万円以内

4. 内容

| 区分 | 地域活性化枠 | 地域貢献枠 |
|-------|---|--|
| 目的 | 自治会等が売電収入を地域活動に活用することなどを要件とした設備導入への助成 | 発電事業者が新規の雇用や売電収益の一部を地域の文化活動等に寄付することなどを要件とした設備導入への助成 |
| 補助対象者 | 県内の自治会、NPO法人等 | 県内に有人の事業所を有する個人又は法人 |
| 対象設備 | 再生可能エネルギー設備 (発電設備は50kW未満) | 再生可能エネルギー発電設備 |
| 補助金額 | 150万円以内 (自家消費分：1/2、上限100万円) ※蓄電池を併せて導入する場合、定額10万円を上乗せ (既存再生エ発電設備有の場合も対象) | 500万円以内 |
| 補助要件 | 売電収入を地域活性化事業等に充当 (自家消費分は発電電力を地域活性化事業等に活用) | 次の3つの条件を満たす事業 i 新規雇用1名以上 ii 県内企業発注率30%以上 iii 利益金の事業実施地域への社会貢献活動の一部還元 |
| 補助金算定 | 導入設備資金を融資により調達する場合を想定し、算定される利子負担相当額 ・融資限度額：導入設備費(1,000万円上限) ・融資利率：1.58% (NPO法人資金相当) (利率は募集開始時点のものを採用) ・融資期間：15年 ・返済方法：元金均等(据置なし) | 導入設備資金を融資により調達する場合を想定し、算定される利子負担相当額 ・融資限度額：導入設備費(5,000万円上限) ・融資利率1.40%(長期プライムレート相当) (利率は募集開始時点のものを採用) ・融資期間15年 ・返済方法：元金均等(据置なし) |

お問い合わせ

島根県環境生活部 環境政策課 再生可能エネルギー推進係
TEL 0852-22-6514 FAX 0852-25-3830

環境・エネルギー

再生可能エネルギーの導入に向けた取組を支援します

再生可能エネルギー設備等導入支援事業

1. 概要

太陽光発電等の再生可能エネルギーの導入を図ることを目的に、個人等に再生可能エネルギーに係る設備導入費を助成した市町村に対して助成します。(県は市町村への間接補助で設備導入を支援します)

2. 補助対象

市町村（間接補助）

3. 補助対象及び補助額等

県が申請者に直接補助を行うものではありませんので、補助事業の内容等詳細については、各市町村窓口にご直接お問い合わせください。

この他にも市町村独自の補助事業を設けている場合がありますので、詳しくは各市町村窓口へお問い合わせください。

(令和5年5月16日現在)

| 市町村名 | 県が補助する各市町村の補助事業（○は補助事業あり） | | | | | 担当部署（窓口） |
|-------|---------------------------|---------|-----|------|-----|--|
| | 住宅用太陽光 | 木質バイオマス | 太陽熱 | 林地残材 | 蓄電池 | |
| 松江市 | ○ | ○ | ○ | | ○ | 環境エネルギー部 環境エネルギー課 TEL:0852(55)5271 FAX:0852(55)5497 |
| 浜田市 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | 市民生活部 環境課 TEL:0855(25)9008 FAX:0855(22)9100 |
| 出雲市 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | 地域環境部 環境政策課 ゼロカーボン推進室 TEL:0853(21)6741 FAX:0853(21)6597 |
| 益田市 | ○ | | ○ | | ○ | 福祉環境部 環境衛生課 TEL:0856(31)0201 FAX:0856(31)1139 |
| 大田市 | ○ | ○ | ○ | | ○ | 環境生活部 環境政策課 TEL:0854(83)8071 FAX:0854(82)6667 |
| 安来市 | ○ | | ○ | | ○ | 市民生活部 環境政策課 TEL:0854(23)3102 FAX:0854(23)3188 |
| 雲南市 | ○ | ○ | | | ○ | 市民環境部 環境政策課 TEL:0854(40)1033 FAX:0854(40)1039 |
| 奥出雲町 | ○ | ○ | ○ | | ○ | 町民課 TEL:0854(54)2510 FAX:0854(54)0051 |
| 飯南町 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | 住民課 TEL:0854(76)2393 FAX:0854(76)2845 |
| 美郷町 | | | | | ○ | 企画推進課 TEL:0855(75)1924 FAX:0855(75)1218 |
| 邑南町 | ○ | ○ | | | ○ | 地域みらい課 TEL:0855(95)1117 FAX:0855(95)0223 |
| 津和野町 | ○ | ○ | ○ | | ○ | つわの暮らし推進課 TEL:0856(74)0092 FAX:0856(74)0002 |
| 海士町 | ○ | ○ | ○ | | ○ | 環境整備課 TEL:08514(2)1825 FAX:08514(2)0208 |
| 西ノ島町 | ○ | | | | | 企画財政課 TEL:08514(6)0105 FAX:08514(6)0683 |
| 隠岐の島町 | ○ | ○ | | | ○ | 環境課 TEL:08512(2)8565 FAX:08512(2)4050 |

お問い合わせ

島根県環境生活部 環境政策課 再生可能エネルギー推進係
TEL 0852-22-6237 FAX 0852-25-3830

エネファームの導入を支援します

再生可能エネルギー熱利用普及モデル事業

1. 概要

県内エネルギー消費のうち多くを占める給湯や冷暖房などの熱利用に対して、経済性やエネルギー交換率などを踏まえた再生可能エネルギー及び将来のエネルギーの中心的な役割を担う水素エネルギーの導入を促進する。

2. 補助対象

個人住宅等へのエネファーム（水素を利用した発電と熱利用給湯）の設置

3. 対象者

個人、法人等

4. 補助率

定額（10万円）

5. 実施状況報告について

補助事業者は、エネファームの設置から1年が経過した後に、1年間の事業実施状況について、所定の様式により報告していただく必要があります。

お問い合わせ

島根県環境生活部 環境政策課 再生可能エネルギー推進係
TEL 0852-22-6237 FAX 0852-25-3830

自然公園等の活用に効果的な取組を支援します

自然公園を活用した誘客促進補助金

●事業目的

県内にある国立公園、国定公園、県立自然公園、中国自然歩道への県内外からの誘客を促進する取組を支援することで、自然公園等の保全と活用を図ることを目的としています。

●対象者

県内に主たる事業所を有する法人、団体又は県内に住所がある個人。

●対象事業

以下のいずれも満たす取組が対象です。

- (1) 自然公園法、島根県立自然公園条例等の法令を遵守した事業であること。
- (2) 自然公園等を活用した誘客を促進する取組であって、国、県、地元市町村と情報共有・協力して行う事業であること。

●対象経費

事業を実施するために直接必要かつ適当と認められる経費を対象に、予算の範囲内で交付します（消耗品費、備品費、委託費、謝金等）。

※団体の経常的な運営経費や従前からの事業の財源振替と認められる経費は対象となりません。

●補助率等

1 / 2 以内（上限：500万円、下限なし）

●その他

詳細については、自然環境課HP、または以下までお問い合わせください。

自然環境課HP

<https://www.pref.shimane.lg.jp/shizenkankyo/>



お問い合わせ

島根県環境生活部 自然環境課 隠岐ジオパーク・自然公園活用推進係
TEL 0852-22-5724 FAX 0852-26-2142
E-mail shizenkankyo@pref.shimane.lg.jp
ホームページ <https://www.pref.shimane.lg.jp/shizenkankyo/>

金融制度

相談窓口・情報提供

専門家派遣

イベント・展示会等

商工関係補助金等

労働関係助成金等

その他補助金等

研修・セミナー等

その他支援事業

研修・セミナー等

雇用・人材

H-01

技術者のレベルアップを支援するセミナーを実施します

しまね技術スキルアップセミナー

企業の競争力強化のために必要な人材育成を支援するため、島根県産業技術センター・松江工業高等専門学校・島根県鐵工会等と連携してセミナーを開催します。

【実施する講座（予定）】

- ・設計信頼性向上関連講座
図面の基礎や設計プロセス研修など、設計に関する技術者育成講座です。
- ・食品衛生管理講座
食品製造におけるリスクとその対策について学ぶ講座です。
- ・3次元CAD講座
3次元CADシステムの概要やその活用法を中心とし、CADシステムを実際に操作して、利用技術を学ぶ講座です。
- ・電子制御講座
シーケンス制御やメカトロニクス基礎について入門から基礎までを学ぶ講座です。
- ・鋳鉄素材講座
鋳鉄素材など鋳造に関する内容を学ぶ講座です。
- ・金属加工実践型研修
金属加工における設計加工データ処理、工作機械の活用方法を学ぶ研修です。

※講座内容は変更となる場合があります。

※状況に応じ、リモート開催等に切り替える場合があります。

※ご希望に応じ、受講証明書も発行いたします。予めご相談ください。

■ 講座実施日、受講者募集等については当財団HPをご覧ください。

<https://www.joho-shimane.or.jp/>

■ 当財団が配信する週刊メールマガジン「アシスト」でも受講者の募集をお知らせします。

<https://www.joho-shimane.or.jp/org/planning/174>

お問い合わせ

公益財団法人しまね産業振興財団 創業・人材支援室

TEL 0852-60-5117

E-mail ihrd@joho-shimane.or.jp

知的財産の活用に精通した人材を育成します

知的財産戦略セミナー

●事業内容

ビジネスにおいて、苦勞して作り上げた製品やサービスの技術、アイデア、デザイン、ネーミングなどを守ることが重要となります。

それが、「知的財産」です。

そして、製品・サービスを守り抜けるかは知的財産が決め手の1つとなります。

そこで、本セミナーは身近な事例を使い、特許、商標などの取得・活用方法や注意点、「知的財産」で守れるか、実践している企業の方や専門の弁理士等が解説します。

是非ご参加下さい。受講料は無料です。

【過去に開催したセミナー例】

・デザイン・ブランド戦略セミナー

企業価値を高めるための知的財産の活用、ブランド戦略のために有効な知的財産について、商標・意匠を中心に実際の成功例、失敗例をご紹介します。出願までの流れや、知的財産を活用する上での注意点などを学べるセミナーを開催。

・ブランド化のためのネーミング実践講座

自社のサービスを差別化し、その特徴を需要者に伝えるためにも非常に重要な役割を持つネーミング。

そのネーミング開発の基礎知識から、製作実習を通したネーミング手法を学べる講座を開催。

お問い合わせ

しまね知的財産総合支援センター
 ((一社)島根県発明協会 (公財)しまね産業振興財団)
 TEL 0852-60-5146
 E-mail jiiis@joho-shimane.or.jp
 島根県商工労働部 産業振興課 イノベーション推進係
 TEL 0852-22-6326
 E-mail sangyo-shinko@pref.shimane.lg.jp

「顧客の価値」を「技術仕様」に「翻訳する」－MOTマーケティング

顧客価値と技術から展開する新商品・事業開発手法

●対象者

企業の経営者・役員・技術者、起業を検討されている方、中小企業診断士、各支援機関等

●セミナー概要

「経営者・技術者が開発した新製品がなぜ売れないのか」

本セミナーはこのような課題をテーマとする講演と地元企業の取り組み事例を紹介する初級編と、MOT (Management of Technology (技術経営)) のマーケティングを中心に座学と演習を組み合わせで行う中級編とで構成しています。

◆初級編

概要：中小企業が独自製品や技術を開発し、事業として進めていくには、自社のポジショニングを理解する必要があります。そのうえで自社の持つ強みなどを利用して市場で顧客ニーズ（価値）を検証し、商品化するかのプロセスについて学びます。特に製品を開発し売するためのマーケティング、産学連携・協力、知的財産の取り扱い等について、実践MOT手法、中小企業経営者の実例を交えて紹介します。

費用：受講料無料（テキスト代が別途必要となる場合があります。）

定員：30名程度

◆中級編

概要：新規事業の創出にかかわるマーケティングについて、基本的な考え方、成功するための実践的な方法論などを学びます。具体的には、MOTマーケティングの基本、顧客候補の選び方、必要な技術の機能や顧客価値への置き換え、見えないマーケットの定量化などを座学と演習を通じて学びます。

費用：受講料無料（テキスト代が別途必要となる場合があります。）

定員：20名程度

※セミナー内容は変更となる場合があります。

お問い合わせ

公益財団法人しまね産業振興財団 新事業支援課 技術支援グループ

TEL 0852-60-5112 FAX 0852-60-5106

E-mail sat@joho-shimane.or.jp

島根県商工労働部 産業振興課 イノベーション推進係

TEL 0852-22-5341 FAX 0852-22-5638

E-mail sangyo-shinko@pref.shimane.lg.jp

在職者の技能習得・向上に

県立高等技術校の在職者向けセミナー

企業の人材育成をサポートするための、各種セミナー等を開催します。

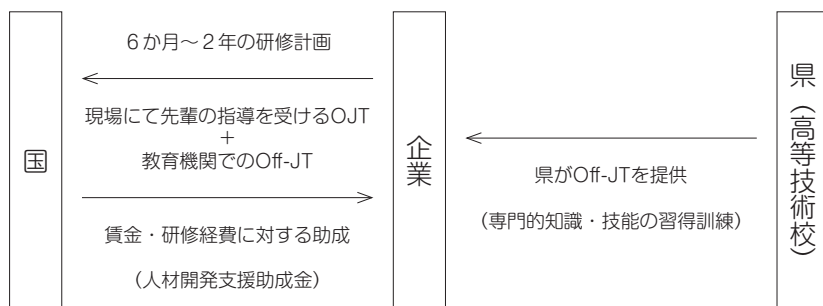
(1) セミナー、講習会の開催

| 対象者 | セミナー・事業名 | 実施内容 | 受講料 ※ |
|-----|---------------|---|---------------|
| 技能者 | 産業人スキルアップセミナー | 次に該当する内容で高等技術校長が必要と認めるセミナー ①技能検定等を通じた技能者の育成 ②県が指定した特定分野の技能者の育成 ③その他地域の産業の発展に寄与 | 100円 ／時間・人 |
| | 技能伝承人材育成事業 | 伝統技能の継承を目的とした講習会 ①大工（墨付け技法）コース ②左官（日本壁の施工）コース | 無料 |

※テキスト等教材費は別途自己負担あり

(2) 実践型人材養成システムの活用支援

新規採用者の賃金・研修経費に係る国の助成制度「実践型人材養成システム」の活用のために必須の訓練（Off-JT）を県が提供します。



お問い合わせ

東部高等技術校 TEL 0853-28-2733
西部高等技術校 TEL 0856-22-2450

企業の人材育成を応援します

スリーステージ研修

| 対象者 | セミナー・事業名 | 実施内容 | 受講料※ |
|------|--------------------|--|-----------|
| 若手社員 | 若手社員（入社3年以内）育成支援事業 | 離職率の比較的高い若手社員を対象に、若年者自身の職場定着を支援するセミナーを実施 例) 職場のコミュニケーション、キャリアデザイン | 200円/時間・人 |
| 新入社員 | 新入社員研修支援事業 | 県内中小企業の新入社員を対象に、社会人基礎力の向上を目的とした研修を実施 ・県内5か所 | 200円/時間・人 |
| 内定者 | 就職内定者合同研修 | 県内に就職する県内高校等の生徒を対象に、社会人として求められる常識、心構えやビジネスマナーの基礎を習得する研修を実施 ・県内9か所 | 無料 |

お問い合わせ

東部高等技術校 TEL 0853-28-2734

西部高等技術校 TEL 0856-22-2450

DXに向けた従業員の教育やリスキリングに取り組む方へ

中小企業デジタル人材育成支援事業

- 対象者
中小企業・小規模事業者
- 事業内容
自社のデジタル化を推進する上で必要となる知識・スキルを習得しようとする県内企業の経営者及び従業員の学びを支援するため、オンライン学習動画プラットフォームUdemy Business上の学習コンテンツを提供する。
- 費用
8,800円／1ライセンス
- 受講期間
前期 令和5年4月1日～令和5年9月30日
後期 令和5年10月1日～令和6年3月31日

申し込みは随時受付します。

申し込みはコチラ



9,500講座の中から、以下のとおりコースを設定し、人気講座を厳選して提供します。

| | |
|--------|---|
| 必修講座 | 今日から始めるデジタルトランスフォーメーション |
| | あなたのチームの創造力を強くする10のフレームワークと思考法 |
| | ミニアニメで解説！やさしい「DX・IT用語」入門 |
| 推奨講座 | 業務効率化コース（約10時間） |
| | 集客・売上向上コース（約10時間） |
| | 新商品・新サービス開発コース（約13時間） |
| | ITパスポート資格取得コース（約4時間） |
| 自由選択講座 | 事務・OAスキルアップコース（約13時間） |
| | インボイス対応コース |
| | 情報セキュリティコース |
| | デジタル関連資格取得コース （基本情報技術者、情報セキュリティマネジメント資格） |
| | ITを活用した新規ビジネス創出コース |
| | DXを活用した経営戦略コース・変化に対応できるチームづくりコース |
| | 海外展開に向けて英語力アップコース |

お問い合わせ

島根県雇用政策課 産業人材育成係

TEL 0852-22-6556

市場ニーズにあった実践的な人材育成を行います

IT人材育成事業

●対象者

県内ITエンジニアなど

●事業内容

AI・IoTなどの先進技術、市場が広がっているクラウド関連技術、またDXを支える開発手法として注目を集めているアジャイルなど、県内IT企業が技術力向上により付加価値アップが期待できる分野について人材育成講座を開催します。

お問い合わせ

公益財団法人しまね産業振興財団 しまねソフト研究開発センター(ITOC)
TEL 0852-61-2225
E-mail itoc@s-itoc.jp

売れる商品・サービスづくりのためのスキルアップを支援します

スモール・ビジネス育成支援講座

中山間地域の資源を活用して商品・サービス開発に取り組んでいる事業者が自ら課題を設定し、解決する力を習得できるよう、商品力向上や販路開拓などに必要な技術の習得や個々の課題に対応した講座を実施します。

○講座の概要

●内容

- ・集合研修（1日目）：商品開発の基本的な技術習得の座学、ワーキングを加えた講座
- ・個別研修（2日目）：事業者個々の課題解決のための専門家による助言指導

●対象事業者 県内の中山間地域に主たる事業所がある法人・団体又は住所がある個人

●開催場所・回数

- ・島根もの・ことカレッジ（本土）
集合研修（県内1カ所）及び個別研修（県東西部1カ所ずつ）からなる全5回の連続講座（月1回程度）
- ・隠岐諸島もの・ことカレッジ（隠岐）
集合研修は3回程度、個別研修は島前島後各5回（オンライン含む）の連続講座

●参加事業者数 25事業者程度

●その他

受講料は無料
募集期間は5～7月頃、実施期間は8月～2月頃
個別研修を希望される方は、7月に開催する事前相談会への参加が必要です

- 「スモール・ビジネス」は、中山間地域の豊かな自然や特徴ある資源を活用し、小規模であっても、継続的に収入を得る取り組みです。詳細は、中山間地域・離島振興課のHPをご参照ください。

※感染症拡大等の影響により、内容や実施について、変更となる可能性がありますので、最新の情報は中山間地域・離島振興課HPをご確認ください。

お問い合わせ

島根県地域振興部 中山間地域・離島振興課 スモール・ビジネス推進係
TEL 0852-22-6449 FAX 0852-22-5761

特産品開発など産直市等が地域商社としての機能を強化する取組等を支援します

スモール・ビジネス育成支援事業 中間支援組織(地域商社)機能強化支援

中山間地域の資源を活用して6次化等に取り組む生産者(事業者)と消費者との中間に位置する道の駅や産直市等の中間支援組織(地域商社)の機能を強化し、外貨獲得や地域内経済循環を推進するため、研修を実施します。

○研修の概要

●内容

- ・集合研修：店舗マネジメントや接客・店舗改善など地域商社の機能強化に関するセミナーやワークを予定
- ・個別研修：個々の産直市等の課題を専門家が助言指導

●対象事業者

- ・県内中山間地域における道の駅や産直市の運営に関わる者など

●研修の開催方法等

- ・集合研修：県内2カ所で全4回(計8回)開催
- ・個別研修：現地またはオンライン面談を1事業者につき、4回程度実施

●その他

- ・参加費は無料、募集期間は6月以降、実施期間は7月以降の予定

○「スモール・ビジネス」は、中山間地域の豊かな自然や特徴ある資源を活用し、小規模であっても、継続的に収入を得る取り組みです。詳細は、中山間地域・離島振興課のHPをご参照ください。

※感染症拡大等の影響により、内容や実施について、変更となる可能性がありますので、最新の情報は中山間地域・離島振興課HPをご確認ください。

お問い合わせ

島根県地域振興部 中山間地域・離島振興課 スモール・ビジネス推進係
TEL 0852-22-6449 FAX 0852-22-5761

働く女性を対象としたセミナーを開催しています

しまね働く女性きらめき応援塾2023

様々な分野で働く女性を対象に、職場で能力を發揮して活躍するための研修を、年間を通して開催します。

| セミナー・事業名 | 対象者 | 実施内容 | 受講料 |
|-----------|---------------------------------|---|-----|
| ①ステップアップ編 | 若手・中堅女性社員 (概ね20代～40代) | リスクリング(学び直し)を前向きにとらえ、キャリア開発の意欲を高める講演、ワークショップの開催 ・県内3カ所 | 無料 |
| ②スキルアップ編 | 勤務年数概ね3年以上の若手・中堅女性社員(概ね20代～40代) | 中堅職員として必要となる課題解決能力等複合スキル向上のため、参加型の連続講座を開催 ・県内2カ所 | 無料 |
| ③レベルアップ編 | 女性リーダー、女性管理職 *候補者を含む | 次世代リーダーとしての意欲向上とマネジメントスキルを鍛えるワークショップの開催 ・県内2カ所 | 無料 |
| ④大交流会 | ①～③の受講者、女性活躍推進に関心のある方など | 基調講演、各セミナーの成果報告、受講者同士の情報交換会等を開催 ・県内1カ所 | 無料 |

お問い合わせ

島根県政策企画局 女性活躍推進課

TEL 0852-22-5245 FAX 0852-22-6155

E-mail josei-katsuyaku@pref.shimane.lg.jp

公益財団法人しまね女性センター

TEL 0854-84-5514 FAX 0854-84-5589

E-mail asu-09@asuterasu-shimane.or.jp

その他支援事業

創業・ベンチャー・経営革新

I - 01

創業、新分野進出のステップとなる場を提供します

シェアードオフィス・インキュベーションルーム・レンタルオフィス

独創性や挑戦意欲に富んだ創業者、新たな事業分野へ進出しようとする個人・法人などを対象に入居者を募集します。

| 松江（テクノアークしまね） | | | 浜田（いわみぶらっと） | | |
|---------------|---|-----------------------|---|---|--|
| 部屋名称 | シェアード オフィス | インキュー ベーション ルーム | レンタル オフィス | シェアードオフィス | |
| 対 象 | 創業者等 ・新たに創業を目指す方 ・創業後5年以内の法人又は個人 ・新たな事業分野へ進出（第二創業） を目指す法人又は個人 | | 事業者等 ・研究開発型企業 ・ソフト産業 ・その他（試験研 究機関、人材育 成機関） | 創業者等 ・新たに創業を目指す方 ・創業後5年以内の法人又は個人 ・新たな事業分野へ進出（第二創 業）を目指す法人又は個人 | |
| 物 件 | 3㎡のデスクタイ プ、6㎡のパー ティションで仕 切ったスペース | 17㎡～34㎡の独 立した部屋 | 46㎡の独立した 部屋 | 3.3㎡・4.8㎡のパーティションで 仕切ったスペース | |
| 入居期間 | 1年以内（1年以 内の延長可） | 3年以内 | 3年以内 | 1年以内（2年以内の延長可） ※1年毎の更新には、別途審査を 行います。 | |
| 保証金・敷金 | 不 要 | | | | |
| 料 金 | 780円/㎡・月 | | 2,080円/㎡・月 | 510円/㎡・月 | |
| | 共益費込み、電気・通信費等は実費 | | | | |
| 駐車料金 | 月額1,030円（1台）、最大4台まで借用可能 | | | 無 料 | |
| 備 考 | 事業内容、規模、使用人数等から特に必要と認められ れば、創業者等が780円/㎡・月（創業者資格）でレ ンタルオフィスに、事業者等が月額2,080円/㎡・月（事 業者資格）でインキュベーションルームに入居が可能 | | | - | |

※ご入居に当たっては、事前に審査を受け、県の承認を得て頂く必要があります。

お問い合わせ

公益財団法人しまね産業振興財団 創業・人材支援室

TEL 0852-60-5117

E-mail sogyo@joho-shimane.or.jp

公益財団法人しまね産業振興財団 石見事務所

TEL 0855-24-9301

E-mail iwmm@joho-shimane.or.jp

レンタルオフィスや商談室の貸出しにより首都圏進出を支援します

しまねビジネスセンター東京運営事業

●対象企業

首都圏での販路開拓、受注拡大または研究開発に取り組む県内企業

●事業内容

しまねビジネスセンター東京内にレンタルオフィス（全6ブース）を設け、首都圏進出に取り組む企業のスタート時点の支援を目的に低料金で貸し出します。

また、首都圏エリアでの商談や打合せに活用いただける商談室（プレゼンルーム、応接室）の貸出も行っております。

※レンタルオフィスの長期利用にあたっては首都圏における事業計画等を踏まえ審査を行います。（利用期間1年更新の最長3年）

| | 利用単位 | 利用料金 | 備考 |
|--------------------|------|---------------|--------------------------------------|
| レンタルオフィス (長期利用) | 1ヶ月 | 1人用 47,000円/月 | ・FAX付電話、インターネット設備利用可 ・利用審査があります |
| レンタルオフィス (時間利用) | 1時間 | 1人用 500円/時間 | ・出張時の作業スペースとして利用できます ※空室がある時のみ利用可 |
| プレゼンルーム (定員8名) | 1時間 | 300円/時間 | ・プロジェクタ、ホワイトボード備付 |
| 応接室 (定員4名) | 1時間 | 200円/時間 | ・2室あり |

※レンタルオフィスは6ブース、商談室は3室あります。（プレゼンルーム、応接室2室）

※レンタルオフィス（長期利用）敷金、保証金不要

※Wi-Fi完備

所在地：東京都港区浜松町2-2-15 浜松町ゼネラルビル6F

（都営浅草線、都営大江戸線「大門駅」から徒歩約5分、JR線、東京モノレール「浜松町駅」から徒歩約5分）

TEL：03-3431-3731 FAX：03-3431-3732

※入居状況は変動がございます。

入居状況については、当財団ホームページにてご案内しておりますので、その都度ご確認ください。

※レンタルオフィス（時間利用）、商談室ご利用の際は、重複を避けるため事前予約をお願いします。

お問い合わせ

公益財団法人しまね産業振興財団 販路支援課 取引支援グループ
TEL 0852-60-5114
E-mail shinko@joho-shimane.or.jp

創業・ベンチャー・経営革新・IT

「デジタル技術」活用により、生産性向上に取り組む製造業を支援します。

ものづくり企業におけるデジタル技術の活用を支援

「IoT」や「AI」等、デジタル技術により、生産性向上を図ろうとする県内製造業の取組みを支援します。

①デジタル技術関連セミナー

ものづくり企業のデジタル技術導入の概要や事例を紹介。

②デジタル技術を活用した現場改善支援

IoT等のデジタル技術を活用し、製造工程の改善や生産性向上を図ろうとする県内中小企業を対象に、専門家等による伴走支援を行う。

③デジタル技術の導入・実証の取組みを支援

デジタル技術等の活用による、生産性向上に意欲的な企業の取組みの経費の一部を助成。モデル事業として広く公開することで、県内製造業全般に波及させる。

| 助成金の名称 | ものづくり産業デジタル技術導入助成金 | |
|--------|---|--|
| 事業区分 | 導入型 | 実証型 |
| 対象事業 | <ul style="list-style-type: none"> 生産性向上のため、デジタル技術を導入する事業 県内他社のモデルとなる事業 | <ul style="list-style-type: none"> デジタル技術の導入にあたり、生産性向上の実証を試みる事業 |
| 対象者 | <ul style="list-style-type: none"> 県内で製造業に取り組む中小企業 成果公開が可能な企業 | <ul style="list-style-type: none"> 県内で製造業に取り組む中小企業 |
| 対象経費 | 【ハード事業】 ①システム構築費 ②機器等整備費 ③システム運用関連費 ④専門家委託費 ⑤その他代表理事理事長が特に必要と認める経費 【ソフト事業】 ①デジタル導入後活用経費 ②その他代表理事理事長が特に必要と認める経費 | |
| 助成率 | ハード事業：1/3 ソフト事業：1/2 ※1千円未満切り捨て | |
| 助成額 | 上限：5,000千円 下限：1,000千円 | 上限：1,000千円 下限：100千円 |
| 事業期間 | 交付決定の日から1年間 | |

お問い合わせ

公益財団法人しまね産業振興財団 経営支援課 総合相談グループ
 TEL 0852-60-5115
 E-mail con@joho-shimane.or.jp

ものづくり中小企業の研究開発等を支援

成長型中小企業等研究開発支援事業(Go-Tech事業)(旧サポイン事業)

●事業概要

中小企業等が、ものづくり基盤技術及びサービスの高度化に向けて、大学・公設試等と連携して行う、研究開発や試作品開発、その成果の販路開拓に係る取組等を一貫して支援

●対象事業

国の「中小企業の特定ものづくり基盤技術及びサービスの高度化等に関する指針」に記載された内容に関する研究開発等

- ・デザイン開発・情報処理・精密加工・製造環境・接合・実装・立体造形
- ・表面処理・機械制御・複合、新機能材料・材料製造プロセス・バイオ・測定計測・先端技術を活用した高度なサービス開発・高付加価値企業への成長・変革

(詳細は中小企業庁ウェブサイトを参照)

<https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/sapoin/shishin.html>

●対象者

中小企業・小規模事業者を中心とした共同体

●補助内容

- ・補助事業期間 2年度または3年度
- ・補助金額(上限額)

| | |
|-------|---|
| 通常枠 | 単年度あたり4,500万円以下、2年間合計で7,500万円以下、3年間合計で9,750万円以下 |
| 出資獲得枠 | 単年度あたり1億円以下、2年間合計で2億円以下、3年間合計で3億円以下 |

ただし、補助上限額はファンド等が出資を予定している金額の2倍を上限とする
- ・補助率 中小企業、小規模事業者等 2/3以内
大学、公設試等 定額

お問い合わせ

中国経済産業局 地域経済部 産業技術連携課

TEL 082-224-5680 FAX 082-224-5765

施策紹介 https://www.chugoku.meti.go.jp/chiikikeizai/sup_ind/index.html

創業・ベンチャー・経営革新

新たな事業活動（経営革新）に取り組む方へ

経営革新支援事業

●対象者

特定事業者（個人事業主を含む）及び組合 等
（複数の特定事業者による共同申請も可能です。）

●事業概要

新商品の開発又は生産、新役務の開発又は提供、商品の新たな生産又は販売の方式の導入、役務の新たな提供の方式の導入、技術に関する研究開発及びその成果の利用その他の新たな事業活動といった新たな事業活動を行うに当たり、経営の向上に取り組むビジネスプラン「経営革新計画」を作成して、県知事から中小企業等経営強化法に基づく承認を受けると補助金、信用保証の特例、低利融資等、様々な支援施策を利用することができます。

なお、支援施策の利用に当たっては、各支援施策実施機関による審査が別途ありますので、事前に各支援施策実施機関との協議が必要です。

●支援施策の内容

1. 信用保証の特例
2. 政府系金融機関の低利融資
3. 高度化融資制度
4. 食品等流通合理化促進機構による債務保証
5. 株式会社日本政策金融公庫法の特例
6. 中小企業信用保険法の特例
7. 日本貿易保険（NEXI）による支援措置
8. 起業支援ファンドからの投資
9. 中小企業投資育成株式会社からの投資
10. 販路開拓コーディネート事業
11. 中小企業総合展への出展
12. 事業承継新事業活動支援補助金の補助率及び補助上限の高上げ
13. 設備貸与制度の特例
14. 国際規格認証取得促進助成金
15. 県制度融資の特別融資制度（新事業展開強化資金）

●計画作成の支援について

商工会議所、商工会、島根県中小企業団体中央会、しまね産業振興財団へご相談ください。

お問い合わせ

島根県商工労働部 中小企業課 経営力強化支援室
TEL 0852-22-5285 FAX 0852-22-5781
島根県西部県民センター商工観光部 商工振興課
TEL 0855-29-5649 FAX 0855-22-5306
ホームページ <https://www.pref.shimane.lg.jp/keieishien/>

モノ作り中小企業の連携(グループ)による取引拡大や市場創出を支援します。

ものづくり企業の連携した取組を支援

●目的

ものづくり企業における、国内市場の縮小やグローバルな競争の影響による大手企業の生産拠点の海外移転や海外調達加速化が進行する中、地域の企業が連携した取組により、取引拡大または新たな取引開始を目指すことにより、企業の競争力強化を促進し、地域経済への波及効果を図る。

●対象者と業種

- ・ 3社以上の中小製造業により構成される企業グループ
- ・ 製造業

●事業内容

- (1) 経営革新計画承認 〈※各種支援施策の優遇措置付与の為に必要〉
 - ・ 取引先からの継続的な受注獲得を目指し、地域経済への波及効果の高い事業を踏まえた3年以上の経営革新計画を申請していただき、県知事の承認を受けていただきます。
- (2) 各種支援施策の利用
 - ・ 承認計画に基づく事業実施にあたり、経営・技術・販路の各種支援施策により支援します。

(助成上限額の増額や制度利用回数の増加による優遇措置)
 ※各種支援施策の利用については、別途、審査会等を受けていただきます。

経営革新計画の承認について、詳しくは島根県商工労働部中小企業課経営力強化支援室(0852-22-5288)にお問い合わせください。

お問い合わせ

公益財団法人 しまね産業振興財団 経営支援課 総合相談グループ
 TEL 0852-60-5115
 E-mail con@joho-shimane.or.jp

●支援施策と優遇措置

| 項目 | 支援施策 | 事業概要 | 制度内容（通常） | 制度企業優遇 (計画承認グループ用) |
|----|-------------------------------|---|-------------------------|------------------------------|
| 共通 | ①ものづくりアドバイザー派遣事業 (専門家派遣事業) | 経営・技術・販路等に関する 専門家を派遣し、各社の課題 解決を支援 | 1社あたり6回まで派遣 | ・左記、各社枠とは別に、 企業グループは、6回派遣 |
| 販路 | ②国際規格等取得促進事業 | 県内企業が、ISO等の国際 規格等の認証取得を目指す取 組に係る経費を助成 | ・助成率 1/2 ・助成上限 100万円 | ・助成率 1/2 ・助成上限 200万円 |
| | ③戦略的取引先確保推進事業 (専門展示会出展助成) | 県内製品・技術の販路拡大の ため、首都圏等で開催される 専門展示会への出展に係る経 費を助成 | ・助成率 1/2 ・助成上限 30万円 | ・助成率 1/2 ・助成上限 90万円 |

お問い合わせ

公益財団法人しまね産業振興財団 経営支援課 総合相談グループ
 TEL 0852-60-5115
 E-mail con@joho-shimane.or.jp

創業・新事業創出

I - 07

県内で生産された新商品等の販路開拓を支援します

島根県新商品等による新事業分野開拓事業者認定制度

● 事業内容

新商品（物品）の生産又は新役務の提供により新たな事業分野の開拓を図る事業者を県が認定し、事業分野開拓に係る新商品（物品）又は新役務を、県が随意契約で購入又は役務の提供を受けることを可能とすることで、商品等開発と販路開拓を支援します。

● 対象者

島根県内に主たる事業所を有し、県内において新商品を生産する方又は新役務を提供する方

● 主な認定要件

- ① 「新商品又は新役務」が県の機関において用途が見込めるものであり、商品化後又は役務提供後概ね5年以内の商品又は役務であること
- ② 「新商品又は新役務」は、概ね商品化されている商品又は既に提供されている役務とは著しく異なる使用価値を有し、実質的に別個の範疇に属するものであると認められること

お問い合わせ

島根県商工労働部 産業振興課 総務企画係

TEL 0852-22-5486

E-mail sangyo-shinko@pref.shimane.lg.jp

研究技術開発、社員教育、人材育成

県内企業の次世代産業分野への進出・展開のために、研究開発・人材育成を技術的に支援します

次世代産業推進技術イノベーション事業

県内企業の技術基盤の強化と研究開発力の強化を両輪で進め、県内産業の次世代分野等への進出や展開を推進するため、産業技術センターが、研究開発や、人材育成支援などの技術的な支援を行います。

●事業内容

○技術基盤の強化

- ・「生産性向上・高度化支援事業」生産性向上や人材育成の支援

これまで培った産業技術センターの有する技術成果、情報、機器類をもとに、ものづくり産業の技術基盤となる高度技術人材の育成や、工場等のデジタル化技術の導入を促進するセミナーや技術研修などを行います。

○研究開発力の強化

- ・「先進製品・技術開発支援事業」新製品・新技術開発の支援

新製品の開発や、次世代産業分野等の新分野への参入、知的財産の活用など、技術力で新たな事業展開を志向する企業の研究開発ニーズに対応した研究テーマにより共同研究を行います。広く企業ニーズを捉えるために研究テーマの一部は、公募により選定します。

- ・「環境配慮・資源循環技術推進事業」環境対応技術強化の支援

脱炭素化やSDGs等の機運の高まりにより、次世代産業分野としても成長が期待できる環境分野について、環境に配慮した新製品開発や廃棄物削減等の技術強化をテーマとした共同研究を行います。広く企業ニーズを捉えるため研究テーマの一部は、公募により選定します。

お問い合わせ

島根県産業技術センター

〒690-0816 松江市北陵町1 (テクノアークしまね内)

TEL 0852-60-5140 FAX 0852-60-5144

E-mail siit-kikaku@pref.shimane.lg.jp

URL <https://www.shimane-iit.jp>

グリーンビジネスに取り組む企業を支援します

島根グリーンビジネスフォーラム

県内製造業のグリーンビジネス（環境・エネルギー分野）への参入、事業拡大を推進するため、「島根グリーンビジネスフォーラム」を開設し、グリーンビジネス展開へ向けた普及啓発、戦略構築、事業化までを各種支援メニュー（下記）によりきめ細かく支援します。

●各種支援メニュー

| 支援メニュー | 実施内容 | 参加料 |
|--------------------|-----------------------------------|----------|
| セミナー (年1回程度) | グリーンビジネスの普及啓発セミナー | 無料 |
| 各種プログラム (年6回以上) | グリーンビジネスの情報収集や戦略構築に資する研修会、交流会等の開催 | 3,000円/回 |
| 相談対応 | 専門家による情報提供やアドバイス | 無料 |
| 情報発信 | メーリングリストや会報による各種補助金、モデル事例等の情報提供 | 無料 |

※グリーンビジネスの具体例

- ・再生可能エネルギー分野への事業展開
- ・廃棄物・排水等の浄化・減量
- ・脱プラスチック素材や製品の開発
- ・リサイクル資源や未利用資源活用による製品開発
- ・その他環境配慮型製品の事業展開

お問い合わせ

島根県産業振興課 イノベーション推進係
 TEL 0852-22-5293 FAX 0852-22-5638
 E-mail greenforum@pref.shimane.lg.jp

技術開発 — 研究開発・技術開発

各種の分析や依頼試験等を行います

分析・試験

県内の試験研究機関等では、企業からの依頼に基づき、各種の分析や試験を行っています。詳細は各機関へお問い合わせください。

| 機関名 | 分析・試験の主な内容 |
|----------------|--|
| 島根県産業技術センター | <ul style="list-style-type: none"> ○定性分析（エックス線回折、電子顕微鏡による元素分析等） ○定量分析（水質分析、酒類分析、食品一般分析等） ○食品試験（微生物試験、保存試験） ○木材試験（材質試験、強度試験、塗膜試験等） ○燃料試験（石油類試験、石炭試験） ○機械器具等試験（機械器具等精密測定、材料試験等） ○金属試験（物理冶金試験、金属顕微鏡による試験、マクロ組織試験等） ○無機材料試験（原材料試験、製品試験、瓦耐風耐震試験等） |
| 島根県農業技術センター | ○農業に関する分析 土壌分析、農業用水分析、農作物分析、肥料分析 |
| 島根県畜産技術センター | ○飼料に関する分析 一般成分分析、ミネラル類 |
| 島根県中山間地域研究センター | ○木材に関する試験 材質試験、強度試験、実大強度試験、接着強度試験 |
| (公財) 島根県環境保健公社 | <ul style="list-style-type: none"> ○食品微生物検査 期限設定のための保存試験、施設の衛生検査、クレーム品(異常品)の原因研究、食中毒菌等の検出、微生物の同定検査 ○食品理化学検査 残留農薬等、汚染物質、食品添加物、金属類、乳及び乳製品、成分規格、栄養成分、ミネラル類、油脂類、おもちや、器具容器包装、放射性物質 ○水道水及び一般飲料水検査 ○クリプトスポリジウム・ジアルジア検査 ○プール水及び浴用水検査 (レジオネラ属菌検査等) ○食品製造用水検査 ○排水及び環境水検査 ○土壌検査 (溶出試験・含有量試験等) ○産業廃棄物等検査 ○温泉分析 ○室内空気化学物質濃度測定 (シックスクール測定) ○アスベスト濃度測定 ○作業環境測定・ばい煙測定・騒音・振動測定 ○生物調査・河川調査等 |

お問い合わせ

島根県産業技術センター TEL 0852-60-5140

島根県農業技術センター

〔土壌、農業用水、農作物、肥料に関する分析〕

資源環境研究部土壌環境科 TEL 0853-22-6984

島根県畜産技術センター

総務企画部 企画調整スタッフ TEL 0853-21-2631

島根県中山間地域研究センター

〔木材に関する試験〕

木材利用科

TEL 0854-76-3825

(公財) 島根県環境保健公社 環境事業推進課

TEL 0852-24-0207

島根大学との共同研究など

島根大学

島根大学は法文学部、教育学部、人間科学部、医学部、総合理工学部、材料エネルギー学部、生物資源科学部の7つの学部と5つの大学院、および、各種本部やセンターなどで構成される総合大学です。

島根大学では、地域の産業界と連携し、地域産業の活性化や地域イノベーションの創出をめざして下記の取り組みを行っています。お問い合わせは、地域未来協創本部産学連携部門または研究推進課までお願いします。お気軽にお尋ね下さい。

1. 科学技術相談
島根大学の教員が科学的、技術的な相談に応じます。
2. 共同研究
民間機関等外部の機関からの研究者（共同研究員）派遣及び研究費負担により、大学の教員と共同研究を行うことができます。
3. 受託研究
民間機関等外部の機関からの委託を受けて、大学の教員が研究を行い、研究結果を報告します。
4. 受託研究員制度
民間機関等外部の機関から派遣される技術者・研究者に対し、大学院と同じ程度の研究指導を行います。
5. 共同研究講座及び共同研究部門
共同研究を行うにあたり、外部からの研究費及び人件費負担により大学内に専任教員を配置した研究拠点を置くことができます。
この講座には企業名等の名称を含む講座名を付けることができます。
6. 学術・技術指導制度
大学の教員が、教育、研究及び技術上の専門知識に基づき指導、助言、コンサルティング等を行います。

お問い合わせ

島根大学地域未来協創本部（松江キャンパス）

産学連携部門

TEL 0852-60-2290 FAX 0852-60-2395

E-mail crcenter@ipc.shimane-u.ac.jp

ホームページ <http://www.crc.shimane-u.ac.jp/>

地域医学共同研究部門（出雲キャンパス）

TEL 0853-20-2912 FAX 0853-20-2913

E-mail cmrc@med.shimane-u.ac.jp

ホームページ <http://www.med.shimane-u.ac.jp/CMRC/index2.htm>

研究推進課 産学連携グループ

TEL 0852-32-6055 FAX 0852-32-9749

E-mail rsd-chiiki@office.shimane-u.ac.jp

松江高専との共同研究など

松江工業高等専門学校

松江工業高等専門学校では、地域の産業界の方々との研究協力を推進していくために、地域共同テクノセンターを設置しております。本センターでは、次のような制度を設けています。ご相談は、下記のお問い合わせ先までお願いいたします。

また、ホームページも開設しておりますのでご覧ください。

(URL:<https://chiikitechmatsue.matsue-ct.ac.jp/>)

○技術相談

地域の民間企業等が抱えるいろいろな技術的問題の解決に、本校教員がアドバイスや情報提供を行います。技術相談の結果、以下に示す共同研究や受託研究に結び付けることや場合によって、秘密保持契約及び研究成果有体物提供契約を締結する事があります。まずは問い合わせ先へご連絡ください。

○共同研究制度

民間企業等から研究経費等を受け入れて、本校の教員と民間等からの研究者が共同して研究を行う制度です。

○受託研究制度

民間企業等からの委託を受けた研究課題について、本校教員が委託者の負担する経費により公務として研究を行う制度です。その研究成果は委託者に報告されます。

○寄附金

学術研究又は教育研究の奨励を目的とする経費として、民間企業等あるいは個人篤志家から受け入れる寄附金です。この寄附金はその主旨に沿って使用され、学術研究や教育の充実・発展に活用されます。寄附していただく際に研究者を指定することが可能です。

お問い合わせ

(独) 国立高等専門学校機構 松江工業高等専門学校 総務課企画係
TEL 0852-36-5116 FAX 0852-36-5119
E-mail kikaku@matsue-ct.jp

県内 IT 企業の魅力発信と技術者育成に

大学生等のIT技能習得促進事業

●事業の目的

県では、IT産業の振興を図るため、人材育成・確保、技術力強化、販路開拓等の支援を実施しています。このような中、IT関連の人材については不足が見込まれており、IT産業を支える専門性の高い人材の育成・確保を促進します。

●事業概要

大学等でIT関連技術を学ぶ現役学生が、技能習得を目的とした比較的長期のインターンシップ等に参加する場合に技能習得、宿泊費及び交通費を支援します。

| | | | |
|---------------|--|---------------|------|
| 対 象 者 | 大学生等 (大学、大学院、高等専門学校、高等専門学校専攻科、専門学校等の在籍生) ・島根県内に事務所を有するIT企業が実施するインターンシップ等に5日以上参加できる者。 | | |
| インターンシップ受け入れ先 | 島根県内に事務所を有するIT企業 | インターンシップ等実施日数 | 5日以上 |
| 支援内容 | | | |
| 技能習得支援 | 技能習得支援金 4,000 円/日×日数 ※給付の上限は21日 | | |
| 宿泊費支援 | ・1泊あたりの宿泊実費(上限:9,800円)の全額 ・自宅からの参加が困難な者に限る。 ・給付の上限は22日(インターンシップ等参加に必要な前後泊を含む。) | | |
| 交通費支援 | 交通費の全額(上限:20,000円) ・自宅からの参加が困難な者に限る。 | | |
| 負担割合 | 県1/2 ※未来サポートプログラム1/2 | | |

※未来サポートプログラム 将来の島根を支える若者の県内就職につなげることを目的として県内企業等から募った協賛金を財源とした活動

お問い合わせ

島根県中小企業団体中央会

TEL 0852-21-4809

FAX 0852-26-5686

雇用・人材

県内企業の魅力発信を応援します

大学生等のインターンシップ等促進事業

●事業の目的

インターンシップ及び仕事体験は、企業等の業態、業種又は業務内容について学生の理解を促すきっかけの一つであり、企業の魅力を発信するために有益な取り組みです。

●事業概要

【しまね短期仕事体験】

しまね短期仕事体験への参加を希望する大学生等と県内事業所とのマッチングを強化することにより、県内事業所に対する理解を深め県内就業の促進を図ります。

【しまね学生インターンシップ】

しまね学生インターンシップ（5日間以上の就業体験）の情報を、県内就職を希望する卒業前年次の学生が多く利用するジョブカフェしまねサイトにまとめて掲示することで、学生の長期休暇期間（夏休み）に実施する県内事業所での就業体験への参加促進を図ります。

【しまね1 Day仕事体験】

1 Day仕事体験（1日程度の単位の仕事体験）の情報を、県内就職を希望する学生が多く利用するジョブカフェしまねのサイトにまとめて掲示することで学生の参加促進を図ります。

「しまね短期仕事体験」「しまね学生インターンシップ」及び「しまね1 Day仕事体験」に参加する対象学生については、「しまね就職活動応援事業」により居住地からの交通費・宿泊費を助成します。（詳細は1-27（P.232）参照）

詳しくは下記までお問い合わせください。

お問い合わせ

(公財) ふるさと島根定住財団 (ジョブカフェしまね)
TEL 0852-28-0694 FAX 0852-28-0692
E-mail newjobcafe@teiju.or.jp
(ジョブカフェしまねサイト)
<https://www.gogo-jobcafe-shimane.jp/>

若年未就業者の受入を検討してみませんか

若年未就業者就職促進事業

●事業の目的

地域若者サポートステーションの利用者が短期若しくは長期の就労体験を行うことにより、若年未就業者の職業的自立を図る。

●事業概要

県内企業等が実施する就労体験事業を利用する若年未就業者に対して奨励金を、受入企業に対して謝金を支給します。

体験分野：全ての業種

年齢：15歳～49歳（地域若者サポートステーション利用者）

期間：①短期 3～10日

②長期 11日～3ヶ月

助成額：①短期 本人 日額 2,400円

受入先 日額 1,200円

②長期 本人 月額 120,000円

受入先 日額 1,200円

お問い合わせ

サポステ松江（しまね東部若者サポートステーション）
 TEL 0852-33-7710 FAX 0852-33-7712
 サポステ出雲（しまね東部若者サポートステーション）
 TEL 0853-31-6663 FAX 0853-31-6767
 サポステ浜田（しまね西部若者サポートステーション）
 TEL 0855-22-6830 FAX 0855-25-9020

施設や工場の新設・増設、設備の更新などをお考えの企業の方へ

地域未来投資促進法に基づく支援

●概要

島根県では、地域の特性を活かした成長性の高い新たな分野（下記「対象業種」参照）に挑戦する取組み（民間企業等による投資）を支援します。

※令和5年度中の「島根県地域未来投資促進基本計画」見直しにより変更となる場合があります。

（対象業種）

- ・機械金属関連産業 ・電気・電子関連産業 ・食品関連産業
- ・木材・住宅関連産業 ・繊維・医療関連製造業等 ・情報関連産業
- ・ヘルスケア関連産業 ・観光関連産業 ・農林水産業

●主な支援の内容

1. 国税・地方税（県税及び市町村税）にかかる課税の特例措置

| | |
|--------------|--|
| 国 税 (法人税) | <p>■機械装置・器具備品：特別償却40% 又は 税額控除4% ※上乗せ要件を満たす場合：特別償却50% 又は 税額控除5%</p> <p>■建物等：特別償却20% 又は 税額控除2%</p> |
| 県 税 | <p>P.243に詳しく掲載していますのでご確認ください。</p> <p>■不動産取得税（土地、建物・附属設備にかかるもの）：免除</p> <p>■固定資産税（構築物にかかるもの）免除（3年間） ※地方税法第740条の規定に基づく大規模な償却資産にかかる固定資産税</p> |
| 市町村税 | <p>■固定資産税（土地、建物・附属設備にかかるもの） 免除 又は 不均一課税</p> <p>※各市町村の条例により異なります。</p> |

対象となる設備等：取得価額が1億円（農林水産関連産業は5,000万円）を超える土地及び建物・附属設備

2. ㈱日本政策金融公庫による低利融資制度

⇒詳細はP.7をご確認ください。

3. 中小企業信用保険の特例

など

●支援を受けるには…

▶「地域経済牽引事業計画」を策定し、県知事の承認を受ける必要があります。
※承認を受けるには、「島根県未来投資促進基本計画」(*)に定める要件を満たす必要があります。※令和5年度中に見直し予定

～地域経済牽引事業～

地域の特性を活かして高い付加価値を創出し、また地域内の取引拡大など地域の事業者には相当の経済的効果を及ぼす事業

▶課税の特例措置を受けるには、事業の着手（発注・契約）の前に、「地域経済牽引事業計画」の県の承認を受け、国に別途手続きを行う必要があります。
詳細は、下記までお問い合わせください。

お問い合わせ

島根県商工労働部 商工政策課 政策企画スタッフ

TEL 0852-22-5595 FAX 0852-22-6039

県営工業団地へ進出される方へ

県営工業団地割賦分譲制度

県営工業団地内の土地を取得される際に、分譲代金を割賦で支払うことができる制度です。

● 団地ごとの要件

| 団地名 | ソフトビジネス パーク島根 | 石見臨空 ファクトリーパーク | 江津工業団地 |
|------------------------------|---|---|---|
| 対象業種 (右欄のいずれかに 該当する業種) | <ul style="list-style-type: none"> ・研究開発型企業 ・ソフト産業 ・自然科学研究所 ・人文・社会科学研究所 ・人材育成機関 ・不動産賃貸業 ・その他知事が認める業種 | <ul style="list-style-type: none"> ・製造業 ・ソフト産業 ・自然科学研究所 ・不動産賃貸業 ・サービス業 ・その他知事が認める業種 | <ul style="list-style-type: none"> ・製造業 ・ソフト産業 ・自然科学研究所 ・運輸業 ・卸、小売り業 ・エネルギー供給業 ・その他管理者が認める業種 |
| 面積要件 | <ul style="list-style-type: none"> ・1,000㎡以上取得 ・分譲契約後、3年以内に操業が見込めること | | |

● 支払方法

| 区分 | 元金均等払い | 元利均等払い | 元金据置 |
|---------|--|--------------------------------|-----------------------|
| 一時金 | 分譲代金の20%以上 | | |
| 期間 | 10年以内 (うち据置3年以内) 元金均等半年賦 | 10年以内 (うち据置3年以内) 元利均等半年賦 | 据置10年以内 元金一括払い |
| 割賦利率 | 0.20% | | |
| 所有権移転時期 | 一時金支払い後 (分譲代金完納まで、第1順位の抵当権及び買戻権を設定します。) | | |

お問い合わせ

島根県商工労働部 企業立地課 立地推進第一係
 TEL 0852-22-5295 FAX 0852-22-6080
 E-mail kigyoriichi@pref.shimane.lg.jp

企業誘致・工場建設

県営工業団地へ進出される方へ

県営工業団地土地貸付（リース）制度

県営工業団地へ進出される場合に、土地をリースできる制度です。

| 対象団地名 | ソフトビジネスパーク島根 | 石見臨空ファクトリーパーク | 江津工業団地 | 臨海工業団地 |
|-------|--|---|--|---------------------------------|
| 面積要件 | 1000㎡以上使用 | | | なし |
| 対象企業 | 研究開発型企業、ソフト産業、自然科学研究所、人文・社会科学研究所、人材育成機関、不動産賃貸業、その他知事が認める業種 | 製造業、ソフト産業、自然科学研究所、不動産賃貸業、サービス業、その他知事が認める業種 | 製造業、ソフト産業、運輸業、卸・小売業、エネルギー供給業、自然科学研究所その他管理者が認める業種 | 製造業、電気・ガス業、運輸業、その他知事が認める業種を含む企業 |
| 貸付条件 | 期間 | 10年以上20年以下（借地借家法に基づく事業用定期借地） | | |
| | 貸付料金（年） | 分譲代金×5%＋固定資産税相当額 | | |
| | 保証金 | なし | | |
| | その他 | 土地の形状変更や登記等にかかる費用は、借地される企業に負担していただきます。また、貸付期間満了後は、原状回復のうえ、返還していただきます。 | | |

お問い合わせ

島根県商工労働部 企業立地課 立地推進第一係
 TEL 0852-22-5295 FAX 0852-22-6080
 E-mail kigyo-richi@pref.shimane.lg.jp

販路拡大を目指す事業者を支援します

しまね食品バイヤーズカタログ・海外向けしまねバイヤーズカタログ

1. しまね食品バイヤーズカタログ

全国の小売業・卸売業等のバイヤー向けの島根県産品情報が検索できるWEBサイトです。島根県が開設・運営しています。

<https://www.shimane-f-buyers.jp/>

商品の掲載を希望される方は、メーカー会員登録の後、IDとパスワードでログインし、商品情報をご登録ください。

【概要】

- (1) 目的：食品バイヤーに商品検索サイトとして活用いただき、バイヤーと県内事業者の取引開始の契機となること。
- (2) 商品を掲載できる方：
 - ・島根県内に事業拠点がある食料品・飲料製造事業者
 - ・島根県内の農林漁業者
- (3) 掲載可能商品：加工食品・飲料・農林水産品等で以下の要件を満たす商品
 - ・島根県産品であること
 - ・食品表示等の規制に関する各法令の内容に適合しているもの
- (4) 掲載料：無料
- (5) 掲載商品数：制限はありません
- (6) 注意事項：
 - ・島根県が商取引の仲介をするものではありません。
 - ・本サイトを契機に成立した商取引について、島根県は一切の責任を負いません。
 - ・与信管理は自社で行ってください。

●特集ページ

年に数回、サイト内で特定のテーマに基づいた商品を集めて、「特集ページ」として掲載します。

2. 海外向けしまねバイヤーズカタログ

島根県産の食品を海外へ向けてPRするため、英語、日本語、中国語のWEBサイトを開設しています。

<https://www.shimanebuyers.com/>

お問い合わせ

島根県しまねブランド推進課

食品産業支援第一係

TEL 0852-22-5284

FAX 0852-22-6859

(海外向け) 海外展開支援室

TEL 0852-22-5633

パートナー探し、海外展開、受注販路拡大

国（経済産業省）の機関である中小企業基盤整備機構が運営するビジネスマッチングシステム

J-GoodTech (ジェグテック)

●事業内容

中小企業基盤整備機構が運営する日本の中小企業と大手企業、海外企業、中小企業同士をつなぐ、BtoB（企業間取引）向けビジネスマッチングシステムです。

●対象者

国内外での技術提供や販売提携など広く事業展開を目指す中小企業（製造業、流通業、企業向けサービス業）

●支援内容

- (1) ジェグテックサイト内に自社の専用のページを持ち、自社の製品・商品・技術・サービス等を、国内外のジェグテック登録企業に向けて発信できます。
- (2) 大手企業や海外企業、中小企業からのニーズ情報（引き合い情報）を入手し、提案を行なうことで、技術提携、共同開発パートナー、生産委託先等、貴社のご要望に応じて新規取引先を探索することが可能です。
- (3) ジェグテック登録企業向けの商談会等を開催しております。
- (4) 全国の中小機構のコーディネーターがマッチングをサポートします。

●特記事項

- ・登録制（募集はHP上で随時受け付け）
- ・登録・サービスの利用は、全て無料
- ・登録数

中小企業：約23,000社、大手企業：約800社、海外企業：約8,000社（2023年3月時点）

お問い合わせ

独立行政法人中小企業基盤整備機構 中国本部 地域・連携支援課
TEL 082-502-6688 FAX 082-502-6690
E-mail renkeishien-chugoku@smrj.go.jp
ホームページ <https://jgoodtech.smrj.go.jp/pub/ja/>

販路拡大・改良支援

1 - 21

[加工食品外貨獲得支援事業] 県産品の販路拡大、商品のブラッシュアップに活用してください

県外県産品販路開拓事業

●対象者

県外での販路拡大を目指す県内の食料品・飲料製造事業者

●事業内容

県外での販路拡大を目指す県内の食料品・飲料製造事業者を対象に、大都市圏におけるしまね県産品販売パートナー店等の小売店等のバイヤーに対し県産品の紹介・斡旋を行うことで、販売拡大を支援します。

また、バイヤー等から得た消費者ニーズやマーケットの状況をフィードバックし、商品改良を支援します。

- (1) 県と連携して県産品を取扱うしまね県産品販売パートナー店及び新たに開拓した県産品の取扱店に対して、県産品の斡旋を行う
- (2) 県外小売店での島根フェアの開催などによるテストマーケティングを行うほか、事業者がバイヤーに実際に商談する商談会を開催する
- (3) 消費者ニーズやマーケット状況を把握し、事業者にフィードバック
- (4) 商品開発・改良に向けた伴走支援を行う

お問い合わせ

島根県しまねブランド推進課

食品産業支援第一係 TEL 0852-22-5272

食品産業支援第二係 TEL 0852-22-6398

FAX 0852-22-6859

雇用・人材

仕事と生活の両立支援企業を応援します

しまね子育て応援企業（こっころカンパニー）認定制度

従業員の子育てを積極的に応援する企業を「こっころカンパニー」として認定し、県がPRなどを行います。

●認定のメリット

◇認定企業を積極的にPRします。

- …企業のイメージアップと優秀な人材の確保につながります。
- ・県のホームページなど様々な広報媒体を活用してPRします。
- ・広告、商品、求人広告などへの「こっころカンパニー」ロゴマークの使用ができます。
- ・優れた取組の企業を「プレミアムこっころカンパニー」として表彰します。



こっころカンパニー
ロゴマーク

◇仕事と生活の両立につながる優良な取組を支援する補助制度があります。
（※しまね女性の活躍応援企業登録も必要です。本書P.230参照）

- ・「女性活躍のための働きやすい環境整備支援事業費補助金」（県内中小企業等のみ）（本書P.171参照）

◇融資制度での優遇

- ・県のまち・ひと・しごと創生資金において低利の融資が受けられます。
- ・商工中金の「しまね子育て応援企業サポートローン」が利用できます。

◇入札制度等での優遇

- ・県の建設工事入札参加資格審査において加点されます。
- ・県の建設工事総合評価方式の評価項目において加点されます。
- ・県庁舎の清掃業務・各種警備業務委託の入札参加資格審査において加点されます。
- ・県の物品調達等において、指名競争入札の指名先や随意契約の際の見積先を含められ、受注の機会が増えます。

●認定の基準

こっころカンパニー認定審査票において、各企業の「仕事と子育ての両立支援」、「働き方の見直し」、「男女共同参画」への取組状況を審査・認定し、「認定書」を交付します。

※詳細は、県ホームページで確認、または、下記にお問い合わせください。

お問い合わせ

島根県政策企画局 女性活躍推進課

TEL 0852-22-5463 FAX 0852-22-6155

E-mail josei-katsuyaku@pref.shimane.lg.jp

ホームページ

こっころカンパニー

検索



「イクボス宣言」をして、魅力ある会社・組織を目指しましょう！

しまねイクボスネットワーク加入登録制度

「イクボス」の取組を県内全体に広めるという趣旨に賛同する企業の代表者を募集しています。

県のホームページでの紹介等を通じて、加入企業の取組をPRします。

●「イクボス」とは

部下の仕事と育児や介護など私生活との両立を考え、そのキャリアと人生を応援しながら、期待される効果をあげ、自らも人生を楽しむことができる上司（経営者・管理職）を指します。

●ネットワーク加入登録のメリット

◇登録企業を積極的にPRします。

…企業のイメージアップと優秀な人材の確保につながります。

・県のホームページなど様々な広報媒体を活用してPRします。

・「しまねイクボスネットワーク」のロゴマークの使用ができます。

◇しまねイクボスネットワーク企業交流会の開催

しまねイクボスネットワークの加入企業を対象に、県外企業の先進事例を学ぶ交流会を開催しています。

令和5年度に実施する交流会の詳細は、決定次第島根県女性活躍推進課ホームページに掲載いたします。

●ネットワーク加入要件

島根県内に本社または事業所等を置く企業・団体が対象です。

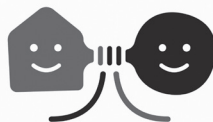
・企業・団体の代表者が「イクボス宣言」を行っていること。

・申込書に記載の内容、イクボス宣言文・取組内容を公表することに同意すること。

・労働関係法令を遵守していること。

※申込書や、その他制度の詳細については、島根県女性活躍推進課ホームページで確認、または下記にお問い合わせください。

繋がる
幸せ
広がる
が
想
い



しまねイクボス
ネットワーク

shimane ikuboss network

しまねイクボス
ネットワーク
ロゴマーク

お問い合わせ

島根県政策企画局 女性活躍推進課

TEL 0852-22-5245 FAX 0852-22-6155

E-mail josei-katsuyaku@pref.shimane.lg.jp

ホームページ

結婚を望む従業員の出会いを応援します

しまね縁結びサポート企業登録制度

結婚を望む従業員の出会いや結婚を応援する企業、団体等を「しまね縁結びサポート企業」として登録し、島根県及び一般社団法人しまね縁結びサポートセンター等が実施する結婚支援事業の情報を提供することにより、サポート企業で働く独身者の結婚を応援する制度です。

●サポート企業のメリット

- ①しまね縁結びサポートセンターが、しまねコンピューターマッチングシステム「しまコ」の出張登録会を行います。
- ②島根県のホームページ等で広報・PRを行います。
- ③独身者向けアンケートの集計結果や若年者向けのライフプラン設計に関する講座情報の提供を行います。

●サポート企業の要件

- ①島根県内に事業所等がある企業・団体であること
※内部組織単位でも可（支社、支店、工場、従業員互助会、協議会など）
- ②提供する情報を従業員に周知する等の役割を担う「担当者」を設置すること

●サポート企業の役割

次の情報を、結婚を希望する従業員にお知らせください。

- ①島根県、しまね縁結びサポートセンター、市町村等が実施する婚活イベント情報
- ②縁結びボランティア「はぴこ」やしまねコンピューターマッチングシステム「しまコ」に関する情報

●サポート企業の登録手続き

島根県のホームページに掲載している「登録申込書」を提出してください。書類審査後、「登録証」を交付します。

●登録企業数

345企業・団体（令和5年3月31日現在）

お問い合わせ

島根県 健康福祉部 子ども・子育て支援課
〒690-8501 松江市殿町1番地
(事務室：松江市殿町2番地 第2分庁舎2階)
TEL 0852-22-5790 FAX 0852-22-6124

女性の能力と発想を企業の力に

しまね女性の活躍応援企業登録制度

女性の活躍推進に向けて積極的に取り組む企業・団体を「しまね女性の活躍応援企業」として登録し、県がPRなどを行います。

●登録のメリット

◇登録企業を積極的にPRします。

- …企業のイメージアップと優秀な人材の確保につながります。
- ・県のホームページなど様々な広報媒体を活用してPRします。
- ・「しまね女性の活躍応援企業」のロゴマークの使用ができます。
- ・優れた取組の企業を表彰します。

◇女性の就業環境の整備や採用の増加につながる優良な取組を支援する補助制度があります。（※しまね子育て応援企業（こころカンパニー）認定も必要です。本書P.227参照）

- ・「女性活躍のための働きやすい環境整備支援事業費補助金」（県内中小企業等のみ）（本書P.171参照）

◇入札制度等での優遇

- ・県の建設工事入札参加資格審査において加点されます。
- ・県庁舎の清掃業務・各種警備業務委託の入札参加資格審査において加点されます。
- ・県の物品調達等において、指名競争入札の指名先や随意契約の際の見積先に含められ、受注の機会が増えます。

◇融資制度での優遇

- ・県のまち・ひと・しごと創生資金において低利の融資が受けられます。

●登録の手続き

一般事業主行動計画（女性活躍推進法）を策定し、労働局に届け出た写しを「しまね女性の活躍応援企業登録申請書」に添付かつ、外部に公表（自社HPへの掲載等）して、提出してください。書類審査後、「登録証」を交付します。
※詳細は、県ホームページで確認、または、下記にお問い合わせください。



応援企業ロゴマーク

お問い合わせ

島根県政策企画局 女性活躍推進課

TEL 0852-22-5463 FAX 0852-22-6155

E-mail josei-katsuyaku@pref.shimane.lg.jp

ホームページ

しまね女性の活躍応援企業

検索

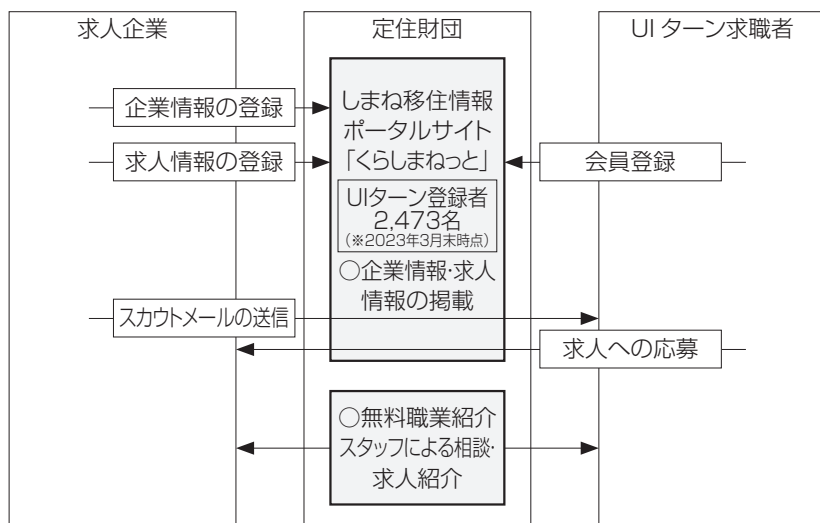
Uターン・Iターン希望者採用支援

UIターン希望者に対する無料職業紹介

UIターン者の採用を希望される事業所とUIターン希望者との仲介役として、「無料職業紹介」を行います。

無料職業紹介のご利用には、しまね移住情報ポータルサイト『くらしまねっと』への企業登録が必要です。登録していただくと、スタッフを介しての人材紹介のほか、求人情報の掲載や求職者へのスカウトメールの送信、採用の進捗管理も可能です。

●サービスの流れ



くらしまねっと

検索

<https://www.kurashimannetto.jp>

お問い合わせ

(公財) ふるさと島根定住財団 UIターン推進課
 TEL 0852-28-0690 FAX 0852-28-0692
 E-mail uiturn@teiju.or.jp

(公財) ふるさと島根定住財団 石見事務所
 TEL 0855-25-1600 FAX 0855-25-1630
 E-mail iwami@teiju.or.jp

(公財) ふるさと島根定住財団 しまね移住支援サテライト東京
 TEL 03-6281-9800 FAX 03-6281-9801
 E-mail soudan-tokyo@teiju.or.jp

島根県内での就職活動を応援します

しまね就職活動応援事業

●事業の目的

県内外の大学等に在籍する学生が、県内企業において就職活動を行う際に発生する費用を支援することで、県内企業に対する理解の促進と県内就職の促進を図ります。

●事業概要

| | |
|-------|---|
| 対象者 | 島根県内外の大学、短期大学、高等専門学校及び専修学校等を令和6年3月卒業の学生（島根県出身者以外も対象） ※しまね登録に登録している者に限る |
| 要件 | 島根県内企業が島根県内で開催する説明会、合同企業説明会（企業ガイダンス等）、面接、適性試験、筆記試験、企業見学、県内企業が県内で実施するインターンシップ等に参加すること ・ただし、片道税込3,000円以上の交通費を要する者に限る。 公務員試験、行政機関ガイダンス等は対象外 ・別途助成制度のある大学生等のIT技能習得促進事業を除く。 |
| 対象期間 | 卒業前年度10月～翌年9月末 |
| 助成内容 | 下記費用について、それぞれ助成します。 ◆交通費 ・居住地から県内目的地間の交通費の全額 ・領収書の発行が可能なものに限り ◆宿泊費 ・1泊あたりの宿泊実費（上限：9,800円 10泊まで）の全額 |
| 助成上限額 | 60,000円（対象期間内・原則、県1／2、※未来サポートプログラム1／2） |
| その他 | 「しまね短期仕事体験」「しまね学生インターンシップ」に参加する対象学生については、卒業年次・対象期間等に関わらず同様の支援があります |

詳しくは下記までお問い合わせください。

※未来サポートプログラム 将来の島根を支える若者の県内就職につなげることを目的として県内企業等から募った協賛金を財源とした活動

お問い合わせ

（公財）ふるさと島根定住財団（ジョブカフェしまね）

TEL 0852-28-0694

（ジョブカフェしまねサイト）<https://www.gogo-jobcafe-shimane.jp/>

県内企業の皆さまと優秀な人材との縁結びをサポート

ジョブカフェしまね(ふるさと島根定住財団)

ジョブカフェしまねは、島根県内外の学生との独自のつながりを活かし、様々な企画で県内企業の皆様と学生の縁結びをサポートします。ジョブカフェしまねに企業登録していただくと、次の支援事業を活用できますので、お気軽にご相談ください。

●ジョブカフェしまねのサイト

島根県内最大級の無料就活情報サイトです。次の機能を活用し、効果的に就活に情報を届けることができます。

- ・画像や動画による魅力的な企業情報の発信
- ・求人情報やイベント情報の掲載
- ・匿名で公開された学生のWEB履歴書を閲覧しスカウトメールの送信 など

●ジョブカフェしまねのイベント（詳細はD-4（P.70）参照）

大学生等の就活の段階に合わせてイベントを開催します。

●大学生等のインターンシップ等促進事業

就業体験は、学生の将来的な就職先の選択に大きな影響を与える活動です。大学生等を対象に、就業体験・仕事体験を通して県内企業への理解促進を図ることなどを目的に実施しています。（詳細は1-14（P.219）参照）

●山陰中央新報「先輩のホンネ」掲載事業

学生やその保護者が県内企業を知る機会を増やすため、大学生等と年齢の近い先輩社員の県内企業での「仕事ぶり」や「やりがい」を新聞紙面で紹介します。

●採用力強化支援

ジョブカフェしまねの事業を活用した企業の採用力強化を支援します。

- ・インターンシッププログラム強化セミナー
- ・ジョブカフェしまねサイト活用方法の助言

お問い合わせ

(公財) ふるさと島根定住財団 (ジョブカフェしまね)

TEL 0852-28-0694

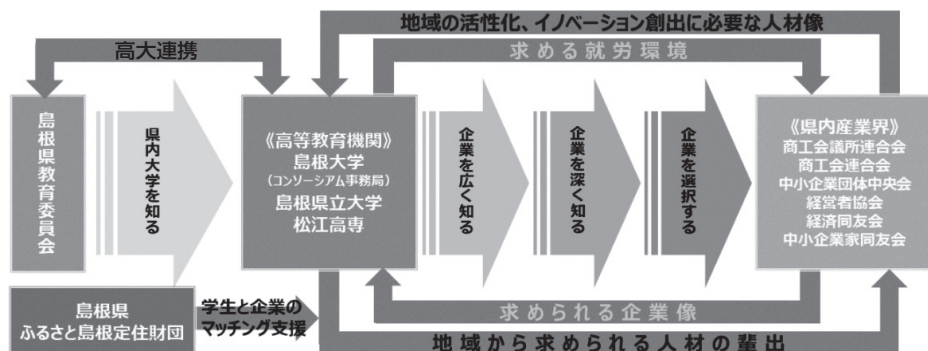
(ジョブカフェしまねサイト) <https://www.gogo-jobcafe-shimane.jp/>

地域を支え・地域で活躍する若者の育成と県内就職の促進

しまね産学官人材育成コンソーシアム

しまね産学官人材育成コンソーシアムは、地域を支え・地域で活躍する若者の人材育成と県内定着を目的に県内高等教育機関と経済団体、県等の12団体で構成しています。

コンソーシアムの目的の達成に向けて、①県内の高校生が県内大学を知る、②学生が企業を広く知る、③企業を深く知る、④企業を選択する、という全4つのステージを設定し、関係機関が連携して事業に取り組んでいます。



●主な取組

- ・県内大学を知る：高大接続事業の実施
- ・企業を広く知る：企業交流会、企業見学ツアー
- ・企業を深く知る：しまね大交流会、企業と連携した教育プログラム
- ・企業を選択する：企業説明会、インターンシップ等

●賛助団体（パートナー企業）を募集しています。

コンソーシアムと協働し、若者の県内定着に向けた取組を進める企業・NPO法人等の賛助団体（パートナー企業）を募集しています。

【募集要件等】※詳細は事務局までお問い合わせください。

- ・コンソーシアム事業に賛同する企業・NPO法人等
- ・賛助会費 1口：1万円から（1事業年度あたり）
- ・賛助団体は、コンソーシアムにおいて行う学生との交流会や企業と連携した教育プログラム等に参加できます。

お問い合わせ

島根大学地域未来協創本部（しまね産学官人材育成コンソーシアム事務局）
 TEL 0852-32-9814 E-mail:lsccr@riko.shimane-u.ac.jp
 URL <https://www.conso.shimane-u.ac.jp/>

雇用・人材

中山間地域・離島で国家資格取得を目指す方の奨学金返還を支援します

中山間地域・離島での資格取得促進事業(奨学金返還助成制度)

島根県育英会等の奨学金の貸与を受けている又は過去に受けていた学生・既卒者が、島根県内の中山間地域・離島の事業所に就業し、国家資格等を取得することを要件として、奨学金の返還額の全部または一部を助成します。

※本制度は令和元年度までに下記に入学した者をもって終了します。

(高等学校、専修学校高等課程、短期大学、大学(6年生学科を除く)、専修学校専門課程、大学院(一貫制博士課程除く)の卒業者、既卒者(Uターン済)は既に募集を終了しました。)

●募集期間

- ①高等専門学校、大学院(一貫性博士課程)……………令和5年度まで
- ②大学(6年生学科に限る)……………令和6年度まで

●対象者の要件

次に該当する者(島根県の同趣旨の助成を受けている対象者は除きます。)

新卒者 次のアからウの要件全てを満たす者

ア 募集年度の10月1日時点で、島根県育英会の奨学金、又は独立行政法人日本学生支援機構の奨学金の貸与を受けている者又は過去に受けたことのある者

イ 募集年度の翌年度の4月末日までに島根県内の中山間地域・離島に所在する事業所等に就業する予定の者

ウ 別に定める国家資格等を、就業後の実務経験を経て取得予定の者又は取得した者

※制度の詳細は下記までお問い合わせください

●助成額・期間

貸与額(利息を含む)のうち次の額まで、資格取得や就業要件を満たす期間中助成します。

- (1) 大学生等 最大288万円(年最大24万円) 就業開始年度から12年間
- (2) 高校生等 最大86万4千円(年最大9万6千円) 就業開始年度から9年間

お問い合わせ

公益財団法人島根県育英会
(松江市殿町8-3 島根県市町村振興センター3階)
TEL 0852-28-1981

人材育成

I - 31

県内企業のニーズに応じた人材育成を行っています

県立高等技術校

県立高等技術校では、新たに学校を卒業された方、離職・転職された方などを対象に、専門的な技術の習得や資格を取得するための職業訓練を実施しています。

なお、下記訓練科のほかにも離職者の方を対象に、介護分野など仕事に必要な知識・技能を習得する3カ月から6カ月の短期訓練及び国家資格等取得を目指した民間の専修学校等委託による2年間の長期訓練を実施しています。

● 訓練科

【普通課程】

| 校名 | 訓練科名 | 定員 | 期間 |
|---------|------------|-----|----|
| 東部高等技術校 | 美容科 | 20名 | 2年 |
| | 自動車工学科 | 20名 | 2年 |
| | 住環境・土木科 | 10名 | 2年 |
| | ものづくり機械加工科 | 10名 | 1年 |
| | Webデザイン科 | 10名 | 1年 |
| 西部高等技術校 | OAシステム科 | 10名 | 1年 |

【短期課程】

| 校名 | 訓練科名 | 定員 | 期間 |
|---------|----------|-----|-----|
| 東部高等技術校 | 建築科 | 15名 | 1年 |
| | 左官科 | 10名 | 1年 |
| 西部高等技術校 | 建築科 | 10名 | 1年 |
| | 機械加工・溶接科 | 10名 | 1年 |
| | 事務ワーク科 | 20名 | 6カ月 |

※事務ワーク科は前期10名、後期10名の定員です。

【短期課程】（障がい者訓練科）

| 校名 | 訓練科名 | 定員 | 期間 |
|---------|---------|-----|-----|
| 東部高等技術校 | 介護サービス科 | 10名 | 1年 |
| 西部高等技術校 | 総合実務科 | 10名 | 5カ月 |

※総合実務科は前期5名、後期5名の定員です。

※上記訓練科のほかにも障がいのある方を対象に、就職に必要な知識・技能を習得する1カ月から3カ月の訓練を民間教育訓練機関および企業等への委託により実施しています。詳しくは、各高等技術校へお問い合わせください。

お問い合わせ

東部高等技術校 TEL 0853-28-2733

西部高等技術校 TEL 0856-22-2450

中小企業の福利厚生制度の拡充に

勤労者共済会 (中小企業勤労者福祉サービスセンター事業)

●対象者

中小企業の従業員及び事業主

●事業内容

中小企業単独では実施が困難な福利厚生について、地域の中小企業の従業員と事業主が共同し、そのスケール・メリットを利用して大企業並みの福利厚生事業を行っています。令和5年4月1日現在、全県で約36,582名の方が会員になっています。

①慶弔給付金制度を完備しています

②健康診断受診料を助成します

③旅行やコンサートチケットを格安でご紹介します

④文化・教養講座を開催します

⑤割引指定店（小売店等）での割引等のサービスをご利用いただけます

●会費

会員1人につき、月額1,000円（原則1／2以上事業主負担）

お問い合わせ

東部・隠岐地域 （一財）島根県東部勤労者共済会（ジョイメイトしまね）

TEL 0852-28-6555

西部地域 （一財）島根県西部勤労者共済会（ジョイメイトいわみ）

TEL 0855-23-5365

退職金制度の形成に

中小企業退職金共済制度

●対象者

中小企業事業主

●事業内容

中小企業で働く従業員のための外部積立型の国の退職金制度です。事業主が雇用する従業員を対象に、中小企業退職金共済事業本部と退職金共済契約を結びます。

新規加入時と掛金月額増額時にそれぞれ国から助成を受けられます。

●助成内容

新規加入時：初めて加入する事業主に対して加入後4か月目から1年間、掛金月額の1/2（従業員ごと上限5,000円）を助成

※社会福祉施設職員等退職手当共済制度の加入事業主、解散存続厚生年金基金等、他の退職金共済から資産移換を希望する事業主は、対象になりません。

掛金月額増額時：18,000円以下の掛金月額を増額する場合、増額分の1/3を増額月から1年間助成

※同居の親族のみを雇用する事業主は、「新規加入助成」および掛金月額増額時の「月額変更助成」の対象になりません。

●その他

- ・掛金は全額非課税となります。
- ・パートタイマーの加入もできます。（特例掛金月額あり）
- ・従業員ごとの納付状況や退職金試算額を年一回事業主にお知らせしますので、退職金の管理が簡単です。
- ・掛金は事業主が指定した預金口座から振り替えられます。掛金以外の経費がかかりません。
- ・過去の勤務期間の通算（新規加入の企業のみ）や、中退共制度加入企業間を転職した場合などの通算ができます。
- ・解散存続厚生年金基金および特定退職金共済事業を廃止した団体からの移行先の一つです。

お問い合わせ

島根県商工労働部 雇用政策課 労働福祉係

TEL 0852-22-5297

独立行政法人勤労者退職金共済機構

中小企業退職金共済事業本部

TEL 03-6907-1234 FAX 03-5955-8211

中退共

検索



雇用環境整備

産業保健に関する相談・情報提供・研修の開催をしています（無料）

（独）労働者健康安全機構
島根産業保健総合支援センター

- 相談について
産業医、衛生管理者、産業看護職、事業場内メンタルヘルス推進担当者等産業保健スタッフ、事業主、人事労務担当者等からの産業保健に係る相談に専門家である産業保健相談員・促進員が対応いたします。相談は面談・電話・メール・ファックスにより応じます。また、専門的な支援が必要な場合には、産業保健相談員・促進員が事業場を訪問し、産業保健スタッフ等からの相談（実地相談）に対応し、必要な助言を行います。
- 情報提供について
産業保健等、情報をホームページ上に掲載しています。
また、定期的に情報誌「産業保健21」の配布やメールマガジンの配信も行っています。
- 下欄の各地域窓口では、労働者50人未満の事業場に対して、登録産業医・登録保健師等からの健康相談・健康指導等の産業保健サービスを提供しています。

お問い合わせ

独立行政法人労働者健康安全機構 島根産業保健総合支援センター
〒690-0003 島根県松江市朝日町477-17
松江SUNビル7階

TEL 0852-59-5801 FAX 0852-59-5881

・松江地域窓口（松江地域産業保健センター） 〒690-0048 松江市西嫁島2-2-23
TEL 0852-23-2972 FAX 0852-23-2978

・出雲地域窓口（出雲地域産業保健センター） 〒693-0023 出雲市塩冶有原町2-19-3
TEL 0853-21-1225 FAX 0853-21-1225

・浜田地域窓口（浜田地域産業保健センター） 〒697-0021 浜田市松原町277-8
TEL 0855-22-0967 FAX 0855-23-6192

・益田地域窓口（益田地域産業保健センター） 〒699-3676 益田市遠田町1917-2
TEL 0856-31-0545 FAX 0856-31-0543

●研修会等について

産業医、衛生管理者、産業看護職等の産業保健関係者を対象として、産業保健に関する専門的・実践的な研修会を開催しています。また、職場における労働者のメンタルヘルス、生活習慣病等の健康管理に関する理解と自主的な取組を促進するため事業者向けセミナー・労働者向けセミナーを実施しています。詳しくはホームページをご覧ください。

●メンタルヘルス対策支援について

中小規模事業場におけるメンタルヘルス対策を普及促進するため、メンタルヘルス対策促進員が事業場を訪問し、メンタルヘルス対策の導入に関する取組について支援を実施しています。また、管理監督者向けメンタルヘルス教育、若年労働者向けメンタルヘルス教育も実施しています。その他、ストレスチェック制度について、具体的なアドバイスを事業場訪問により実施しています。詳しくはホームページをご覧ください。

●事業場における治療と仕事の両立支援について

平成28年2月に厚生労働省から「事業場における治療と仕事の両立支援のためのガイドライン」が公表され、事業場が、がん、脳卒中など治療が必要な疾病を抱える労働者に対して、適切な就業上の措置や治療に対する配慮を行い、治療と仕事の両立ができるようにするため、事業場における取組がまとめられました。

このガイドラインの普及・啓発のため、事業者等を対象とした研修・セミナーを実施しているほか、両立支援制度の導入に関する支援を希望する事業場からの依頼に応じて、両立支援促進員が事業場を訪問して、管理監督者や労働者等に対して、治療と仕事の両立への理解を促す教育等の支援を実施しています。また、両立支援に関する事業者、人事労務担当者や、がん等の患者（労働者）からの相談に対応しています。さらに、患者（労働者）や事業者からの申し出に応じ、個別の患者（労働者）に係る健康管理について事業場と患者（労働者）との間の仕事と治療の両立に関する調整支援を実施しています。

お問い合わせ

独立行政法人労働者健康安全機構 島根産業保健総合支援センター
〒690-0003 島根県松江市朝日町477-17
松江SUNビル7階
TEL 0852-59-5801 FAX 0852-59-5881
ホームページ <https://www.shimanes.johas.go.jp/>
〔「島根産保」で検索して下さい〕

農業分野への参入を支援します

農業分野への進出支援

1 企業の農業参入

●農地を利用する

(1) 農地を取得する

企業が農業に参入し、農地を取得して農業経営を行う場合は、原則として農地法に規定された農地所有適格法人を設立することが必要であり、構成員や事業内容等についての要件を満たす必要があります。

(2) 農地を借入する

農地所有適格法人以外の法人も、業務執行役員のうち1人以上の者が耕作等の事業に常時従事等の要件を満たす場合、農地を借入することができます。

●農地を利用しない

農地を利用しない農業経営（例：温室による施設園芸、畜舎を活用した養鶏、農作業の受託等）を行う場合、農業参入にあたって農地法の要件を満たす必要はありません。

2 農業制度資金による支援

一定の要件を満たす農業参入法人が農業経営を行う際に必要となる機械や施設の設備資金等について、下記の農業制度資金を利用することによりより低利で借入れることができます。

| 対象資金 | 農業近代化資金 | 農業経営基盤強化資金 (スーパーL資金) |
|-------|--|-------------------------|
| 借入限度額 | 個人 3,600万円 法人 2億円 | 個人 3億円 法人 10億円 |
| 借入金利 | 0.80% (認定農業者0.35~0.75%) | 0.35~0.80% |
| 備考 | <ul style="list-style-type: none"> ・農業経営基盤強化資金は、認定農業者に限る。 ・認定農業者のうち、以下に該当する場合は、貸付当初5年間の実質無利子化の特例措置があります。 <ul style="list-style-type: none"> ・地域計画の目標地図に位置付けられた者 ・人・農地プランの中心となる経営体として位置付けられた者 ・地域における継続的な農地利用を図るものとして市町村が認める者 | |

・借入金利は、令和5年5月18日現在

3 地域をけん引する経営体が進出する際の支援

自らが有する出荷体制や販路、技術等を進出地域の農業者や農業法人等に波及・共有し、地域の中核となって産地化を図っていただける「地域けん引経営体」の進出を支援します。

- ①現地進出法人の設立経費を支援
25万円／法人（定額）
- ②経営開始期の優良な地域人材の確保を支援
60万円／人・年（最長2年間）
※将来的に農業法人を設立する意欲のある人材を雇用する場合
120万円／人・年（最長2年間）
- ③事務所賃料を支援
補助率1／2、補助金上限60万円／年、最長2年
- ④経営開始活動支援（島根型栽培の確立等）
補助率1／2、補助金上限100万円／年、最長2年
- ⑤基盤整備支援（市町村）
けん引経営体が参入する農地（整備費の15%上限）
- ⑥整備支援（担い手経営発展支援事業）
進出する際の機械等整備に係る経費に対する支援です。

| 事業種目 | 事業実施主体 | 補助率 |
|---|---|-------|
| 国庫補助事業の対象とならない 機械等の整備支援 (1) 簡易な基盤整備 (2) 生産等機械・施設 (3) 加工用機械・施設 ※ただし国庫補助事業の対象と ならないもの | ・進出地域の農業者や農業 法人等を巻き込んだ産地 づくり計画を作成し、認 定された農業法人等 | 1／3以内 |

いずれも市町村を通じた補助事業。補助上限額等の一定の採択要件あり。詳しい内容については、問い合わせ先までご相談ください。

お問い合わせ

島根県農林水産部 農業経営課

TEL 0852-22-6748

ホームページ <http://www.pref.shimane.lg.jp/nogyokeiei/>

企業誘致・工場建設

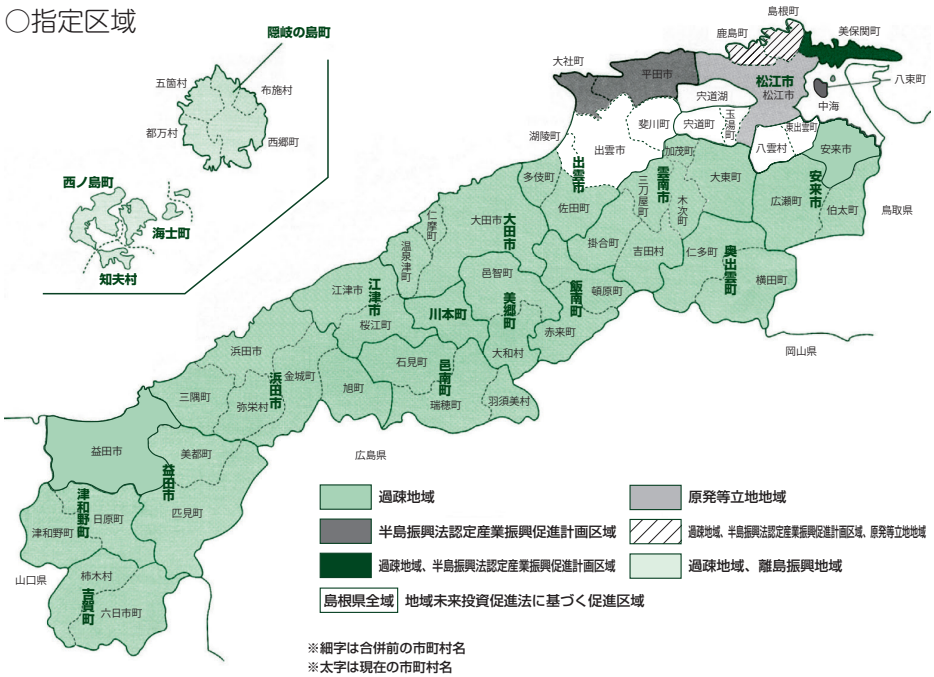
生産設備等の新增設や本社機能の移転・拡充をした場合は県税の課税免除等があります

県税の課税免除・不均一課税

生産設備等の新增設

それぞれの法律の指定区域において、製造業等の用に供する生産設備等を新設又は増設（過疎法の場合は取得等）した場合は、事業税又は不動産取得税について課税免除又は不均一課税の適用があります。

○指定区域



本社機能の移転・拡充

地域再生法の地方活力向上地域において、特定業務施設（本社機能）を新設（移転）した場合は事業税については不均一課税、不動産取得税については課税免除の適用があり、増設（拡充）した場合は不動産取得税の不均一課税の適用があります。（事業税は東京23区から移転した企業が対象となります。）地方活力向上地域は、島根県地域再生計画において示されています。特定業務施設（本社機能）とは、調査や企画・情報処理・研究開発・国際事業・その他管理部門の事務所、研究所、研修所の業務施設が対象になります。（生産や販売等の部門のために使用される部分は含まれません。）

○適用要件等

| 法律 | 適用要件 | | | | | 免除の種類 | |
|---------------|-----------------|------|-------------------|----------------------------------|-----------|-------|--------|
| | 終期 | 青色申告 | 適用基準額 | 事業の種類 | 増加人員 | 事業税 | 不動産取得税 |
| 離島振興法 (注4) | R7.3.31 (注3) | ○ | 500～ 2,000万円以上 | 製造業、旅館業、情報サービス業、農林水産物販売業等 | — | 課税免除 | 課税免除 |
| 半島振興法 (注4) | R7.3.31 (注3) | ○ | 500～ 2,000万円以上 | 製造業、旅館業、情報サービス業、農林水産物販売業等 | — | 不均一課税 | 不均一課税 |
| 過疎法 | R6.3.31 | ○ | 500～ 2,000万円以上 | 製造業、旅館業、情報サービス業、農林水産物販売業等 | — | 課税免除 | 課税免除 |
| 原発等立地地域振興法 | R7.3.31 (注3) | — | 2,700万円超 | 製造業 道路貨物運送業 倉庫業、梱包業 卸売業 | — 15人超 | 不均一課税 | 不均一課税 |
| 地域未来投資促進法 | R7.3.31 (注3) | — | 1億円超(注1) | —(注2) | — | — | 課税免除 |

- (注1) 農林漁業及び関連業種に係るものにあつては5,000万円超。
不動産並びに構築物の取得費を対象とし、機械設備の取得費は含みません。
- (注2) 知事が承認する地域経済牽引事業計画に基づく施設の新増設であつて、主務大臣の確認を受けた事業に限ります。
- (注3) 適用期限が2年延長されます。(令和5年6月議会で条例改正予定)
- (注4) 半島振興法および離島振興法の対象地域と過疎法の対象地域が重複する場合は、過疎法が適用されることとなります。(令和5年6月議会で条例改正予定)

本社機能の移転・拡充

| 法律 | 適用要件 | | | | | 免除の種類 | |
|-------|---------|------|-------------------|-----------|-----------|-------|---------------------------------|
| | 終期 | 青色申告 | 適用基準額 | 事業の種類 | 増加人員 | 事業税 | 不動産取得税 |
| 地域再生法 | R6.3.31 | — | 3,800万円以上 (注5) | — (注6) | — (注7) | 不均一課税 | {移転型} 課税免除 {拡充型} 不均一課税 |

- (注5) 建物及びその付属施設、構築物、機械設備の取得費を対象とします。
中小企業の場合、1,900万円以上。
知事が特定業務施設整備計画を認定した日から3年以内に特定業務施設(本社機能)の用に供することが必要です。
また、所得税、法人税における適用基準額とは異なります。
- (注6) 事業の種類に制約はありませんが、工場や店舗などの新増設は対象になりません。
- (注7) 特定業務施設整備計画の設定にあつて雇用者の増加が要件となっています。

○課税免除額等

| | 事業税 | 不動産取得税 | | | | | | |
|----------|--|---|-----|-----|-----|-----|-----|--|
| 課税免除の場合 | <p>製造の事業等の用に供した日の属する事業年度の初日から起算して、3年以内に終了する各事業年度に係る事業税のうち、次の計算式により得た額に税率を乗じた額が免除されます。</p> $\text{島根県分の事業税の課税標準となるべき所得金額} \times \frac{\text{新增設された設備等に直接従事する従業者数}}{\text{島根県内に有する事務所等の従業者の総数}}$ | <p>新增設された工場等又は、新增設された特定業務施設（本社機能）の建設及びその敷地である土地の取得に係る不動産取得税の課税が免除（免除額は利用の実態に応じて算定）されます。</p> | | | | | | |
| 不均一課税の場合 | <p>上記の課税免除の額に、次の割合を乗じた額が軽減されます。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td>1年目</td> <td>2年目</td> <td>3年目</td> </tr> <tr> <td>1/2</td> <td>1/4</td> <td>1/8</td> </tr> </table> | 1年目 | 2年目 | 3年目 | 1/2 | 1/4 | 1/8 | <p>新增設された工場等又は、新增設された特定業務施設（本社機能）の建設及びその敷地である土地の取得に係る不動産取得税（対象税額は利用の実態に応じて算定）が次の税率で課税されます。</p> <p style="text-align: right;">建物：0.4% 土地：0.3%</p> |
| 1年目 | 2年目 | 3年目 | | | | | | |
| 1/2 | 1/4 | 1/8 | | | | | | |

申請期限等、詳細についてはお問い合わせください。

お問い合わせ

島根県東部県民センター課税部

TEL 0852-32-5621（法人課税課）

TEL 0852-32-5623（自動車・諸税課）

TEL 0852-32-5618（不動産課税課）

島根県東部県民センター出雲事務所

TEL 0853-30-5507（不動産・自動車課税課）

島根県西部県民センター税務部

TEL 0855-29-5519（法人・軽油課税課）

TEL 0855-29-5521（不動産・自動車課税課）

再生可能エネルギーの普及啓発の取組を支援します

再生可能エネルギー講師派遣支援事業

1. 概要

県内に再生可能エネルギーを推進するための、講演会、研修会等の講師の謝金、旅費等を支援します。

2. 補助対象

市町村、県内に事業所を有する事業者等

3. 助成内容

講師への謝金・旅費相当分・使用料及び賃借料を県が補助金として交付します。

4. 補助対象経費及び補助額

| 対象経費 | 補助金の額 |
|----------|-------------------------------------|
| 講師謝金 | 市町村等の実支出額又は講師1人1時間あたり5,100円のいずれか低い額 |
| 旅費 | 市町村等の実支出額 |
| 使用料及び賃借料 | 市町村等の実支出額 |

お問い合わせ

島根県環境生活部 環境政策課 再生可能エネルギー推進係
TEL 0852-22-6237 FAX 0852-25-3830

関係機関連絡先一覧（県機関）

島根県商工労働部 〒690-8501 松江市殿町1
TEL 0852-22-5111（代表）

本 庁

- 商工政策課 FAX 0852-22-6039
 - 政策企画スタッフ …………… TEL 0852-22-5643
 - 総務予算第一・第二係 …………… TEL 0852-22-5912
 - 計量係 …………… TEL 0852-22-6627
- 観光振興課 FAX 0852-22-5580
 - 観光企画係 …………… TEL 0852-22-5292
 - 観光宣伝係 …………… TEL 0852-22-6908
 - ご縁誘客係 …………… TEL 0852-22-6781
 - 美肌誘客係 …………… TEL 0852-22-6323
 - 国際観光推進室
 - 国際誘客係 …………… TEL 0852-22-5579
 - 国際宣伝係 …………… TEL 0852-22-6756
- しまねブランド推進課 FAX 0852-22-6859
 - 物産企画係 …………… TEL 0852-22-6397
 - 食品産業支援第一係 …………… TEL 0852-22-5284
 - 食品産業支援第二係 …………… TEL 0852-22-6398
 - 物産振興推進スタッフ …………… TEL 0852-22-5646
 - 海外展開支援室 FAX 0852-22-6750
 - 〒690-0887 松江市殿町8-3 タウンプラザしまね5F
 - しまね海外ビジネスサポートセンター内
 - 海外展開支援第一係 …………… TEL 0852-22-5303
 - 海外展開支援第二係 …………… TEL 0852-22-5633
- 産業振興課 FAX 0852-22-5638
 - 総務企画係 …………… TEL 0852-22-6019
 - 事業化支援・産学官連携スタッフ …………… TEL 0852-22-6694
 - イノベーション推進係 …………… TEL 0852-22-5293
 - 次世代産業育成スタッフ …………… TEL 0852-22-6643
 - ものづくり推進係 …………… TEL 0852-22-5289
 - 産業デジタル推進室 …………… TEL 0852-22-6347

- 企業立地課 FAX 0852-22-6080
 - 立地推進第一係 TEL 0852-22-5295
 - 立地推進第二係 TEL 0852-22-6310
 - 企業誘致戦略スタッフ TEL 0852-22-6797
- 中小企業課 FAX 0852-22-5781
 - 商業・サービス業支援係 TEL 0852-22-6055
 - 金融係 TEL 0852-22-5883
 - 商工団体係 TEL 0852-22-6243
 - 経営力強化支援室 TEL 0852-22-5288
- 雇用政策課 FAX 0852-22-6150
 - 労働福祉係 TEL 0852-22-5297
 - 採用力強化スタッフ TEL 0852-22-6560
 - 多様な就業支援係 TEL 0852-22-6562
 - いきいき職場づくり推進係 TEL 0852-22-5305
 - 産業人材育成係 TEL 0852-22-6556
 - 職業能力開発係 TEL 0852-22-5299
 - 若年者就職促進室
 - 就職支援第一係 TEL 0852-22-5365
 - 就職支援第二係 TEL 0852-22-5300

地方関係

- 隠岐支庁県民局
 - 〒685-0015 隠岐郡隠岐の島町港町塩口24 (隠岐合同庁舎内) FAX:08512-2-9626
 - 地域振興課 TEL:08512-2-9611
 - 観光振興課 TEL:08512-2-9610
- 西部県民センター商工観光部
 - 〒697-0041 浜田市片庭町254 (浜田合同庁舎内) FAX:0855-22-5306
 - 観光振興課 TEL:0855-29-5647
 - 商工振興課 TEL:0855-29-5649
- 産業技術センター 〒690-0816 松江市北陵町1 (テクノアークしまね内)
 - TEL:0852-60-5140 FAX:0852-60-5144
 - E-mail:sangisen@pref.shimane.lg.jp
 - URL:https://www.shimane-iit.jp/

- ◆産業技術センター浜田技術センター
 - 〒697-0006 浜田市下府町388-3
 - TEL:0855-28-1266 FAX:0855-28-1267
 - E-mail:hamagi@pref.shimane.lg.jp
 - URL :<https://www.shimane-iit.jp/>
- 東京事務所
 - 〒102-0093 東京都千代田区平河町2-6-3
 - (都道府県会館11F)
 - TEL:03-5212-9070 (代) FAX:03-5212-9069
- ◆日比谷しまね館
 - 〒100-0006 東京都千代田区有楽町1-2-2
 - (日比谷シャンテB1F)
 - TEL:03-6457-9404 FAX:03-6457-9405
 - URL :<https://www.shimanekan.jp/>
- ◆日比谷しまね館事務所
 - 〒100-0011 東京都千代田区内幸町1-1-1
 - (帝国ホテルタワー10F 10B-6号室)
 - TEL:03-5860-9845 FAX:03-5860-9846
- 大阪事務所
 - 〒530-0047 大阪府大阪市北区西天満3-13-18
 - (島根ビル2F)
 - TEL:06-6364-3605 FAX:06-6364-3854
- ◆なごや情報センター
 - 〒460-0008 愛知県名古屋市中区栄4-16-36
 - (久屋中日ビル4F)
 - TEL:052-262-4858 FAX:052-262-4877
- 広島事務所
 - 〒730-0032 広島県広島市中区立町1-23
 - (ごうぎん広島ビル6F)
 - TEL:082-541-2410 (代) FAX:082-541-2412
- 島根県物産観光館
 - 〒690-0887 松江市殿町191
 - TEL:0852-22-5758 FAX:0852-25-6785
 - URL :<https://www.shimane-bussan.or.jp/sb/>
- 東部高等技術校
 - 〒693-0043 出雲市長浜町3057-11
 - TEL:0853-28-2733 FAX:0853-28-2736
- 西部高等技術校
 - 〒698-0041 益田市高津4-7-10
 - TEL:0856-22-2450 FAX:0856-22-2451
- 県立図書館
 - 〒690-0873 松江市内中原町52
 - TEL:0852-22-5739 FAX:0852-27-3458

関係機関連絡先一覧（国機関）

●厚生労働省島根労働局

◆総務部、雇用環境・均等室、労働基準部、職業安定部

〒690-0841 松江市向島町134-10 松江地方合同庁舎 5 F

TEL:0852-20-7001

URL:<https://jsite.mhlw.go.jp/shimane-roudoukyoku/>

●労働基準監督署

☆松江労働基準監督署 〒690-0841 松江市向島町134-10 松江地方合同庁舎 2 F
TEL:0852-31-1165 FAX:0852-31-1164

☆松江労働基準監督署隠岐の島駐在事務所 〒685-0016 隠岐郡隠岐の島町城北町55 隠岐の島地方合同庁舎 1 F
TEL:08512-2-0195 FAX:08512-2-0211

☆出雲労働基準監督署 〒693-0028 出雲市塩冶善行町13-3 出雲地方合同庁舎 4 F
TEL:0853-21-1240 FAX:0853-21-1226

☆浜田労働基準監督署 〒697-0026 浜田市田町116-9
TEL:0855-22-1840 FAX:0855-22-1819

☆益田労働基準監督署 〒698-0027 益田市あけぼの東町4-6 益田地方合同庁舎 3 F
TEL:0856-22-2351 FAX:0856-22-8035

●公共職業安定所

☆松江公共職業安定所 〒690-0841 松江市向島町134-10 松江地方合同庁舎 2 F
TEL:0852-22-8609 FAX:0852-27-8524

☆松江公共職業安定所隠岐の島出張所 〒685-0016 隠岐郡隠岐の島町城北町55 隠岐の島地方合同庁舎 1 F
TEL:08512-2-0161 FAX:08512-2-8609

☆松江公共職業安定所安来出張所 〒692-0011 安来市安来町903-1
TEL:0854-22-2545 FAX:0854-22-4123

☆浜田公共職業安定所 〒697-0027 浜田市殿町21-6
TEL:0855-22-8609 FAX:0855-22-2932

☆浜田公共職業安定所川本出張所 〒696-0001 邑智郡川本町川本301-2 川本地方合同庁舎 1 F
TEL:0855-72-0385 FAX:0855-72-0386

- ☆出雲公共職業安定所 〒693-0023 出雲市塩冶有原町1-59
TEL:0853-21-8609 FAX:0853-21-0351
- ☆益田公共職業安定所 〒698-0027 益田市あけぼの東町4-6 益田地方合同庁舎1F
TEL:0856-22-8609 FAX:0856-23-2622
- ☆雲南公共職業安定所 〒699-1311 雲南市木次町里方514-2
TEL:0854-42-0751 FAX:0854-42-0752
- ☆石見大田公共職業安定所 〒694-0064 大田市大田町大田口1182-1
TEL:0854-82-8609 FAX:0854-82-1059

関係機関連絡先一覧（財団他）

- 公益財団法人しまね産業振興財団 〒690-0816 松江市北陵町1
 - 《代 表》 TEL:0852-60-5110 FAX:0852-60-5105
 - URL:ホームページ <https://www.joho-shimane.or.jp/>
 - お問い合わせフォーム <https://www.joho-shimane.or.jp/contact/>
 - 《経営支援課》 TEL:0852-60-5115 FAX:0852-60-5105
 - 〈よろず支援拠点〉 TEL:0852-60-5103 FAX:0852-60-5105
 - 〈創業・人材支援室〉 TEL:0852-60-5117 FAX:0852-60-5116
 - 〈プロフェッショナル人材戦略拠点〉
 - TEL:0852-60-5104 FAX:0852-60-5116
 - 《新事業支援課》 TEL:0852-60-5112 FAX:0852-60-5106
 - 《販路支援課》 TEL:0852-60-5114 FAX:0852-60-5116
 - 〈しまね海外ビジネスサポートセンター（販路支援課 国際化支援グループ）〉
 - TEL:0852-22-6193 FAX:0852-22-6750
- ◆しまねソフト研究開発センター（ITOC）
 - 〒690-0816 松江市北陵町1
 - TEL:0852-61-2225 FAX:0852-61-3322
 - URL:<https://www.s-itoc.jp/>
- ◆しまね知的財産総合支援センター
 - 〒690-0816 松江市北陵町1
 - TEL:0852-60-5145 FAX:0852-60-5148
 - 《知財総合支援窓口》ナビダイヤル:0570-082100
- ◆石見事務所
 - 〒697-0034 浜田市相生町1391-8 シティパルク浜田2F
 - 石見産業支援センター「いわみぷらっと」内
 - TEL:0855-24-9301 FAX:0855-22-0577
- ◆しまねビジネスセンター東京
 - 〒105-0013 東京都港区浜松町2-2-15 浜松町ゼネラルビル6F
 - TEL:03-3431-3731 FAX:03-3431-3732
- 公益財団法人ふるさと島根定住財団
 - 〒690-0003 松江市朝日町478-18（松江テルサ3F）
 - TEL:0852-28-0690 FAX:0852-28-0692
 - E-mail:shimane@teiju.or.jp
 - URL:<https://www.teiju.or.jp/>

◆ジョブカフェしまね松江センター

〒690-0003 松江市朝日町478-18 (松江テルサ3F)

TEL:0852-28-0691 FAX:0852-28-0692

URL:<https://www.gogo-jobcafe-shimane.jp/>

◆石見事務所 (ジョブカフェしまね浜田ランチ)

〒697-0034 浜田市相生町1391-8 シティパルク浜田2F

石見産業支援センター「いわみぷらっと」内

TEL:0855-25-1600 FAX:0855-25-1630

E-mail:iwami@teiju.or.jp

◆しまね移住支援サテライト東京

〒100-0011 東京都千代田区内幸町1-1-1

帝国ホテルタワー10F 10B-6号室

TEL:03-6281-9800 FAX:03-6281-9801

E-mail:soudan-tokyo@teiju.or.jp

●一般財団法人くにびきメッセ

〒690-0826 松江市学園南1-2-1 (くにびきメッセ1F)

TEL:0852-24-1111 FAX:0852-22-9219

E-mail:kunibiki@kunibikimesse.jp

URL:<http://www.kunibikimesse.jp/>

●合同会社じばさん石見

〒695-0016 江津市嘉久志町イ405

TEL:0855-52-0600 (代) FAX:0855-52-0283

●一般社団法人島根県物産協会

〒690-0887 松江市殿町191

TEL:0852-22-5758 FAX:0852-25-6785

●島根県中小企業団体中央会

〒690-0886 松江市母衣町55-4 (商工会館4F)

TEL:0852-21-4809 FAX:0852-26-5686

●島根県信用保証協会

- 本店 〒690-8503 松江市殿町105
総務部 TEL:0852-21-0561 FAX:0852-22-2707
E-mail:shinpo@shimane-cgc.or.jp
営業部・業務統括部
TEL:0852-22-2837 FAX:0852-22-3075
E-mail:hosyo@shimane-cgc.or.jp
- 出雲支店 〒693-0012 出雲市大津新崎町2-24
TEL:0853-21-4998 FAX:0853-21-4858
E-mail:izumo@shimane-cgc.or.jp
- 浜田支店 〒697-0027 浜田市殿町83-50
TEL:0855-22-0833 FAX:0855-22-3309
E-mail:hamada@shimane-cgc.or.jp
- 益田支店 〒698-0026 益田市あけぼの本町10-6
TEL:0856-22-4567 FAX:0856-22-4568
E-mail:masuda@shimane-cgc.or.jp
URL:<https://www.shimane-cgc.or.jp/>

●日本貿易振興機構（ジェトロ）島根貿易情報センター

〒690-0887 松江市殿町8-3 タウンプラザしまね5F
しまね海外ビジネスサポートセンター内
TEL:0852-27-3121 FAX:0852-22-4196
E-mail:mat@jetro.go.jp
URL:<https://www.jetro.go.jp/shimane/>

●浜田港振興会

〒697-0062 浜田市熱田町2135-2（浜田ポートセンター内）
TEL:0855-24-7733 FAX:0855-27-4411
E-mail:h-port-a@mx.miracle.ne.jp
URL:<https://www.hamada-minato.jp/>

●一般社団法人島根県発明協会

〒690-0816 松江市北陵町1 (テクノアークしまね内)
TEL:0852-60-5146 FAX:0852-60-5148
E-mail:jiiis@joho-shimane.or.jp
URL:https://www.shimane-hatsumeicom.jp/

●公益財団法人島根県環境保健公社

〒690-0012 松江市古志原1-4-6
TEL:0852-24-0207 FAX:0852-55-4525
URL:https://www.kanhokou.or.jp/

●一般社団法人島根労働基準協会

(公益社団法人全国労働基準関係団体連合会島根県支部)

〒690-0825 松江市学園1-5-35
TEL:0852-23-1730 FAX:0852-23-1788
URL:https://www.shima-roukikyo.or.jp/

●島根県職業能力開発協会

〒690-0048 松江市西嫁島1-4-5 (SPビル2 F)
TEL:0852-23-1755 FAX:0852-22-3404
URL:http://www.noukai-shimane.or.jp/

●公益財団法人介護労働安定センター島根支部

〒690-0003 松江市朝日町498 (松江センタービル9 F)
TEL:0852-25-8302 FAX:0852-25-8303
URL:http://www.kaigo-center.or.jp/shibu/shimane/

●公益財団法人産業雇用安定センター島根事務所

〒690-0007 松江市御手船場町551 (ニッセイ松江ビル6 F)
TEL:0852-27-1151 FAX:0852-27-1180
URL:https://www.sangyokoyo.or.jp/

- 独立行政法人労働者健康安全機構 島根産業保健総合支援センター
 - 〒690-0003 松江市朝日町477-17 (松江SUNビル7F)
 - TEL:0852-59-5801 FAX:0852-59-5881
 - URL:<https://www.shimanes.johas.go.jp/>

- 独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構島根支部
 - ◆島根障害者職業センター
 - 〒690-0877 松江市春日町532
 - TEL:0852-21-0900 FAX:0852-21-1909
 - E-mail:shimane-ctr@jeed.go.jp
 - URL:<https://www.jeed.go.jp/location/chiiki/shimane/>
 - ◆高齢・障害者業務課
 - 〒690-0001 松江市東朝日町267 (ポリテクセンター島根内)
 - TEL:0852-60-1677 FAX:0852-60-1678
 - URL:<https://www.jeed.go.jp/location/shibu/shimane/>
 - ◆ポリテクセンター島根 (島根職業能力開発促進センター)
生産性向上人材育成支援センター
 - 〒690-0001 松江市東朝日町267
 - TEL:0852-31-2828 FAX:0852-31-2164
 - URL:<https://www3.jeed.go.jp/shimane/poly/>
 - ◆ポリテクカレッジ島根(中国職業能力開発大学校附属島根職業能力開発短期大学校)
 - 〒695-0024 江津市二宮町神主1964-7
 - TEL:0855-53-4567 FAX:0855-53-0805
 - URL:<https://www3.jeed.go.jp/shimane/college/>

- 島根県内の障害者就業・生活支援センター
 - ◆ぷらす
 - 〒690-0063 松江市寺町198-61 寺町プラザ2階
 - TEL:0852-60-1870 FAX:0852-60-1860
 - E-mail:plus@soyu.or.jp

◆アーチ

〒699-1333 雲南市木次町下熊谷1259-1
TEL:0854-42-8022 FAX:0854-42-2727
E-mail:arch@unnanfukushikai.or.jp

◆リーフ

〒693-0001 出雲市今市町875-6 コメッセしんまち 1 階
TEL:0853-27-9001 FAX:0853-27-9011
E-mail:futaba-leaf@ceres.ocn.ne.jp

◆ジョブ亀の子

〒694-0041 大田市長久町長久口267-6
TEL:0854-84-0273 FAX:0854-84-0272
E-mail:job-kame@kamenoko.jp

◆レント

〒697-0037 浜田市新町53
TEL:0855-22-4141 FAX:0855-25-7464
E-mail:lento@juno.ocn.ne.jp

◆エスポア

〒698-0027 益田市あけぼの東町1-9
TEL:0856-23-7218 FAX:0856-32-0600
E-mail:pocket-8@tempo.ocn.ne.jp

◆太陽

〒685-0021 隠岐の島町岬町中の津四309-1
TEL:08512-2-5699 FAX:08512-2-3757
E-mail:oki-wakaba5699@kind.ocn.ne.jp

●一般社団法人島根県経営者協会

〒690-0886 松江市母衣町55-4 (商工会館 4 F)
TEL:0852-21-4925 FAX:0852-26-7651
URL:<https://shimanekeikyo.com/>

関係機関連絡先一覧（政府系金融機関）

●株式会社日本政策金融公庫

- ◆松江支店 〒690-0887 松江市殿町111
〈国民生活事業〉（松江センチュリービル2F）
 TEL:0570-075025（ナビダイヤル） FAX:0852-24-4616
〈農林水産事業〉（松江センチュリービル7F）
 TEL:0852-26-1133 FAX:0852-24-5334
〈中小企業事業〉（松江センチュリービル7F）
 TEL:0570-075878（ナビダイヤル） FAX:0852-21-6654
- ◆浜田支店 〒697-0027 浜田市殿町82-7
〈国民生活事業〉 TEL:0855-22-2835 FAX:0855-22-7632
 （注）農林水産事業は、テレビ電話での相談、中小企業事業
 は、定期的に駐在しての相談を行っています。

●株式会社商工組合中央金庫

- ◆松江支店 〒690-0887 松江市殿町210
 TEL:0852-23-3131 FAX:0852-27-1199
- ◆浜田営業所 〒697-0015 浜田市竹迫町2886
 TEL:0855-23-3033 FAX:0855-22-2215

商工会議所

| 名 称 | 所 在 地 | 電話番号 | F A X |
|-------------------|--------------------------|--------------|--------------|
| 松江商工会議所 | 〒690-0886 松江市母衣町55-4 | 0852-23-1616 | 0852-23-1656 |
| 浜田商工会議所 | 〒697-0026 浜田市田町1668 | 0855-22-3025 | 0855-22-5400 |
| 出雲商工会議所 | 〒693-0011 出雲市大津町1131-1 | 0853-25-3710 | 0853-23-1144 |
| 平田商工会議所 | 〒691-0001 出雲市平田町1702-10 | 0853-63-3211 | 0853-63-3346 |
| 益田商工会議所 | 〒698-0033 益田市元町12-7 | 0856-22-0088 | 0856-23-4343 |
| 大田商工会議所 | 〒694-0064 大田市大田町大田イ309-2 | 0854-82-0765 | 0854-82-2993 |
| 安来商工会議所 | 〒692-0011 安来市安来町878-8 | 0854-22-2380 | 0854-23-2314 |
| 江津商工会議所 | 〒695-0016 江津市嘉久志町2306-4 | 0855-52-2268 | 0855-52-1369 |
| 島根県商工会議所 連 合 会 | 〒690-0886 松江市母衣町55-4 | 0852-23-1616 | 0852-23-1656 |

商工会

| 名 称 | | 所 在 地 | 電話番号 | FAX |
|------------------------|-------|---|--------------|--------------|
| 松江市 | まつえ北 | 〒690-0333 鹿島町古浦607-3 | 0852-82-2266 | 0852-82-1407 |
| | まつえ南 | 〒699-0408 宍道町昭和1 | 0852-66-0861 | 0852-66-3377 |
| | 東出雲町 | 〒699-0109 東出雲町錦浜583-18 | 0852-52-2344 | 0852-52-2194 |
| 浜田市 | 石 央 | 〒697-0121 金城町下来原1409-2 | 0855-42-0070 | 0855-42-1783 |
| 出雲市 | 出 雲 | 〒699-0711 大社町杵築南1344 | 0853-53-2558 | 0853-53-2252 |
| | 斐 川 町 | 〒699-0505 斐川町上庄原1749-3 | 0853-72-0674 | 0853-72-0765 |
| 益田市 | 美 濃 | 〒698-0203 美都町都茂1809-2 | 0856-52-2537 | 0856-52-2536 |
| 大田市 | 銀 の 道 | 〒699-2511 温泉津町小浜イ308-6 | 0855-65-1110 | 0855-65-2346 |
| 安来市 | 安 来 市 | 〒692-0404 広瀬町広瀬753-40 | 0854-32-2155 | 0854-32-2396 |
| 江津市 | 桜 江 町 | 〒699-4226 桜江町川戸11-1 | 0855-92-1331 | 0855-92-1338 |
| 雲南市 | 雲 南 市 | 〒690-2404 三刀屋町三刀屋274-10 | 0854-45-2405 | 0854-45-2446 |
| 仁多郡 | 奥出雲町 | 〒699-1511 奥出雲町三成324-15 | 0854-54-0158 | 0854-54-0169 |
| 飯石郡 | 飯 南 町 | 〒690-3513 飯南町下赤名877-1 | 0854-76-2118 | 0854-76-2955 |
| 邑智郡 | 川 本 町 | 〒696-0001 川本町川本558-10 | 0855-72-0123 | 0855-72-2516 |
| | 美 郷 町 | 〒699-4621 美郷町粕淵400-7 | 0855-75-0805 | 0855-75-1326 |
| | 邑 南 町 | 〒696-0103 邑南町矢上3854-2 | 0855-95-0278 | 0855-95-0904 |
| 鹿足郡 | 津和野町 | 〒699-5605 津和野町後田口187 | 0856-72-3131 | 0856-72-1389 |
| | 吉 賀 町 | 〒699-5512 吉賀町広石562 | 0856-77-1255 | 0856-77-1640 |
| 隠岐郡 | 隠 岐 國 | 〒684-0404 海士町大字福井1375-1 | 08514-2-0376 | 08514-2-0775 |
| | 西ノ島町 | 〒684-0211 西ノ島町大字浦郷677-11 | 08514-6-1021 | 08514-6-1964 |
| | 隠岐の島町 | 〒685-0013 隠岐の島町中町 目貫の二54-1 | 08512-2-1157 | 08512-2-5984 |
| 島根県商工会連合会 | | 〒690-0886 松江市母衣町55-4 | 0852-21-0651 | 0852-26-5357 |
| 島根県商工会連合会 石 見 事 務 所 | | 〒697-0034 浜田市相生町1391-8 (石見産業支援センター内) | 0855-22-3590 | 0855-22-3534 |

市町村商工担当課

| 市町村名 | 商 業 ・ 工 業 担 当 | | | |
|-------|-----------------|--------------------------|----------------------|--------------|
| | 課 名 | 係 名 | 電話番号（内線） | FAX番号 |
| 松江市 | 商工企画課 | 企画振興係 | 0852-55-5208 | 0852-55-5553 |
| | まつえ産業支援センター | 産業支援係 | 0852-60-7101 | 0852-25-0300 |
| 浜田市 | 商工労働課 | 事業支援係 | 0855-25-9501 | 0855-23-4040 |
| | 産業振興課 | 産業振興係 | 0855-25-9502 | |
| 出雲市 | 商工振興課 | 商工企画係 | 0853-21-6572 | 0853-21-6838 |
| | | 中小企業係 | 0853-21-6541 | |
| | 産業政策課 | 産業企画係 | 0853-21-6549 | |
| 益田市 | 産業支援センター | － | 0856-31-0341 | 0856-22-0437 |
| 大田市 | 産業企画課 | 産業支援係 | 0854-83-8073 | 0854-82-9150 |
| 安来市 | やすぎ暮らし推進課 | 産業振興係 | (商業) 0854-23-3106 | 0854-23-3061 |
| | | | (工業) 0854-23-3107 | |
| 江津市 | 商工観光課 | 商工振興係 | 0855-52-7494 | 0855-52-1365 |
| 雲南市 | 商工振興課 | 企業雇用支援グループ 地域産業支援グループ | 0854-40-1052 | 0854-40-1029 |
| 奥出雲町 | 定住産業課 | 商工労働係 | 0854-54-2524 | 0854-54-0052 |
| 飯南町 | 産業振興課 | 商工振興担当 | 0854-76-2214 | 0854-76-3950 |
| 川本町 | 産業振興課 | 商工観光係 | 0855-72-0636 | 0855-72-1136 |
| 美郷町 | 産業振興課 | 商工振興係 | 0855-75-1214 | 0855-75-1218 |
| 邑南町 | 産業支援課 (商工観光) | 商工労働係 | 0855-95-2565 | 0855-95-0171 |
| 津和野町 | 商工観光課 | 商工係 | 0856-72-0652 | 0856-72-1650 |
| 吉賀町 | 産業課 | － | 0856-79-2213 | 0856-79-2344 |
| 海士町 | 交流促進課 | － | 08514-2-0017 | － |
| 西ノ島町 | 観光定住課 | 観光商工係 | 08514-6-1257 | 08514-6-0683 |
| 知夫村 | 地域振興課 | － | 08514-8-2211 | 08514-8-2093 |
| 隠岐の島町 | 商工観光課 | 商工労働係 | 08512-2-8575 | 08512-2-3302 |

| 市町村名 | 観 光 担 当 | | | |
|-------|-----------------|----------------|--------------|--------------|
| | 課 名 | 係 名 | 電話番号 (内線) | FAX番号 |
| 松江市 | 観光振興課 | 観光係 | 0852-55-5214 | 0852-55-5634 |
| | 国際観光課 | 国際観光係 | 0852-55-5632 | 0852-55-5634 |
| | 観光施設課 | 施設係 | 0852-55-5699 | 0852-55-5564 |
| 浜田市 | 観光交流課 | 観光企画係 | 0855-25-9530 | 0855-23-4040 |
| | | 石見神楽係 | 0855-25-9531 | |
| | | 交流推進係 | 0855-25-9531 | |
| 出雲市 | インバウンド推進課 | インバウンド推進係 | 0853-21-6801 | 0853-21-6585 |
| | 観光課 | 観光政策・振興係 | 0853-21-6588 | |
| | | 観光施設係 | 0853-21-6995 | |
| 益田市 | 観光交流課 | — | 0856-31-0331 | 0856-23-4655 |
| 大田市 | 観光振興課 | 観光振興係 観光施設係 | 0854-83-8192 | 0854-82-9150 |
| 安来市 | 観光振興課 | 観光振興係 | 0854-23-3110 | 0854-23-3061 |
| 江津市 | 商工観光課 | 観光ブランド推進係 | 0855-52-7494 | 0855-52-1365 |
| 雲南市 | 観光振興課 | 観光振興グループ | 0854-40-1054 | 0854-40-1059 |
| 奥出雲町 | 定住産業課 | 観光係 | 0854-54-2524 | 0854-54-0052 |
| 飯南町 | 産業振興課 | 観光振興担当 | 0854-76-2214 | 0854-76-3950 |
| 川本町 | 産業振興課 | 商工観光係 | 0855-72-0636 | 0855-72-1136 |
| 美郷町 | 産業振興課 | 商工振興係 | 0855-75-1214 | 0855-75-1218 |
| 邑南町 | 産業支援課 (商工観光) | 観光振興係 | 0855-95-2565 | 0855-95-0171 |
| 津和野町 | 商工観光課 | 観光係 | 0856-72-0652 | 0856-72-1650 |
| 吉賀町 | 企画課 | — | 0856-77-1437 | 0856-77-1891 |
| 海士町 | 交流促進課 | — | 08514-2-0017 | — |
| 西ノ島町 | 観光定住課 | 観光商工係 | 08514-6-1257 | 08514-6-0683 |
| 知夫村 | 地域振興課 | — | 08514-8-2211 | 08514-8-2093 |
| 隠岐の島町 | 商工観光課 | 観光振興係 | 08512-2-8575 | 08512-2-3302 |

| 市町村名 | 企 業 誘 致 担 当 | | | |
|-------|-----------------|------------|--------------|--------------|
| | 課 名 | 係 名 | 電話番号 (内線) | FAX番号 |
| 松江市 | 定住企業立地推進課 | 企業立地係 | 0852-55-5216 | 0852-55-5553 |
| 浜田市 | 産業振興課 | 企業立地貿易振興係 | 0855-25-9502 | 0855-23-4040 |
| 出雲市 | 産業政策課 | 企業誘致係 | 0853-21-6305 | 0853-21-6838 |
| 益田市 | 産業支援センター | 企業誘致推進室 | 0856-31-0391 | 0856-22-0437 |
| 大田市 | 産業企画課 | 企業誘致係 | 0854-83-8072 | 0854-82-9150 |
| 安来市 | やすぎ暮らし推進課 | 産業振興係 | 0854-23-3107 | 0854-23-3061 |
| 江津市 | 商工観光課 | 企業立地係 | 0855-52-7494 | 0855-52-1365 |
| 雲南市 | 商工振興課 | 企業雇用支援グループ | 0854-40-1052 | 0854-40-1029 |
| 奥出雲町 | 定住産業課 | 商工労働係 | 0854-54-2524 | 0854-54-0052 |
| 飯南町 | 産業振興課 | 新産業振興担当 | 0854-76-2214 | 0854-76-3950 |
| 川本町 | 産業振興課 | 商工観光係 | 0855-72-0636 | 0855-72-1136 |
| 美郷町 | 産業振興課 | 商工振興係 | 0855-75-1214 | 0855-75-1218 |
| 邑南町 | 産業支援課 (商工観光) | 商工労働係 | 0855-95-2565 | 0855-95-0171 |
| 津和野町 | つわの暮らし推進課 | 情報係 | 0856-74-0092 | 0856-74-0002 |
| 吉賀町 | 企画課 | － | 0856-77-1437 | 0856-77-1891 |
| 海士町 | 交流促進課 | － | 08514-2-0017 | － |
| 西ノ島町 | 産業振興課 | プロジェクト係 | 08514-6-1220 | 08514-6-0683 |
| 知夫村 | 地域振興課 | － | 08514-8-2211 | 08514-8-2093 |
| 隠岐の島町 | 商工観光課 | 商工労働係 | 08512-2-8575 | 08512-2-3302 |

| 市町村名 | 雇 用 ・ 労 働 担 当 | | | |
|-------|-----------------|------------|--------------|--------------|
| | 課 名 | 係 名 | 電話番号（内線） | FAX番号 |
| 松江市 | 定住企業立地推進課 | 定住雇用推進係 | 0852-55-5215 | 0852-55-5553 |
| 浜田市 | 商工労働課 | 商工労働係 | 0855-25-9500 | 0855-23-4040 |
| 出雲市 | 産業政策課 | 雇用政策係 | 0853-24-7620 | 0853-21-6838 |
| 益田市 | 産業支援センター | － | 0856-31-0341 | 0856-22-0437 |
| 大田市 | 産業企画課 | 産業支援係 | 0854-83-8077 | 0854-82-9150 |
| 安来市 | やすぎ暮らし推進課 | 産業振興係 | 0854-23-3107 | 0854-23-3061 |
| 江津市 | 商工観光課 | 企業立地係 | 0855-52-7494 | 0855-52-1365 |
| 雲南市 | 商工振興課 | 企業雇用支援グループ | 0854-40-1052 | 0854-40-1029 |
| 奥出雲町 | 定住産業課 | 商工労働係 | 0854-54-2524 | 0854-54-0052 |
| 飯南町 | 産業振興課 | 商工振興担当 | 0854-76-2214 | 0854-76-3950 |
| 川本町 | 産業振興課 | 商工観光係 | 0855-72-0636 | 0855-72-1136 |
| 美郷町 | 産業振興課 | 商工振興係 | 0855-75-1214 | 0855-75-1218 |
| 邑南町 | 産業支援課 （商工観光） | 商工労働係 | 0855-95-2565 | 0855-95-0171 |
| 津和野町 | 商工観光課 | 商工係 | 0856-72-0652 | 0856-72-1650 |
| 吉賀町 | 企画課 | － | 0856-77-1437 | 0856-77-1891 |
| 海士町 | 交流促進課 | － | 08514-2-0017 | － |
| 西ノ島町 | 観光定住課 | 観光商工係 | 08514-6-1257 | 08514-6-0683 |
| 知夫村 | 地域振興課 | － | 08514-8-2211 | 08514-8-2093 |
| 隠岐の島町 | 商工観光課 | 商工労働係 | 08512-2-8575 | 08512-2-3302 |

企業支援施策ガイドブック 索引

あ

| | |
|---|-----|
| IT活用サービス創出シード支援事業 [サービス・製品開発支援事業] …… | 88 |
| IT活用サービス創出シード支援事業 [プロトタイプ検証支援事業] …… | 87 |
| IT活用サービス創出シード支援事業 [リサーチ・インタビュー支援事業] … | 86 |
| IT人材育成事業 …… | 201 |
| IT人材移住促進補助金 …… | 127 |
| 新たな日常に対応したもののづくり産業販路拡大支援事業 …… | 73 |
| アンテナショップの活用 …… | 69 |
| いきいき職場づくり支援補助金 …… | 169 |
| 一般事業主行動計画 策定支援アドバイザーの無料派遣 …… | 66 |
| 石見産業支援センター「いわみぷらっと」 …… | 27 |
| 飲食・商業・サービス業新事業展開支援事業 …… | 76 |
| 飲食・商業・サービス業等エネルギーコスト削減対策緊急支援事業 …… | 77 |
| エコアクション21認証取得促進事業 (しまねエコライフ推進会議事業者部会事業) … | 101 |
| Ecoアドバイザー派遣事業 (しまねエコライフ推進会議事業者部会事業) … | 63 |

か

| | |
|---------------------------------|-----|
| 外国人観光客誘致事業補助金 …… | 185 |
| 外国人材雇用情報提供窓口 …… | 47 |
| 外国人労働者の雇用管理等に関する相談支援 …… | 48 |
| 開発ソフトウェア・サービス販路拡大支援事業 …… | 71 |
| 企業立地促進助成金 …… | 177 |
| キャリアアップ助成金 …… | 146 |
| きょうかい専門家派遣事業「結 (ゆい)」 …… | 60 |
| 業務改善助成金 (通常コース) …… | 151 |
| 拠点工業団地立地促進補助金 …… | 176 |
| 勤労者共済会 (中小企業勤労者福祉サービスセンター事業) …… | 237 |
| 経営安定特別相談室 …… | 30 |
| 経営革新支援事業 …… | 209 |
| 経営・技術強化支援事業 (エキスパートバンク) …… | 57 |
| 県営工業団地割賦分譲制度 …… | 222 |

| | |
|-----------------------------------|-----|
| 県営工業団地土地貸付（リース）制度 | 223 |
| 県外県産品販路開拓事業 | 226 |
| 原子力発電施設等周辺地域企業立地支援給付金 | 182 |
| 県税の課税免除・不均一課税 | 243 |
| 県立高等技術校 | 236 |
| 県立高等技術校の在職者向けセミナー | 198 |
| （公財）産業雇用安定センター | 48 |
| 合同企業説明会 | 70 |
| 高齢労働者処遇改善促進助成金 | 142 |
| 顧客価値と技術から展開する新商品・事業開発手法 | 197 |
| 国際規格等取得促進助成事業 | 96 |
| 子育てしやすい職場づくり奨励金（子育てしやすい職場づくり促進事業） | 162 |
| 雇用調整助成金 | 115 |

さ

| | |
|---|-----|
| 再生可能エネルギー講師派遣支援事業 | 246 |
| 再生可能エネルギー事業化支援事業 | 189 |
| 再生可能エネルギー設備等導入支援事業 | 191 |
| 再生可能エネルギーによる地域活性化支援事業 | 190 |
| 再生可能エネルギー熱利用普及モデル事業 | 192 |
| 採用に関する専門家の派遣 | 65 |
| 採用ブランディング支援補助金 | 173 |
| 産業雇用安定助成金（雇用維持支援コース/スキルアップ支援コース/事業再構築支援コース） | 116 |
| 産業廃棄物 3 R 技術開発事業費補助金 | 82 |
| 産業廃棄物 3 R 推進施設等整備費補助金 | 83 |
| シェアードオフィス・インキュベーションルーム・レンタルオフィス | 205 |
| J-GoodTech（ジェグテック） | 225 |
| ジェットロ | 37 |
| 事業継続力強化アドバイザー派遣事業 | 58 |
| 事業承継新事業活動等支援事業（補助金） | 81 |
| 事業承継推進コーディネーター・事業承継推進員 | 31 |

| | |
|---------------------------------|-----|
| 試作・技術開発支援助成金 | 89 |
| 次世代産業推進技術イノベーション事業 | 213 |
| 自然公園を活用した誘客促進補助金 | 193 |
| しまねイクボスネットワーク加入登録制度 | 228 |
| しまね縁結びサポート企業登録制度 | 229 |
| しまねオープンイノベーション推進助成事業 | 85 |
| しまね海外展開支援助成金 | 94 |
| しまね海外ビジネスサポートセンター | 35 |
| しまね技術スキルアップセミナー | 195 |
| しまねグリーン製品認定・普及促進事業 | 84 |
| 島根グリーンビジネスフォーラム | 214 |
| 島根県産業技術センター | 19 |
| 島根県事業承継・引継ぎ支援センター | 32 |
| 島根県職業能力開発協会 | 45 |
| 島根県新商品等による新事業分野開拓事業者認定制度 | 212 |
| 島根県信用保証協会 | 29 |
| 島根県中小企業活性化協議会 | 30 |
| 島根県中小企業団体中央会 | 22 |
| 島根県伝統工芸品展示会・見本市出展及び専門家招聘事業費補助金 | 95 |
| 島根県特例子会社等設立支援事業助成金 | 114 |
| 島根県ヘルステックビジネス事業化支援事業 | 103 |
| 島根県立図書館のビジネス・就業支援 | 55 |
| しまね子育て応援企業（こころカンパニー）認定制度 | 227 |
| しまね産学官人材育成コンソーシアム | 234 |
| しまね産業振興財団（国際取引支援） | 36 |
| しまね産業振興財団（相談窓口・情報提供） | 23 |
| しまね産業振興財団（販路開拓） | 33 |
| しまね就職活動応援事業 | 232 |
| しまね食品バイヤーズカタログ・海外向けしまねバイヤーズカタログ | 224 |
| しまね女性の活躍応援企業登録制度 | 230 |
| しまねソフト研究開発センター（ITOC） | 28 |

| | |
|---|-----|
| 島根大学 | 216 |
| しまね知的財産総合支援センター | 41 |
| しまね中核的食品製造企業育成事業 | 79 |
| 島根働き方改革推進支援センター | 54 |
| しまね働く女性きらめき応援塾2023 | 204 |
| 島根・ビジネスサポート・オフィス（タイ バンコク） | 39 |
| しまねビジネスセンター東京運営事業 | 206 |
| しまねまごころバンクドナー休暇制度導入促進助成金 | 159 |
| しまねものづくり人財育成促進事業 | 187 |
| 若年未就業者就職促進事業 | 220 |
| 重度障害者等通勤対策助成金 | 133 |
| 出産後職場復帰奨励金（中小・小規模事業者等出産後職場復帰促進事業） | 160 |
| 受動喫煙防止対策助成金 | 165 |
| 障害者介助等助成金 | 130 |
| 障害者作業施設設置等助成金 | 128 |
| 障害者就業・生活支援センター | 50 |
| 障害者福祉施設設置等助成金 | 129 |
| 商業・サービス業県外展開支援事業 | 109 |
| 商工会議所・商工会 | 22 |
| 商工組合中央金庫の事業資金融資 | 10 |
| 職場適応援助者助成金 | 135 |
| 食品衛生・食品表示相談窓口 | 34 |
| 食品展示商談会の開催・出展支援 | 68 |
| 食品輸出商談会の開催・海外現地コーディネーター（食品分野） | 40 |
| 女性活躍のための働きやすい環境整備支援事業費補助金 | 171 |
| 女性就職相談窓口 レディース仕事センター | 51 |
| ジョブカフェしまね（ふるさと島根定住財団） | 233 |
| 人材開発支援助成金 | 153 |
| 人材確保等支援助成金（雇用管理制度助成コース・介護福祉機器助成コース・人事評価改善等助成コース・ 建設キャリアアップシステム等普及促進コース・外国人労働者就労環境整備助成コース・テレワークコース） | 148 |
| 人材確保等支援助成金（中小企業団体助成コース） | 120 |

| | |
|--------------------------------------|-----|
| 信用保証 | 5 |
| スモール・ビジネス育成支援講座 | 202 |
| スモール・ビジネス育成支援事業 アドバイザー派遣 | 64 |
| スモール・ビジネス育成支援事業 中間支援組織（地域商社）機能強化支援 | 203 |
| スモール・ビジネス育成支援事業補助金 | 110 |
| スリーステージ研修 | 199 |
| 成長型中小企業等研究開発支援事業（Go-Tech事業）（旧サポイン事業） | 208 |
| 設備貸与事業 | 12 |
| 専門人材確保推進事業費補助金 | 113 |
| 戦略的取引先確保推進事業 | 67 |
| ソフト系IT産業〔特例〕・地域限定専門系事務職場〔特例〕補助金 | 180 |
| ソフト産業家賃等補助金 | 175 |

た

| | |
|-------------------------------|-----|
| 大学生等のIT技能習得促進事業 | 218 |
| 大学生等のインターンシップ等促進事業 | 219 |
| 地域課題解決型しまね起業支援事業 | 100 |
| 地域雇用開発助成金（地域雇用開発コース） | 143 |
| 地域産品販路拡大活動支援事業 | 80 |
| 地域商業等支援事業 | 98 |
| 地域未来投資促進法に基づく支援 | 221 |
| 知的財産戦略セミナー | 196 |
| 中高年齢者就職支援窓口 ミドル・シニア仕事センター | 51 |
| 中山間地域・離島での資格取得促進事業（奨学金返還助成制度） | 235 |
| 中小企業119（専門家派遣事業） | 59 |
| 中小企業育成振興資金 | 3 |
| 中小企業高度化資金貸付事業 | 11 |
| 中小企業制度融資 | 1 |
| 中小企業退職金共済制度 | 238 |
| 中小企業団体経営基盤緊急強化支援事業 | 78 |
| 中小企業デジタル人材育成支援事業 | 200 |

| | |
|--|-----|
| 中小企業デジタル導入加速化補助金 | 107 |
| 中小企業等外国出願支援事業 | 102 |
| 中途採用等支援助成金（中途採用拡大コース・UIJターンコース） | 163 |
| 治療と仕事の両立支援 | 53 |
| データ活用型サービス創出支援事業 | 104 |
| デジタル導入支援者による伴走支援（IT専門家派遣） | 62 |
| デジタル導入実証支援助成金 | 108 |
| 伝統工芸雇用就業資金貸付金 | 155 |
| （独）高齢・障害・求職者雇用支援機構島根支部 高齢・障害者業務課 | 45 |
| （独）高齢・障害・求職者雇用支援機構島根支部 島根障害者職業センター | 49 |
| （独）高齢・障害・求職者雇用支援機構島根支部 生産性向上人材育成支援センター | 46 |
| 特定求職者雇用開発助成金（特定就職困難者コース/生活保護受給者等雇用開発コース/就職氷河期世代安定雇用実現コース/ 発達障害者・難治性疾患患者雇用開発コース/成長分野等人材確保・育成コース） | 121 |
| 特定通信費補助金 | 90 |
| 特定有人国境離島地域創業・事業拡大支援事業 | 186 |
| （独）労働者健康安全機構島根産業保健総合支援センター | 239 |
| トライアル雇用助成金（一般トライアルコース） | 136 |
| トライアル雇用助成金（若年・女性建設労働者トライアルコース） | 139 |
| トライアル雇用助成金（障害者トライアルコース/障害者短時間トライアルコース） | 137 |

な

| | |
|---------------|-----|
| 日本政策金融公庫の融資制度 | 7 |
| 農業分野への進出支援 | 241 |

は

| | |
|--------------------------------|-----|
| 働き方改革推進支援助成金 | 166 |
| 働く人の「こころの耳 電話相談」（0120-565-455） | 52 |
| 浜田港国際定期コンテナ航路利用促進事業補助金 | 92 |
| 浜田港トライアル輸出入支援事業補助金 | 93 |
| ふるさとものづくり支援事業 | 97 |
| 分析・試験 | 215 |

ま

| | |
|----------------------------|-----|
| まち・ひと・しごと創生資金 | 4 |
| 松江工業高等専門学校 | 217 |
| 魅力ある観光地域づくり支援事業補助金 | 183 |
| 木材産業等高度化推進資金 | 16 |
| ものづくりアドバイザー派遣 | 61 |
| ものづくり企業におけるデジタル技術の活用を支援 | 207 |
| ものづくり企業の連携した取組を支援 | 210 |
| ものづくり産業エネルギーコスト削減対策緊急支援補助金 | 106 |
| ものづくり産業生産プロセス変革等支援事業助成金 | 75 |
| ものづくり産業脱炭素化促進事業助成金 | 105 |

や

| | |
|-------------------|-----|
| Uターン希望者に対する無料職業紹介 | 231 |
|-------------------|-----|

ら

| | |
|------------------------------|-----|
| 立地関係資金 | 13 |
| 両立支援等助成金 | 156 |
| 林業就業促進資金 | 17 |
| 林業・木材産業改善資金 | 14 |
| 労働移動支援助成金 | 144 |
| 労働関係助成金等整理表 | 111 |
| 労働条件相談ほっとライン (0120-811-6110) | 44 |
| 労働相談窓口 (国・県) | 42 |
| 65歳超雇用推進助成金 | 140 |

発

行

2023年6月15日発行

島根県商工労働部

松江市殿町1番地

TEL0852-22-6626 FAX0852-22-6039
